長運登第２３５号
長運整第６５５号
令和２年１２月２５日

回送運行許可事業者　殿

北陸信越運輸局長野運輸支局長

「「規制改革実施計画」等に基づく関係自動車局長通達の改正について（令和２年１２月２３日付け国自総第２８３号）」等に基づく関係北陸信越運輸局長通達の一部改正等について

標記について、北陸信越運輸局長から別紙写し（令和２年１２月２４日付け北信技管第１６号の２、北信技技第４９２号の２、北信技整第２１１号の２、北信技保第５５号の２）のとおり通知がありましたので、令和３年１月１日以降はこれにより実施されるとともに、事務処理上遺漏のないように取り計らい願います。

長野運輸支局 -2.12.24 第391号

長野運輸支局 -2.12.24 第887号

北信技管第　１６号の２
北信技技第４９２号の２
北信技整第２１１号の２
北信技保第　５５号の２
令和２年１２月２４日

管内各運輸支局長　殿
管内各自動車検査登録事務所長　殿

北陸信越運輸局長

「「規制改革実施計画」等に基づく関係自動車局長通達の改正について（令和２年12月23日付け国自総第283号）」等に基づく関係北陸信越運輸局長達の一部改正等について

標記について、自動車局長より別紙（「規制改革実施計画」等に基づく関係自動車局長通達の改正について（令和２年12月23日付け国自総第283号））及び自動車局整備課長より別紙（「規制改革実施計画」等に基づく関係自動車局整備長通達の改正について（令和２年12月23日付け国自総第251号））及びのとおり通達があったので、令和３年１月１日以降はこれにより実施されるとともに、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。

また、これに基づく関係北陸信越運輸局長達を別紙新旧対照表のとおり改正したので、了知するとともに関係者に周知されたい。

達第４号

「「規制改革実施計画」等に基づく関係自動車局長通達の改正について（令和２年 12 月 23 日付け国自総第 283 号)」等に基づき、関係する北陸信越運輸局長達について改正する達を次のとおり定める。

令和２年１２月２４日

北陸信越運輸局長　　野津　真生

「「規制改革実施計画」等に基づく関係自動車局長通達の改正について（令和２年 12 月 23 日付け国自総第 283 号)」等に基づく関係北陸信越運輸局長達の一部を改正する達

「規制改革実施計画」等に基づく関係自動車局長通達の改正について（令和２年 12 月 23 日付け国自総第 283 号）及び「規制改革実施計画」等に基づく関係自動車局整備課長通達等の改正について（令和２年 12 月 23 日付け国自整第 251 号）に基づき、関係する北陸信越運輸局長達の一部を次のとおり改める。

１．以下の達について、別紙のとおり改める。
自動車の回送運行許可等事務取扱要領（平成 17 年５月 25 日付け達第２号）
自動車の窓ガラスへの貼付物等の指定要領(平成６年９月 30 日付け達第 11 号)
自動車特定整備事業事務取扱要領（平成 14 年８月 20 日付け達第 39 号）
指定自動車整備事業事務取扱要領（平成 14 年８月 20 日付け達第 40 号）
優良自動車整備事業事務取扱要領（平成 18 年３月 31 日付け達第 13 号）
自動車検査員教習実施規程（平成 15 年２月 13 日付け達第 44 号）
移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領(平成 19 年２月６日付け達第 17 号)

２．１．に掲げるもの以外の北陸信越運輸局長達による申請書等（「規制改革実施計画」等に基づく関係自動車局長通達の改正について（令和２年 12 月 23 日付け国自総第 283 号）及び「規制改革実施計画」等に基づく関係自動車局整備課長通達等の改正について（令和２年 12 月 23 日付け国自整第 251 号）による申請書等をいう。）についても、署名又は押印を不要とする。

「自動車の回送運行許可等事務取扱要領」（平成17年5月25日付け達第2号）（新旧対照表）

新	旧
自動車の回送運行許可等事務取扱要領 平成１７年５月２５日 達第２号 一部改正　平成２４年７月　９日 達第２号 一部改正　平成２５年１月３０日 達第５号 一部改正　平成２７年３月２７日 達第１２号 一部改正　平成２８年４月　１日 達第１号 一部改正　平成２８年６月　１日 達第２号 一部改正　平成２９年１１月１日 達第９号 一部改正　令和２年１２月２４日 達第４号 第一章　総則～第五章　届出その他（略）	自動車の回送運行許可等事務取扱要領 平成１７年５月２５日 達第２号 一部改正　平成２４年７月　９日 達第２号 一部改正　平成２５年１月３０日 達第５号 一部改正　平成２７年３月２７日 達第１２号 一部改正　平成２８年４月　１日 達第１号 一部改正　平成２８年６月　１日 達第２号 一部改正　平成２９年１１月１日 達第９号 第一章　総則～第五章　届出その他（略）

附　　則（略） 附　　則 １．この要領は、令和３年１月１日から施行する。 別表　第１～別表　第２（略） 第１号様式～第２０号様式（略）	附　　則（略） （新設） 別表　第１～別表　第２（略） 第１号様式～第２０号様式（略）

（第21号様式）（申請書添付書類）

自動車の分解整備を業とする者の関係団体の会員であることの書面

（認証番号）＿＿＿＿＿＿

（氏名又は名称）

（住　　所）　　（指定番号）＿＿＿＿＿＿

上記の者は、当団体の会員であって、自動車の分解整備を業としており、その実績は、下記のとおりであることを証明いたします。

令和　年　月　日

（住所）

（団体名）

（代表者名）

記

臨時運行許可に基づく運行実績※

臨時運行を許可した市　区　町　村	許可年月日	車台番号又は登録番号	目的

※　車検のために自ら分解整備しようとする自動車の引き取り,車検のために自ら分解整備した自動車の引き渡しのための回送及び自ら分解整備した自動車の車検のため車検場までの回送であること。2回目以降の許可の場合は直前1年間の回送運行の許可に基づく回送運行実績を記載すること。

（第21号様式）（申請書添付書類）

自動車の分解整備を業とする者の関係団体の会員であることの書面

（認証番号）＿＿＿＿＿＿

（氏名又は名称）

（住　　所）　　（指定番号）＿＿＿＿＿＿

上記の者は、当団体の会員であって、自動車の分解整備を業としており、その実績は、下記のとおりであることを証明いたします。

令和　年　月　日

（住所）

（団体名）

（代表者名）　印

記

臨時運行許可に基づく運行実績※

臨時運行を許可した市　区　町　村	許可年月日	車台番号又は登録番号	目的

※　車検のために自ら分解整備しようとする自動車の引き取り,車検のために自ら分解整備した自動車の引き渡しのための回送及び自ら分解整備した自動車の車検のため車検場までの回送であること。2回目以降の許可の場合は直前1年間の回送運行の許可に基づく回送運行実績を記載すること。

（第22号様式）（申請書添付書類）

運行実績を証する書面

当社は、自動車の分解整備を業としており、許可申請を行った日の直前1年間の法第35条の臨時運行許可に基づく運行実績（2回目以降の許可の場合は許可申請を行った日の直前1年間の回送運行の許可に基づく回送運行実績）は、下記のとおり相違ありません。

令和　　年　　月　　日

（住所）
（氏名又は名称）
（代表者名）
（認証番号）
（指定番号）

記

臨時運行許可に基づく運行実績※

臨時運行を許可した市　区　町　村	許可年月日	車台番号又は登録番号	目的

※　車検のために自ら分解整備しようとする自動車の引き取り、車検のために自ら分解整備した自動車の引き渡しのための回送及び自ら分解整備した自動車の車検のため車検場までの回送であること。2回目以降の許可の場合は直前1年間の回送運行の許可に基づく回送運行実績を記載すること。

（注）業とすることの証明（第21号様式）により証明されている場合は、この書類の添付は要しない。

第２３号様式～第２４号様式（略）

（第22号様式）（申請書添付書類）

運行実績を証する書面

当社は、自動車の分解整備を業としており、許可申請を行った日の直前1年間の法第35条の臨時運行許可に基づく運行実績（2回目以降の許可の場合は許可申請を行った日の直前1年間の回送運行の許可に基づく回送運行実績）は、下記のとおり相違ありません。

令和　　年　　月　　日

（住所）
（氏名又は名称）
（代表者名）　印
（認証番号）
（指定番号）

記

臨時運行許可に基づく運行実績※

臨時運行を許可した市　区　町　村	許可年月日	車台番号又は登録番号	目的

※　車検のために自ら分解整備しようとする自動車の引き取り、車検のために自ら分解整備した自動車の引き渡しのための回送及び自ら分解整備した自動車の車検のため車検場までの回送であること。2回目以降の許可の場合は直前1年間の回送運行の許可に基づく回送運行実績を記載すること。

（注）業とすることの証明（第21号様式）により証明されている場合は、この書類の添付は要しない。

第２３号様式～第２４号様式（略）

「自動車の窓ガラスへの貼付物等の指定要領」の改正新旧対照表

自動車の窓ガラスへの貼付物等の指定要領

平成６年９月３０日　　達　第　１１号
一部改正　平成２９年４月３０日　達　第　　１号
一部改正　令和２年１２月２４日　達　第　　４号

新	旧
自動車の窓ガラスへの貼付物等の指定要領 全文（略） 附　則 （適用時期） １　この改正は、令和３年４月１日から施行する。 ２　申請に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。	自動車の窓ガラスへの貼付物等の指定要領 全文（略）

（新）

別記様式（自動車の窓ガラスへの貼付物指定申請書）

自動車の窓ガラスへの貼付物指定申請書

北陸信越運輸局長　　殿

令和　　年　　月　　日

申請者の名称

住　　所

貼　付　目　的	
窓ガラスに貼付する理由	
対　象　車　両	
貼　付　位　置	
貼　付　期　間	
備　　考	

（日本産業規格Ａ列４番）

（旧）

別記様式（自動車の窓ガラスへの貼付物指定申請書）

自動車の窓ガラスへの貼付物指定申請書

新潟運輸局長　　殿

平成　　年　　月　　日

申請者の名称　　印

住　　所

貼　付　目　的	
窓ガラスに貼付する理由	
対　象　車　両	
貼　付　位　置	
貼　付　期　間	
備　　考	

（日本工業規格Ａ列４番）

自動車特定整備事業事務取扱要領（平成１４年８月２０日付け達第３９号）の一部改正（新旧対照表）

別紙

新	旧
自動車特定整備事業事務取扱要領 達第３９号 平成１４年８月２０日 改正　達第１１号 平成１８年３月３１日 改正　達第　２号 平成１８年６月　２日 改正　達第１１号 平成２７年３月１９日 改正　達第　１号 平成３１年４月５日 改正　達第１１号 令和２年３月３０日 改正　達第　４号 令和２年１２月２４日 第１条　（略） 第２条　１～２（略） （削る） 第３条～第５条（略） 第６条　法第８１条（第２項を除く）から第８３条までの規定による届出は、第２号様式（変更等の届出が法第８１条第１項第２号のみの場合は、第５号様式）によるものとする。 （削る） ２　第１項の届出書には、次に掲げる書面等を添付するものとする。 (1)～(5)（略）	自動車特定整備事業事務取扱要領 達第３９号 平成１４年８月２０日 改正　達第１１号 平成１８年３月３１日 改正　達第　２号 平成１８年６月　２日 改正　達第１１号 平成２７年３月１９日 改正　達第　１号 平成３１年４月５日 改正　達第１１号 令和２年３月３０日 第１条　（略） 第２条　１～２（略） ３　法第８０条第１項第２号各号に該当しないことを証する書面は、第１項の申請書の宣誓書欄（宣誓書を別に添付する場合は当該書面）に申請者（法人にあっては、役員全員とする。）が氏名を記載（法人にあっては役職名も記載する。）のうえ押印したものとする。 ただし、氏名を自署した場合には押印を省略できるものとする。 また、代表する役員が役員全員について法第８０条第１項第２号各号に該当しない旨の宣誓をしたときは、その他役員の役職名及び氏名を記載することで足りるものとする。 第３条～第５条（略） 第６条　法第８１条（第２項を除く）から第８３条までの規定による届出は、第２号様式（変更等の届出が法第８１条第１項第２号のみの場合は、第５号様式）によるものとする。 ２　法第８１条第１項第２号の規定による役員の変更にあっては、第２条第３項を準用するものとする。 ３　第１項の届出書には、次に掲げる書面等を添付するものとする。 (1)～(5)（略）

自動車特定整備事業事務取扱要領（平成１４年８月２０日付け達第３９号）の一部改正（新旧対照表）

別紙

第７条～第13条（略）（略） 附　　則 （略） 附　　則 １　本達は、令和３年１月１日から施行する。 ２　申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。	第７条～第13条（略） 附　　則 （略）

自動車特定整備事業事務取扱要領（平成１４年８月２０日付け達第３９号）の一部改正（新旧対照表）

別紙

第１号様式（認証）

第１号様式（認証）

認証番号	
認証年月日	年　月　日

（注）担当官記載欄

自動車特定整備事業の認証新規申請書

殿

年　月　日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え申請します。
（注）該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）
（注）必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

（ふりがな） 申請者の氏名又は名称	
申請者の住所	
電話番号	
（ふりがな） 事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
認定番号	

（削る）

１－①　自動車特定整備事業の種類

自動車特定整備事業の種類の別		普通自動車特定整備事業
		小型自動車特定整備事業
		軽自動車特定整備事業

（注）□枠内の該当するものに○を記載すること。

１－②　対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類

対象自動車の種類の別	対象自動車の整備及び装置の種類の別										
	全て	分解整備								電子制御装置整備	
		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行（運行補助を含む）	運行補助
普通自動車（大型）											
普通自動車（中型）											
普通自動車（小型）											
普通自動車（乗用）											
大型特殊自動車											
小型四輪自動車											
小型三輪自動車											
小型二輪自動車											
軽自動車											

（注）□枠内の該当するものに○を記載すること。

第１号様式（認証）

第１号様式（認証）

認証番号	
認証年月日	年　月　日

（注）担当官記載欄

自動車特定整備事業の認証新規申請書

殿

年　月　日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え申請します。
（注）該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）
（注）必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

（ふりがな） 申請者の氏名又は名称	印
申請者の住所	
電話番号	
（ふりがな） 事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
認定番号	

（注）申請者の氏名又は名称欄は、氏名又は名称を記載し、押印することに代えて署名することができる。

１－①　自動車特定整備事業の種類

自動車特定整備事業の種類の別		普通自動車特定整備事業
		小型自動車特定整備事業
		軽自動車特定整備事業

（注）□枠内の該当するものに○を記載すること。

１－②　対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類

対象自動車の種類の別	対象自動車の整備及び装置の種類の別										
	全て	分解整備								電子制御装置整備	
		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行（運行補助を含む）	運行補助
普通自動車（大型）											
普通自動車（中型）											
普通自動車（小型）											
普通自動車（乗用）											
大型特殊自動車											
小型四輪自動車											
小型三輪自動車											
小型二輪自動車											
軽自動車											

（注）□枠内の該当するものに○を記載すること。

自動車特定整備事業事務取扱要領（平成１４年８月２０日付け達第３９号）の一部改正（新旧対照表）

別紙

１-③　業務の範囲の限定

業務の範囲の限定の別		
		軽油を燃料とする原動機を除く
		ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く
		カタピラ付大型特殊自動車に限る
		その他（　　）

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

２　工員の構成

工員の構成	合計（工員数）	整備士数						整備士以外の工員数
		一級（二輪除く）	一級（二輪）	二級	三級	車体	電気	
	人	人	人	人	人	人	人	人

３　宣誓書

道路運送車両法第８０条第１項第２号に該当しないことを確認しました。　チェック欄　□

役員氏名	役職名	役員氏名	役職名

(注)法人企業が宣誓する場合は、宣誓者の役職名についても記載すること。
(注)宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。

４　出身業態

出身業態の別						
		専業		ディーラー		自家
		自動車用品販売店		ガソリンスタンド		受検代行業
		その他（　　）				

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

５　屋内作業場等

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	m	m	m^2	m	
部品整備作業場			m^2	m	
点検作業場	m	m	m^2	m	
車両置場	m	m	m^2		

１-③　業務の範囲の限定

業務の範囲の限定の別		
		軽油を燃料とする原動機を除く
		ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く
		カタピラ付大型特殊自動車に限る
		その他（　　）

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

２　工員の構成

工員の構成	合計（工員数）	整備士数						整備士以外の工員数
		一級（二輪除く）	一級（二輪）	二級	三級	車体	電気	
	人	人	人	人	人	人	人	人

３　宣誓書

私
私達（役員）は、道路運送車両法第８０条第１項第２号に該当しないことを宣誓します。

宣誓者　　印

役員氏名	役職名	役員氏名	役職名

(注)個人事業者にあっては「私」、法人企業にあっては「私達（役員）」の文字に○を記載すること。
(注)宣誓者の氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。
(注)法人企業が宣誓する場合は、宣誓者の役職名についても記載すること。
(注)宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。

４　出身業態

出身業態の別						
		専業		ディーラー		自家
		自動車用品販売店		ガソリンスタンド		受検代行業
		その他（　　）				

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

５　屋内作業場等

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	m	m	m^2	m	
部品整備作業場			m^2	m	
点検作業場	m	m	m^2	m	
車両置場	m	m	m^2		

自動車特定整備事業事務取扱要領（平成１４年８月２０日付け達第３９号）の一部改正（新旧対照表）

別紙

第１号様式（認証） ６～１０（略）	第１号様式（認証） ６～１０（略）

自動車特定整備事業事務取扱要領（平成１４年８月２０日付け達第３９号）の一部改正（新旧対照表）

別紙

第２号様式（認証）

第２号様式（認証）

自動車特定整備事業の変更（届出・申請）書

殿

年　　月　　日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え（届出・申請）します。

(注)届出にあっては「届出」、申請にあっては「申請」の文字に○を記載すること。
(注)該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）
(注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

（ふりがな） 届出者 申請者 の氏名又は名称	
届出者 申請者 の住所	
電話番号	
（ふりがな） 事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
認証番号	
認定番号	
指定番号	

届出・申請の内容の別				変更年月日	年　　月　　日
	相続		事業場の所在地の変更		
	合併		役員の変更		
	分割		屋内作業場又は電子制御装置点検整備作業場の変更 （面積又は間口若しくは奥行の長さ）		
	譲受		自動車特定整備事業の種類の変更		【変更申請】
	事業者名又は住所の変更		対象自動車の種類、整備又は装置の種類の変更		【変更申請】
	事業場の名称の変更		業務の範囲の変更		【変更申請】

(注)役員の変更のみの届出の場合は、役員の変更届出書（第５号様式）を使用すること。
(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

１　宣誓書

道路運送車両法第８０条第１項第２号に該当しないことを確認しました。　　チェック欄　□

(注)宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。
(注)役員の辞任のみの場合は記載を省略できる。

第２号様式（認証）

自動車特定整備事業の変更（届出・申請）書

殿

年　　月　　日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え（届出・申請）します。

(注)届出にあっては「届出」、申請にあっては「申請」の文字に○を記載すること。
(注)該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）
(注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

（ふりがな） 届出者 申請者 の氏名又は名称	
届出者 申請者 の住所	
電話番号	
（ふりがな） 事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
認証番号	
認定番号	
指定番号	

届出・申請の内容の別				変更年月日	年　　月　　日
	相続		事業場の所在地の変更		
	合併		役員の変更		
	分割		屋内作業場又は電子制御装置点検整備作業場の変更 （面積又は間口若しくは奥行の長さ）		
	譲受		自動車特定整備事業の種類の変更		【変更申請】
	事業者名又は住所の変更		対象自動車の種類、整備又は装置の種類の変更		【変更申請】
	事業場の名称の変更		業務の範囲の変更		【変更申請】

(注)役員の変更のみの届出の場合は、役員の変更届出書（第５号様式）を使用すること。
(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

１　宣誓書

私
私達（役員）　は、道路運送車両法第８０条第１項第２号に該当しないことを宣誓します。

宣誓者　　印

(注)個人事業者にあっては「私」、法人企業にあっては「私達（役員）」の文字に○を記載すること。
(注)宣誓者の氏名を記名し押印することに代えて署名することができる。
(注)法人企業が宣誓する場合は、宣誓者の役職名についても記載すること。
(注)宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。
(注)役員の辞任のみの場合は記載を省略できる。

自動車特定整備事業事務取扱要領（平成１４年８月２０日付け達第３９号）の一部改正（新旧対照表）

別紙

２～１２（略） 第３号様式（認証）～第４号様式（認証） （略）	２～１２（略） 第３号様式（認証）～第４号様式（認証） （略）

自動車特定整備事業事務取扱要領（平成１４年８月２０日付け達第３９号）の一部改正（新旧対照表）

別紙

第５号様式（認証）

第５号様式（認証）

役員の変更届出書

殿

年　　月　　日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え届出します。

(注)役員の変更のみの場合に本様式を使用すること。
(注)該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）
(注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

（ふりがな） 届出者の氏名又は名称	
届出者の住所	
電話番号	

１　役員の変更〔現在の役員及び辞任した役員〕

現在の役員及び就任年月日	
役員氏名	役職名　（　年　月　日）
	（　年　月　日）
	（　年　月　日）
	（　年　月　日）
	（　年　月　日）
	（　年　月　日）
	（　年　月　日）
	（　年　月　日）
	（　年　月　日）
	（　年　月　日）
	（　年　月　日）

辞任した役員及び辞任年月日	
役員氏名	役職名　（　年　月　日）
	（　年　月　日）
	（　年　月　日）
	（　年　月　日）
	（　年　月　日）
	（　年　月　日）
	（　年　月　日）
	（　年　月　日）
	（　年　月　日）

第５号様式（認証）

役員の変更届出書

殿

年　　月　　日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え届出します。

(注)役員の変更のみの場合に本様式を使用すること。
(注)該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）
(注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

（ふりがな） 届出者の氏名又は名称	
届出者の住所	
電話番号	

１　役員の変更〔現在の役員及び辞任した役員〕

現在の役員及び就任年月日	
役員氏名	役職名　（　年　月　日）
	（　年　月　日）
	（　年　月　日）
	（　年　月　日）
	（　年　月　日）
	（　年　月　日）
	（　年　月　日）
	（　年　月　日）
	（　年　月　日）
	（　年　月　日）
	（　年　月　日）
	（　年　月　日）

辞任した役員及び辞任年月日	
役員氏名	役職名　（　年　月　日）
	（　年　月　日）
	（　年　月　日）
	（　年　月　日）
	（　年　月　日）
	（　年　月　日）
	（　年　月　日）
	（　年　月　日）
	（　年　月　日）

自動車特定整備事業事務取扱要領（平成１４年８月２０日付け達第３９号）の一部改正（新旧対照表）

別紙

２　役員の変更に係る事業場

認証番号	事業場の名称	認証番号	事業場の名称

３　宣誓書

道路運送車両法第８０条第１項第２号に該当しないことを確認しました。　チェック欄　□

(注)宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。
(注)役員の辞任のみの場合は記載を省略できる。

備考	

２　役員の変更に係る事業場

認証番号	事業場の名称	認証番号	事業場の名称

３　宣誓書

私
私達（役員）は、道路運送車両法第８０条第１項第２号に該当しないことを宣誓します。

宣誓者　　印

(注)個人事業者にあっては「私」、法人企業にあっては「私達（役員）」の文字に○を記載すること。
(注)宣誓者の氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。
(注)法人企業が宣誓する場合は、宣誓者の役職名についても記載すること。
(注)宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。
(注)役員の辞任のみの場合は記載を省略できる。

備考	

自動車特定整備事業事務取扱要領（平成１４年８月２０日付け達第３９号）の一部改正（新旧対照表）

別紙

第６号様式（略）	第６号様式（略）

自動車特定整備事業事務取扱要領（平成１４年８月２０日付け達第３９号）の一部改正（新旧対照表）

別紙

第７号様式

自動車特定整備事業の証明願

北陸信越運輸局長　殿

年　　月　　日

（願出人）

氏名又は名称

住　　所

下記のとおり相違ないことを証明願います。

認証番号 認証年月日	認証番号 年　月　日	認証年月日
事業者の氏名又は名称・住所		
事業場の名称・所在地		
事業の種類	普通自動車　・　小型自動車　・　軽自動車	
対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類	普大［原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結・自動運行・運搬助］ 普中［原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結・自動運行・運搬助］ 普小［原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結・自動運行・運搬助］ 普乗［原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結・自動運行・運搬助］ 大特［原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結］	小四［原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結・自動運行・運搬助］ 小三［原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結・自動運行・運搬助］ 小二［原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結］ 軽［原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結・自動運行・運搬助］
業務範囲の限定		
認証の条件		

（削る）

第　　号

上記のとおり相違ないことを証明する。

年　　月　　日

北陸信越運輸局長　　印

（日本産業規格Ａ列４番）

第７号様式

自動車特定整備事業の証明願

北陸信越運輸局長　殿

年　　月　　日

（願出人）

氏名又は名称　　印

住　　所

下記のとおり相違ないことを証明願います。

認証番号 認証年月日	認証番号 年　月　日	認証年月日
事業者の氏名又は名称・住所		
事業場の名称・所在地		
事業の種類	普通自動車　・　小型自動車　・　軽自動車	
対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類	普大［原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結・自動運行・運搬助］ 普中［原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結・自動運行・運搬助］ 普小［原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結・自動運行・運搬助］ 普乗［原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結・自動運行・運搬助］ 大特［原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結］	小四［原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結・自動運行・運搬助］ 小三［原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結・自動運行・運搬助］ 小二［原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結］ 軽［原動機・動力伝達・走行・操縦・制動・緩衝・連結・自動運行・運搬助］
業務範囲の限定		
認証の条件		

（注）　氏名を記載し押印することに代えて、署名（自署）することができる。

第　　号

上記のとおり相違ないことを証明する。

年　　月　　日

北陸信越運輸局長　　印

（日本産業規格Ａ列４番）

「指定自動車整備事業事務取扱要領」の一部改正（新旧対照表）

新	旧
指定自動車整備事業事務取扱要領 達第４０号 平成１４年８月２０日 改正　達第１２号 平成１８年３月３１日 改正　達第２０号 平成１９年３月３０日 改正　達第１３号 平成１９年８月　８日 改正　達第　１号 平成２０年５月　７日 改正　達第　２号 平成２３年４月１４日 改正　達第　２号 平成２６年７月２９日 改正　達第　２号 平成３１年４月５日 改正　達第１２号 令和２年３月３０日 改正　達第　４号 令和２年１２月２４日 第１条～第１０条　（略）	指定自動車整備事業事務取扱要領 達第４０号 平成１４年８月２０日 改正　達第１２号 平成１８年３月３１日 改正　達第２０号 平成１９年３月３０日 改正　達第１３号 平成１９年８月　８日 改正　達第　１号 平成２０年５月　７日 改正　達第　２号 平成２３年４月１４日 改正　達第　２号 平成２６年７月２９日 改正　達第　２号 平成３１年４月５日 改正　達第１２号 令和２年３月３０日 第１条～第１０条　（略）

第１１条 １～３（略） （削る） ４　選任する自動車検査員が他の事業場の自動車検査員として兼任する場合には、第４号様式内の兼任に係る事項を記載するものとする。 第１２条～第１４条　（略） 附　　則 （略） 附　　則 １　本達は、令和３年１月１日から施行する。 ２　申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。	第１１条 １～３（略） ４　選任する自動車検査員が法第９４条の４第５項に規定する者に該当しないことを信じさせるに足る宣誓及び自動車検査員に選任されることへの同意については、氏名を記載し押印したものとするが、本人が署名することによりこれに代えることができるものとする。 ５　選任する自動車検査員が他の事業場の自動車検査員として兼任する場合には、第４号様式内の兼任に係る事項を記載するものとする。 第１２条～第１４条　（略） 附　　則 （略）

第１号様式（指定）

第１号様式（指定）

指　定　番　号	
指定年月日	年　　月　　日

（注）担当官記載欄

指定自動車整備事業の指定新規申請書

殿

年　　月　　日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え申請します。
（注）該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）
（注）必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

（ふりがな） 申請者の氏名又は名称	
申請者の住所	
電話番号	
（ふりがな） 事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	

（注）申請者の氏名又は名称欄は、氏名又は名称を記載し、押印することに代えて署名することができる。

１-①　対象とする自動車の種類及び業務の範囲の限定

対象自動車の種類の別		普通自動車（大型）		小型四輪自動車
		普通自動車（中型）		小型三輪自動車
		普通自動車（小型）		小型二輪自動車
		普通自動車（乗用）		軽自動車
		大型特殊自動車		
業務の範囲の限定の別		軽油を燃料とする自動車を除く		
		ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車を除く		
		カタピラ付大型特殊自動車に限る		
		その他（　　）		

（注）□枠内の該当するものに○を記載すること。

１-②　宣誓書

道路運送車両法第94条の2第2項において準用する同法第80条第1項第2号ロからニまでに該当しないことを確認しました。　　チェック欄　□

（注）宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。

第１号様式（指定）

指　定　番　号	
指定年月日	年　　月　　日

（注）担当官記載欄

指定自動車整備事業の指定新規申請書

殿

年　　月　　日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え申請します。
（注）該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）
（注）必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

（ふりがな） 申請者の氏名又は名称	印
申請者の住所	
電話番号	
（ふりがな） 事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	

（注）申請者の氏名又は名称欄は、氏名又は名称を記載し、押印することに代えて署名することができる。

１-①　対象とする自動車の種類及び業務の範囲の限定

対象自動車の種類の別		普通自動車（大型）		小型四輪自動車
		普通自動車（中型）		小型三輪自動車
		普通自動車（小型）		小型二輪自動車
		普通自動車（乗用）		軽自動車
		大型特殊自動車		
業務の範囲の限定の別		軽油を燃料とする自動車を除く		
		ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車を除く		
		カタピラ付大型特殊自動車に限る		
		その他（　　）		

（注）□枠内の該当するものに○を記載すること。

１-②　宣誓書

私（私達（役員））は、道路運送車両法第９４条の２第２項において準用する同法第８０条第１項第２号ロからニまでに該当しないことを宣誓します。

宣誓者　　印

（注）個人事業者にあっては「私」、法人企業にあっては「私達（役員）」の文字に○を記載すること。
（注）宣誓者の氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。
（注）法人企業が宣誓する場合は、宣誓者の役職名についても記載すること。
（注）宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。

第１号様式（指定） １－③～５（略）	第１号様式（指定） １－③～５（略）

第２号様式（指定）

指定自動車整備事業の変更（届出・申請）書

殿

年　　月　　日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え（届出・申請）します。

(注)届出にあっては「届出」、申請にあっては「申請」の文字に○を記載すること。
(注)該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）
(注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

（ふりがな） 届出者 申請者 の氏名又は名称	
届出者 申請者 の住所	
電話番号	
（ふりがな） 事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
指定番号	

（削る）

届出・申請の変更内容		変更年月日	年　　月　　日
	屋内作業場の位置又は面積		対象とする自動車の種類　【変更申請】
	自動車検査用機械器具設備		業務の範囲の限定　【変更申請】
	自動車検査用機械器具設備(共用設備)		

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

１-①　対象とする自動車の種類の変更

対象自動車の種類の別		普通自動車（大型）		小型四輪自動車
		普通自動車（中型）		小型三輪自動車
		普通自動車（小型）		小型二輪自動車
		普通自動車（乗用）		軽自動車
		大型特殊自動車		

(注)□枠内の該当するものに、追加をするものは◎を、廃止をするものは×を、変更がないものは○を記載すること。

１-②　業務の範囲の限定（指定）の変更

業務の範囲の限定の別		軽油を燃料とする自動車を除く
		ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車を除く
		カタピラ付大型特殊自動車に限る
		その他（　　）

(注)□枠内の該当するものに、限定の申請をするものは◎を、限定の解除をするものは×を、変更がないものは○を記載すること。

第２号様式（指定）

指定自動車整備事業の変更（届出・申請）書

殿

年　　月　　日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え（届出・申請）します。

(注)届出にあっては「届出」、申請にあっては「申請」の文字に○を記載すること。
(注)該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）
(注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

（ふりがな） 届出者 申請者 の氏名又は名称	印
届出者 申請者 の住所	
電話番号	
（ふりがな） 事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
指定番号	

(注)届出者若しくは申請者の氏名又は名称欄は、氏名又は名称を記載し、押印することに代えて署名することができる。
　なお、届出にあっては、氏名又は名称を記名し、押印を省略することができる。

届出・申請の変更内容		変更年月日	年　　月　　日
	屋内作業場の位置又は面積		対象とする自動車の種類　【変更申請】
	自動車検査用機械器具設備		業務の範囲の限定　【変更申請】
	自動車検査用機械器具設備(共用設備)		

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

１-①　対象とする自動車の種類の変更

対象自動車の種類の別		普通自動車（大型）		小型四輪自動車
		普通自動車（中型）		小型三輪自動車
		普通自動車（小型）		小型二輪自動車
		普通自動車（乗用）		軽自動車
		大型特殊自動車		

(注)□枠内の該当するものに、追加をするものは◎を、廃止をするものは×を、変更がないものは○を記載すること。

１-②　業務の範囲の限定（指定）の変更

業務の範囲の限定の別		軽油を燃料とする自動車を除く
		ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車を除く
		カタピラ付大型特殊自動車に限る
		その他（　　）

(注)□枠内の該当するものに、限定の申請をするものは◎を、限定の解除をするものは×を、変更がないものは○を記載すること。

第２号様式（指定） ２～５（略） 第３号様式（指定） （略）	第２号様式（指定） ２～５（略） 第３号様式（指定） （略）

第４号様式（指定）

第４号様式（指定）

自動車検査員（選任・変更）届出書

殿

年　　月　　日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添えて（選任・変更）します。

(注) 自動車検査員の選任にあっては「選任」、変更にあっては「変更」の文字に○を記載すること。
(注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

（ふりがな） 届出者の氏名又は名称	
届出者の住所	
電話番号	
（ふりがな） 事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
指定番号	

１　自動車検査員の選任

（ふりがな） 氏名			
生年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
教習実施運輸局			
教習修了年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
教習修了証書番号			
再教習実施運輸局			
再教習修了年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
再教習修了証書番号			
選任年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
兼任の有無	有　・　無	有　・　無	有　・　無
道路運送車両法第94条の4第5項に該当せず、且つ、自動車検査員に選任することに同意したことを確認しました。 チェック欄　□	(氏名) (氏名) (氏名)		

(注)宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。

第４号様式（指定）

第４号様式（指定）

自動車検査員（選任・変更）届出書

殿

年　　月　　日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添えて（選任・変更）します。

(注) 自動車検査員の選任にあっては「選任」、変更にあっては「変更」の文字に○を記載すること。
(注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

（ふりがな） 届出者の氏名又は名称	
届出者の住所	
電話番号	
（ふりがな） 事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
指定番号	

１　自動車検査員の選任

（ふりがな） 氏名			
生年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
教習実施運輸局			
教習修了年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
教習修了証書番号			
再教習実施運輸局			
再教習修了年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
再教習修了証書番号			
選任年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
兼任の有無	有　・　無	有　・　無	有　・　無
道路運送車両法第94条の4第5項に該当しないことを宣誓し、且つ、自動車検査員に選任されることに同意します。	(氏名)　印 (氏名)　印 (氏名)　印		

(注)宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。
(注)氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

第４号様式（指定） ２～４（略） 第５号様式～第６号様式 （略）	第４号様式（指定） ２～４（略） 第５号様式～第６号様式 （略）

第７号様式

指定自動車整備事業の証明願

北陸信越運輸局長　殿

年　　月　　日

（願出人）
氏名又は名称

住　　所

下記のとり相違ないことを証明願います。

指定番号 指定年月日	指定番号	指定年月日 年　　月　　日
事業者の氏名又は名称・住所		
事業場の名称・所在地		
対象とする自動車の種類		
業務範囲の限定		

（削る）

第　　号

上記のとおり相違ないことを証明する。

年　　月　　日

北陸信越運輸局長　　印

（日本産業規格Ａ列４番）

第７号様式

指定自動車整備事業の証明願

北陸信越運輸局長　殿

年　　月　　日

（願出人）
氏名又は名称　　印

住　　所

下記のとり相違ないことを証明願います。

指定番号 指定年月日	指定番号	指定年月日 年　　月　　日
事業者の氏名又は名称・住所		
事業場の名称・所在地		
対象とする自動車の種類		
業務範囲の限定		

備考　氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

第　　号

上記のとおり相違ないことを証明する。

年　　月　　日

北陸信越運輸局長　　印

（日本産業規格Ａ列４番）

「優良自動車整備事業事務取扱要領」の一部改正（新旧対照表）

新	旧
優良自動車整備事業事務取扱要領 達第13号 平成18年3月31日 改正　達第15号 平成19年8月　8日 改正　達第3号 平成26年7月28日 改正　達第3号 平成31年4月5日 改正　達第13号 令和2年3月30日 改正　達第4号 令和2年12月24日 第１条～第８条　（略） 附　　則 （略） 附　　則 １　本達は、令和３年１月１日から施行する。 ２　申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。	優良自動車整備事業事務取扱要領 達第13号 平成18年3月31日 改正　達第15号 平成19年8月　8日 改正　達第3号 平成26年7月28日 改正　達第3号 平成31年4月5日 改正　達第13号 令和2年3月30日 第１条～第８条　（略） 附　　則 （略）

第１号様式（優良）

第１号様式（優良）

優良自動車整備事業者認定申請書

殿

年　　月　　日

申請者の氏名又は名称

住　　所

道路運送車両法の規定により別紙書面を添え優良自動車整備事業者の認定を申請します。

事業場	名　　称								所　在　地					
認定の種類														
実施している整備作業の範囲														
事業場管理責任者	氏　名		最終卒業又は修業学校名						実務年数	担当業務名				摘要
主任技術者	氏　名		最終卒業又は修業学校名						実務年数	担当業務名				摘要
工員の構成及び技能程度	作業別	合計	整　備　士　数							整備士以外の工員数				摘要
			一級	二級	三級	タイヤ	電気装置	車体	小計	経験３年以上の者	経験１年以上３年未満の者	経験１年未満の者	小　計	
	合計													
認定を受けようとする作業区分														

（削る）

第１号様式（優良）

第１号様式（優良）

優良自動車整備事業者認定申請書

殿

年　　月　　日

申請者の氏名又は名称　　印

住　　所

道路運送車両法の規定により別紙書面を添え優良自動車整備事業者の認定を申請します。

事業場	名　　称								所　在　地					
認定の種類														
実施している整備作業の範囲														
事業場管理責任者	氏　名		最終卒業又は修業学校名						実務年数	担当業務名				摘要
主任技術者	氏　名		最終卒業又は修業学校名						実務年数	担当業務名				摘要
工員の構成及び技能程度	作業別	合計	整　備　士　数							整備士以外の工員数				摘要
			一級	二級	三級	タイヤ	電気装置	車体	小計	経験３年以上の者	経験１年以上３年未満の者	経験１年未満の者	小　計	
	合計													
認定を受けようとする作業区分														

備考　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第２号様式（優良）～第４号様式 （略）	第２号様式（優良）～第４号様式 （略）

第５号様式

優良自動車整備事業者の証明願

北陸信越運輸局長　殿

年　　月　　日

（願出人）

氏名又は名称

住　　所

下記のとおり相違ないことを証明願います。

記

認定番号 認定年月日	認定番号	認定年月日 年　　月　　日
認定の種類		
事業者の氏名又は名称及び住所		
事業場の名称		
事業場の所在地		

（削る）

第　　号

上記のとおり相違ないことを証明する。

年　　月　　日

北陸信越運輸局長　　印

（日本産業規格Ａ列４番）

第５号様式

優良自動車整備事業者の証明願

北陸信越運輸局長　殿

年　　月　　日

（願出人）

氏名又は名称　　印

住　　所

下記のとおり相違ないことを証明願います。

記

認定番号 認定年月日	認定番号	認定年月日 年　　月　　日
認定の種類		
事業者の氏名又は名称及び住所		
事業場の名称		
事業場の所在地		

（注）　氏名を記載し押印することに代えて、署名（自署）することができる。

第　　号

上記のとおり相違ないことを証明する。

年　　月　　日

北陸信越運輸局長　　印

（日本産業規格Ａ列４番）

自動車検査員教習実施規程（平成１５年２月１３日付け達第４４号）の一部改正（新旧対照表）

別紙

新	旧
自動車検査員教習実施規程 達　第　４４　号 平成１５年２月１３日 改正　達　第　９　号 平成１６年１月２０日 改正　達　第　３　号 平成２３年４月１４日 改正　達　第　８　号 平成２７年１月３０日 改正　達　第　４　号 令和２年１２月２４日 第１条～第 10 条（略） 附　　則 （略） 附　　則 １　本達は、令和３年１月１日から施行する。 ２　申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。 別表１～別表２（略）	自動車検査員教習実施規程 達　第　４４　号 平成１５年２月１３日 改正　達　第　９　号 平成１６年１月２０日 改正　達　第　３　号 平成２３年４月１４日 改正　達　第　８　号 平成２７年１月３０日 第１条～第 10 条（略） 附　　則 （略） 別表１～別表２（略）

別紙

第１号様式

受講者番号	

自動車検査員教習受講申込書

年　月　日

北陸信越運輸局長　殿

申込（受講）者

氏　名

住　所

年度（第　次）自動車検査員教習を受講したいので、申込書を提出します。

申込(受講)者の氏名及び生年月日	(ふりがな) 氏　名	(　　)		
	生年月日	年　月　日生		
一級又は二級自動車整備士資格	自動車整備士資格	合格証書番号	合格年月日	
整備主任者としての実務経験	実務経験		事業場の名称	認証番号
	年　月　日～　年　月　日	年　月		
	年　月　日～　年　月　日	年　月		
	年　月　日～　年　月　日	年　月		
	年　月　日～　年　月　日	年　月		
	合　計	年　月		
試問のみの場合	試問に不合格となった教習の開始日	平成　年　月　日		
	試問に不適合となった教習の受講支局・会場及び整理番号	支局名	会場名	整理番号（受験番号）

（注）　写真は、申請前３月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 4.5 センチメートル、横 3.5 センチメートルのものとする。

（日本産業規格Ａ列４番）

〈切取線〉

年度（第　次）
自動車検査員
教習受講票

受講者番号	
氏　名	
生年月日	

（写真貼付欄）
申請前３月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 4.5 ㎝、横 3.5 ㎝のもの

（　年　月撮影）

受講者心得
1　教習受講及び修了試問受験時には、本票を必ず持参すること。
2　担当官等の指示に従うこと。
3　本票を紛失した場合は、直ちに運輸支局に申し出ること。

第１号様式

受講者番号	

自動車検査員教習受講申込書

年　月　日

北陸信越運輸局長　殿

申込（受講）者

氏　名　　印

住　所

年度（第　次）自動車検査員教習を受講したいので、申込書を提出します。

申込(受講)者の氏名及び生年月日	(ふりがな) 氏　名	(　　)		
	生年月日	年　月　日生		
一級又は二級自動車整備士資格	自動車整備士資格	合格証書番号	合格年月日	
整備主任者としての実務経験	実務経験		事業場の名称	認証番号
	年　月　日～　年　月　日	年　月		
	年　月　日～　年　月　日	年　月		
	年　月　日～　年　月　日	年　月		
	年　月　日～　年　月　日	年　月		
	合　計	年　月		
試問のみの場合	試問に不合格となった教習の開始日	平成　年　月　日		
	試問に不適合となった教習の受講支局・会場及び整理番号	支局名	会場名	整理番号（受験番号）

（注）１　氏名を記載し、押印することに代えて、署名（自署）することができる。
　　２　写真は、申請前３月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 4.5 センチメートル、横 3.5 センチメートルのものとする。

（日本工業規格Ａ列４番）

〈切取線〉

年度（第　次）
自動車検査員
教習受講票

受講者番号	
氏　名	
生年月日	

（写真貼付欄）
申請前３月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 4.5 ㎝、横 3.5 ㎝のもの

（　年　月撮影）

受講者心得
1　教習受講及び修了試問受験時には、本票を必ず持参すること。
2　担当官等の指示に従うこと。
3　本票を紛失した場合は、直ちに運輸支局に申し出ること。

別紙

第２号様式

受講者番号 ［　　］

自動車検査員再教習受講申込書

年　月　日

北陸信越運輸局長　殿

申込（受講）者

氏　名

住　所

教習修了証書番号　○○（○○運輸局）

年度（第　次）自動車検査員教習を受講したいので、申込書を提出します。

申込(受講)者の氏名及び生年月日	（ふりがな） 氏　名	（　　）			
	生年月日	年　月　日生			
解任・辞任の年月日	平成　年　月　日	解任・辞任時の事業場名及び指定番号	事業場名： 指定番号：		
現在又は勤務予定の事業場の概要	名　称				
	所　在　地				
	認定の種類	一種・二種	認証の種類	普通・小型・軽	
			認証番号		
試問のみの場合	試問に不合格となった教習の開始日	平成　年　月　日			
	試問に不適合となった教習の受講支局・会場及び整理番号	支局名	会場名	整理番号（受験番号）	

（注）　写真は、申請前３月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 4.5 センチメートル、横 3.5 センチメートルのものとする。

（日本産業規格Ａ列４番）

〈切取線〉

年度（第　次）
自動車検査員
教習受講票

受講者番号	
氏　名	
生年月日	

（写真貼付欄）
申請前３月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 4.5 ㎝、横 3.5 ㎝のもの

（　年　月撮影）

受講者心得
1　教習受講及び修了試問受験時には、本票を必ず持参すること。
2　担当官等の指示に従うこと。
3　本票を紛失した場合は、直ちに運輸支局に申し出ること。

第２様式

受講者番号 ［　　］

自動車検査員再教習受講申込書

年　月　日

北陸信越運輸局長　殿

申込（受講）者

氏　名　　印

住　所

教習修了証書番号　○○（○○運輸局）

年度（第　次）自動車検査員教習を受講したいので、申込書を提出します。

申込(受講)者の氏名及び生年月日	（ふりがな） 氏　名	（　　）			
	生年月日	年　月　日生			
解任・辞任の年月日	平成　年　月　日	解任・辞任時の事業場名及び指定番号	事業場名： 指定番号：		
現在又は勤務予定の事業場の概要	名　称				
	所　在　地				
	認定の種類	一種・二種	認証の種類	普通・小型・軽	
			認証番号		
試問のみの場合	試問に不合格となった教習の開始日	平成　年　月　日			
	試問に不適合となった教習の受講支局・会場及び整理番号	支局名	会場名	整理番号（受験番号）	

（注）1　氏名を記載し、押印することに代えて、署名（自署）することができる。
2　写真は、申請前３月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 4.5 センチメートル、横 3.5 センチメートルのものとする。

（日本工業規格Ａ列４番）

〈切取線〉

年度（第　次）
自動車検査員
教習受講票

受講者番号	
氏　名	
生年月日	

（写真貼付欄）
申請前３月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 4.5 ㎝、横 3.5 ㎝のもの

（　年　月撮影）

受講者心得
1　教習受講及び修了試問受験時には、本票を必ず持参すること。
2　担当官等の指示に従うこと。
3　本票を紛失した場合は、直ちに運輸支局に申し出ること。

別紙

第３様式

自動車検査員教習受講者名簿

年度（第　次）　　運輸支局

受講者番号	氏名	生年月日	整備士資格	整備主任者実務経験年	事業場名称	※得点 法規	整備	検査	計	※合否	備考

（日本産業規格Ａ列４番）

（注）１　受講者番号は、県名の頭文字の次に一連番号を付すこと。
　　２　※印欄には、記入しないこと。

第３様式

自動車検査員教習受講者名簿

年度（第　次）　　運輸支局

受講者番号	氏名	生年月日	整備士資格	整備主任者実務経験年	事業場名称	※得点 法規	整備	検査	計	※合否	備考

（日本工業規格Ａ列４番）

（注）１　受講者番号は、県名の頭文字の次に一連番号を付すこと。
　　２　※印欄には、記入しないこと。

自動車検査員教習実施規程（平成１５年２月１３日付け達第４４号）の一部改正（新旧対照表）

別紙

第４号様式

自動車検査員教習実施状況報告

年度（第　次）　　運輸支局

実施年月日	月　日～　月　日		月　日～　月　日	
実施場所				
講師	運輸支局職員			
	その他			
教習科目及び時間	教習科目	教習時間	備考	
	基礎法令	H		
	整備関係	H		
	検査関係	H		
	その他	H		
	合計	H		
受講者等	受講申込書受付件数	教習受講者数	修了試問受験者数	
	人	人	人	
	教習未受講者の受講者番号	修了試問未受験者の受講者番号		
備考				

（日本産業規格Ａ列４番）

（注）　本報告書は、教習修了試問の答案用紙に添えて提出すること。

第４号様式

自動車検査員教習実施状況報告

年度（第　次）　　運輸支局

実施年月日	月　日～　月　日		月　日～　月　日	
実施場所				
講師	運輸支局職員			
	その他			
教習科目及び時間	教習科目	教習時間	備考	
	基礎法令	H		
	整備関係	H		
	検査関係	H		
	その他	H		
	合計	H		
受講者等	受講申込書受付件数	教習受講者数	修了試問受験者数	
	人	人	人	
	教習未受講者の受講者番号	修了試問未受験者の受講者番号		
備考				

（日本工業規格Ａ列４番）

（注）　本報告書は、教習修了試問の答案用紙に添えて提出すること。

自動車検査員教習実施規程（平成１５年２月１３日付け達第４４号）の一部改正（新旧対照表）

別紙

第５号様式 第　　号 自動車検査員教習修了証書 （　氏　　名　） 年　月　日生 指定自動車整備事業規則第４条第１号に規定する自動車検査員の教習（　　年度　第　次）を修了したことを証する 年　月　日 北陸信越運輸局長名　　印 （日本産業規格Ａ列４番）	第５号様式 第　　号 自動車検査員教習修了証書 （　氏　　名　） 年　月　日生 指定自動車整備事業規則第４条第１号に規定する自動車検査員の教習（　　年度　第　次）を修了したことを証する 年　月　日 北陸信越運輸局長名　　印 （日本工業規格　Ａ列４番）

自動車検査員教習実施規程（平成１５年２月１３日付け達第４４号）の一部改正（新旧対照表）

別紙

第６号様式

第　　号

自動車検査員再教習修了証書

（　氏　　名　）
年　月　日生
（教習修了証書番号　）○○○（○○運輸局）

指定自動車整備事業規則第４条第１号に規定する自動車検査員の教習（　　年度　第　次）を修了したことを証する

年　月　日

北陸信越運輸局長名　　印

（日本産業規格Ａ列４番）

第６号様式

第　　号

自動車検査員再教習修了証書

（　氏　　名　）
年　月　日生
（教習修了証書番号　）○○○（○○運輸局）

指定自動車整備事業規則第４条第１号に規定する自動車検査員の教習（　　年度　第　次）を修了したことを証する

年　月　日

北陸信越運輸局長名　　印

（日本工業規格　Ａ列４番）

自動車検査員教習実施規程（平成１５年２月１３日付け達第４４号）の一部改正（新旧対照表）

別紙

第７号様式 自動車検査員教習修了証明願 年　月　日 北陸信越運輸局長　殿 氏　名 住　所 指定自動車整備事業規則第４条第１号の自動車検査員の教習を下記のとおり修了した旨の証明を願います。 記 教習修了者氏名 生　年　月　日　　年　月　日 教習修了年月日　　年　月　日 修了証書番号 （番　　号） 上記のとおり自動車検査員の教習を修了したことを証明する。 年　月　日 北陸信越運輸局長　印 （日本産業規格Ａ列４番） （削る）	第７号様式 自動車検査員教習修了証明願 年　月　日 北陸信越運輸局長　殿 氏　名　印 住　所 指定自動車整備事業規則第４条第１号の自動車検査員の教習を下記のとおり修了した旨の証明を願います。 記 教習修了者氏名 生　年　月　日　　年　月　日 教習修了年月日　　年　月　日 修了証書番号 （番　　号） 上記のとおり自動車検査員の教習を修了したことを証明する。 年　月　日 北陸信越運輸局長　印 （日本工業規格Ａ列４番） （注）氏名を記載し、押印することに代えて、署名（自署）することができる。

移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領（平成１９年２月６日付け達第１７号）の一部改正（新旧対照表）

別紙

新	旧
移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領 達第１７号 平成１９年２月２６日 改正　達第　８号 平成２６年３月２７日 改正　達第　９号 平成２７年２月２６日 改正　達第　４号 令和２年１２月２４日 第１～第３　（略） 第４　申請者等 　基準適用除外の認定の申請は、基準適用除外の認定を受けようとする自動車を事業の用に供する一般乗合旅客自動車運送事業者が行うものとする。 ２　削除 第５～第１１　（略） 附　則 （略） 附　則 １　本達は、令和３年１月１日から施行する。 ２　申請及び届出に係る様式は、当分の間、従前の様式を使用することができる。	移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領 達第１７号 平成１９年２月２６日 改正　達第　８号 平成２６年３月２７日 改正　達第　９号 平成２７年２月２６日 第１～第３　（略） 第４　申請者等 １　基準適用除外の認定の申請は、基準適用除外の認定を受けようとする自動車を事業の用に供する一般乗合旅客自動車運送事業者が行うものとする。 ２　一般乗合旅客自動車運送事業者から基準適用除外の認定の申請を委任された当該事業者の営業所の長は、前項の規定にかかわらず、一般乗合旅客自動車運送事業者に代わって基準適用除外の申請を行うことができる。この場合は、申請書に委任状を添付するものとする 第５～第１１　（略） 附　則 （略）

移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領（平成１９年２月６日付け達第１７号）の一部改正（新旧対照表）

別紙

第１号様式（第５関係） 移動円滑化基準適用除外認定申請書 年　　月　　日 北陸信越運輸局長　殿 申請者の氏名又は名称 住　　所 下記の自動車について、移動円滑化基準第条の規定に基づき、基準適用除外の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。 記 １　車名及び型式 ２　車台番号 ３　使用の本拠の位置 ４　認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容 ５　認定を必要とする理由 ６　省略する添付資料 （日本産業規格Ａ列４番） 備考 (1)　申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。 削除 (2)　型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。	第１号様式（第５関係） 移動円滑化基準適用除外認定申請書 年　　月　　日 北陸信越運輸局長　殿 申請者の氏名又は名称　　印 住　　所 下記の自動車について、移動円滑化基準第条の規定に基づき、基準適用除外の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。 記 １　車名及び型式 ２　車台番号 ３　使用の本拠の位置 ４　認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容 ５　認定を必要とする理由 ６　省略する添付資料 （日本工業規格Ａ列４番） 備考 (1)　申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。 (2)　印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。 (3)　型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領（平成１９年２月６日付け達第１７号）の一部改正（新旧対照表）

別紙

(3)　車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を記載する。 (4)　認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。 (5)　一括適用除外申請の場合は、標題に「(一括)」と付記するとともに、車台番号又は製造番号の開始番号を併記する。 (6)　省略する添付資料については、複数の類似する自動車について同時に申請する場合に添付を省略する添付資料の名称を記載する。	(4)　車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を記載する。 (5)　認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。 (6)　一括適用除外申請の場合は、標題に「(一括)」と付記するとともに、車台番号又は製造番号の開始番号を併記する。 (7)　省略する添付資料については、複数の類似する自動車について同時に申請する場合に添付を省略する添付資料の名称を記載する。

移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領（平成１９年２月６日付け達第１７号）の一部改正（新旧対照表）

別紙

第２号様式（第５関係） 移動円滑化基準適用除外認定変更申請書 年　　月　　日 北陸信越運輸局長　殿 申請者の氏名又は名称 住　　所 下記の自動車について、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。 記 １　車名及び型式 ２　車台番号 ３　認定番号及び認定年月日 ４　変更事項及び変更事由 ５　変更年月日 （日本産業規格Ａ列４番） 備考 (1)　申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。 削除 (2)　型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。	第２号様式（第５関係） 移動円滑化基準適用除外認定変更申請書 年　　月　　日 北陸信越運輸局長　殿 申請者の氏名又は名称　　印 住　　所 下記の自動車について、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。 記 １　車名及び型式 ２　車台番号 ３　認定番号及び認定年月日 ４　変更事項及び変更事由 ５　変更年月日 （日本工業規格Ａ列４番） 備考 (1)　申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。 (2)　印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。 (3)　型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領（平成１９年２月６日付け達第１７号）の一部改正（新旧対照表）

別紙

第３号様式（第８関係） 移動円滑化基準適用除外認定書 番　　号 年　　月　　日 殿 北陸信越運輸局長 年　　月　　日付で申請があった下記の自動車について、移動円滑化基準第　　条の規定に基づき、基準適用除外を認定する。 記 １　車名及び型式 ２　車台番号又は製造番号 ３　使用の本拠の位置 ４　基準適用除外を認定する条項及び条件 ５　基準適用除外の期限 （注意事項） 本認定の期限満了後も引き続き基準適用除外の認定を受けようとするときは、その期限が満了する２か月前までに基準適用除外の認定の申請を行う必要があります。 （日本産業規格Ａ列４番） 備考 (1)　基準適用除外の期限は、期限を付す自動車に限って記載する。 (2)　一括適用除外申請の場合は、標題に「(一括)」と付記し、必要に応じて類別区分番号を記載するとともに、車台番号又は製造番号の開始番号を記載する。	第３号様式（第８関係） 移動円滑化基準適用除外認定書 番　　号 年　　月　　日 殿 北陸信越運輸局長 年　　月　　日付で申請があった下記の自動車について、移動円滑化基準第　　条の規定に基づき、基準適用除外を認定する。 記 １　車名及び型式 ２　車台番号又は製造番号 ３　使用の本拠の位置 ４　基準適用除外を認定する条項及び条件 ５　基準適用除外の期限 （注意事項） 本認定の期限満了後も引き続き基準適用除外の認定を受けようとするときは、その期限が満了する２か月前までに基準適用除外の認定の申請を行う必要があります。 （日本工業規格Ａ列４番） 備考 (1)　基準適用除外の期限は、期限を付す自動車に限って記載する。 (2)　一括適用除外申請の場合は、標題に「(一括)」と付記し、必要に応じて類別区分番号を記載するとともに、車台番号又は製造番号の開始番号を記載する。

移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領（平成１９年２月６日付け達第１７号）の一部改正（新旧対照表）

別紙

別表　（略）	別表　（略）

技管 第15号 2.12.23 北陸信越運輸局
技技 第618号 -2.12.23 北陸信越運輸局
技整 第191号 -2.12.23 北陸信越運輸局
技保 第106号 2.12.23 北陸信越運輸局

国自総第２８３号
令和２年12月23日

各地方運輸局長
沖縄総合事務局長 殿

国土交通省自動車局長（公印省略）

「規制改革実施計画」等に基づく関係自動車局長通達の改正について

国土交通省自動車局においては、「規制改革実施計画（令和２年７月17日閣議決定）」及び「経済財政運営と改革の基本方針2020（令和２年７月17日閣議決定）」に基づき、申請書等（国民・民間事業者等から国・独立行政法人等への申請等に係る書面をいう。以下同じ。）に義務付けている押印の見直しを進めてきたところ、今般、自動車局関連の政省令については、「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令（令和２年政令第363号）」及び「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和２年国土交通省令第98号）」により改正し、関係自動車局長通達（平成23年７月１日以前の自動車交通局長通達及び技術安全部長通達を含む。以下同じ。）については、本通達により下記のとおり改正することとした。このため、令和３年１月１日以降はこれにより実施されるとともに、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件に関し、「別添」のとおり関係団体あて通知したので、念のため申し添える。

記

１．以下の通達について、別紙のとおり改正する。

○自動車検査業務等実施要領について（依命通達）（昭和36年自車第880号）
○自動車重量税法等の施行に伴う事務の取扱いについて（昭和46年自管第143号・自車第579号）
○リコールの届出等に関する取扱要領について（平成６年自審第1530号）
○改造自動車等の取扱いについて（平成７年自技第239号）
○自動車整備士養成施設の指定等の業務取扱いについて（平成８年自整第162号）
○基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）（平成９年自技第193号）
○自動車型式認証実施要領について（依命通達）（平成10年自審第1252号）
○装置型式指定実施要領について（依命通達）（平成10年自技第215号、自審第1253号、自環第222号）
○輸入自動車特別取扱制度について（平成10年自審第1255号）
○道路運送車両の保安基準第５６条第４項の規定による試験自動車の認定要領（平成14年国自審第883号）

○自動車整備士技能検定規則における登録試験事務取扱要領の制定について（平成 15 年国自整第 109 号）
○道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について（平成 15 年国自整第 216 号）
○道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備命令制度の運用について（平成 15 年国自整第 217 号）
○特定後付装置のリコール届出等に関する取扱要領について（依命通達）（平成 15 年国自審第 504 号）
○自動車整備士技能検定の実施要領の整備について（平成 16 年国自整第 176 号）
○使用済自動車に係る自動車重量税還付事務の取扱いについて（平成 16 年国自管第 67 号）
○自動車登録業務等実施要領の制定について（平成 18 年国自管第 166 号・国自技第 232 号）
○移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領について（依命通達）（平成 19 年国自技第 200 号）
○自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施細目（依命通達）（平成 19 年国自環第 249 号）
○特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施細目について（平成 21 年国自環第 109 号）
○超小型モビリティの認定要領について（依命通達）（平成 25 年国自技第 203 号）
○貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託について（平成 25 年国自安第 66 号、国自貨第 37 号、国自整第 78 号）
○公道実証実験事業に用いる搭乗型移動支援ロボットの基準緩和認定要領について（平成 27 年国自技第 63 号）
○標準仕様ノンステップバス認定要領について（平成 27 年国自技第 75 号）
○共通構造部型式指定実施要領について（依命通達）（平成 28 年国自審第 534 号）
○共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領について（依命通達）（平成 28 年国自審第 535 号）
○「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示」（平成 29 年国土交通省告示 1154 号）に係る取扱要領について（平成 29 年国自審第 1579 号、国自技第 171 号、国自整第 233 号、国自情第 177 号）
○遠隔型自動運転システム等を搭載した自動車の基準緩和認定要領（依命通達）（平成 30 年国自技第 256 号）
○共通構造部（協定規則第 0 号）型式認証実施要領について（依命通達）（平成 31 年国自審第 2109 号）
○自動車の特定改造等の許可実施要領について（依命通達）（令和 2 年国自審第 738 号）

2．1．に掲げるもの以外の自動車局長通達による申請書等についても、署名又は押印を不要とする。

3．本通達による改正前の通達に定める各様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

以上

別　紙

「規制改革実施計画」等に基づく関係自動車局長通達の改正について　新旧対照表

○自動車検査業務等実施要領について（昭和 36 年自車第 880 号）　（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第 3 章　自動車の検査（事務関係） **3－2（申請書の受理）** **3－2－1・3－2－2**　（略） **3－2－3**　削除 **3－2－4～3－2－8**　（略） 第４号様式 自動車検査記録簿（乙） （表） （略） （日本産業規格　Ｂ列５番） （裏） （略）	**第3章　自動車の検査（事務関係）** **3－2（申請書の受理）** **3－2－1・3－2－2**　（略） **3－2－3**　申請書に氏名を記載し押印することに代えて署名しているときは、楷書体で明瞭に申請者の氏名が記載されており、当該署名による氏名の照合に支障のないことを確認するものとする。 **3－2－4～3－2－8**　（略） 第４号様式 自動車検査記録簿（乙） （表） （略） （日本工業規格　Ｂ列５番） （裏） （略）

○自動車重量税法等の施行に伴う事務の取扱いについて（昭和 46 年自管第 143 号、自車第 579 号）　　（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
１～７　（略） ８　軽自動車届出済証返納証明書の交付 軽自動車届出済証の返納があったときは、次の（1）から（3）までにより軽自動車届出済証返納証明書を交付すること。 （1）軽自動車届出済証返納証明書は、大切に保管しておかなければならないことを請求者に周知させておくこと。 （2）軽自動車届出済証返納交付請求書は、編綴し、受理した日から5年間保存しなければならない。 （3）軽自動車届出済証返納証明書の再交付をするときは、軽自動車届出済証返納証明書再交付申請書を提出させるものとする。 第１～３号様式　（略） 第４号様式	１～７　（略） ８　軽自動車届出済証返納証明書の交付 軽自動車届出済証の返納があったときは、次の（1）から（4）までにより軽自動車届出済証返納証明書を交付すること。 （1）軽自動車届出済証の返納があったときは、軽自動車届出済証返納証明書交付請求書（第８号様式）を提出させ、軽自動車届出済証と当該請求書の内容を照合確認し、請求書とともに編綴してある軽自動車届出済証返納証明書（第８号様式の 2）にシールプレスして交付すること。 （2）軽自動車届出済証返納証明書は、大切に保管しておかなければならないことを請求者に周知させておくこと。 （3）軽自動車届出済証返納交付請求書は、編綴し、受理した日から5年間保存しなければならない。 （4）軽自動車届出済証返納証明書の再交付をするときは、軽自動車届出済証返納証明書交付請求書に「再交付」と明確に記載させて提出させるものとする。この場合には、紛失等の事実を記載した書面を添付させるとともに、当初の請求書に再交付年月日及び再交付の理由を記載しておくこと。 第１～３号様式　（略） 第４号様式

第４号様式

自動車重量税過誤納証明書交付請求書

年　月　日 運輸支局長 殿	請求者	（氏名又は名称） （住　所） （連絡先電話番号）

下記のとおり自動車重量税法第16条第１項の規定により請求します。

自動車の区分等		自動車検査証の交付等の日又はその交付等を受けることをやめた日	年　月　日
自動車登録番号（車両番号）又は車台番号		□車両重量 □車両総重量	kg
自動車重量税額	納付額	円	
	正当額	円	
	過誤納額	円	
過誤納の理由	□とりやめ	□過大納付	
納付方法	□印紙納付 □電子納付 □領収証書	収納機関名	（※銀行名・支店名等を記載）
希望する還付場所	□還付金の預貯金口座振込払を希望する場合		
	銀行 金庫・組合 農協・漁協	預金種別	普通・当座・通知 （　　）
	本店・支店 出張所 本所・支所	口座番号又は記号番号	
	□上記以外の場合	郵便局	
備考			

※上記のとおり過誤納の事実を証明します。

（証明）第　　号

年　月　日

運輸支局長

A－4

第５～６号様式　（略）

第４号様式

自動車重量税過誤納証明書交付請求書

年　月　日 運輸支局長 殿	請求者	（氏名又は名称）　印 （住　所） （連絡先電話番号）

下記のとおり自動車重量税法第16条第１項の規定により請求します。

自動車の区分等		自動車検査証の交付等の日又はその交付等を受けることをやめた日	年　月　日
自動車登録番号（車両番号）又は車台番号		□車両重量 □車両総重量	kg
自動車重量税額	納付額	円	
	正当額	円	
	過誤納額	円	
過誤納の理由	□とりやめ	□過大納付	
納付方法	□印紙納付 □電子納付 □領収証書	収納機関名	（※銀行名・支店名等を記載）
希望する還付場所	□還付金の預貯金口座振込払を希望する場合		
	銀行 金庫・組合 農協・漁協	預金種別	普通・当座・通知 （　　）
	本店・支店 出張所 本所・支所	口座番号又は記号番号	
	□上記以外の場合	郵便局	
備考			

※上記のとおり過誤納の事実を証明します。

（証明）第　　号

年　月　日

運輸支局長

A－4

第５～６号様式　（略）

第６号様式の２

第６号様式の２

自動車重量税過誤納証明書再交付申請理由書

運輸支局長　殿

年　　月　　日

申請者（使用者）
氏名又は名称
住所

下記自動車に係る自動車重量税過誤納証明書を紛失等したので、再交付を申請します。

自動車登録番号（※１）	
車台番号	
再交付の理由（※２）	紛失　・　棄損
紛失・棄損の事実（※３）	

注：申請者は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。
※１：納付時の自動車登録番号を記載すること。なお、不明の場合は記載不要。
※２：紛失又は棄損に○を付すこと。
※３：紛失又は棄損の事実について記載すること。なお、紛失の場合は、発見した場合は直ちに返納する旨の記載が必要。

第６号様式の３　（略）

第６号様式の２

第６号様式の２

自動車重量税過誤納証明書再交付申請理由書

運輸支局長　殿

年　　月　　日

申請者（使用者）
氏名又は名称　　印
住所

下記自動車に係る自動車重量税過誤納証明書を紛失等したので、再交付を申請します。

自動車登録番号（※１）	
車台番号	
再交付の理由（※２）	紛失　・　棄損
紛失・棄損の事実（※３）	

注：申請者は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。
※１：納付時の自動車登録番号を記載すること。なお、不明の場合は記載不要。
※２：紛失又は棄損に○を付すこと。
※３：紛失又は棄損の事実について記載すること。なお、紛失の場合は、発見した場合は直ちに返納する旨の記載が必要。

第６号様式の３　（略）

第７号様式

第７号様式

自動車重量税過誤納通知書再交付申請書

運輸支局長　殿

年　　月　　日

申請者（使用者）
氏名又は名称
住所

下記自動車に係る自動車重量税過誤納通知書を紛失等したので、再交付を申請します。

自動車登録番号（※１）	
車台番号	
再交付の理由（※２）	紛失　・　棄損
紛失・棄損の事実（※３）	

注：申請者は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。
※１：納付時の自動車登録番号を記載すること。なお、不明の場合は記載不要。
※２：紛失又は棄損に○を付すこと。
※３：紛失又は棄損の事実について記載すること。なお、紛失の場合は、発見した場合は直ちに返納する旨の記載が必要。

第７号様式の２　（略）
第８号様式　削除

第７号様式

第７号様式

自動車重量税過誤納通知書再交付申請書

運輸支局長　殿

年　　月　　日

申請者（使用者）
氏名又は名称　　印
住所

下記自動車に係る自動車重量税過誤納通知書を紛失等したので、再交付を申請します。

自動車登録番号（※１）	
車台番号	
再交付の理由（※２）	紛失　・　棄損
紛失・棄損の事実（※３）	

注：申請者は、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。
※１：納付時の自動車登録番号を記載すること。なお、不明の場合は記載不要。
※２：紛失又は棄損に○を付すこと。
※３：紛失又は棄損の事実について記載すること。なお、紛失の場合は、発見した場合は直ちに返納する旨の記載が必要。

第７号様式の２　（略）
第８号様式

第８号様式の２　削除

第8号様式

軽自動車届出済証返納証明書交付請求書

請求者（使用者）の氏名又は名称　㊞

住所

所有者の氏名又は名称

住所

使用の本拠の位置

平成　　年　　月　　日

運輸支局長　殿

車両番号					
車名			型式		
車台番号					
原動機の型式					
乗車定員	人		最大積載量	kg	
自家用／事業用 の別	自家用／事業用		用途等の区分		
総排気量又は定格出力	l／kW		軽自動車型式認定番号		
長さ	m	幅	m	高さ	m
返納事由	1. 一時使用中止　2. 滅失・解体				
備考					

注　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第８号様式の２

第8号様式の2

軽自動車届出済証返納証明書（自動車重量税用）

請求者（使用者）の氏名又は名称

住所

所有者の氏名又は名称

住所

使用の本拠の位置

平成　　年　　月　　日

運輸支局長　殿

持参人氏名・電話番号

車両番号					
車名			型式		
車台番号					
原動機の型式					
乗車定員	人		最大積載量	kg	
自家用／事業用 の別	自家用／事業用		用途等の区分		
総排気量又は定格出力	l／kW		軽自動車型式認定番号		
長さ	m	幅	m	高さ	m
返納事由	1. 一時使用中止　2. 滅失・解体				
備考					

※この証明書がないと次回の届出の際軽自動車重量税が課税されますので、大切に保管してください。

別紙様式　　（略）	別紙様式　　（略）

○リコールの届出等に関する取扱要領について（平成６年自審第1530号）　　（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
リコールの届出等に関する取扱要領 目次 第１章～第４章　（略） 第５章　雑則 　第11・第12　（略） 　第13　外国人等による届出等 　第14　連名による届出等 　第15・第16　（略） **第１章～第４章**　（略） **第５章　雑則** 第13　外国人等による届出等 （削る） 　外国人又は外国法人が届出若しくは報告又は通知をする場合には、届出書若しくは報告書又は通知書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記入する。 第14　連名による届出等 　複数の者が同一の車種について届出若しくは報告又は通知をする場合	**リコールの届出等に関する取扱要領** 目次 第１章～第４章　（略） 第５章　雑則 　第11・第12　（略） 　第13　届出書等へ記入する署名等 　第14　届出書等への連署 　第15・第16　（略） **第１章～第４章**　（略） **第５章　雑則** 第13　届出書等へ記入する署名等 １　届出書には、押印することに代えて、届出する者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から届出に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。 　この場合において、権限の委任を受けた者が届出書を提出しようとするときには、権限の委任を受けていることを証する書面を事前に提出するものとする。 ２　外国人又は外国法人が届出若しくは報告又は通知をする場合には、届出書若しくは報告書又は通知書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記入する。 第14　届出書等への連署 　複数の者が同一の車種について届出若しくは報告又は通知をする場合

には、連名で行うことができるものとする。

第15・第16　（略）

第1号様式（リコール届出書）（第2関係）

リコール届出書

年　月　日

国土交通大臣　殿

届出者の氏名

又は名称

住　　所

リコール届出番号		リコール開始日	
基準不適合状態にあると認める構造、装置又は性能の状況及びその原因			
改善措置の内容			
自動車使用者及び自動車特定整備事業者等に周知させるための措置			

車名	型式	通称名	リコール対象車の車台番号（シリアル番号）の範囲及び製作期間	リコール対象車の台数	備考
			合計		

（日本産業規格A列4番）

には、連署で行うことができるものとする。

第15・第16　（略）

第1号様式（リコール届出書）（第2関係）

リコール届出書

年　月　日

国土交通大臣　殿

届出者の氏名

又は名称　　印

住　　所

リコール届出番号		リコール開始日	
基準不適合状態にあると認める構造、装置又は性能の状況及びその原因			
改善措置の内容			
自動車使用者及び自動車特定整備事業者等に周知させるための措置			

車名	型式	通称名	リコール対象車の車台番号（シリアル番号）の範囲及び製作期間	リコール対象車の台数	備考
			合計		

（日本産業規格A列4番）

改正後	改正前
備考 （略） 第2号様式～第9号様式 （略）	備考 （略） 第2号様式～第9号様式 （略）

○改造自動車等の取扱いについて（平成７年自技第 239 号）　　（傍線部分は改正部分）

改正後

第１号様式（表面）

年　月　日

殿

届出者の氏名又は名称

住　所

連絡先（担当者）

電話番号

試作車・組立車等届出書

車名・型式		種別		用途	
試作車		組立車		試作車・組立車の改造	
予定車両数		主たる使用地域			
車台番号					

注：試作車、組立車、試作車・組立車の改造の欄は、該当するものを○で囲むこと。

改正前

第１号様式（表面）

年　月　日

殿

届出者の氏名又は名称　　印

住　所

連絡先（担当者）

電話番号

試作車・組立車等届出書

車名・型式		種別		用途	
試作車		組立車		試作車・組立車の改造	
予定車両数		主たる使用地域			
車台番号					

注：試作車、組立車、試作車・組立車の改造の欄は、該当するものを○で囲むこと。

（日本産業規格　Ａ列４番）	（日本工業規格　Ａ列４番）
第１号様式（裏面）	第１号様式（裏面）
（略）	（略）
（日本産業規格　Ａ列４番）	（日本工業規格　Ａ列４番）
第２号様式（表面）	第２号様式（表面）
（略）	（略）
（日本産業規格　Ａ列４番）	（日本工業規格　Ａ列４番）
第２号様式（裏面）	第２号様式（裏面）
（略）	（略）
（日本産業規格　Ａ列４番）	（日本工業規格　Ａ列４番）

○自動車整備士養成施設の指定等の業務取扱いについて（平成８年自整第162号）　　（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第５　申請書の提出等 １．～４．（略） ５．本取扱いで規定されている様式以外の提出書類の大きさは、原則として日本産業規格Ａ列４番とすること。 なお、図面等でＡ列４番とすることが困難な場合については、折りたたんだ状態でＡ列４番とすること。 （削る） 第１号様式 指定 自動車整備士養成施設　　申請書 認定 年　　月　　日 国土交通大臣　　殿 申請者　住　所 氏　名 指定 自動車整備士技能検定規則の規定により自動車整備士養成施設の　　を 認定 受けたいので、関係書類を添えて申請します。	第５　申請書の提出等 １．～４．（略） ５．本取扱いで規定されている様式以外の提出書類の大きさは、原則として日本工業規格Ａ列４番とすること。 なお、図面等でＡ列４番とすることが困難な場合については、折りたたんだ状態でＡ列４番とすること。 ６．本取扱いで規定されている申請書等のうち、押印を求めているものについては、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができることとする。 第１号様式 指定 自動車整備士養成施設　　申請書 認定 年　　月　　日 国土交通大臣　　殿 申請者　住　所 氏　名　　印 指定 自動車整備士技能検定規則の規定により自動車整備士養成施設の　　を 認定 受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

１．養成施設の名称
２．養成施設の所在地
３．養成施設の代表者の氏名
４．受けようとする　指定／認定　の種類
５．養成施設の課程の名称
６．定員
７．養成を受ける者の資格
８．養成しようとする整備士の種類
９．修業年限

（日本産業規格Ａ列４番）

第２号様式

（略）

（日本産業規格Ａ列４番）

第３号様式

（略）

（日本産業規格Ａ列４番）

備考　（略）

記

１．養成施設の名称
２．養成施設の所在地
３．養成施設の代表者の氏名
４．受けようとする　指定／認定　の種類
５．養成施設の課程の名称
６．定員
７．養成を受ける者の資格
８．養成しようとする整備士の種類
９．修業年限

（日本工業規格Ａ列４番）

第２号様式

（略）

（日本工業規格Ａ列４番）

第３号様式

（略）

（日本工業規格Ａ列４番）

備考　（略）

第４号様式

（略）

（日本産業規格Ａ列４番）

第５号様式

（略）

（日本産業規格Ａ列４番）

注　（略）

第６号様式

（略）

（日本産業規格Ａ列４番）

注　（略）

（添付様式１）

（略）

（日本産業規格Ａ列４番）

（添付様式２）

（略）

第４号様式

（略）

（日本工業規格Ａ列４番）

第５号様式

（略）

（日本工業規格Ａ列４番）

注　（略）

第６号様式

（略）

（日本工業規格Ａ列４番）

注　（略）

（添付様式１）

（略）

（日本工業規格Ａ列４番）

（添付様式２）

（略）

（日本産業規格Ａ列４番）	（日本工業規格Ａ列４番）
（添付様式３）	（添付様式３）
（略）	（略）
（日本産業規格Ａ列４番）	（日本工業規格Ａ列４番）
（添付様式４　その２）	（添付様式４　その２）
（略）	（略）
（日本産業規格Ａ列４番）	（日本工業規格Ａ列４番）
（添付様式７）	（添付様式７）
（略）	（略）
（日本産業規格Ａ列４番）	（日本工業規格Ａ列４番）
（添付様式１０）	（添付様式１０）
（略）	（略）
（日本産業規格Ａ列４番）	（日本工業規格Ａ列４番）
（添付様式１１）	（添付様式１１）

（略） （日本産業規格Ａ列４番）	（略） （日本工業規格Ａ列４番）

○「基準緩和自動車の認定要領について(依命通達)」(平成９年９月 19 日付け自技第 193 号)　　(傍線部分は改正部分)

改　正　後

別添　基準緩和自動車の認定要領　第１～第２１（略）

別表１（略）

別表２　２条件並びに保安上及び公害防止上の制限(第７及び第１３関係)

基準緩和項目 (数字番号)	**条件又は制限 (数字番号)**
長さ(001) ～　ABS(068)	略
衝突被害軽減ブレーキ(074)	略
リアオーバーハング(017) ～　**上記の項目について基準緩和の度合いが大きい自動車**	略

【備考】（１）～（２）　略

別表３～４（略）

第１号様式（第５関係）

基準緩和認定申請書

年　月　日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称

改　正　前

別添　基準緩和自動車の認定要領　第１～第２１（略）

別表１（略）

別表２　２条件並びに保安上及び公害防止上の制限(第７及び第１３関係)

基準緩和項目 (数字番号)	**条件又は制限 (数字番号)**
長さ(001) ～　ABS(068)	略
被害軽減ブレーキ(074)	略
リアオーバーハング(017) ～　**上記の項目について基準緩和の度合いが大きい自動車**	略

【備考】（１）～（２）　略

別表３～４（略）

第１号様式（第５関係）

基準緩和認定申請書

年　月　日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称　印

住　　所

下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第５５条の規定に基づき、基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

1　車名及び型式
2　種別及び用途
3　車体の形状
4　自動車登録番号及び車台番号
5　使用の本拠の位置
6　構造又は使用の態様の特殊性
7　認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容
8　認定を必要とする理由
9　省略する添付資料

（日本産業規格Ａ列４番）

備考
(1)申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
(2)削除
(2)型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
(3)車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を記載する。
(4)認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。なお、第３第２２号に規定する自動車にあっては、「災害応急対策又は災害復旧の内容」について記載すること。
(5)一括緩和申請の場合は、標題に「（一括）」と付記するとともに、車台番号又は製造番号の開始番号を併記する。

住　　所

下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第５５条の規定に基づき、基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

1　車名及び型式
2　種別及び用途
3　車体の形状
4　自動車登録番号及び車台番号
5　使用の本拠の位置
6　構造又は使用の態様の特殊性
7　認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容
8　認定を必要とする理由
9　省略する添付資料

（日本工業規格Ａ列４番）

備考
(1)申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
(2)印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
(3)型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
(4)車台番号については、打刻がない自動車の場合は、製造番号を記載する。
(5)認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。なお、第３第２２号に規定する自動車にあっては、「災害応急対策又は災害復旧の内容」について記載すること。
(6)一括緩和申請の場合は、標題に「（一括）」と付記するとともに、車台番号又は製造番号の開始番号を併記する。

(6)省略する添付資料については、複数の類似する自動車について同時に申請する場合に添付を省略する添付資料の名称を記載する。

第１号様式（第５第６項関係）

地方運輸局長 殿

宣　　誓　　書

基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）（平成９年９月１９日付け自技第１９３号）の第４第３項に該当する処分を受けていないことを宣誓いたします。

年　　月　　日

申請者の氏名又は名称

住　　所

(7)省略する添付資料については、複数の類似する自動車について同時に申請する場合に添付を省略する添付資料の名称を記載する。

第１号様式（第５第６項関係）

地方運輸局長 殿

宣　　誓　　書

基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）（平成９年９月１９日付け自技第１９３号）の第４第３項に該当する処分を受けていないことを宣誓いたします。

年　　月　　日

申請者の氏名又は名称　　印

住　　所

（日本産業規格Ａ列４番）

第２号様式（第５関係）

基準緩和認定変更申請書

年　　月　　日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称

住　　所

下記の自動車について、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

１　基準緩和認定番号及び認定年月日

（日本工業規格Ａ列４番）

第２号様式（第５関係）

基準緩和認定変更申請書

年　　月　　日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称　　印

住　　所

下記の自動車について、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

１　基準緩和認定番号及び認定年月日

2　車名及び型式

3　種別及び用途

4　自動車登録番号及び車台番号

5　変更事項及び変更事由

6　変更年月日

（日本産業規格Ａ列４番）

備考

(1)申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。

(2)削除

(2)型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

第３号様式（第８関係）

基準緩和認定書

番　　号

年　月　日

殿

地方運輸局長

2　車名及び型式

3　種別及び用途

4　自動車登録番号及び車台番号

5　変更事項及び変更事由

6　変更年月日

（日本工業規格Ａ列４番）

備考

(1)申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。

(2)印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

(3)型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

第３号様式（第８関係）

基準緩和認定書

番　　号

年　月　日

殿

地方運輸局長

年　月　日付で申請があった下記の自動車については、道路運送車両の保安基準第５５条の規定に基づき、基準緩和を認定する。

記

１　車名及び型式

２　種別及び用途

３　車体の形状

４　車台番号又は製造番号

５　使用の本拠の位置

６　基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限

７　基準緩和の期限

（注意事項）

本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けようとするときは、その期限が満了する２か月前までに基準緩和の認定の申請を行う必要があります。

（日本産業規格Ａ列４番）

備考

(1)～(3)　略

年　月　日付で申請があった下記の自動車については、道路運送車両の保安基準第５５条の規定に基づき、基準緩和を認定する。

記

１　車名及び型式

２　種別及び用途

３　車体の形状

４　車台番号又は製造番号

５　使用の本拠の位置

６　基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限

７　基準緩和の期限

（注意事項）

本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けようとするときは、その期限が満了する２か月前までに基準緩和の認定の申請を行う必要があります。

（日本工業規格Ａ列４番）

備考

(1)～(3)　略

第４号様式（第９関係）

基準緩和認定申請書（継続）

年　　月　　日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称

住　　所

下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第５５条の規定に基づき、引き続き基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

１　車名及び型式

２　種別及び用途

３　車体の形状

４　自動車登録番号及び車台番号

５　使用の本拠の位置

第４号様式（第９関係）

基準緩和認定申請書（継続）

年　　月　　日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称　　印

住　　所

下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第５５条の規定に基づき、引き続き基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

１　車名及び型式

２　種別及び用途

３　車体の形状

４　自動車登録番号及び車台番号

５　使用の本拠の位置

6　初回の基準緩和認定

7　前回及び前々回の基準緩和認定

8　構造又は使用の態様の特殊性

9　認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容

10　認定を必要とする理由

11　変更事項の有無

（日本産業規格Ａ列４番）

備考

(1)申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。

(2)削除

(2)認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。

(3)初回、前回及び前々回の基準緩和認定については、基準緩和認定書の文書番号及び年月日を記載する。ただし、安全性優良事業所認定を受けているとして申請を行う場合以外については、前々回の記載をしなくてもよい。

第５号様式(第９関係)

基準緩和認定書（継続）

番　　号

年　月　日

6　初回の基準緩和認定

7　前回及び前々回の基準緩和認定

8　構造又は使用の態様の特殊性

9　認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容

10　認定を必要とする理由

11　変更事項の有無

（日本工業規格Ａ列４番）

備考

(1)申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。

(2)印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

(3)認定を必要とする理由については、使用の条件を含めて記載する。

(4)初回、前回及び前々回の基準緩和認定については、基準緩和認定書の文書番号及び年月日を記載する。ただし、安全性優良事業所認定を受けているとして申請を行う場合い外については、前々回の記載をしなくてもよい。

第５号様式(第９関係)

基準緩和認定書（継続）

番　　号

年　月　日

殿

地方運輸局長

年　月　日付で申請があった下記の自動車については、道路運送車両の保安基準第５５条の規定に基づき、基準緩和を認定する。

記

１　車名及び型式

２　種別及び用途

３　車体の形状

４　自動車登録番号（車台番号）

５　使用の本拠の位置

６　基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限

７　基準緩和の期限

（注意事項）
本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けようとするときは、その期限が満了する２か月前までに基準緩和の認定の申請を行う必要があります。

殿

地方運輸局長

年　月　日付で申請があった下記の自動車については、道路運送車両の保安基準第５５条の規定に基づき、基準緩和を認定する。

記

１　車名及び型式

２　種別及び用途

３　車体の形状

４　自動車登録番号（車台番号）

５　使用の本拠の位置

６　基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限

７　基準緩和の期限

（注意事項）
本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けようとするときは、その期限が満了する２か月前までに基準緩和の認定の申請を行う必要があります。

（日本産業規格Ａ列４番）

第６号様式（第１６関係）

特殊車両通行許可確認書

年　　月　　日

地方整備局
県
市
　特殊車両通行許可事務担当課　御中

地方運輸局自動車技術安全部技術課

下記のとおり、道路運送車両の保安基準第５５条の規定に基づく基準緩和の申請がありましたので、当該申請に係る特殊車両通行の可否について、ご回答願います。

記

１　申請日

２　申請者名

３　申請者連絡先

（日本工業規格Ａ列４番）

第６号様式（第１６関係）

特殊車両通行許可確認書

年　　月　　日

地方整備局
県
市
　特殊車両通行許可事務担当課　御中

地方運輸局自動車技術安全部技術課

下記のとおり、道路運送車両の保安基準第５５条の規定に基づく基準緩和の申請がありましたので、当該申請に係る特殊車両通行の可否について、ご回答願います。

記

１　申請日

２　申請者名

３　申請者連絡先

4　車名及び型式

5　車両の諸元及び通行経路の概要（別添）

6　地方運輸局問い合わせ先

（日本産業規格Ａ列４番）

備考

(1)　５の別添資料については、主要諸元比較表、特殊車両通行許可事前確認書、運行経路図とする。

第７号様式（第１６関係）

特殊車両通行許可確認書（回答）

年　月　日

地方運輸局自動車技術安全部技術課　御中

地方整備局
県
市
特殊車両通行許可事務担当課

4　車名及び型式

5　車両の諸元及び通行経路の概要（別添）

6　地方運輸局問い合わせ先

（日本工業規格Ａ列４番）

備考

(1)　５の別添資料については、主要諸元比較表、特殊車両通行許可事前確認書、運行経路図とする。

第７号様式（第１６関係）

特殊車両通行許可確認書（回答）

年　月　日

地方運輸局自動車技術安全部技術課　御中

地方整備局
県
市
特殊車両通行許可事務担当課

令和　　年　　月　　日付けで連絡のあった基準緩和の認定の申請に係る車両が道路法第４７条の２の規定に基づく特殊車両通行許可を申請した場合に、条件を附して許可することは可能（又は不可能）であると考えているので連絡します。

○道路管理者問い合わせ先

（日本産業規格Ａ列４番）

第８号様式（第８及び第９関係）

番　　号
年　月　日

運輸支局長殿
自動車検査登録事務所長殿（単名）

地方運輸局長

平成　　年　　月　　日付けで連絡のあった基準緩和の認定の申請に係る車両が道路法第４７条の２の規定に基づく特殊車両通行許可を申請した場合に、条件を附して許可することは可能（又は不可能）であると考えているので連絡します。

○道路管理者問い合わせ先

（日本工業規格Ａ列４番）

第８号様式（第８及び第９関係）

番　　号
年　月　日

運輸支局長殿
自動車検査登録事務所長殿（単名）

地方運輸局長

基準緩和認定の通知について

別紙基準緩和認定書（写）のとおり基準緩和の認定がなされたので、基準緩和認定申請書（副）を添えて通知します。

（日本産業規格Ａ列４番）

備考

(1)　各運輸支局等に対し、認定に関して通知する事項がある場合には、適宜内容を変更し記載する。

参考１（別表第１　個別緩和・継続緩和の場合）

年　月　日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称

住　　所

基準緩和認定の通知について

別紙基準緩和認定書（写）のとおり基準緩和の認定がなされたので、基準緩和認定申請書（副）を添えて通知します。

（日本工業規格Ａ列４番）

備考

(1)　各運輸支局等に対し、認定に関して通知する事項がある場合には、適宜内容を変更し記載する。

参考１（別表第１　個別緩和・継続緩和の場合）

年　月　日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称　　印

住　　所

誓　　約　　書

弊社が使用する車名　　、型式　　、
車台番号　　の自動車について、道路運送車両の保安基準第５５条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記のとおり誓約します。

１　認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。
２　運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。
３　１に違反した場合（当該自動車を相互に使用する場合を含む。）は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。
４　重大事故時には、遅滞なく通報します。

（安全性優良事業所の場合）
本申請の認定審査期間中に、安全性優良事業所の認定について失効又は返納した場合は、速やかに報告します。

（日本産業規格Ａ列４番）

備考
(1)申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
(2)削除
(2)申請者が個人の場合は、「弊社」を「私」と記載する。
(3)型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
(4)車台番号の打刻のない自動車にあっては、製造番号とする。
(5)２の記載のうち「貨物自動車運送事業法」については、貨物自動車運送事業用

誓　　約　　書

弊社が使用する車名　　、型式　　、
車台番号　　の自動車について、道路運送車両の保安基準第５５条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記のとおり誓約します。

１　認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。
２　運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。
３　１に違反した場合（当該自動車を相互に使用する場合を含む。）は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。
４　重大事故時には、遅滞なく通報します。

（安全性優良事業所の場合）
本申請の認定審査期間中に、安全性優良事業所の認定について失効又は返納した場合は、速やかに報告します。

（日本工業規格Ａ列４番）

備考
(1)申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
(2)印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
(3)申請者が個人の場合は、「弊社」を「私」と記載する。
(4)型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。
(5)車台番号の打刻のない自動車にあっては、製造番号とする。
(6)２の記載のうち「貨物自動車運送事業法」については、貨物自動車運送事業用

自動車の申請に限る。
(6)その他、誓約する事項がある場合は適宜記載する。

参考２（別表第１　一括緩和の場合）

年　月　日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住　　所

誓　　約　　書

弊社が基準緩和を申請する車名　　、型式　　、車台番号　　の自動車について、道路運送車両の保安基準第５５条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、当該自動車の使用者に対し、下記について周知することを誓約します。

１　認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守すること。
２　運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守すること。
３　１に違反した場合（当該自動車を相互に使用する場合を含む。）は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立て

自動車の申請に限る。
(7)その他、誓約する事項がある場合は適宜記載する。

参考２（別表第１　一括緩和の場合）

年　月　日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称　　印
住　　所

誓　　約　　書

弊社が基準緩和を申請する車名　　、型式　　、車台番号　　の自動車について、道路運送車両の保安基準第５５条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、当該自動車の使用者に対し、下記について周知することを誓約します。

１　認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守すること。
２　運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守すること。
３　１に違反した場合（当該自動車を相互に使用する場合を含む。）は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立て

はしないこと。

４　重大事故時には、遅滞なく通報すること。

（日本産業規格Ａ列４番）

備考

(1)申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。

(2)削除

(2)型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

(3)２の記載のうち「貨物自動車運送事業法」については、貨物自動車運送事業の用に供する場合に限る。

(4)その他、誓約する事項がある場合は適宜記載する。

参考３（別表第１関係）

年　月　日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称

住　　所

最高速度証明書

弊社が製作した下記自動車について、道路運送車両の保安基準第５５条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、設計上の最高速度が１００km/h以下であることを証明します。

記

はしないこと。

４　重大事故時には、遅滞なく通報すること。

（日本工業規格Ａ列４番）

備考

(1)申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。

(2)印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

(3)型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

(4)２の記載のうち「貨物自動車運送事業法」については、貨物自動車運送事業の用に供する場合に限る。

(5)その他、誓約する事項がある場合は適宜記載する。

参考３（別表第１関係）

年　月　日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称　　印

住　　所

最高速度証明書

弊社が製作した下記自動車について、道路運送車両の保安基準第５５条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、設計上の最高速度が１００km/h以下であることを証明します。

記

自動車登録番号	
車台番号	
車名	
型式	
類別	
原動機型式	

会社名

氏名

連絡先

（日本産業規格Ａ列４番）

備考

(1) 証明者の氏名については、自動車製作者の代表者とする。

(2) 削除

(2) 証明者の氏名については、自動車製作者が証明者として特に認めた場合には、その者の証明とすることができる。

参考４（別表第１関係）

年　月　日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称

住　　所

自動車登録番号	
車台番号	
車名	
型式	
類別	
原動機型式	

会社名

氏名

連絡先

（日本工業規格Ａ列４番）

備考

(1) 証明者の氏名については、自動車製作者の代表者とする。

(2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

(3) 証明者の氏名については、自動車製作者が証明者として特に認めた場合には、その者の証明とすることができる。

参考４（別表第１関係）

年　月　日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称　　印

住　　所

最高速度計算書

下記自動車について、道路運送車両の保安基準第５５条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、計算上の最高速度が１００km/h以下であることを証明します。

記

自動車登録番号	
車台番号	
車名	
型式	
類別	
原動機型式	
原動機最高回転数	
最高変速段減速比	
最終減速比	
タイヤの動的荷重半径	
設計上の最高速度	

添付資料

新型諸元表（要目表、走行性能曲線図、変速機諸元表、差動機諸元表）

（日本産業規格Ａ列４番）

備考

(1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は法人の代表者とする。

最高速度計算書

下記自動車について、道路運送車両の保安基準第５５条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、計算上の最高速度が１００km/h以下であることを証明します。

記

自動車登録番号	
車台番号	
車名	
型式	
類別	
原動機型式	
原動機最高回転数	
最高変速段減速比	
最終減速比	
タイヤの動的荷重半径	
設計上の最高速度	

添付資料

新型諸元表（要目表、走行性能曲線図、変速機諸元表、差動機諸元表）

（日本工業規格Ａ列４番）

備考

(1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は法人の代表者とする。

(2) 削除

(2) 装置等の変更により本書を提出する場合には必ず装置等の変更の事実が分かる書面を添付すること。

参考５（別表第１関係）

第　　号
年　月　日

申請者の氏名又は名称
住　　所

証明書

下記の自動車については、飛行場運用業務指針の規定により、〇〇空港の制限区域内において、 緊急車両又は保安用車両のため青色 の点滅その他の車両のため黄色灯火を備え付けなければならない自動車であることを証明します。

記

１．使用自動車
（１）車名及び型式　：

(2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

(3) 装置等の変更により本書を提出する場合には必ず装置等の変更の事実が分かる書面を添付すること。

参考５（別表第１関係）

第　　号
年　月　日

申請者の氏名又は名称　　印
住　　所

証明書

下記の自動車については、飛行場運用業務指針の規定により、〇〇空港の制限区域内において、 緊急車両又は保安用車両のため青色 の点滅その他の車両のため黄色灯火を備え付けなければならない自動車であることを証明します。

記

１．使用自動車
（１）車名及び型式　：

（２）種別及び用途　：
（３）車体の形状　：
（４）自動車登録番号又は車両番号　：
（５）車台番号　：
（６）使用の本拠の位置　：
（７）自動車の使用者　：

２．点滅灯火の使用区域
点滅する灯火の点灯は、飛行場の制限区域内に限る。

備考
(1) 証明者の氏名については、飛行場の設置者等とする。
(2) 削除
(2) 証明者の氏名については、飛行場の設置者等が証明者として特に認めた場合には、その者の証明とすることができる。
(3) 証明書は、自動車の点滅する灯火を備え付ける必要がなくなった場合又は自動車の制限区域内車両使用承認証を返納する場合に、飛行場の設置者等へ返納する必要がある。

（日本産業規格Ａ列４番）

参考６（第１５及び第１９関係）

年　月　日

保安基準等適合検討結果確認証明書

（２）種別及び用途　：
（３）車体の形状　：
（４）自動車登録番号又は車両番号　：
（５）車台番号　：
（６）使用の本拠の位置　：
（７）自動車の使用者　：

２．点滅灯火の使用区域
点滅する灯火の点灯は、飛行場の制限区域内に限る。

備考
(1) 証明者の氏名については、飛行場の設置者等とする。
(2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
(3) 証明者の氏名については、飛行場の設置者等が証明者として特に認めた場合には、その者の証明とすることができる。
(4) 証明書は、自動車の点滅する灯火を備え付ける必要がなくなった場合又は自動車の制限区域内車両使用承認証を返納する場合に、飛行場の設置者等へ返納する必要がある。

（日本工業規格Ａ列４番）

参考６（第１５及び第１９関係）

平成　年　月　日

保安基準等適合検討結果確認証明書

証明者氏名又は名称
○○○自動車株式会社
取締役社長　◎◎ ◎◎

下記自動車は、道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）第５５条の規定に基づき、保安基準の緩和に係る自動車であり、認定により適用を除外する保安基準の条項以外については、保安基準に適合した自動車であります。

記

１．当該自動車の車台を特定する記号
○○○○－△△△△

２．認定により適用を除外する保安基準の条項及び事項
保安基準第○○条　△△△△

以上

（日本産業規格Ａ列４番）

証明者氏名又は名称
○○○自動車株式会社
取締役社長　◎◎ ◎◎

下記自動車は、道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）第５５条の規定に基づき、保安基準の緩和に係る自動車であり、認定により適用を除外する保安基準の条項以外については、保安基準に適合した自動車であります。

記

１．当該自動車の車台を特定する記号
○○○○－△△△△

２．認定により適用を除外する保安基準の条項及び事項
保安基準第○○条　△△△△

以上

（日本工業規格Ａ列４番）

参考７（別表第１関係）

第　　号

年　月　日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称

住　　所

証明書

下記の自動車については、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第２条第３項に定める国際埠頭施設であって、同法第３２条及び第３３条に定める埠頭保安規程等を定めている施設を保安巡視するため、青色の点滅する灯火を備える必要があり、同法第２９条に基づき、国際埠頭保安管理者が設定し及び管理する制限区域の周辺のみで当該灯火を使用する自動車であることを証明します。

記

１．使用自動車

参考７（別表第１関係）

第　　号

年　月　日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称　　印

住　　所

証明書

下記の自動車については、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第２条第３項に定める国際埠頭施設であって、同法第３２条及び第３３条に定める埠頭保安規程等を定めている施設を保安巡視するため、青色の点滅する灯火を備える必要があり、同法第２９条に基づき、国際埠頭保安管理者が設定し及び管理する制限区域の周辺のみで当該灯火を使用する自動車であることを証明します。

記

１．使用自動車

（１）車名及び型式　：
（２）種別及び用途　：
（３）車体の形状　：
（４）自動車登録番号又は車両番号　：
（５）車台番号　：
（６）使用の本拠の位置　：
（７）自動車の使用者　：

２．回転灯の使用区域
　　別添参照

備考
　証明者の氏名については、港湾事務所等の長とする。
(2) 削除

（日本産業規格Ａ列４番）

参考８（別表第１関係）

年　月　日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称
住　　所

（１）車名及び型式　：
（２）種別及び用途　：
（３）車体の形状　：
（４）自動車登録番号又は車両番号　：
（５）車台番号　：
（６）使用の本拠の位置　：
（７）自動車の使用者　：

２．回転灯の使用区域
　　別添参照

備考
(1) 証明者の氏名については、港湾事務所等の長とする。
(2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

（日本工業規格Ａ列４番）

参考８（別表第１関係）

年　月　日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称　　印
住　　所

特殊車両通行許可事前確認書

今回申請する、車名　　、型式　　、車台番号　　の自動車について、道路運送車両の保安基準第５５条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、当該自動車の特殊車両通行の可否について、下記の道路管理者に事前に確認しております。

記

１　道路管理者問い合わせ先
２　通行可能な経路（別添：運行経路図）

（日本産業規格Ａ列４番）

備考
(1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
(2) 削除
(2) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

特殊車両通行許可事前確認書

今回申請する、車名　　、型式　　、車台番号　　の自動車について、道路運送車両の保安基準第５５条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、当該自動車の特殊車両通行の可否について、下記の道路管理者に事前に確認しております。

記

１　道路管理者問い合わせ先
２　通行可能な経路（別添：運行経路図）

（日本工業規格Ａ列４番）

備考
(1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
(2) 印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
(3) 型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

○自動車型式認証実施要領について（依命通達）（平成 10 年自審第 1252 号）　（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別添　自動車型式認証実施要領 目次　（略） **別添１　自動車型式指定実施要領** 目次 　第１～第４　（略） 　第５　削除 　第６～第１１　（略） 　第１２　連名による記載 　第１３　（略） 　第１４　外国人等による届出等 　第１５～第１７　（略） 第１～第４　（略） 第５　削除 第６　（略） 第７　完成検査終了証 　１　完成検査終了証の発行（完成検査終了証に記載すべき事項の電磁	**別添　自動車型式認証実施要領** 目次　（略） **別添１　自動車型式指定実施要領** 目次 　第１～第４　（略） 　第５　完成検査終了証の印鑑等の届出 　第６～第１１　（略） 　第１２　連署 　第１３　（略） 　第１４　申請書等に記入する署名等 　第１５～第１７　（略） 第１～第４　（略） 第５　完成検査終了証の印鑑等の届出 　１　法第７５条第５項の規定により完成検査終了証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供することのみにより完成検査終了証の発行を行う場合に限り、型式指定規則第６条第１項第１号の規定による印鑑等の届出を要しない。ただし、完成検査終了証に記載すべき事項を電磁的方法により登録情報処理機関に提供する以外の方法により完成検査終了証の発行を行うこととした場合には、速やかに印鑑等の届出を行うものとする。 　２　型式指定規則第６条第１項第１号の規定により届出を行う完成検査終了証に記入する署名は、指定を受けた者（その者が法人であるときは、その代表者）の署名とする。 第６～第１３　（略） 第７　完成検査終了証 　１　完成検査終了証の発行（完成検査終了証に記載すべき事項の電磁

的方法による登録情報処理機関への提供を含む。以下同じ。）を行う場合には、次の点に留意すること。

(1)　（略）

(2)　第１２により連名で完成検査終了証を発行する場合にあっては、型式指定規則第８条第２項にいう「完成検査を終了した日」は、当該自動車について当該連名で記載をすべき者がそれぞれ完成検査を終了した日のうち遅い方の日とする。

２　（略）

第８～第１１　（略）

第１２　連名による記載

第１第２項(1)に掲げる者又は同項(2)に掲げる者は、次に該当する場合において、連名で記載しなければならない。

（１）～（４）

第１３　（略）

第１４　外国人等による届出等

（削る）

外国人又は外国法人が指定の申請その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第１５～第１７（略）

別表　（略）

別紙１　（略）

別紙２（第７関係）

１　(1)～(16)　（略）

(15)　「証明書番号」

重複しないよう一連番号を記載すること。

的方法による登録情報処理機関への提供を含む。以下同じ。）を行う場合には、次の点に留意すること。

(1)　（略）

(2)　第１２により連署して完成検査終了証を発行する場合にあっては、型式指定規則第８条第２項にいう「完成検査を終了した日」は、当該自動車について当該連署をすべき者がそれぞれ完成検査を終了した日のうち遅い方の日とする。

２　（略）

第８～第１１　（略）

第１２　連署

第１第２項(1)に掲げる者又は同項(2)に掲げる者は、次に該当する場合において、連署しなければならない。

（１）～（４）

第１３　（略）

第１４　申請書等に記入する署名等

１　申請書、届出書又は報告書には、押印することに代えて、申請、届出又は報告する者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から申請、届出又は報告に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。

２　外国人又は外国法人が指定の申請その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第１５～第１７（略）

別表　（略）

別紙１　（略）

別紙２（第７関係）

１　(1)～(16)　（略）

(15)　「証明書番号」

重複しないよう一連番号を記載すること。

ただし、本要領第１２により連名で発行する場合には、製作者等の証明書番号をそれぞれ記載すること。

(16)　「発行年月日」

完成検査の終了した期日を記載すること。

ただし、本要領第１２により連名で発行する場合には、製作者等がそれぞれ検査を終了した期日を記載すること。

（削る）

２　（略）

３　完成検査終了証の記載方法

(1)～(4)　（略）

(5)　記載事項を訂正する場合は、次の例により訂正すること。

（例）　１．４５

~~１．５４~~

(6)　本要領第１２の規定により連名で発行する場合は、完成検査終了証の記載について、製作者等のそれぞれの分担を明確にしておくこと。

別表　（略）

別紙３　（略）

第１号様式～第３号様式　（略）

別添２　新型自動車取扱要領

目次

第１～第６　（略）

第７　外国人等による届出等

第８・第９　（略）

第１～第６　（略）

第７　外国人等による届出等

ただし、本要領第１２により連署して発行する場合には、製作者等の証明書番号をそれぞれ記載すること。

(16)　「発行年月日」

完成検査の終了した期日を記載すること。

ただし、本要領第１２により連署して発行する場合には、製作者等がそれぞれ検査を終了した期日を記載すること。

(17)　「印鑑」

型式指定規則第６条第１項第１号又は第３号の規定により届出した印鑑又は署名を押印又は記入すること。

２　（略）

３　完成検査終了証の記載方法

(1)～(4)　（略）

(5)　記載事項を訂正する場合は、次の例により訂正し、訂正個所には型式指定規則第６条第１項第１号又は第３号の規定により届出した印鑑又は署名を押印又は記入すること。

（例）　１．４５

~~１．５４~~ 印

(6)　本要領第１２の規定により連署で発行する場合は、完成検査終了証の記載について、製作者等のそれぞれの分担を明確にしておくこと。

別表　（略）

別紙３　（略）

第１号様式～第３号様式　（略）

別添２　新型自動車取扱要領

目次

第１～第６　（略）

第７　届出書等に記入する署名等

第８・第９　（略）

第１～第６　（略）

第７　届出書等に記入する署名等

（削る）

外国人又は外国法人が新型届出その他の届出又は報告をする場合には、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第８・第９　（略）

別表　（略）

第１号様式（新型自動車届出書）（第２関係）

新型自動車届出書

国土交通大臣殿

年　　月　　日

届出者の氏名
又は名称

住所

車名及び型式	
種別	
車台の名称及び型式	
車体の名称及び型式	
主たる製作工場の名称及び所在地	
備考	

１　届出書又は報告書には、押印することに代えて届出又は報告をする者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から届出又は報告に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。

２　外国人又は外国法人が新型届出その他の届出又は報告をする場合には、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第８・第９　（略）

別表　（略）

第１号様式（新型自動車届出書）（第２関係）

新型自動車届出書

国土交通大臣殿

年　　月　　日

届出者の氏名
又は名称　　印

住所

車名及び型式	
種別	
車台の名称及び型式	
車体の名称及び型式	
主たる製作工場の名称及び所在地	
備考	

（日本産業規格Ａ列４番）

備考１　車体の名称及び型式が車名及び型式と同一のものにあっては、車体の名称及び型式欄への記入を省略して差し支えない。

２　主たる製作工場の名称及び所在地欄には、原動機、車台、車体及び完成車について、それぞれの製作工場の名称及び所在地を記載すること。

なお、主たる製作工場が複数ある場合には、それぞれについて記載すること。

（削る）

第２号様式（新型自動車変更届出書）（第４関係）

新型自動車変更届出書

国土交通大臣殿

年　　月　　日

届出者の氏名
又は名称

住所

車名及び型式	
変更事項及び変更事由	
変更年月日	

（日本産業規格Ａ列４番）

備考１　車体の名称及び型式が車名及び型式と同一のものにあっては、車体の名称及び型式欄への記入を省略して差し支えない。

２　主たる製作工場の名称及び所在地欄には、原動機、車台、車体及び完成車について、それぞれの製作工場の名称及び所在地を記載すること。

なお、主たる製作工場が複数ある場合には、それぞれについて記載すること。

３　印鑑に代えて署名を用いる場合には、印の箇所に署名すること。

第２号様式（新型自動車変更届出書）（第４関係）

新型自動車変更届出書

国土交通大臣殿

年　　月　　日

届出者の氏名
又は名称　　印

住所

車名及び型式	
変更事項及び変更事由	
変更年月日	

備　　考	

（日本産業規格Ａ列４番）

（削る）

別添３　検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領

目次

第１～第１１　（略）

第１２　外国人等による届出等

第１３・第１４　（略）

第１～第１１　（略）

第１２　外国人等による届出等

（削る）

外国人又は外国法人が型式認定その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第１３・第１４　（略）

別表　（略）

第１号様式（型式認定申請書）（第２関係）

備　　考	

（日本産業規格Ａ列４番）

備考　印鑑に代えて署名を用いる場合には、印の箇所に署名すること。

別添３　検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領

目次

第１～第１１　（略）

第１２　申請書等へ記入する署名等

第１３・第１４　（略）

第１～第１１　（略）

第１２　申請書等へ記入する署名等

１　申請書、届出書又は報告書には、押印することに代えて、申請、届出又は報告をする者（法人にあってはその代表者又はその法人のものであってその法人の代表者から申請、届出又は報告に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。

２　外国人又は外国法人が型式認定その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第１３・第１４　（略）

別表　（略）

第１号様式（型式認定申請書）（第２関係）

（　　）型式認定申請書

国土交通大臣殿

年　　月　　日

申請者の氏名
又は名称

住　　所

車名及び型式	
車台の名称及び型式	
車体の名称及び型式	
主たる製作工場の名称及び所在地	
完成検査を実施する工場の名称及び所在地	
備考	

（日本産業規格Ａ列４番）

備考１～３　（略）

（削る）

第２号様式（変更承認申請書）（第７関係）

（　　）型式認定申請書

国土交通大臣殿

年　　月　　日

申請者の氏名
又は名称　　印

住　　所

車名及び型式	
車台の名称及び型式	
車体の名称及び型式	
主たる製作工場の名称及び所在地	
完成検査を実施する工場の名称及び所在地	
備考	

（日本産業規格Ａ列４番）

備考１～３　（略）

４　印鑑に代えて署名を用いる場合には、印の箇所に署名すること。

第２号様式（変更承認申請書）（第７関係）

（　　）変更承認申請書

国土交通大臣殿

年　　月　　日

申請者の氏名
又は名称

住　　所

型式認定番号	
車名及び型式	
変更事項及び変更事由	
変更年月日	
備考	

（日本産業規格Ａ列４番）

備考１・２（略）
（削る）

第３号様式（変更届出書）（第７関係）

（　　）変更承認申請書

国土交通大臣殿

年　　月　　日

申請者の氏名
又は名称　　印

住　　所

型式認定番号	
車名及び型式	
変更事項及び変更事由	
変更年月日	
備考	

（日本産業規格Ａ列４番）

備考１・２　（略）
３　印鑑に代えて署名を用いる場合には、印の箇所に署名すること。

第３号様式（変更届出書）（第７関係）

（　　）変更届出書

国土交通大臣殿

年　　月　　日

申請者の氏名
又は名称

住　　所

型式認定番号	
車名及び型式	
変更事項及び変更事由	
変更年月日	
備考	

（日本産業規格Ａ列４番）

備考１・２　（略）
（削る）

第４号様式（製作等廃止届）（第７関係）

（　　）変更届出書

国土交通大臣殿

年　　月　　日

申請者の氏名
又は名称　　印

住　　所

型式認定番号	
車名及び型式	
変更事項及び変更事由	
変更年月日	
備考	

（日本産業規格Ａ列４番）

備考１・２　（略）
３　印鑑に代えて署名を用いる場合には、印の箇所に署名すること。

第４号様式（製作等廃止届）（第７関係）

（　　）製作等廃止届

国土交通大臣殿

年　　月　　日

申請者の氏名
又 は 名 称

住　　所

型式認定番号	
車名及び型式	
製作等廃止事由	
備考	

（日本産業規格Ａ列４番）

備考１～３　（略）
　（削る）

第５号様式～第７号様式　（略）

別添４　製造過程自動車の型式認定要領

目次
　第１～第１０　（略）
　第１１　外国人等による届出等
　第１２　（略）

第１～第１０　（略）

（　　）製作等廃止届

国土交通大臣殿

年　　月　　日

申請者の氏名
又 は 名 称　　印

住　　所

型式認定番号	
車名及び型式	
製作等廃止事由	
備考	

（日本産業規格Ａ列４番）

備考１～３　（略）
　４　印鑑に代えて署名を用いる場合には、印の箇所に署名すること。

第５号様式～第７号様式　（略）

別添４　製造過程自動車の型式認定要領

目次
　第１～第１０　（略）
　第１１　申請書等へ記入する署名等
　第１２　（略）

第１～第１０　（略）

第１１　外国人等による届出等

（削る）

外国人又は外国法人が型式認定の申請その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第１２　（略）

別表　（略）

第１号様式（製造過程自動車の型式認定申請書）（第２関係）

製造過程自動車の型式認定申請書

国土交通大臣　殿

年　　月　　日

申請者の氏名
又は名称

住　　所

車名及び型式	
車台の名称及び型式	
主たる製作工場の名称及び所在地	
備考	

第１１　申請書等へ記入する署名等

１　申請書、届出書又は報告書には、押印することに代えて、申請、届出又は報告をする者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から申請、届出又は報告に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。

２　外国人又は外国法人が型式認定の申請その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第１２　（略）

別表　（略）

第１号様式（製造過程自動車の型式認定申請書）（第２関係）

製造過程自動車の型式認定申請書

国土交通大臣　殿

年　　月　　日

申請者の氏名
又は名称　　印

住　　所

車名及び型式	
車台の名称及び型式	
主たる製作工場の名称及び所在地	
備考	

（日本産業規格Ａ列４番）

備考　主たる製作工場の名称及び所在地欄には、原動機、車台及び製造過程自動車について、それぞれの製作工場の名称及び所在地を記載すること。

なお、主たる製作工場が複数ある場合には、それぞれについて記載すること。

（削る）

第２号様式・第３号様式　（略）

第４号様式（製造過程自動車出荷検査終了証）（第７関係）

製造過程自動車出荷検査終了証　　証明番号

年　月　日

製作者等の氏名又は名称

住　所

型式認定番号		類別区分番号	
車名及び型式			
原動機の型式			
車台番号			
備　考			

（日本産業規格Ａ列５番）

（削る）

（日本産業規格Ａ列４番）

備考１　主たる製作工場の名称及び所在地欄には、原動機、車台及び製造過程自動車について、それぞれの製作工場の名称及び所在地を記載すること。

なお、主たる製作工場が複数ある場合には、それぞれについて記載すること。

備考２　印鑑に代えて署名を用いる場合には、印の箇所に署名すること。

第２号様式・第３号様式　（略）

第４号様式（製造過程自動車出荷検査終了証）（第７関係）

製造過程自動車出荷検査終了証　　証明番号

年　月　日

製作者等の氏名又は名称　　印

住　所

型式認定番号		類別区分番号	
車名及び型式			
原動機の型式			
車台番号			
備　考			

（日本産業規格Ａ列５番）

備考１　印鑑に代えて署名を用いる場合には、印の箇所に署名すること。

第５号様式（製造過程自動車の型式認定変更届出書）（第８関係）

製造過程自動車の型式認定変更届出書

国土交通大臣　殿

年　　月　　日

届出者の氏名
又 は 名 称
住　　所

型式認定番号	
車名及び型式	
変更事項及び変更事由	
変更年月日	
備考	

（日本産業規格Ａ列４番）

（削る）

第６号様式（製造過程自動車製作等廃止届）（第８関係）

第５号様式（製造過程自動車の型式認定変更届出書）（第８関係）

製造過程自動車の型式認定変更届出書

国土交通大臣　殿

年　　月　　日

届出者の氏名
又 は 名 称　　印
住　　所

型式認定番号	
車名及び型式	
変更事項及び変更事由	
変更年月日	
備考	

（日本産業規格Ａ列４番）

備考１　印鑑に代えて署名を用いる場合には、印の箇所に署名すること。

第６号様式（製造過程自動車製作等廃止届）（第８関係）

製造過程自動車製作等廃止届

国土交通大臣　殿

年　　月　　日

届出者の氏名
又 は 名 称
住　　所

型　式　認　定　番　号	
車　名　及　び　型　式	
製 作 等 廃 止 事 由	
備　　考	

（日本産業規格Ａ列４番）

（削る）

附則１　（略）

附則２　　自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻届出等取扱要領

本要領は、法第２９条及び第３０条並びに施行規則第２７条、第３０条、第３１条、第７０条第１項第１号及び第２号の規定によるほか、以下のとおり定める。

１．打刻届出書の提出

（１）～（４）　（略）

（削る）

製造過程自動車製作等廃止届

国土交通大臣　殿

年　　月　　日

届出者の氏名
又 は 名 称　　印
住　　所

型　式　認　定　番　号	
車　名　及　び　型　式	
製 作 等 廃 止 事 由	
備　　考	

（日本産業規格Ａ列４番）

備考１　印鑑に代えて署名を用いる場合には、印の箇所に署名すること。

附則１　（略）

附則２　　自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻届出等取扱要領

本要領は、法第２９条及び第３０条並びに施行規則第２７条、第３０条、第３１条、第７０条第１項第１号及び第２号の規定によるほか、以下のとおり定める。

１．打刻届出書の提出

（１）～（４）　（略）

（５）届出書等に記入する署名等

申請書、届出書には、押印することに代えて、申請、届出する者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から申請、届出に関する権限の委任を受けた者）が署名することが

２．～８．　（略）

第１号様式（自動車の車台番号等の打刻変更届）

長

辺

○

車　台　番　号　　変更
自動車の　　の打刻　届
原動機の型式　　廃止

国土交通大臣殿

年　　月　　日

届出者の氏名又は名称
住　　所

○

車　名　及　び　型　式			
車　台 原動機 の名称及び型式			
変更事項	届出者の氏名又は名称及び住所	新	
		旧	
	打刻を行う事業場の名称及び所在地	新	
		旧	
	製作を廃止した日		年　　月　　日
備考			

できる。

２．～８．　（略）

第１号様式（自動車の車台番号等の打刻変更届）

長

辺

○

車　台　番　号　　変更
自動車の　　の打刻　届
原動機の型式　　廃止

国土交通大臣殿

年　　月　　日

届出者の氏名又は名称　　印
住　　所

○

車　名　及　び　型　式			
車　台 原動機 の名称及び型式			
変更事項	届出者の氏名又は名称及び住所	新	
		旧	
	打刻を行う事業場の名称及び所在地	新	
		旧	
	製作を廃止した日		年　　月　　日
備考			

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

備考　（略）

第２号様式（輸入自動車打刻指定申請書）

長辺

自動車
輸入車　台打刻指定申請書
原動機

国土交通大臣殿
年　月　日

受付番号	受付年月日
※	※

申請者の氏名又は名称
住　　所

事業場の名称及び所在地						
事業内容	申請者の経歴の概要					
	打刻業務に関する組織及び取扱内規					
	打刻責任者	氏名				
		職名				
打刻しようとする自動車の製作者名						
打刻しようとする自動車	車名					
	数量					
打刻しようとする車台の製作者名						

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

備考　（略）

第２号様式（輸入自動車打刻指定申請書）

長辺

自動車
輸入車　台打刻指定申請書
原動機

国土交通大臣殿
年　月　日

受付番号	受付年月日
※	※

申請者の氏名又は名称　　印
住　　所

事業場の名称及び所在地						
事業内容	申請者の経歴の概要					
	打刻業務に関する組織及び取扱内規					
	打刻責任者	氏名				
		職名				
打刻しようとする自動車の製作者名						
打刻しようとする自動車	車名					
	数量					
打刻しようとする車台の製作者名						

打刻しようとする原動機の製作者名	
備考	

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

備考　（略）

第３号様式（輸入自動車打刻指定申請書記載事項変更届）

長　○

自動車
輸入車　台打刻指定申請書記載事項変更届
原動機

国土交通大臣殿
年　　月　　日

届出の氏名又は名称
住　　所

○

指定年月日		指定番号	
変更事項及び変更年月日			
備考			

辺

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

備考　（略）

打刻しようとする原動機の製作者名	
備考	

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

備考　（略）

第３号様式（輸入自動車打刻指定申請書記載事項変更届）

長　○

自動車
輸入車　台打刻指定申請書記載事項変更届
原動機

国土交通大臣殿
年　　月　　日

届出の氏名又は名称　　印
住　　所

○

指定年月日		指定番号	
変更事項及び変更年月日			
備考			

辺

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

備考　（略）

別記１　車台番号又は原動機の型式の打刻届出書記載例１

長

辺

○

○

車　台　番　号
自動車の　　の打刻届出書
~~原動機の型式~~

国土交通大臣殿

届出者の氏名又は名称　○○自動車株式会社
代表取締役社長○○○○

住　　所　○○県○○市○○町○○番地

令和　年　月　日

車名及び型式	富士Ｅ－ＡＢ１ 富士Ｅ－ＡＢ２	富士Ｅ－ＣＤ１ 富士Ｅ－ＣＤ２	富士Ｅ－ＥＦ１ 富士Ｅ－ＥＦ２
車　台 の名称及 ~~原動機~~ び型式	富士ＡＢ	富士ＣＤ	富士ＥＦ
打刻様式	ＡＢ－１０００００１ └一連番号 └型式 ウ3 訂正様式ＡＢ１－１００００~~３~~1		
打刻字体	**ABCDEF0123456789－×う**		
打刻位置説明図	車台番号 左側前車軸の フレームの上面		

別記１　車台番号又は原動機の型式の打刻届出書記載例１

長

辺

○

○

車　台　番　号
自動車の　　の打刻届出書
~~原動機の型式~~

国土交通大臣殿

届出者の氏名又は名称　○○自動車株式会社
代表取締役社長○○○○　印

住　　所　○○県○○市○○町○○番地

平成　年　月　日

車名及び型式	富士Ｅ－ＡＢ１ 富士Ｅ－ＡＢ２	富士Ｅ－ＣＤ１ 富士Ｅ－ＣＤ２	富士Ｅ－ＥＦ１ 富士Ｅ－ＥＦ２
車　台 の名称及 ~~原動機~~ び型式	富士ＡＢ	富士ＣＤ	富士ＥＦ
打刻様式	ＡＢ－１００００１ └一連番号 └型式 ウ3 訂正様式ＡＢ１－１００００~~３~~1		
打刻字体	**ABCDEF0123456789－×う**		
打刻位置説明図	車台番号 左側前車軸の フレームの上面		

打刻を行う事業場の名称及び所在地	車台の型式　ＡＢの場合 ○○自動車株式会社Ａ工場 ○○県○○市○○町○○番地 車台の型式　ＣＤ及びＥＦの場合 ○○自動車株式会社Ｂ工場 ○○県○○市○○町○○番地 ○○自動車株式会社Ｃ工場 ○○県○○市○○町○○番地
備　　考	

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

参考資料　（略）

別記２　車台番号又は原動機の型式の打刻届出書記載例２

長

車　台　番　号
自動車の　　の打刻届出書
~~原動機の型式~~

国土交通大臣殿

届出者の氏名又は名称　○○自動車株式会社
代表取締役社長○○○○
住　　所　○○県○○市○○町○○番地

令和　年　月　日

車名及び型式	富士Ｅ－ＡＢ１ 富士Ｅ－ＡＢ２	富士Ｅ－ＣＤ１ 富士Ｅ－ＣＤ２	富士Ｅ－ＥＦ１ 富士Ｅ－ＥＦ２

辺

打刻を行う事業場の名称及び所在地	車台の型式　ＡＢの場合 ○○自動車株式会社Ａ工場 ○○県○○市○○町○○番地 車台の型式　ＣＤ及びＥＦの場合 ○○自動車株式会社Ｂ工場 ○○県○○市○○町○○番地 ○○自動車株式会社Ｃ工場 ○○県○○市○○町○○番地
備　　考	

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

参考資料　（略）

別記２　車台番号又は原動機の型式の打刻届出書記載例２

長

車　台　番　号
自動車の　　の打刻届出書
~~原動機の型式~~

国土交通大臣殿

届出者の氏名又は名称　○○自動車株式会社
代表取締役社長○○○○　印
住　　所　○○県○○市○○町○○番地

平成　年　月　日

車名及び型式	富士Ｅ－ＡＢ１ 富士Ｅ－ＡＢ２	富士Ｅ－ＣＤ１ 富士Ｅ－ＣＤ２	富士Ｅ－ＥＦ１ 富士Ｅ－ＥＦ２

辺

車　台 の名称 ~~原動機~~ 及び型式	富士ＡＢ	富士ＣＤ	富士ＥＦ
打刻様式	車台の型式　ＡＢの場合 ＡＢ－１０００００１ └一連番号 └型式 訂正様式ＡＢ１－１００００５１（ウ→3） 車台の型式　ＣＤ及びＥＦの場合 ＣＤ－１００００００１ └一連番号 └型式 訂正様式ＣＤ０１－１０００５１（ウ→3、ウ）		
打刻字体	車台の型式　ＡＢの場合 ＡＢＣＤＥＦ０１２３４５６７８９－×ウ *ＡＢＣＤＥＦ０１２３４５６７８９－×ウ* **ABCDEF0123456789－×ウ** 車台の型式　ＣＤ及びＥＦの場合 ＡＢＣＤＥＦ０１２３４５６７８９－×ウ **ABCDEF0123456789－×ウ** ***ABCDEF0123456789－×ウ***		
打刻位置説明図	車台の型式　ＡＢ及びＣＤの場合 車台番号 左側前車軸の フレームの上面		
	車台の型式　ＥＦの場合 車台番号 左側前車軸の フレームの左側面		

車　台 の名称 ~~原動機~~ 及び型式	富士ＡＢ	富士ＣＤ	富士ＥＦ
打刻様式	車台の型式　ＡＢの場合 ＡＢ－１０００００１ └一連番号 └型式 訂正様式ＡＢ１－１００００５１（ウ→3） 車台の型式　ＣＤ及びＥＦの場合 ＣＤ－１００００００１ └一連番号 └型式 訂正様式ＣＤ０１－１０００５１（ウ→3、ウ）		
打刻字体	車台の型式　ＡＢの場合 ＡＢＣＤＥＦ０１２３４５６７８９－×ウ *ＡＢＣＤＥＦ０１２３４５６７８９－×ウ* **ABCDEF0123456789－×ウ** 車台の型式　ＣＤ及びＥＦの場合 ＡＢＣＤＥＦ０１２３４５６７８９－×ウ **ABCDEF0123456789－×ウ** ***ABCDEF0123456789－×ウ***		
打刻位置説明図	車台の型式　ＡＢ及びＣＤの場合 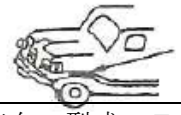 車台番号 左側前車軸の フレームの上面		
	車台の型式　ＥＦの場合 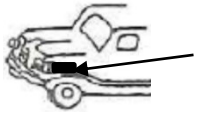 車台番号 左側前車軸の フレームの左側面		

打刻を行う事業場の名称及び所在地	車台の型式　ＡＢの場合 ○○自動車株式会社Ａ工場 ○○県○○市○○町○○番地 車台の型式　ＣＤ及びＥＦの場合 ○○自動車株式会社Ｂ工場 ○○県○○市○○町○○番地 ○○自動車株式会社Ｃ工場 ○○県○○市○○町○○番地
備　　考	

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

参考資料　（略）

附則３～附則４の２　（略）

附則５　自動車等の諸元表の記載要領

第１　（略）

第２　項目別記載要領

１　自動車の構造等

１－１～１－５　（略）

１－６　車体の名称

申請者等が呼ぶ車体の名称を記入する。ただし、連名で申請する場合のほかは、記載を省略して差し支えない。

１－７～１－17　（略）

１－18　車体の型式

申請者等が呼ぶ車体の型式を記入する。ただし、連名で申請する場合のほかは、記載を省略して差し支えない。

１－19～１－37　（略）

２～31　（略）

附則５の２～附則１４　（略）

打刻を行う事業場の名称及び所在地	車台の型式　ＡＢの場合 ○○自動車株式会社Ａ工場 ○○県○○市○○町○○番地 車台の型式　ＣＤ及びＥＦの場合 ○○自動車株式会社Ｂ工場 ○○県○○市○○町○○番地 ○○自動車株式会社Ｃ工場 ○○県○○市○○町○○番地
備　　考	

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

参考資料　（略）

附則３～附則４の２　（略）

附則５　自動車等の諸元表の記載要領

第１　（略）

第２　項目別記載要領

１　自動車の構造等

１－１～１－５　（略）

１－６　車体の名称

申請者等が呼ぶ車体の名称を記入する。ただし、型式指定規則第 10 条の規定により連署して申請する場合のほかは、記載を省略して差し支えない。

１－７～１－17　（略）

１－18　車体の型式

申請者等が呼ぶ車体の型式を記入する。ただし、型式指定規則第 10 条の規定により連署して申請する場合のほかは、記載を省略して差し支えない。

１－19～１－37　（略）

２～31　（略）

附則５の２～附則１４　（略）

附則１５　騒音防止装置及び一酸化炭素等発散防止装置に係る自動車の取扱要領

第１号様式（排出ガス検査終了証）（第２関係）

証明番号

年　　月　　日

排 出 ガ ス 検 査 終 了 証

製作者等の氏名又は名称

住　　所

型式指定番号		一酸化炭素等発散防止装置の型式	
車名及び型式			
原動機の型式		窒素酸化物	
		粒子状物質	
車台番号			

備考

（日本産業規格Ａ列５番）

備考　（削る）

１～５　（略）

附則１６～附則２０　（略）

附則１５　騒音防止装置及び一酸化炭素等発散防止装置に係る自動車の取扱要領

第１号様式（排出ガス検査終了証）（第２関係）

証明番号

年　　月　　日

排 出 ガ ス 検 査 終 了 証

製作者等の氏名又は名称　　印

住　　所

型式指定番号		一酸化炭素等発散防止装置の型式	
車名及び型式			
原動機の型式		窒素酸化物	
		粒子状物質	
車台番号			

備考

（日本産業規格Ａ列５番）

備考　１　印鑑に代えて署名を用いる場合には、印の箇所に署名すること。

２～６　（略）

附則１６～附則２０　（略）

○装置型式指定実施要領について（依命通達）（平成 10 年自技第 215 号、自審第 1253 号、自環第 222 号）　　（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別添　装置型式指定実施要領 第１～第４　（略） 第５　英語訳の併記 （削る） 申請書又は届出書には、英語訳を併記することができる。 第６～第９　（略） 別記様式１～別添５２　（略）	**別添　装置型式指定実施要領** 第１～第４　（略） 第５　申請書等へ記入する署名 １　型式指定の申請又は届出をする場合における申請書又は届出書には、押印に代えて申請又は届出をする者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から申請又は届出に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。 ２　申請書又は届出書には、英語訳を併記することができる。 第６～第９　（略） 別記様式１～別添５２　（略）

○輸入自動車特別取扱制度について（平成 10 年自審第 1255 号）　　（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別添 輸入自動車特別取扱制度 目次　（略） 第１～第４　（略） **別紙 輸入自動車特別取扱要領** 目次 　第１～第６　（略） 　第７　削除 　第８～第 11　（略） 第１～第６　（略） 第７　削除 第８　（略） 第９　新規検査等の申請に際しての届出者の措置等 １　（略） ２　届出者は、新規検査等の申請をすることとなる前に、あらかじめ、当該申請に係る自動車の構造・装置の仕様と第１及び第６の規定により国土交通大臣に提出した書面に記載した仕様との相違の有無を確認し、相違があるときはその内容を当該届出済書の所定の欄に記載するものとする。 ３　（略） 第 10・第 11　（略） 別表　（略）	**別添 輸入自動車特別取扱制度** 目次　（略） 第１～第４　（略） **別紙 輸入自動車特別取扱要領** 目次 　第１～第６　（略） 　第７　届出書等へ記入する署名 　第８～第 11　（略） 第１～第６　（略） 第７　届出書等へ記入する署名 　外国人又は外国法人が輸入自動車特別取扱の届出その他の届出又は報告をする場合における届出書又は報告書には、押印に代えて届出又は報告をする者（法人にあつてはその代表者又はその法人の者であつてその法人の代表者から届出又は報告に関する権限の委任を受けた者）が署名してもよい。 第８～第 11　（略） 第９　新規検査等の申請に際しての届出者の措置等 １　（略） ２　届出者は、新規検査等の申請をすることとなる前に、あらかじめ、当該申請に係る自動車の構造・装置の仕様と第１及び第６の規定により国土交通大臣に提出した書面に記載した仕様との相違の有無を確認し、相違があるときはその内容を当該届出済書の所定の欄に記載し、押印するものとする。 ３　（略） 第 10・第 11　（略） 別表　（略）

第１号様式　（輸入自動車特別取扱届出書）（取扱要領第１関係）

輸入自動車特別取扱届出書

国土交通大臣　殿

年　　月　　日

届出者の氏名又は名称

住所

車名及び型式	
種別	
主たる製作工場の名称及び所在地	
年間販売予定台数	
備考	

（日本産業規格Ａ列４番）

注）　（略）

第２号様式・第３号様式　（略）

第４号様式　（輸入自動車特別取扱届出済書）（取扱要領第３関係）

（表）

第１号様式　（輸入自動車特別取扱届出書）（取扱要領第１関係）

輸入自動車特別取扱届出書

国土交通大臣　殿

年　　月　　日

届出者の氏名又は名称

印

住所

車名及び型式	
種別	
主たる製作工場の名称及び所在地	
年間販売予定台数	
備考	

（日本産業規格Ａ列４番）

注）　（略）

第２号様式・第３号様式　（略）

第４号様式　（輸入自動車特別取扱届出済書）（取扱要領第３関係）

（表）

輸入自動車特別取扱届出済書

殿

次の自動車について、輸入自動車特別取扱要領により届出があつた。

車名及び型式		自動車の種別	
自動車の用途		車体の形状	
原動機の型式 （総排気量）	（　　L）	軸距 （m）	
窒素酸化物 (g/km, g/kWh)		粒子状物質 (g/km, g/kWh)	
届出年月日、決裁番号			
変更届出年月日、決裁番号			
備考			

第　　号
年　月　日

国土交通省自動車局

輸入自動車特別取扱届出済書

殿

次の自動車について、輸入自動車特別取扱要領により届出があつた。

車名及び型式		自動車の種別	
自動車の用途		車体の形状	
原動機の型式 （総排気量）	（　　L）	軸距 （m）	
窒素酸化物 (g/km, g/kWh)		粒子状物質 (g/km, g/kWh)	
届出年月日、決裁番号			
変更届出年月日、決裁番号			
備考			

第　　号
年　月　日

国土交通省自動車局

審査・リコール課長

（日本産業規格Ａ列４番）

（裏）

（取扱要領第９第２項の確認結果）

年　　月　　日

届出者の氏名又は名称

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（車台番号拓本の貼付位置）

審査・リコール課長　印

（日本産業規格Ａ列４番）

（裏）

（取扱要領第９第２項の確認結果）

年　　月　　日

届出者の氏名又は名称

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（車台番号拓本の貼付位置）

注）当該自動車に係る車台番号の全ての字体が、車台番号の打刻届出書等に貼付等された拓本等によって確認できる場合は、上欄に車台番号の拓本の貼付を省略することができる。
この場合、当該自動車の車台番号は、上欄にインク等により記載するものとする。

第５号様式　（「輸入自動車特別取扱届出済書」返納届出書）（取扱要領第３関係）

「輸入自動車特別取扱届出済書」返納届出書

国土交通省自動車局
審査・リコール課長　殿

年　　月　　日

届出者の氏名又は名称

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

さきに交付を受けた下記１の自動車の届出済書については、下記２の理由により、下表のとおり返納します。

記

１．対象自動車
車名・型式（ＰＨＰ番号）
決裁番号（自審第　　号）
年月日

注）当該自動車に係る車台番号の全ての字体が、車台番号の打刻届出書等に貼付等された拓本等によって確認できる場合は、上欄に車台番号の拓本の貼付を省略することができる。
この場合、当該自動車の車台番号は、上欄にインク等により記載するものとする。

第５号様式　（「輸入自動車特別取扱届出済書」返納届出書）（取扱要領第３関係）

「輸入自動車特別取扱届出済書」返納届出書

国土交通省自動車局
審査・リコール課長　殿

年　　月　　日

届出者の氏名又は名称

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

さきに交付を受けた下記１の自動車の届出済書については、下記２の理由により、下表のとおり返納します。

記

１．対象自動車
車名・型式（ＰＨＰ番号）
決裁番号（自審第　　号）
年月日

２．返納の理由

３．返納する届出済書

届出済書番号		枚数	届出済書番号		枚数
始番号	終番号		始番号	終番号	
			合　　計（C）		
交付を受けた枚数（A）			使　用　枚　数（B）		

注）（C）＝（A）－（B）

第６号様式　（輸入自動車特別取扱変更届出書）（取扱要領第６関係）

２．返納の理由

３．返納する届出済書

届出済書番号		枚数	届出済書番号		枚数
始番号	終番号		始番号	終番号	
			合　　計（C）		
交付を受けた枚数（A）			使　用　枚　数（B）		

注）（C）＝（A）－（B）

第６号様式　（輸入自動車特別取扱変更届出書）（取扱要領第６関係）

輸入自動車特別取扱変更届出書

国土交通大臣　殿

年　　月　　日

届出者の氏名又は名称

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

車名及び型式（ＰＨＰ番号）	
変更事項及び変更事由	
変更年月日	
備考	

（日本産業規格Ａ列４番）

附則１　（略）

附則２　自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻届出等取扱要領

１．打刻届出書の提出

（１）～（３）　（略）

（削る）

輸入自動車特別取扱変更届出書

国土交通大臣　殿

年　　月　　日

届出者の氏名又は名称

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

車名及び型式（ＰＨＰ番号）	
変更事項及び変更事由	
変更年月日	
備考	

（日本産業規格Ａ列４番）

附則１　（略）

附則２　自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻届出等取扱要領

１．打刻届出書の提出

（１）～（３）　（略）

（４）届出書等に記入する署名

申請書、届出書には、押印することに代えて、申請、届出する

２．～５．　（略）
６．地方運輸局等の経由
前記「１．輸入自動車等の打刻指定の申請書等」及び「２．打刻届出書の提出」について車台番号等の打刻届出を行う場合は、以下により地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）を経由して国土交通大臣に提出することができる。
（１）法第30条第１項に規定する者が同項の規定により国土交通大臣に届出する輸入自動車又は当該自動車の車台若しくは原動機（以下「輸入自動車等」という。）の車台番号等の打刻届出書の経由は、次によるものとする。
（ア）～（ウ）　（略）
（エ）地方運輸局は、打刻届出書を受付するときは、その正本及びその写に受付した旨を記載するものとする。
（オ）～（カ）　（略）
（２）道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第63条の３第１項の規定により検査対象外軽自動車等（同条第２項ただし書きに規定する小型特殊自動車を除く。以下同じ。）の型式認定（以下「型式認定」という。）を申請する者に限る。）が同条第２項の規定により国土交通大臣に届出する自動車の車台番号等の打刻届出書の経由は、次によるものとする。
（ア）・（イ）　（略）
（ウ）地方運輸局は、打刻届出書を受付するときは、その届出内容を「審査・リコール課個別業務システム」のデータベースに入力し、受付番号を払い出し、届出者に通知するとともにその正本及び写１通に受付した旨を記載するものとする。
（エ）～（キ）　（略）
７．　（略）

者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から申請、届出に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる
２．～５．　（略）
６．地方運輸局等の経由
前記「１．輸入自動車等の打刻指定の申請書等」及び「２．打刻届出書の提出」について車台番号等の打刻届出を行う場合は、以下により地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）を経由して国土交通大臣に提出することができる。
（１）法第30条第１項に規定する者が同項の規定により国土交通大臣に届出する輸入自動車又は当該自動車の車台若しくは原動機（以下「輸入自動車等」という。）の車台番号等の打刻届出書の経由は、次によるものとする。
（ア）～（ウ）　（略）
（エ）地方運輸局は、打刻届出書を受付するときは、その正本及びその写に受付印を押印するものとする。
（オ）～（カ）　（略）
（２）道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。）第63条の３第１項の規定により検査対象外軽自動車等（同条第２項ただし書きに規定する小型特殊自動車を除く。以下同じ。）の型式認定（以下「型式認定」という。）を申請する者に限る。）が同条第２項の規定により国土交通大臣に届出する自動車の車台番号等の打刻届出書の経由は、次によるものとする。
（ア）・（イ）　（略）
（ウ）地方運輸局は、打刻届出書を受付するときは、その届出内容を「審査・リコール課個別業務システム」のデータベースに入力し、受付番号を払い出し、届出者に通知するとともにその正本及び写１通に受付印を押印するものとする。
（エ）～（キ）　（略）
７．　（略）

第２号様式（輸入自動車打刻指定申請書）

長

辺

自動車
輸入車　台打刻指定申請書
原動機

国土交通大臣　　殿

年　　月　　日

受付番号	受付年月日
※	※

申請者の氏名又は名称

住　　所

事業場の名称及び所在地						
事業内容	申請者の経歴の概要					
	打刻業務に関する組織及び取扱内規					
	打刻責任者	氏名				
		職名				
打刻しようとする自動車の製作者名						
打刻しようとする自動車	車名					
	数量					
打刻しようとする車台の製作者名						
打刻しようとする原動機の製作者名						
備考						

第２号様式（輸入自動車打刻指定申請書）

長

辺

自動車
輸入車　台打刻指定申請書
原動機

国土交通大臣　　殿

年　　月　　日

受付番号	受付年月日
※	※

申請者の氏名又は名称　　印

住　　所

事業場の名称及び所在地						
事業内容	申請者の経歴の概要					
	打刻業務に関する組織及び取扱内規					
	打刻責任者	氏名				
		職名				
打刻しようとする自動車の製作者名						
打刻しようとする自動車	車名					
	数量					
打刻しようとする車台の製作者名						
打刻しようとする原動機の製作者名						
備考						

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）
備考　（略）

第３号様式（輸入自動車打刻指定申請書記載事項変更届）

長

自動車
輸入車　台打刻指定申請書記載事項変更届
原動機

国土交通大臣　　殿
年　　月　　日

届出の氏名又は名称

住　　所

辺

指定年月日		指定番号	
変更事項及び変更年月日			
備考			

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）
備考　（略）

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）
備考　（略）

第３号様式（輸入自動車打刻指定申請書記載事項変更届）

長

自動車
輸入車　台打刻指定申請書記載事項変更届
原動機

国土交通大臣　　殿
年　　月　　日

届出の氏名又は名称　　印

住　　所

辺

指定年月日		指定番号	
変更事項及び変更年月日			
備考			

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）
備考　（略）

第１号様式（自動車の車台番号等の打刻変更届）

長辺

車　台　番　号　　変更
自動車の　　の打刻　　届
原動機の型式　　廃止

国土交通大臣　　殿
年　　月　　日

届出者の氏名又は名称

住　　所

車名及び型式		
車　台 の名称及び型式 原動機		
届出者の氏名又は名称及び住所	新	
	旧	
打刻を行う事業場の名称及び所在地	新	
	旧	
製作を廃止した日		年　　月　　日
備考		

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

第１号様式（自動車の車台番号等の打刻変更届）

長辺

車　台　番　号　　変更
自動車の　　の打刻　　届
原動機の型式　　廃止

国土交通大臣　　殿
年　　月　　日

届出者の氏名又は名称　　印

住　　所

車名及び型式		
車　台 の名称及び型式 原動機		
届出者の氏名又は名称及び住所	新	
	旧	
打刻を行う事業場の名称及び所在地	新	
	旧	
製作を廃止した日		年　　月　　日
備考		

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

備考　（略）

別記１　車台番号又は原動機の型式の打刻届出書記載例１

長辺○

車　台　番　号
自動車の　　の打刻届出書
~~原動機の型式~~

国土交通大臣殿

届出者の氏名又は名称　○○自動車株式会社
代表取締役社長○○○○

住　　所　○○県○○市○○町○○番地

令和　年　月　日

車名及び型式	富士Ｅ－ＡＢ１ 富士Ｅ－ＡＢ２	富士Ｅ－ＣＤ１ 富士Ｅ－ＣＤ２	富士Ｅ－ＥＦ１ 富士Ｅ－ＥＦ２
車　台の名称及び型式 ~~原動機~~	富士ＡＢ	富士ＣＤ	富士ＥＦ
打　刻　様　式	ＡＢ－１０００００１ 型式　一連番号 訂正様式ＡＢ１－１０００００~~８~~１　ウ３		
打　刻　字　体	**ABCDEF0123456789－×ウ**		
打刻位置説明図	車台番号 左側前車軸の フレームの上面		

備考　（略）

別記１　車台番号又は原動機の型式の打刻届出書記載例１

長辺○

車　台　番　号
自動車の　　の打刻届出書
~~原動機の型式~~

国土交通大臣殿

届出者の氏名又は名称　○○自動車株式会社
代表取締役社長○○○○　印

住　　所　○○県○○市○○町○○番地

平成　年　月　日

車名及び型式	富士Ｅ－ＡＢ１ 富士Ｅ－ＡＢ２	富士Ｅ－ＣＤ１ 富士Ｅ－ＣＤ２	富士Ｅ－ＥＦ１ 富士Ｅ－ＥＦ２
車　台の名称及び型式 ~~原動機~~	富士ＡＢ	富士ＣＤ	富士ＥＦ
打　刻　様　式	ＡＢ－１０００００１ 型式　一連番号 訂正様式ＡＢ１－１０００００~~８~~１　ウ３		
打　刻　字　体	**ABCDEF0123456789－×ウ**		
打刻位置説明図	車台番号 左側前車軸の フレームの上面		

○	打刻を行う事業場の名称及び所在地	車台の型式　ＡＢの場合 ○○自動車株式会社Ａ工場 ○○県○○市○○町○○番地 車台の型式　ＣＤ及びＥＦの場合 ○○自動車株式会社Ｂ工場 ○○県○○市○○町○○番地 ○○自動車株式会社Ｃ工場 ○○県○○市○○町○○番地
	備　　考	

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

別記２　車台番号又は原動機の型式の打刻届出書記載例２

長

辺

車　台　番　号
自動車の　　の打刻届出書
~~原動機の型式~~

国土交通大臣殿

届出者の氏名又は名称　○○自動車株式会社
代表取締役社長○○○○

住　　所　○○県○○市○○町○○番地

令和　年　月　日

車名及び型式	富士Ｅ－ＡＢ１ 富士Ｅ－ＡＢ２	富士Ｅ－ＣＤ１ 富士Ｅ－ＣＤ２	富士Ｅ－ＥＦ１ 富士Ｅ－ＥＦ２
車　台 の名称 ~~原動機~~ 及び型式	富士ＡＢ	富士ＣＤ	富士ＥＦ

○	打刻を行う事業場の名称及び所在地	車台の型式　ＡＢの場合 ○○自動車株式会社Ａ工場 ○○県○○市○○町○○番地 車台の型式　ＣＤ及びＥＦの場合 ○○自動車株式会社Ｂ工場 ○○県○○市○○町○○番地 ○○自動車株式会社Ｃ工場 ○○県○○市○○町○○番地
	備　　考	

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

別記２　車台番号又は原動機の型式の打刻届出書記載例２

長

辺

車　台　番　号
自動車の　　の打刻届出書
~~原動機の型式~~

国土交通大臣殿

届出者の氏名又は名称　○○自動車株式会社
代表取締役社長○○○○　㊞

住　　所　○○県○○市○○町○○番地

平成　年　月　日

車名及び型式	富士Ｅ－ＡＢ１ 富士Ｅ－ＡＢ２	富士Ｅ－ＣＤ１ 富士Ｅ－ＣＤ２	富士Ｅ－ＥＦ１ 富士Ｅ－ＥＦ２
車　台 の名称 ~~原動機~~ 及び型式	富士ＡＢ	富士ＣＤ	富士ＥＦ

○	打　刻　様　式	車台の型式　ＡＢの場合 ＡＢ－１０００００１ └ 一連番号 └ 型式 ウ 3 訂正様式ＡＢ１－１００００~~８~~１ 車台の型式　ＣＤ及びＥＦの場合 ＣＤ－１００００００１ └ 一連番号 └ 型式 ウ 3 ウ 訂正様式ＣＤ０１－１０００~~０~~５１
○	打　刻　字　体	車台の型式　ＡＢの場合 ＡＢＣＤＥＦ０１２３４５６７８９－×ウ *ＡＢＣＤＥＦ０１２３４５６７８９－×ウ* **ABCDEF0123456789－×ウ** 車台の型式　ＣＤ及びＥＦの場合 ＡＢＣＤＥＦ０１２３４５６７８９－×ウ **ABCDEF0123456789－×ウ** ***ABCDEF0123456789－×ウ***
	打刻位置説明図	車台の型式　ＡＢ及びＣＤの場合 車台番号 左側前車軸の フレームの上面
		車台の型式　ＥＦの場合 車台番号 左側前車軸の フレームの左側面
	打刻を行う事業場の名称及び所在地	車台の型式　ＡＢの場合 ○○自動車株式会社Ａ工場 ○○県○○市○○町○○番地

○	打　刻　様　式	車台の型式　ＡＢの場合 ＡＢ－１０００００１ └ 一連番号 └ 型式 ウ 3 訂正様式ＡＢ１－１００００~~８~~１ 車台の型式　ＣＤ及びＥＦの場合 ＣＤ－１００００００１ └ 一連番号 └ 型式 ウ 3 ウ 訂正様式ＣＤ０１－１０００~~０~~５１
○	打　刻　字　体	車台の型式　ＡＢの場合 ＡＢＣＤＥＦ０１２３４５６７８９－×ウ *ＡＢＣＤＥＦ０１２３４５６７８９－×ウ* **ABCDEF0123456789－×ウ** 車台の型式　ＣＤ及びＥＦの場合 ＡＢＣＤＥＦ０１２３４５６７８９－×ウ **ABCDEF0123456789－×ウ** ***ABCDEF0123456789－×ウ***
	打刻位置説明図	車台の型式　ＡＢ及びＣＤの場合 車台番号 左側前車軸の フレームの上面
		車台の型式　ＥＦの場合 車台番号 左側前車軸の フレームの左側面
	打刻を行う事業場の名称及び所在地	車台の型式　ＡＢの場合 ○○自動車株式会社Ａ工場 ○○県○○市○○町○○番地

	車台の型式　ＣＤ及びＥＦの場合 ○○自動車株式会社Ｂ工場 ○○県○○市○○町○○番地 ○○自動車株式会社Ｃ工場 ○○県○○市○○町○○番地
備　　考	

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

附則３～附則８　（略）

附則９　製作者試験に係る実施要領

本要領は、輸入自動車特別取扱要領第１第３項における製作者が確認者による立会いの下で実施する騒音試験、ガソリン自動車排出ガス試験、ディーゼル自動車排出ガス試験、燃料消費率試験及び熱害試験（以下「製作者試験」という。）に係る必要事項について定める。

１．～３．　（略）

４．確認者による製作者試験の確認等

（１）　（略）

（２）確認者は、（１）が確認できた場合に限り、製作者から提示された試験成績表に立会い者による記名を行った上、製作者に試験成績表を返付するものとする。

（３）　（略）

附則 10～附則 14　（略）

附則 15　輸入自動車特別取扱届出済書の交付

１．～６．　（略）

別記様式１（「輸入自動車特別取扱届出済書」追加交付願）

	車台の型式　ＣＤ及びＥＦの場合 ○○自動車株式会社Ｂ工場 ○○県○○市○○町○○番地 ○○自動車株式会社Ｃ工場 ○○県○○市○○町○○番地
備　　考	

短　　辺　　（日本産業規格Ａ列４番）

附則３～附則８　（略）

附則９　製作者試験に係る実施要領

本要領は、輸入自動車特別取扱要領第１第３項における製作者が確認者による立会いの下で実施する騒音試験、ガソリン自動車排出ガス試験、ディーゼル自動車排出ガス試験、燃料消費率試験及び熱害試験（以下「製作者試験」という。）に係る必要事項について定める。

１．～３．　（略）

４．確認者による製作者試験の確認等

（１）　（略）

（２）確認者は、（１）が確認できた場合に限り、製作者から提示された試験成績表に立会い者による署名を行った上、製作者に試験成績表を返付するものとする。

（３）　（略）

附則 10～附則 14　（略）

附則15　輸入自動車特別取扱届出済書の交付

１．～６．　（略）

別記様式１（「輸入自動車特別取扱届出済書」追加交付願）

「輸入自動車特別取扱届出済書」追加交付願

国土交通省自動車局
　審査・リコール課長　殿

年　　月　　日

願い出を行う者の氏名又は名称

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〔記載例〕

「輸入自動車特別取扱制度について」（平成 10 年 11 月 12 日付け、自審第 1255 号）別紙輸入自動車特別取扱要領第３第２項の規定に基づき、別添の排出ガス試験成績表及び騒音試験成績表を提出しますので、当該試験成績表に係る自動車の輸入自動車特別取扱届出済書について下記に掲げる交付願枚数の追加交付方よろしくお願いします。

なお、追加交付された自動車については、輸入自動車特別取扱届出書に添付した「排出ガス及び騒音の品質管理説明書のとおり道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）の規定に適合したもののみを販売いたします。

記

１．追加交付の願い出を行う自動車の車名、型式等

「輸入自動車特別取扱届出済書」追加交付願

国土交通省自動車局
　審査・リコール課長　殿

年　　月　　日

願い出を行う者の氏名又は名称

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

〔記載例〕

「輸入自動車特別取扱制度について」（平成 10 年 11 月 12 日付け、自審第 1255 号）別紙輸入自動車特別取扱要領第３第２項の規定に基づき、別添の排出ガス試験成績表及び騒音試験成績表を提出しますので、当該試験成績表に係る自動車の輸入自動車特別取扱届出済書について下記に掲げる交付願枚数の追加交付方よろしくお願いします。

なお、追加交付された自動車については、輸入自動車特別取扱届出書に添付した「排出ガス及び騒音の品質管理説明書のとおり道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）の規定に適合したもののみを販売いたします。

記

１．追加交付の願い出を行う自動車の車名、型式等

車名・型式（ＰＨＰ番号）
決裁番号（国自審第　　号）、年月日
国自審第　　号 、令和　年　月　日
自審第　　号 、令和　年　月　日
自審第　　号 、令和　年　月　日

２．届出済書の追加交付枚数等

交付願枚数	枚
年間販売予定台数	台
年間既交付枚数	枚
総既交付枚数	枚

（日本産業規格Ａ列４番）

別記様式２（「輸入自動車特別取扱届出済書」使用報告書）

車名・型式（ＰＨＰ番号）
決裁番号（国自審第　　号）、年月日
国自審第　　号 、平成　年　月　日
自審第　　号 、平成　年　月　日
自審第　　号 、平成　年　月　日

２．届出済書の追加交付枚数等

交付願枚数	枚
年間販売予定台数	台
年間既交付枚数	枚
総既交付枚数	枚

（日本産業規格Ａ列４番）

別記様式２（「輸入自動車特別取扱届出済書」使用報告書）

「輸入自動車特別取扱届出済書」使用報告書

（令和　　年度　　／　　半期分）

国土交通省自動車局
審査・リコール課長　殿

令和　　年　　月　　日
報告者の氏名又は名称

住所

車名

型式	届出年月日	決裁番号	交付部数	前期までの使用枚数	今期の使用部数	残余部数	返却部数	備考

「輸入自動車特別取扱届出済書」使用報告書

（平成　　年度　　／　　半期分）

国土交通省自動車局
審査・リコール課長　殿

平成　　年　　月　　日
報告者の氏名又は名称

印

住所

車名

型式	届出年月日	決裁番号	交付部数	前期までの使用枚数	今期の使用部数	残余部数	返却部数	備考

附則 16　（略）

附則16　（略）

○道路運送車両の保安基準第５６条第４項の規定による試験自動車の認定要領（平成 14 年国自審第 883 号）　　（傍線部分は改正部分）

改　正　後

１．～１３．　（略）

別紙１

道路運送車両の保安基準第５６条第４項の規定による
試験自動車認定申請書

国土交通大臣　　殿

年　　月　日

申請者の氏名又は名称及び住所	
認定申請に係る自動車の構造・装置	
車名及び型式	
通称名	
種別及び用途	
車台番号又は製造番号	
認定を申請する理由及び試験運行の目的	
認定を申請する期間	
備考	

備考　用紙の大きさは日本産業規格Ａ列４番とする。
（削る）

改　正　前

１．～１３．　（略）

別紙１

道路運送車両の保安基準第５６条第４項の規定による
試験自動車認定申請書

国土交通大臣　　殿

年　　月　日

申請者の氏名又は名称及び住所	印
認定申請に係る自動車の構造・装置	
車名及び型式	
通称名	
種別及び用途	
車台番号又は製造番号	
認定を申請する理由及び試験運行の目的	
認定を申請する期間	
備考	

備考１　用紙の大きさは日本産業規格Ａ列４番とする。
２　印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

別紙３

道路運送車両の保安基準第５６条第４項の規定による
試験自動車変更申請書

国土交通大臣　　殿

年　　月　日

申請者の氏名又は名称及び住所	
認定番号等	認定番号 認定年月日
認定申請に係る自動車の構造・装置	
車名及び型式	
通称名	
種別及び用途	
車台番号	
変更事項及び変更自由	
変更年月日	
備考	

備考　用紙の大きさは日本産業規格Ａ列４番とする。
（削る）

別紙４

別紙３

道路運送車両の保安基準第５６条第４項の規定による
試験自動車変更申請書

国土交通大臣　　殿

年　　月　日

申請者の氏名又は名称及び住所	印
認定番号等	認定番号 認定年月日
認定申請に係る自動車の構造・装置	
車名及び型式	
通称名	
種別及び用途	
車台番号	
変更事項及び変更自由	
変更年月日	
備考	

備考１　用紙の大きさは日本産業規格Ａ列４番とする。
２　印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

別紙４

道路運送車両の保安基準第５６条第４項の規定による
試験自動車変更届出書

国土交通大臣　　殿

年　　月　日

申請者の氏名又は名称及び住所	
認定番号等	認定番号 認定年月日
認定申請に係る自動車の構造・装置	
車名及び型式	
通称名	
種別及び用途	
車台番号	
変更事項及び変更自由	
変更年月日	
備考	

備考　用紙の大きさは日本産業規格Ａ列４番とする。
（削る）

別紙５

道路運送車両の保安基準第５６条第４項の規定による
試験自動車変更届出書

国土交通大臣　　殿

年　　月　日

申請者の氏名又は名称及び住所	印
認定番号等	認定番号 認定年月日
認定申請に係る自動車の構造・装置	
車名及び型式	
通称名	
種別及び用途	
車台番号	
変更事項及び変更自由	
変更年月日	
備考	

備考１　用紙の大きさは日本産業規格Ａ列４番とする。
２　印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

別紙５

道路運送車両の保安基準第５６条第４項の規定による
試験自動車認定取消し申請書

国土交通大臣　　殿

年　　月　日

申請者の氏名又は名称及び住所	
認定番号等	認定番号 認定年月日
認定申請に係る自動車の構造・装置	
車名及び型式	
通称名	
種別及び用途	
車台番号及び製造番号	
取消しを受ける理由	
備考	

備考　用紙の大きさは日本産業規格Ａ列４番とする。
（削る）

道路運送車両の保安基準第５６条第４項の規定による
試験自動車認定取消し申請書

国土交通大臣　　殿

年　　月　日

申請者の氏名又は名称及び住所	印
認定番号等	認定番号 認定年月日
認定申請に係る自動車の構造・装置	
車名及び型式	
通称名	
種別及び用途	
車台番号及び製造番号	
取消しを受ける理由	
備考	

備考１　用紙の大きさは日本産業規格Ａ列４番とする。
２　印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

○自動車整備士技能検定規則における登録試験事務取扱要領の制定について（平成 15 年国自整第 109 号）　　（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
様式１ 年　　月　　日 国土交通大臣　殿 申請者の氏名又は名称 住所 自動車整備士技能検定規則に規定する登録試験実施機関の申請書 自動車整備士技能検定規則第６条の２に基づき、別添資料を添えて次のとおり申請します。	様式１ 年　　月　　日 国土交通大臣　殿 申請者の氏名又は名称　　印 住所 自動車整備士技能検定規則に規定する登録試験実施機関の申請書 自動車整備士技能検定規則第６条の２に基づき、別添資料を添えて次のとおり申請します。
様式３ 年　　月　　日 国土交通大臣　殿	様式３ 年　　月　　日 国土交通大臣　殿

申請者の氏名又は名称 住所 自動車整備士技能検定規則に規定する登録試験実施機関の更新申請書 自動車整備士技能検定規則第６条の４に基づき、別添資料を添えて登録試験の更新申請をします。	申請者の氏名又は名称　　印 住所 自動車整備士技能検定規則に規定する登録試験実施機関の更新申請書 自動車整備士技能検定規則第６条の４に基づき、別添資料を添えて登録試験の更新申請をします。
様式４ （日本産業規格Ａ列４番）	様式４ （日本工業規格Ａ列４番）
（略）	（略）

○道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備管理者制度の運用について（平成 15 年国自整第 216 号）　　（傍線部分は改正部分）

改　正　後

＜選任届＞

４－２．選任届の添付書類

（略）

提出が必要な届出者	必要書面	備考
① 外部委託をしない場合	○ 整備管理者が資格要件を満たしていることを証明する書面 ＜第１号（実務経験）の場合＞ ・「点検又は整備」、「整備管理者」、「補助者又は整備責任者」の業務を行っていた経歴が記載された書面 ・上記が提出できない場合には、２年の実務経験を有することがわかる選任後研修（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第46条及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第22号）第15条の研修をいう。以下同じ。）の修了を証明する書面等の写し	・車両管理を行おうとする自動車と同種類か要確認。

改　正　前

＜選任届＞

４－２．選任届の添付書類

（略）

提出が必要な届出者	必要書面	備考
① 外部委託をしない場合	○ 整備管理者が資格要件を満たしていることを証明する書面 ＜第１号（実務経験）の場合＞ ・「点検又は整備」、「整備管理者」、「補助者又は整備責任者」の業務を行っていた経歴が記載された書面（当該業務を行っていた事業主の押印又は自筆署名があるもの又は使用証明書） ・上記が提出できない場合には、２年の実務経験を有することがわかる選任後研修（旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第46条及び貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第22号）第15条の研修をいう。以下同じ。）の修了を証明する書面等の写し	・押印を必須条件とすることは閣議決定により禁止されているため、注意すること。（以下同じ。） ・車両管理を行おうとする自動車と同種類か要確認。

	・ 選任前研修修了証明書の写し ＜第２号（整備士）の場合＞ ・ 合格証明書の写し ○ 整備管理規程 ＜補助者を選任する場合＞ ・「５－１．整備管理者の補助者について」の（１）～（５）に定める条件を満足していることを確認。 ○ 被選任者が、過去２年間（規則第31条の３第１号又は第２号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあっては、５年間）のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面（被選任者が証明するもの） ○ 被選任者が届出書の内容に同意したことがわかる書面	・提示でも構わない。 ・不適切な場合には届出時に指導するとともに、整備管理規程の内容が実際の業務に即していない場合には解任命令の発令対象となり得ることを通知すること。
② グループ	○ 整備管理者が資格要件を満たしてい	

	・ 選任前研修修了証明書の写し ＜第２号（整備士）の場合＞ ・ 合格証明書の写し ○ 整備管理規程 ＜補助者を選任する場合＞ ・「５－１．整備管理者の補助者について」の（１）～（５）に定める条件を満足していることを確認。 ○ 被選任者が、過去２年間（規則第31条の３第１号又は第２号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあっては、５年間）のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面（被選任者が証明し、その押印又は自筆署名があるもの） ○ 被選任者が届出書の内容に同意したことがわかる書面（被選任者の押印又は自筆署名があるもの）	・提示でも構わない。 ・不適切な場合には届出時に指導するとともに、整備管理規程の内容が実際の業務に即していない場合には解任命令の発令対象となり得ることを通知すること。
② グループ	○ 整備管理者が資格要件を満たしてい	

企業内（委託先と委託元が同一のグループに属する場合を指す。以下同じ。）において、整備管理者を外部委託する場合	ることを証明する書面　（確認のポイントは①に同じ。） ○　外部委託先がグループ企業内であることを証する書面（登記簿、営業報告書等及び組織図等） ○　整備管理規程、安全管理規程その他の規程類 ・「５－３．整備管理者の兼職及び外部委託について ②外部委託 ○グループ企業内の場合」の（２）に定める条件を満足していることを確認。 ＜補助者を選任する場合＞ ・「５－１．整備管理者の補助者について」の（１）～（５）に定める条件を満足していることを確認。 ○　委託先の事業主の同意書 ○　被選任者が届出書の内容に同意したことがわかる書面	・提示でも構わない。 ・提示でも構わない。 ・不適切な場合には届出時に指導するとともに、整備管理規程の内容が実際の業務に即していない場合には解任命令の発令対象となり得ることを通知すること。 ・提示でも構わない。 ・不適切な場合には届出時に指導すること。

企業内（委託先と委託元が同一のグループに属する場合を指す。以下同じ。）において、整備管理者を外部委託する場合	ることを証明する書面　（確認のポイントは①に同じ。） ○　外部委託先がグループ企業内であることを証する書面（登記簿、営業報告書等及び組織図等） ○　整備管理規程、安全管理規程その他の規程類 ・「５－３．整備管理者の兼職及び外部委託について ②外部委託 ○グループ企業内の場合」の（２）に定める条件を満足していることを確認。 ＜補助者を選任する場合＞ ・「５－１．整備管理者の補助者について」の（１）～（５）に定める条件を満足していることを確認。 ○　委託先の事業主の同意書<u>（押印又は自筆署名のあるもの）</u> ○　被選任者が届出書の内容に同意したことがわかる書面<u>（被選任者の押印又は自筆署名があるもの）</u>	・提示でも構わない。 ・提示でも構わない。 ・不適切な場合には届出時に指導するとともに、整備管理規程の内容が実際の業務に即していない場合には解任命令の発令対象となり得ることを通知すること。 ・提示でも構わない。 ・不適切な場合には届出時に指導すること。

	○　適切な車両管理が出来ることを証明する書面（以下のうちから必要に応じて） ・　委託に係る契約書の写し ・　兼職の内容及び業務の割合が確認できる書類 ・　兼職に係る事業所間の距離が確認できる書類 ○　当該事業者が、過去２年間のうちに、グループ企業内における外部委託に関する条件に違反したとして、整備管理者の選任義務違反とされた者でないことが記載された書面（当該事業者が証明するもの） ○　被選任者が、過去２年間（規則第31条の３第１号又は第２号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあっては、５年間）のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面（被選任者が証明するもの）	
③　自家用に	○　整備管理者が資格要件を満たしてい	

	○　適切な車両管理が出来ることを証明する書面（以下のうちから必要に応じて） ・　委託に係る契約書の写し ・　兼職の内容及び業務の割合が確認できる書類 ・　兼職に係る事業所間の距離が確認できる書類 ○　当該事業者が、過去２年間のうちに、グループ企業内における外部委託に関する条件に違反したとして、整備管理者の選任義務違反とされた者でないことが記載された書面（当該事業者が証明し、その押印又は自筆署名があるもの） ○　被選任者が、過去２年間（規則第31条の３第１号又は第２号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあっては、５年間）のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面（被選任者が証明し、その押印又は自筆署名があるもの）	
③　自家用に	○　整備管理者が資格要件を満たしてい	

おいて、整備管理者を外部委託する場合	ることを証明する書面　（確認のポイントは①に同じ。） ○　整備管理規程 ＜補助者を選任する場合＞ ・「５－１．整備管理者の補助者について」の（１）～（５）に定める条件を満足していることを確認。 ○　被選任者が、過去２年間（規則第31条の３第１号又は第２号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあっては、５年間）のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面（被選任者が証明するもの） ○　被選任者が届出書の内容に同意したことがわかる書面 ○　委託先の事業主の同意書	・提示でも構わない。 ・不適切な場合には届出時に指導するとともに、整備管理規程の内容が実際の業務に即していない場合には解任命令の発令対象となり得ることを通知すること。 ・提示でも構わない。 ・不適切な場合には届出時に指導すること。

おいて、整備管理者を外部委託する場合	ることを証明する書面　（確認のポイントは①に同じ。） ○　整備管理規程 ＜補助者を選任する場合＞ ・「５－１．整備管理者の補助者について」の（１）～（５）に定める条件を満足していることを確認。 ○　被選任者が、過去２年間（規則第31条の３第１号又は第２号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあっては、５年間）のうちに、解任命令を発令された者でないことが記載された書面（被選任者が証明し、その押印又は自筆署名があるもの） ○　被選任者が届出書の内容に同意したことがわかる書面（被選任者の押印又は自筆署名があるもの） ○　委託先の事業主の同意書（押印又は自筆署名のあるもの）	・提示でも構わない。 ・不適切な場合には届出時に指導するとともに、整備管理規程の内容が実際の業務に即していない場合には解任命令の発令対象となり得ることを通知すること。 ・提示でも構わない。 ・不適切な場合には届出時に指導すること。

	○　適切な車両管理が出来ることを証明する書面 （以下の全て） ・ 委託に係る契約書の写し ・ 整備責任者の氏名	

別紙１

整理番号	

別紙1

整備管理者（選任・変更・廃止）届出

年　月　日

＿＿＿＿＿＿運輸局長殿

＿＿＿＿＿＿運輸支局長殿

届出者の氏名又は名称
ふりがな

届出者の住所及び
電話番号
TEL　（　）

道路運送車両法第52条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

選任年月日		年　月　日	
整備管理者氏名		（ふりがな）	明 大 昭 平　歳　生　才
使用の本拠の位置	名称	営業所　TEL　（　）	
	住所		
事業の種類		1. バス　2. ハイ・タク 3. トラック（4.以外）　4. 貨物軽 5. レンタカー　6. その他の自家用	
整備責任者			職名
委託	所属事業主同意書	当事業場の上記＿＿＿＿が＿＿＿＿の整備管理者になることに同意します。 なお、当事業場との距離は、約＿＿＿mです。	
		事業者住所氏名（名称） （代表者名）	
兼職の有・無	職名		職務内容
既に整備管理者に選任されている本拠	名称		
	位置		

自動車数	業態	車種		台数
	事業用	バス		
		ハイ・タク		
		トラック	8トン以上	
			8トン未満	
		貨物軽		
		事業用計		
	自家用	レンタカー	11人以上	
			11人未満	
		バス（レンタカー以外）	30人以上	
			30人未満	
		その他		
		自家用計		
	合計			

車両法第53条の規定による解任の有無	有（　年　月　日） 無
変更・廃止の事由	交代・退職・死亡・解任・その他（　） 前管理者名（　）

整備管理者の資格要件	1. 点検又は整備の経験 2. 整備管理者の経験 3. 整備士資格　4. 整備管理の経験 5. その他					
点検整備、整備管理者又は整備管理の経験	年月から	年月まで	事業場名	位置	業務の大要	
事業主の確認書	上記＿＿＿＿が確かに上記事業場において上記の業務を行っていたことを証明します。 事業者住所氏名（名称） （代表者名）					
整備士	種類	級				
	合格年月日	年　月　日				
	合格証書番号	第　号				
被選任者の同意書	私＿＿＿＿は、本届出書に記載している経験又は資格を有しているとともに、解任命令に基づく解任の日から2年（道路運送車両法施行規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、5年）を経過していない者ではないことを認め、整備管理者としてその業務を遂行する。 上記に同意する場合は右にチェックを入れてください。□					

注意事項
1. この届出書は整備管理者を選任（変更・廃止）するたびに提出すること。
2. 整備管理者1名ごとに提出すること。
3. 整備士試験に多種目合格している者は自動車整備士技能検定規則第2条に規定された上位の者を記入すること。
4. 変更届出の場合は変更事項を朱色で囲むこと。
5. 届出事項に変更があった場合はその日から15日以内に届出ること
6. 「自動車数」の欄には選任に係る使用の本拠に属する車両数である。（届出者の使用する全車両数ではない。）

	○　適切な車両管理が出来ることを証明する書面 （以下の全て） ・ 委託に係る契約書の写し ・ 整備責任者の氏名	

別紙１

整理番号	

別紙1

整備管理者（選任・変更・廃止）届出

平成　年　月　日

＿＿＿＿＿＿運輸局長殿

＿＿＿＿＿＿運輸支局長殿

届出者の氏名又は名称
ふりがな

届出者の住所及び
電話番号
TEL　（　）

道路運送車両法第52条の規定により、整備管理者を選任・変更・廃止したので届出ます。

選任年月日		平成　年　月　日	
整備管理者氏名		（ふりがな）	明 大 昭 平　歳　生　才
使用の本拠の位置	名称	営業所　TEL　（　）	
	住所		
事業の種類		1. バス　2. ハイ・タク 3. トラック（4.以外）　4. 貨物軽 5. レンタカー　6. その他の自家用	
整備責任者			職名
委託	所属事業主同意書	当事業場の上記＿＿＿＿が＿＿＿＿の整備管理者になることに同意します。 なお、当事業場との距離は、約＿＿＿mです。	
		事業者住所氏名（名称） （代表者名）	
兼職の有・無	職名		職務内容
既に整備管理者に選任されている本拠	名称		
	位置		

自動車数	業態	車種		台数
	事業用	バス		
		ハイ・タク		
		トラック	8トン以上	
			8トン未満	
		貨物軽		
		事業用計		
	自家用	レンタカー	11人以上	
			11人未満	
		バス（レンタカー以外）	30人以上	
			30人未満	
		その他		
		自家用計		
	合計			

車両法第53条の規定による解任の有無	有（　年　月　日） 無
変更・廃止の事由	交代・退職・死亡・解任・その他（　） 前管理者名（　）

整備管理者の資格要件	1. 点検又は整備の経験 2. 整備管理者の経験 3. 整備士資格　4. 整備管理の経験 5. その他					
点検整備、整備管理者又は整備管理の経験	年月から	年月まで	事業場名	位置	業務の大要	
事業主の確認書	上記＿＿＿＿が確かに上記事業場において上記の業務を行っていたことを証明します。 事業者住所氏名（名称） （代表者名）					
整備士	種類	級				
	合格年月日	年　月　日				
	合格証書番号	第　号				
被選任者の同意書	私＿＿＿＿は、本届出書に記載している経験又は資格を有しているとともに、解任命令に基づく解任の日から2年（道路運送車両法施行規則第31条の3第1号又は第2号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、5年）を経過していない者ではないことを認め、整備管理者としてその業務を遂行することに同意します。 （氏名）					

注意事項
1. この届出書は整備管理者を選任（変更・廃止）するたびに提出すること。
2. 整備管理者1名ごとに提出すること。
3. 整備士試験に多種目合格している者は自動車整備士技能検定規則第2条に規定された上位の者を記入すること。
4. 変更届出の場合は変更事項を朱色で囲むこと。
5. 届出事項に変更があった場合はその日から15日以内に届出ること
6. 「自動車数」の欄には選任に係る使用の本拠に属する車両数である。（届出者の使用する全車両数ではない。）
7. 「所属事業主同意書」には、整備管理者が属する事業所の事業主が押印又は署名すること
8. 「事業主の確認書」の欄には、整備管理者が業務を行っていた事業所の事業主が押印又は署名すること
9. 「被選任者の同意書」の欄には、選任される者本人が内容を確認の上、押印又は署名すること

○道路運送車両法の一部を改正する法律等の施行に伴う整備命令制度の運用について（平成 15 年国自整第 217 号）　　（傍線部分は改正部分）

改　正　後

第１号様式

交付番号[　　]

第１号様式（表）

（略）

第１号様式（裏）

整備した場所及び整備した者の氏名	
提出する運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所名	

道路運送車両法抜粋

（整備命令等）

第五十四条　地方運輸局長は、自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるとき（次条第一項に規定するときを除く。）は、当該自動車の使用者に対し、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずることができる。この場合において、地方運輸局長は、保安基準に適合しない状態にある当該自動車の使用者に対し、当該自動車が保安基準に適合するに至るまでの間の運行に関し、当該自動車の使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止その他の環境保全上必要な指示をすることができる。

２　地方運輸局長は、自動車の使用者が前項の規定による命令又は指示に従わない場合において、当該自動車が保安基準に適合しない状態にあるときは、当該自動

改　正　前

第１号様式

交付番号[　　]

第１号様式（表）

（略）

第１号様式（裏）

整備した場所及び整備した者の氏名	印
提出する運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所名	

道路運送車両法抜粋

（整備命令等）

第五十四条　地方運輸局長は、自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるとき（次条第一項に規定するときを除く。）は、当該自動車の使用者に対し、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために必要な整備を行うべきことを命ずることができる。この場合において、地方運輸局長は、保安基準に適合しない状態にある当該自動車の使用者に対し、当該自動車が保安基準に適合するに至るまでの間の運行に関し、当該自動車の使用の方法又は経路の制限その他の保安上又は公害防止その他の環境保全上必要な指示をすることができる。

２　地方運輸局長は、自動車の使用者が前項の規定による命令又は指示に従わない場合において、当該自動車が保安基準に適合しない状態にあるときは、当該自動

車の使用を停止することができる。

（報告徴収及び立入検査）

第百条　当該行政庁は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関し報告をさせることができる。

（罰則）

第百九条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

～　略　～

七　第五十四条第一項又は第五十四条の二第一項の規定による命令又は指示に違反した者

第百十条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

～　略　～

三　第百条第一項の規定に基づく届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

この処分に不服があるときは、行政不服審査法の規定に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３ヶ月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から６ヶ月を経過したとき、又は処分の日から１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

車の使用を停止することができる。

（報告徴収及び立入検査）

第百条　当該行政庁は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関し報告をさせることができる。

（罰則）

第百九条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

～　略　～

七　第五十四条第一項又は第五十四条の二第一項の規定による命令又は指示に違反した者

第百十条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

～　略　～

三　第百条第一項の規定に基づく届出若しくは報告をせず、又は虚偽の届出若しくは報告をした者

この処分に不服があるときは、行政不服審査法の規定に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３ヶ月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができません。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法に基づき国を被告（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）として処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日から６ヶ月を経過したとき、又は処分の日から１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

○特定後付装置のリコール届出等に関する取扱要領について（依命通達）（平成 15 年国自審第 504 号）　（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別添１　年少者用補助乗車装置のリコール届出等に関する取扱要領 目次 第１章～第３章　（略） 第４章　雑則 第９　（略） 第 10　外国人等による届出等 第 11　連名による届出等 **第１章　総則**　（略） **第２章　リコール** 第２　リコールの届出 １・２　（略） ３　リコールの届出を行う者は、第４第４項に規定する公表のため、第２第１号から第３号までに掲げる書面を国土交通大臣に別に定める部数提出するものとする。ただし、当該申請等を電子申請により実施した場合には提出を要しない。 第３　（略） 第４　リコールの周知 １・２　（略） ３　装置製作者等は、リコールの届出を行った場合には、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会の機関誌への、次の事項を含む届出内容の掲載により、自動車特定整備事業者等に対する周知のための措置を講ずるものとする。ただし、リコール対象装置の数が極めて少数であり、かつ、装置製作者等が確実に全ての装置に対して改善が実施できる場合にあっては、この限りではない。 （１）～（３）　（略） ４　（略）	**別添１　年少者用補助乗車装置のリコール届出等に関する取扱要領** 目次 第１章～第３章　（略） 第４章　雑則 第９　（略） 第 10　届出書等へ記入する署名等 第 11　届出書等への連署 **第１章　総則**　（略） **第２章　リコール** 第２　リコールの届出 １・２　（略） ３　リコールの届出をする者は、第４第４項に規定する公表のため、第２第１号から第３号までに掲げる書面を国土交通大臣に別に定める部数提出するものとする。ただし、当該申請等を電子申請により実施した場合には提出を要しない。 第３　（略） 第４　リコールの周知 １・２　（略） ３　装置製作者等は、リコールの届出を行った場合には、社団法人日本自動車整備振興会連合会の機関誌への、次の事項を含む届出内容の掲載により、自動車分解整備事業者に対する周知のための措置を講ずるものとする。ただし、リコール対象装置の数が極めて少数であり、かつ、装置製作者等が確実に全ての装置に対して改善が実施できる場合にあっては、この限りではない。 （１）～（３）　（略） ４　（略）

第５～第６　（略）	第５～第６　（略）
第７　リコールの実施状況報告	第７　リコールの実施状況報告
１　（略）	１　（略）
２　前項の場合において、一般社団法人日本自動車部品工業会に所属する装置製作者等にあっては、同会を経由して報告できるものとする。	２　前項の場合において、社団法人日本自動車部品工業会に所属する装置製作者等にあっては、同会を経由して報告できるものとする。
３　次に掲げる場合には、国土交通大臣は、リコールが完了したものと認め、又は報告の必要がなくなったと認めることとし、規則第５１条の２の規定に従い、その事由があった日以降の報告は不要とする。	３　次に掲げる場合には、国土交通大臣は、リコールが完了したものと認め、又は報告の必要がなくなったと認めることとし、規則第５１条の２の規定に従い、その事由があった日以降の報告は不要とする。
（１）・（２）　（略）	（１）・（２）　（略）
（３）　その他、国土交通省自動車局長が一定の改善措置が行われたと判断したとき。	（３）　その他、国土交通省自動車交通局長が一定の改善措置が行われたと判断したとき。
第３章　サービスキャンペーン	**第３章　サービスキャンペーン**
第８　（略）	第８　（略）
第４章　雑則	**第４章　雑則**
第９　（略）	第９　（略）
第 10　外国人等による届出等	第 10　届出書等へ記入する署名等
（削る）	１　届出書には、押印することに代えて、届出する者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から届出に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。 この場合において、権限の委任を受けた者が届出書を提出しようとするときには、権限の委任を受けていることを証する書面を事前に提出するものとする。
外国人又は外国法人が届出若しくは報告又は通知をする場合には、届出書若しくは報告書又は通知書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記入する。	２　外国人又は外国法人が届出若しくは報告又は通知をする場合には、届出書若しくは報告書又は通知書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記入する。
第 11　連名による届出等	第 11　届出書等への連署
複数の者が同一の装置について届出若しくは報告又は通知をする場合には、連名で行うことができるものとする。	複数の者が同一の装置について届出若しくは報告又は通知をする場合には、連署で行うことができるものとする。
年少者用補助乗車装置関係	年少者用補助乗車装置関係

第１号様式（リコール届出書）（第２関係）

リコール届出書

年　月　日

国土交通大臣　殿

届出者の氏名

又は名称

住　　所

リコール届出番号		リコール開始日	
基準不適合状態にあると認める装置の状況及びその原因			
改善措置の内容			
装置使用者、販売事業者及び自動車特定整備事業者等に周知させるための措置			

商品名	型　式	種　別	リコール対象装置の範囲（識別記号・番号）及び製作期間	リコール対象装置の数	備　考
			合　計		

（日本産業規格A列４番）

備考　（略）

第２号様式（リコール届出一覧表）（第２関係）

第１号様式（リコール届出書）（第２関係）

リコール届出書

年　月　日

国土交通大臣　殿

届出者の氏名

又は名称　　印

住　　所

リコール届出番号		リコール開始日	
基準不適合状態にあると認める装置の状況及びその原因			
改善措置の内容			
装置使用者、販売事業者及び自動車分解整備事業者等に周知させるための措置			

商品名	型　式	種　別	リコール対象装置の範囲（識別記号・番号）及び製作期間	リコール対象装置の数	備　考
			合　計		

（日本工業規格A列４番）

備考　（略）

第２号様式（リコール届出一覧表）（第２関係）

リコール届出一覧表

リコール届出日：　年　月　日

リコール届出番号		リコール開始日	
届出者の氏名又は名称	製作国： 製作者名： 問い合わせ先：		
不具合の部位			
基準不適合状態にあると認める装置の状況及びその原因			
改善措置の内容			
不具合件数		事故の有無	
発見の動機			
装置使用者、販売事業者及び自動車特定整備事業者等に周知させるための措置			

リコール対象装置の主要諸元			リコール対象装置の範囲（識別番号・番号）び製作期間	リコール対象装置の数	備　考
商品名	型　式	種　別			
（計　種）	（計　型式）		（製作期間全体の範囲） ～	（計　）	

（日本産業規格A列４番）

備考　（略）

第３号様式（英文リコール概要書）（第２関係）

リコール届出一覧表

リコール届出日：　年　月　日

リコール届出番号		リコール開始日	
届出者の氏名又は名称	製作国： 製作者名： 問い合わせ先：		
不具合の部位			
基準不適合状態にあると認める装置の状況及びその原因			
改善措置の内容			
不具合件数		事故の有無	
発見の動機			
装置使用者、販売事業者及び自動車分解整備事業者等に周知させるための措置			

リコール対象装置の主要諸元			リコール対象装置の範囲（識別番号・番号）び製作期間	リコール対象装置の数	備　考
商品名	型　式	種　別			
（計　種）	（計　型式）		（製作期間全体の範囲） ～	（計　）	

（日本工業規格A列４番）

備考　（略）

第３号様式（英文リコール届出書）（第２関係）

CHILD RESTRAINT SYSTEM RECALL CAMPAIGN IN JAPAN

Domestic/Import Items

CAMPAIGN No.		DATE	
MANUFACTURER			
DESCRIPTION OF DEFECT			

COMMERCIAL NAME	TYPE	CLASSIFICATION	MODEL YEAR RECALLED	NUMBER OF ITEMS
			TOTAL	

（日本産業規格A列４番）

備考　不具合箇所が複数ある場合であって対象装置が異なる場合には、それを区別して記載すること。

CHILD RESTRAINT SYSTEM RECALL CAMPAIGN IN JAPAN

Domestic/Import Items

CAMPAIGN No.		DATE	
MANUFACTURER			
DESCRIPTION OF DEFECT			

COMMERCIAL NAME	TYPE	CLASSIFICATION	MODEL YEAR RECALLED	NUMBER OF ITEMS
			TOTAL	

（日本工業規格A列４番）

備考　不具合箇所が複数ある場合であって対象車が異なる場合には、それを区別して記載すること。

第４号様式（リコールの実施状況報告書）（第７関係）

リコール実施状況報告書

年　月　日

国土交通大臣　殿

報告者の氏名
又は名称
住所

届出番号及び届出年月日	商品名	型式	リコール対象装置の台数	改善措置実施装置の数	備考
				（　　） 前回（　月） （　　）	

（日本産業規格Ａ列４番）

備考　1「改善措置実施装置の数」は、滅失し、解体し、及び廃棄したものを改善済みとして取り扱った数値を含め記載すること。
2「リコール対象装置の数」及び「改善措置実施装置の数」は、届出毎の数の合計を記載すること。

第５号様式（サービスキャンペーン通知書）（第８関係）

サービスキャンペーン通知書

第４号様式（リコールの実施状況報告書）（第７関係）

リコール実施状況報告書

年　月　日

国土交通大臣　殿

報告者の氏名
又は名称
住所

届出番号及び届出年月日	商品名	型式	リコール対象装置の台数	改善措置実施装置の数	備考
				（　　） 前回（　月） （　　）	

（日本工業規格Ａ列４番）

備考「改善措置実施装置の数」は、滅失し、解体し、及び廃棄したものを改善済みとして取り扱った数値を記載すること。

第５号様式（サービスキャンペーン通知書）（第８関係）

サービスキャンペーン通知書

年　　月　　日

国土交通省自動車局審査・リコール課長殿

通知者の氏名
又は名称
住　　所

※整理番号		サービスキャンペーン開始日	
不具合の内容			
改善の内容			
装置使用者等に周知されるための措置			

商品名	型式	種別	サービスキャンペーンの対象装置の範囲（識別番号・番号）及び製作期間	サービスキャンペーン対象装置の数	備考
			（製作期間全体の範囲） ～	（計　）	

（日本産業規格A列４番）

備考　（略）

年　　月　　日

国土交通省自動車局審査・リコール課長殿

通知者の氏名
又は名称
住　　所

※整理番号		サービスキャンペーン開始日	
不具合の内容			
改善の内容			
装置使用者等に周知されるための措置			

商品名	型式	種別	サービスキャンペーンの対象装置の範囲（識別番号・番号）及び製作期間	サービスキャンペーン対象装置数	備考
			（製作期間全体の範囲） ～	（計　）	

（日本工業規格A列４番）

備考　（略）

別添２　タイヤのリコール届出等に関する取扱要領

目次

第１章～第３章　（略）
第４章　雑則

別添２　タイヤのリコール届出等に関する取扱要領

目次

第１章～第３章　（略）
第４章　雑則

第９　（略）
第 10　外国人等による届出等
第 11　連名による届出等
第１章　総則　（略）
第２章　リコール
第２　リコールの届出
１・２　（略）
３　リコールの届出を行う者は、第４第４項に規定する公表のため、前項第１号から第３号までに掲げる書面を国土交通大臣に別に定める部数提出するものとする。ただし、当該申請等を電子申請により実施した場合には提出を要しない。

第３　（略）
第４　リコールの周知
１・２　（略）
３　タイヤ製作者等は、リコールの届出を行った場合には、一般社団法人自動車整備振興会連合会の機関誌への、次の事項を含む届出内容の掲載により、自動車特定整備事業者等に対する周知のための措置を講ずるものとする。ただし、リコール対象タイヤの数が極めて少数であり、かつ、タイヤ製作者等が確実に全てのタイヤに対して改善が実施できる場合にあっては、この限りではない。
（１）～（３）　（略）
４　（略）
第５～第７　（略）
第３章　（略）
第４章　雑則
第９　（略）
第 10　外国人等による届出等
（削る）

第９　（略）
第 10　届出書等へ記入する署名等
第 11　届出書等への連署
第１章　総則　（略）
第２章　リコール
第２　リコールの届出
１・２　（略）
３　リコールの届出をする者は、第４第４項に規定する公表のため、前項第１号から第３号までに掲げる書面を国土交通大臣に別に定める部数提出するものとする。ただし、当該申請等を電子申請により実施した場合には提出を要しない。

第３　（略）
第４　リコールの周知
１・２　（略）
３　タイヤ製作者等は、リコールの届出を行った場合には、社団法人自動車整備振興会連合会の機関誌への、次の事項を含む届出内容の掲載により、自動車分解整備事業者に対する周知のための措置を講ずるものとする。ただし、リコール対象タイヤの数が極めて少数であり、かつ、タイヤ製作者等が確実に全てのタイヤに対して改善が実施できる場合にあっては、この限りではない。
（１）～（３）　（略）
４　（略）
第５～第７　（略）
第３章　（略）
第４章　雑則
第９　（略）
第 10　届出書等へ記入する署名等
１　届出書には、押印することに代えて、届出する者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から届出に関する

外国人又は外国法人が届出若しくは報告又は通知をする場合には、届出書若しくは報告書又は通知書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記入する。

第 11　連名による届出等

複数の者が同一のタイヤについて届出若しくは報告又は通知をする場合には、連名で行うことができるものとする。

タイヤ関係

第1号様式（リコール届出書）（第2関係）

リコール届出書

年　月　日

国土交通大臣　殿

届出者の氏名

又は名称

住　　所

リコール届出番号		リコール開始日	
基準不適合状態にあると認める装置の状況及びその原因			
改善措置の内容			
タイヤ使用者、販売事業者及び自動車特定整備事業者等に周知させるための措置			

商品名	型　式	種　別	リコール対象タイヤの範囲（識別記号・番号）及び製作期間	リコール対象タイヤの数	備　考

権限の委任を受けた者）が署名することができる。この場合において、権限の委任を受けた者が届出書を提出しようとするときには、権限の委任を受けていることを証する書面を事前に提出するものとする。

2　外国人又は外国法人が届出若しくは報告又は通知をする場合には、届出書若しくは報告書又は通知書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記入する。

第 11　届出書等への連署

複数の者が同一のタイヤについて届出若しくは報告又は通知をする場合には、連署で行うことができるものとする。

タイヤ関係

第1号様式（リコール届出書）（第2関係）

リコール届出書

年　月　日

国土交通大臣　殿

届出者の氏名

又は名称　　印

住　　所

リコール届出番号		リコール開始日	
基準不適合状態にあると認める装置の状況及びその原因			
改善措置の内容			
装置使用者、販売事業者及び自動車分解整備事業者等に周知させるための措置			

商品名	型　式	種　別	リコール対象タイヤの範囲（識別記号・番号）及び製作期間	リコール対象タイヤの数	備　考

			合　計		

（日本産業規格A列４番）

備考　1　不具合箇所が複数ある場合であって対象タイヤが異なる場合には、それを区別して記載すること。

2　輸入タイヤにあっては、製作期間を輸入期間とすることができる。

第２号様式（リコール届出一覧表）（第２関係）

リコール届出一覧表

リコール届出日：　年　月　日

リコール届出番号		リコール開始日	
届出者の氏名又は名称	製作国： 製作者名： 問い合わせ先：		
不具合の部位			
基準不適合状態にあると認める装置の状況及びその原因			
改善措置の内容			
不具合件数		事故の有無	
発見の動機			
タイヤ使用者、販売事業者及び自動車特定整備事業者等に周知させるための措置			

			合　計		

（日本工業規格A列４番）

備考　不具合箇所が複数ある場合であって対象タイヤが異なる場合には、それを区別して記載すること

第２号様式（リコール届出一覧表）（第２関係）

リコール届出一覧表

リコール届出日：　年　月　日

リコール届出番号		リコール開始日	
届出者の氏名又は名称	製作国： 製作者名： 問い合わせ先：		
不具合の部位			
基準不適合状態にあると認める装置の状況及びその原因			
改善措置の内容			
不具合件数		事故の有無	
発見の動機			
装置使用者、販売事業者及び自動車分解整備事業者等に周知させるための措置			

リコール対象装置の主要諸元			リコール対象タイヤの範囲（識別番号・番号）び製作期間	リコール対象タイヤの数	備　考
商品名	型　式	種　別			
（計　種）	（計　型式）		（製作期間全体の範囲） ～	（計　）	

（日本産業規格A列４番）

備考 1 届出者の氏名又は名称の欄には、法人にあってはその名称を記入し、製作国及び製作者名は、輸入タイヤの場合のみ記載すること。また、問い合わせ先は、担当部署名及び電話番号を記載し、届出者がﾘｺｰﾙ情報をｲﾝﾀｰﾈｯﾄのﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載している場合は、そのｱﾄﾞﾚｽを記載することができる。

2 輸入タイヤにあっては、製作期間を輸入期間とすることができる。また、輸入期間と併せてﾓﾃﾞﾙを記入して差し支えないものとする。

3 不具合箇所が複数ある場合であって対象タイヤが異なる場合は、それを区別して記載すること。

第３号様式（英文リコール概要書）（第２関係）

TIRE SAFETY RECALL CAMPAIGN IN JAPAN

Domestic/Import Items

CAMPAIGN No.		DATE	
MANUFACTURER			
DESCRIPTION OF DEFECT			

COMMERCIAL NAME	TYPE	CLASSIFICATION	MODEL YEAR RECALLED	NUMBER OF ITEMS

リコール対象装置の主要諸元			リコール対象装置の範囲（識別番号・番号）び製作期間	リコール対象タイヤの数	備　考
商品名	型　式	種　別			
（計　種）	（計　型式）		（製作期間全体の範囲） ～	（計　）	

（日本工業規格A列４番）

備考 1 届出者の氏名又は名称の欄には、法人にあってはその名称を記入し、製作国及び製作者名は、輸入タイヤの場合のみ記載すること。また、問い合わせ先は、担当部署名及び電話番号を記載し、届出者がﾘｺｰﾙ情報をｲﾝﾀｰﾈｯﾄのﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載している場合は、そのｱﾄﾞﾚｽを記載することができる。

2 輸入タイヤにあっては、製作期間を輸入期間とすることができる。また、輸入期間と併せてﾓﾃﾞﾙを記入して差し支えないものとする。

3 不具合箇所が複数ある場合であって対象装置が異なる場合は、それを区別して記載すること。

第３号様式（英文リコール届出書）（第２関係）

TIRE SAFETY RECALL CAMPAIGN IN JAPAN

Domestic/Import Items

CAMPAIGN No.		DATE	
MANUFACTURER			
DESCRIPTION OF DEFECT			

COMMERCIAL NAME	TYPE	CLASSIFICATION	MODEL YEAR RECALLED	NUMBER OF ITEMS

			TOTAL	

（日本産業規格A列４番）

備考　不具合箇所が複数ある場合であって対象タイヤが異なる場合には、それを区別して記載すること。

第４号様式（リコールの実施状況報告書）（第７関係）

リコール実施状況報告書

年　月　日

国土交通大臣　殿

報告者の氏名
又は名称
住所

届出番号及び届出年月日	商品名	型式	リコール対象タイヤの台数	改善措置実施タイヤの数	備考
				（　　）	

			TOTAL	

（日本工業規格A列４番）

備考　不具合箇所が複数ある場合であって対象車が異なる場合には、それを区別して記載すること。

第４号様式（リコールの実施状況報告書）（第７関係）

リコール実施状況報告書

年　月　日

国土交通大臣　殿

報告者の氏名
又は名称
住所

届出番号及び届出年月日	商品名	型式	リコール対象タイヤの台数	改善措置実施タイヤの数	備考
				（　　）	

				前回（　月） （　　）	

（日本産業規格A列４番）

備考　1「改善措置実施タイヤの数」は、滅失し、解体し、及び廃棄したものを改善済みとして取り扱った数値を含め記載すること。

2「リコール対象タイヤの数」及び「改善措置実施タイヤの数」は、届出毎の数の合計を記載すること。

第５号様式（サービスキャンペーン通知書）（第８関係）

サービスキャンペーン通知書

年　月　日

国土交通省自動車局審査・リコール課長殿

通知者の氏名
又は名称
住　所

※整理番号		サービスキャンペーン開始日	
不具合の内容			
改善の内容			
タイヤ使用者等に周知されるための措置			

				前回（　月） （　　）	

（日本工業規格A列４番）

備考「改善措置実施装置の数」は、滅失し、解体し、及び廃棄したものを改善済みとして取り扱った数値を記載すること。

第５号様式（サービスキャンペーン通知書）（第８関係）

サービスキャンペーン通知書

年　月　日

国土交通省自動車局審査・リコール課長殿

通知者の氏名
又は名称
住　所

※整理番号		サービスキャンペーン開始日	
不具合の内容			
改善の内容			
使用者等に周知されるための措置			

商品名	型式	種別	サービスキャンペーンの対象タイヤの範囲（識別番号・番号）及び製作期間	サービスキャンペーン対象タイヤの数	備考
			（製作期間全体の範囲） ～	（計　）	

（日本産業規格A列４番）

備考　1 不具合箇所が複数ある場合であって対象タイヤが異なる場合には、それを区別して記載すること。

2 輸入タイヤにあっては、製作期間を輸入期間とすることができる。

3 対象タイヤの範囲、不具合の内容、改善の内容等について、必要に応じ書面を添付すること。

4 通知者は、担当部署の責任者で差し支えない。

5 通知者は、※印欄には記載しないこと。

商品名	型式	種別	サービスキャンペーンの対象タイヤの範囲（識別番号・番号）及び製作期間	サービスキャンペーン対象タイヤ数	備考
			（製作期間全体の範囲） ～	（計　）	

（日本工業規格A列４番）

備考　1 不具合箇所が複数ある場合であって対象装置が異なる場合には、それを区別して記載すること。

2 対象タイヤの範囲、不具合の内容、改善の内容等について、必要に応じ書面を添付すること。

3 通知者は、担当部署の責任者で差し支えない。

4 通知者は、※印欄には記載しないこと。

○自動車整備士技能検定の実施要領の整備について（平成 16 年国自整第 176 号）　　（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別紙１ 自動車整備士技能検定の実施要領（本省用） （略） （別添） 中央検定専門委員業務実施規約 （目的） 第１条　本実施要領は、自動車整備士技能検定規則第４条第２項の規定による自動車局の自動車整備士技能検定専門委員（以下「中央検定専門委員」という。）が行う業務、遵守すべき事項等を規定し、自動車整備士技能検定（以下「技能検定」という。）の適切かつ円滑な運用を確保するとともに、試験問題の漏洩を防止するために定めるものである。 （中央検定専門委員の業務） 第２条　中央検定専門委員は、次の業務を行う。 ①　技能検定の試験問題案についての専門事項の調査審議に関すること ②　その他技能検定についての専門事項の調査審議に関すること （中央検定専門委員の遵守事項） 第３条　中央検定専門委員は、次の事項を遵守しなければならない。	別紙１ 自動車整備士技能検定の実施要領（本省用） （略） （別添） 中央検定専門委員業務実施規約 （目的） 第１条　本実施要領は、自動車整備士技能検定規則第４条第２項の規定による自動車局の自動車整備士技能検定専門委員（以下「中央検定専門委員」という。）が行う業務、遵守すべき事項等を規定し、自動車整備士技能検定（以下「技能検定」という。）の適切かつ円滑な運用を確保するとともに、試験問題の漏洩を防止するために定めるものである。 （中央検定専門委員の業務） 第２条　中央検定専門委員は、次の業務を行う。 ①　技能検定の試験問題案についての専門事項の調査審議に関すること ②　その他技能検定についての専門事項の調査審議に関すること （中央検定専門委員の遵守事項） 第３条　中央検定専門委員は、次の事項を遵守しなければならない。

その職を退いた後も同様とする。

① 中央検定専門委員が国家公務員法の規定による国家公務員であることを自覚し、同法の規定に基づく守秘義務等を遵守すること。

② 試験問題案についての専門事項の調査審議等に当たり、特定の受験者に有利になるような行為を行わないこと。

③ やむを得ない場合を除き、中央検定専門委員であることを外部の者（国土交通省職員及び他の中央検定専門委員以外の者をいう。以下同じ。）に知らせないこと。

④ 試験問題案についての専門事項の調査審議については、外部の者に相談せずに行うこと。

⑤ 業務に関する書類を、外部の者に見せたり渡さないこと。また、当該書類をコピーしないこと。

⑥ 業務に関して、国土交通省職員又は他の中央検定専門委員と書類の受け渡しを行う際には、手交、配達証明郵便により行うこと。ＦＡＸ及び電子メール（パスワードを付した場合も含む。）での受け渡しを行わないこと。

⑦ 業務に関する書類は、検討終了後、速やかにシュレッダー処分すること。ただし、電子データーについては、必要な期間内は、パスワード等により保護されている場合に限り、保持してもよいものとする。

国土交通大臣　殿

年　　月　　日

私は、本規約の趣旨に同意し、これを遵守することを確約します。

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

その職を退いた後も同様とする。

① 中央検定専門委員が国家公務員法の規定による国家公務員であることを自覚し、同法の規定に基づく守秘義務等を遵守すること。

② 試験問題案についての専門事項の調査審議等に当たり、特定の受験者に有利になるような行為を行わないこと。

③ やむを得ない場合を除き、中央検定専門委員であることを外部の者（国土交通省職員及び他の中央検定専門委員以外の者をいう。以下同じ。）に知らせないこと。

④ 試験問題案についての専門事項の調査審議については、外部の者に相談せずに行うこと。

⑤ 業務に関する書類を、外部の者に見せたり渡さないこと。また、当該書類をコピーしないこと。

⑥ 業務に関して、国土交通省職員又は他の中央検定専門委員と書類の受け渡しを行う際には、手交、配達証明郵便により行うこと。ＦＡＸ及び電子メール（パスワードを付した場合も含む。）での受け渡しを行わないこと。

⑦ 業務に関する書類は、検討終了後、速やかにシュレッダー処分すること。ただし、電子データーについては、必要な期間内は、パスワード等により保護されている場合に限り、保持してもよいものとする。

国土交通大臣　殿

年　　月　　日

私は、本規約の趣旨に同意し、これを遵守することを確約します。

署名＿＿＿＿＿＿＿＿　印

別紙２

自動車整備士技能検定の実施要領例（地方運輸局用）

（略）

（別添）

地方検定専門委員業務実施規約

（目的）
第１条　本実施要領は、自動車整備士技能検定規則第４条第２項の規定による地方運輸局の自動車整備士技能検定専門委員（以下「地方検定専門委員」という。）が行う業務、遵守すべき事項等を規定し、自動車整備士技能検定（以下「技能検定」という。）の適切かつ円滑な運用を確保するとともに、試験問題の漏洩を防止するために定めるものである。

（地方検定専門委員の業務）
第２条　地方検定専門委員は、次の業務を行う。
①　技能検定の実施についての専門事項の調査審議に関すること
②　その他技能検定についての専門事項の調査審議に関すること

（地方検定専門委員の遵守事項）
第３条　地方検定専門委員は、次の事項を遵守しなければならない。その職を退いた後も同様とする。
①　地方検定専門委員が国家公務員法の規定による国家公務員であることを自覚し、同法の規定に基づく守秘義務等を遵守すること。

別紙２

自動車整備士技能検定の実施要領例（地方運輸局用）

（略）

（別添）

地方検定専門委員業務実施規約

（目的）
第１条　本実施要領は、自動車整備士技能検定規則第４条第２項の規定による地方運輸局の自動車整備士技能検定専門委員（以下「地方検定専門委員」という。）が行う業務、遵守すべき事項等を規定し、自動車整備士技能検定（以下「技能検定」という。）の適切かつ円滑な運用を確保するとともに、試験問題の漏洩を防止するために定めるものである。

（地方検定専門委員の業務）
第２条　地方検定専門委員は、次の業務を行う。
①　技能検定の実施についての専門事項の調査審議に関すること
②　その他技能検定についての専門事項の調査審議に関すること

（地方検定専門委員の遵守事項）
第３条　地方検定専門委員は、次の事項を遵守しなければならない。その職を退いた後も同様とする。
①　地方検定専門委員が国家公務員法の規定による国家公務員であることを自覚し、同法の規定に基づく守秘義務等を遵守すること。

② 技能検定の実施についての専門事項の調査審議等に当たり、特定の受験者に有利になるような行為を行わないこと。
③ やむを得ない場合を除き、地方検定専門委員であることを外部の者（国土交通省職員及び他の地方検定専門委員以外の者をいう。以下同じ。）に知らせないこと。
④ 業務に関する書類を、外部の者に見せたり渡さないこと。また、当該書類をコピーしないこと。
⑤ 業務に関して、国土交通省職員又は他の地方検定専門委員と書類の受け渡しを行う際には、手交により行うこと。郵送、ＦＡＸ及び電子メール（パスワードを付した場合も含む。）での受け渡しを行わないこと。
⑥ 業務に関する書類は、技能検定終了後、速やかに国土交通省職員に返却すること。

地方運輸局長　殿

年　　月　　日

私は、本規約の趣旨に同意し、これを遵守することを確約します。

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

② 技能検定の実施についての専門事項の調査審議等に当たり、特定の受験者に有利になるような行為を行わないこと。
③ やむを得ない場合を除き、地方検定専門委員であることを外部の者（国土交通省職員及び他の地方検定専門委員以外の者をいう。以下同じ。）に知らせないこと。
④ 業務に関する書類を、外部の者に見せたり渡さないこと。また、当該書類をコピーしないこと。
⑤ 業務に関して、国土交通省職員又は他の地方検定専門委員と書類の受け渡しを行う際には、手交により行うこと。郵送、ＦＡＸ及び電子メール（パスワードを付した場合も含む。）での受け渡しを行わないこと。
⑥ 業務に関する書類は、技能検定終了後、速やかに国土交通省職員に返却すること。

地方運輸局長　殿

年　　月　　日

私は、本規約の趣旨に同意し、これを遵守することを確約します。

署名＿＿＿＿＿＿＿＿　印

○使用済自動車に係る自動車重量税還付事務の取扱いについて（平成 16 年国自管第 67 号）　　（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
１．　（略） ２．自動車重量税還付申請の受付けについて 　租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）（以下「租特法」という。）第９０条の１５第４項及び租税特別措置法施行令（昭和３２年政令第４３号）（以下「租特法施行令」という。）第５１条の５第７項の規定により、還付金を受けようとする使用済自動車の所有者（以下「申請人」という。）は、永久抹消登録申請又は解体届出と同時に、自動車重量税還付申請書を運輸監理部長又は運輸支局長に対し提出しなければならない。 （１）自動車重量税還付申請書 （イ）自動車重量税還付申請書（以下「還付申請書」という。）は、租特法施行令第５１条の５第６項を踏まえ、第１号様式のとおりとする。なお、第１号様式は、永久抹消登録申請書又は解体届出書（自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第２条第１項）と兼ねるものとなっているので、永久抹消登録申請又は解体届出に係る項目とともに、還付申請に必要となる項目を記載させて提出させること。 （ロ）代理人により還付申請をするときは、その権限を証する書面（別紙１参照）を還付申請書に添付して提出させること。 （ハ）、（ニ）（略） （２）（略）	１．　（略） ２．自動車重量税還付申請の受付けについて 　租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）（以下「租特法」という。）第９０条の１５第２項及び租税特別措置法施行令（昭和３２年政令第４３号）（以下「租特法施行令」という。）第５１条の４第６項の規定により、還付金を受けようとする使用済自動車の所有者（以下「申請人」という。）は、永久抹消登録申請又は解体届出と同時に、自動車重量税還付申請書を運輸監理部長又は運輸支局長に対し提出しなければならない。 （１）自動車重量税還付申請書 （イ）自動車重量税還付申請書（以下「還付申請書」という。）は、租特法施行令第５１条の４第５項を踏まえ、第１号様式のとおりとする。なお、第１号様式は、永久抹消登録申請書又は解体届出書（自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第２条第１項）と兼ねるものとなっているので、永久抹消登録申請又は解体届出に係る項目とともに、還付申請に必要となる項目を記載させて提出させること。 （ロ）代理人により還付申請をするときは、その権限を証する書面（別紙１参照）を還付申請書に添付して提出させること。なお、この場合、還付申請書の申請代理人の氏名欄には、国税通則法（昭和３７年法律第６６号）第１２４条第２項の規定により押印が必要となるので留意すること。 （ハ）、（ニ）（略） （２）（略）

３．還付申請書の所轄税務署への経由について

使用済自動車に係る自動車重量税還付事務の流れは別紙４のとおりとなっているが、租特法第９０条の１５第４項及び租特法施行令第５１条の５第７項の規定による還付申請書の所轄税務署への経由については、以下のとおり処理することとする。

４、５．（略）

第１号様式

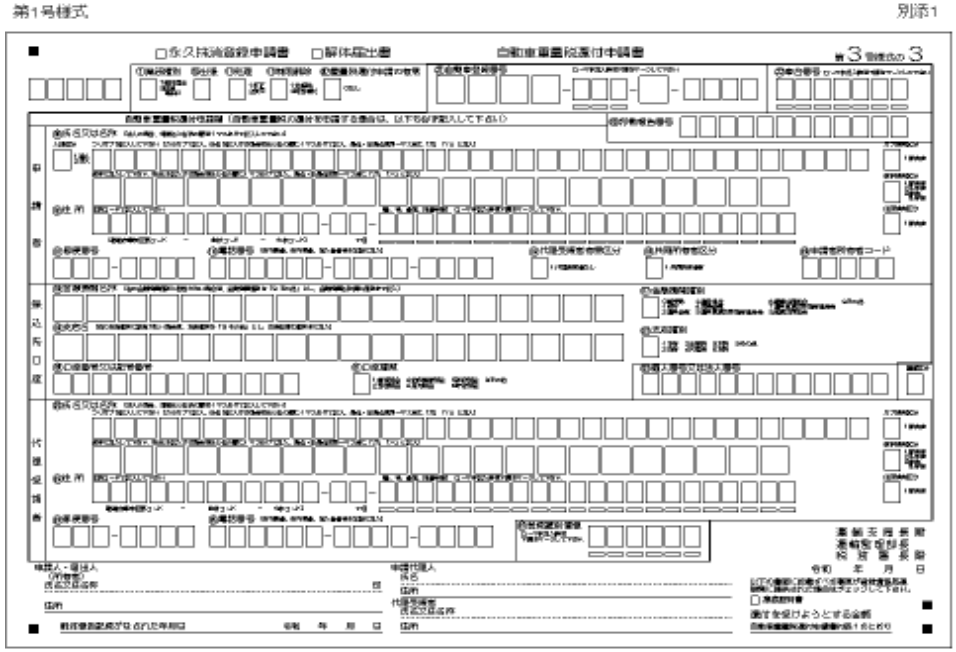

３．還付申請書の所轄税務署への経由について

使用済自動車に係る自動車重量税還付事務の流れは別紙４のとおりとなっているが、租特法第９０条の１５第２項及び租特法施行令第５１条の４第６項の規定による還付申請書の所轄税務署への経由については、以下のとおり処理することとする。

４、５．（略）

第１号様式

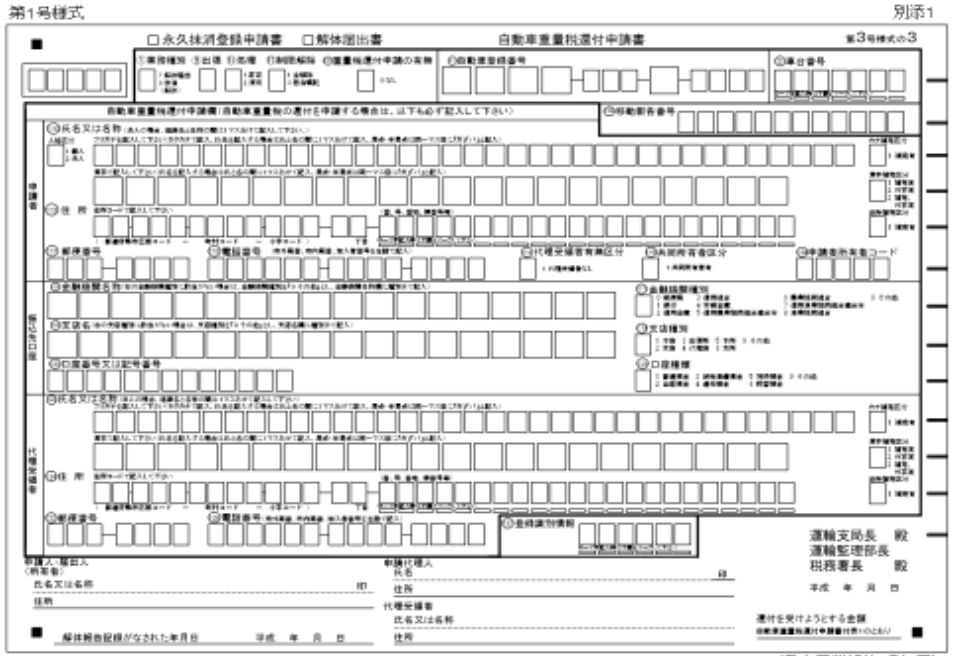

第２号様式

第2号様式

（申請者用）

自動車重量税還付申請書付表1

令和　　年　　月　　日提出の自動車重量税還付申請書の記載内容等は、以下のとおりです。

○自動車登録番号　　○車台番号　　－
○還付を受けようとする金額　　，　　円　※
○申請者　氏名又は名称　（カタカナ出力）※付表がある場合は「（補完有）」を末尾に出力
（漢字出力）※付表がある場合は「（補完有）」を末尾に出力
郵便番号　　－
住所　（都道府県）（市郡区）（町字）　丁目　－　※付表がある場合は「（補完有）」を末尾に出力
電話番号　　－　　－
○代理受領者　氏名又は名称　（カタカナ出力）※付表がある場合は「（補完有）」を末尾に出力
（漢字出力）※付表がある場合は「（補完有）」を末尾に出力
郵便番号　　－
住所　（都道府県）（市郡区）（町字）　丁目　－　※付表がある場合は「（補完有）」を末尾に出力
電話番号　　－　　－
○振込先口座　金融機関名・支店名　　銀行　　支店
口座種類　　預金
口座番号

※　還付を受けようとする金額の計算方法
納付された自動車重量税相当額　×　租税特別措置法施行令に基づく確定日の翌日を起算日として自動車検査証の有効期間の満了日までの月数（一月未満切捨て）　÷　自動車検査証の有効期間の月数　＝　　，　　円 ×　　月 ÷　　月
（参考）　納付された自動車重量税額　　，　　円、自動車検査証の有効期間の月数　　ヶ月、
確定日　令和　　年　　月　　日、自動車検査証の有効期間の満了日　令和　　年　　月　　日

《お知らせ》後日、所轄税務署から申請書の記載内容についての問合せがある場合がありますので、本表は大切に保管してください。
また、所轄税務署において、還付額の支払手続が行われたときは通知が送付されますので、その通知の中でご不明の点等ありましたら所轄税務署までお問合せ下さい。なお、所轄税務署は申請者の住所地等を管轄する税務署となります。

（日本産業規格A列4番）

第２号様式

第2号様式

（申請者用）

自動車重量税還付申請書付表1

平成　　年　　月　　日提出の自動車重量税還付申請書の記載内容等は、以下のとおりです。

○自動車登録番号　　○車台番号　　－
○還付を受けようとする金額　　，　　円　※
○申請者　氏名又は名称　（カタカナ出力）※付表がある場合は「（補完有）」を末尾に出力
（漢字出力）※付表がある場合は「（補完有）」を末尾に出力
郵便番号　　－
住所　（都道府県）（市郡区）（町字）　丁目　－　※付表がある場合は「（補完有）」を末尾に出力
電話番号　　－　　－
○代理受領者　氏名又は名称　（カタカナ出力）※付表がある場合は「（補完有）」を末尾に出力
（漢字出力）※付表がある場合は「（補完有）」を末尾に出力
郵便番号　　－
住所　（都道府県）（市郡区）（町字）　丁目　－　※付表がある場合は「（補完有）」を末尾に出力
電話番号　　－　　－
○振込先口座　金融機関名・支店名　　銀行　　支店
口座種類　　預金
口座番号

※　還付を受けようとする金額の計算方法
納付された自動車重量税相当額　×　確定日（租税特別措置法施行令第五十一条の二第三項）の翌日を起算日として自動車検査証の有効期間の満了日までの月数（一月未満切捨て）　÷　自動車検査証の有効期間の月数　＝　　，　　円 ×　　月 ÷　　月
（参考）　納付された自動車重量税額　　，　　円、自動車検査証の有効期間の月数　　ヶ月、
確定日　平成　　年　　月　　日、自動車検査証の有効期間の満了日　平成　　年　　月　　日

《お知らせ》後日、所轄税務署から申請書の記載内容についての問合せがある場合がありますので、本表は大切に保管してください。
また、所轄税務署において、還付額の支払手続が行われたときは通知が送付されますので、その通知の中でご不明の点等ありましたら所轄税務署までお問合せ下さい。なお、所轄税務署は申請者の住所地等を管轄する税務署となります。

（日本工業規格A列4番）

第２号様式の２

第2号様式の2

自動車重量税還付申請書付表1

（ＯＣＲ通番）

（ 照　会　番　号 ）

令和　年　月　日提出の自動車重量税還付申請書の記載内容等は、以下のとおりです。

○自動車登録番号　　○車台番号　　－
○還付を受けようとする金額　　．　　円　※
○申請者　氏名又は名称　（カタカナ出力）※付表がある場合は「（補完有）」を末尾に出力
（漢字出力）※付表がある場合は「（補完有）」を末尾に出力
郵便番号　　－
住所　（都道府県）（市郡区）（町字）　丁目　－　※付表がある場合は「（補完有）」を末尾に出力
電話番号　　－　　－
○代理受領者　氏名又は名称　（カタカナ出力）※付表がある場合は「（補完有）」を末尾に出力
（漢字出力）※付表がある場合は「（補完有）」を末尾に出力
郵便番号　　－
住所　（都道府県）（市郡区）（町字）　丁目　－　※付表がある場合は「（補完有）」を末尾に出力
電話番号　　－　　－
○振込先口座　金融機関名・支店名　　銀行　　支店
口座種類　　預金
口座番号

※　還付を受けようとする金額の計算方法
納付された自動車重量税相当額　×　租税特別措置法施行令に基づく確定日の翌日を起算日として自動車検査証の有効期間の満了日までの月数（一月未満切捨て）　÷　自動車検査証の有効期間の月数　＝　　，　　円 ×　月 ÷　月
（参考）　納付された自動車重量税額　　，　　円、自動車検査証の有効期間の月数　　ヶ月、
確定日　令和　年　月　日、自動車検査証の有効期間の満了日　令和　年　月　日

《お知らせ》後日、所轄税務署から申請書の記載内容についての問合せがある場合がありますので、本表は大切に保管してください。
また、所轄税務署において、還付額の支払手続が行われたときは通知が送付されますので、その通知の中でご不明の点等ありましたら所轄税務署までお問合せ下さい。なお、所轄税務署は申請者の住所地等を管轄する税務署となります。

（日本産業規格A列4番）

第２号様式の２

第2号様式の2

自動車重量税還付申請書付表1

（ＯＣＲ通番）

（ 照　会　番　号 ）

平成　年　月　日提出の自動車重量税還付申請書の記載内容等は、以下のとおりです。

○自動車登録番号　　○車台番号　　－
○還付を受けようとする金額　　．　　円　※
○申請者　氏名又は名称　（カタカナ出力）※付表がある場合は「（補完有）」を末尾に出力
（漢字出力）※付表がある場合は「（補完有）」を末尾に出力
郵便番号　　－
住所　（都道府県）（市郡区）（町字）　丁目　－　※付表がある場合は「（補完有）」を末尾に出力
電話番号　　－　　－
○代理受領者　氏名又は名称　（カタカナ出力）※付表がある場合は「（補完有）」を末尾に出力
（漢字出力）※付表がある場合は「（補完有）」を末尾に出力
郵便番号　　－
住所　（都道府県）（市郡区）（町字）　丁目　－　※付表がある場合は「（補完有）」を末尾に出力
電話番号　　－　　－
○振込先口座　金融機関名・支店名　　銀行　　支店
口座種類　　預金
口座番号

※　還付を受けようとする金額の計算方法
納付された自動車重量税相当額　×　確定日（租税特別措置法施行令第五十一条の二第三項）の翌日を起算日として自動車検査証の有効期間の満了日までの月数（一月未満切捨て）　÷　自動車検査証の有効期間の月数　＝　　，　　円 ×　月 ÷　月
（参考）　納付された自動車重量税額　　，　　円、自動車検査証の有効期間の月数　　ヶ月、
確定日　平成　年　月　日、自動車検査証の有効期間の満了日　平成　年　月　日

《お知らせ》後日、所轄税務署から申請書の記載内容についての問合せがある場合がありますので、本表は大切に保管してください。
また、所轄税務署において、還付額の支払手続が行われたときは通知が送付されますので、その通知の中でご不明の点等ありましたら所轄税務署までお問合せ下さい。なお、所轄税務署は申請者の住所地等を管轄する税務署となります。

（日本工業規格A列4番）

第３号様式

第3号様式

自動車重量税還付申請書 付表2

（氏名又は名称のオーバーフロー、住所コードの設定のない場合用）

自動車登録番号（還付申請書の自動車登録番号を記入して下さい。）

□□□□－□□□－□－□□□□

申請者の氏名又は名称（還付申請書のオーバーフロー分を記入して下さい。）

カタカナで記入して下さい。

フリガナ

漢　字

申請者の住所（住所コードの設定のないところ以下を記入して下さい。）

住　所

代理受領者の氏名又は名称（還付申請書のオーバーフロー分を記入して下さい。）

カタカナで記入して下さい。

フリガナ

漢　字

代理受領者の住所（住所コードの設定のないところ以下を記入して下さい。）

住　所

（日本産業規格A列4番）

第３号様式

第3号様式

自動車重量税還付申請書 付表2

（氏名又は名称のオーバーフロー、住所コードの設定のない場合用）

自動車登録番号（還付申請書の自動車登録番号を記入して下さい。）

□□□□－□□□－□－□□□□

申請者の氏名又は名称（還付申請書のオーバーフロー分を記入して下さい。）

カタカナで記入して下さい。

フリガナ

漢　字

申請者の住所（住所コードの設定のないところ以下を記入して下さい。）

住　所

代理受領者の氏名又は名称（還付申請書のオーバーフロー分を記入して下さい。）

カタカナで記入して下さい。

フリガナ

漢　字

代理受領者の住所（住所コードの設定のないところ以下を記入して下さい。）

住　所

（日本工業規格A列4番）

第４号様式

第４号様式　　別添２

自動車重量税還付申請書付表３

令和　　年　　月　　日

共同所有者に関する事項	住　所				
	氏名又は名称及び代表者氏名				
	電話番号				
	受領割合（分数表記）	―	―	―	―
還付される税金の受取場所	預金口座に振込みを希望する場合 銀行名等	銀　行 金庫・組合 農協・漁協	銀　行 金庫・組合 農協・漁協	銀　行 金庫・組合 農協・漁協	銀　行 金庫・組合 農協・漁協
	預金口座に振込みを希望する場合 支店名等	本店・支店 本所・支所	本店・支店 本所・支所	本店・支店 本所・支所	本店・支店 本所・支所
	預金口座に振込みを希望する場合 預金の種類	預　金	預　金	預　金	預　金
	預金口座に振込みを希望する場合 口座番号				
	その他の場合 ゆうちょ銀行の貯金記号番号	－	－	－	－
	その他の場合 ゆうちょ銀行支店名又は郵便局名	支店・郵便局	支店・郵便局	支店・郵便局	支店・郵便局

注意　１　この付表は、共同所有している自動車に係る還付申請の場合に必要事項を記載の上、申請書と一緒に提出してください。
２　還付金の受領権限を委任する場合は、「共同所有者に関する事項」までを記載し、別途、還付金の受領権限を委任する旨の委任状を添付してください。
３　還付される税金の受取に当たって、銀行等の預金口座に振込みを希望する場合は、銀行等の名称、預金の種類及び口座番号を、ゆうちょ銀行の貯金の口座への振込みを希望する場合は、貯金口座の記号番号を、ゆうちょ銀行及び郵便局窓口での受け取りを希望する場合は受け取りに便利な支店名・郵便局名を記載してください。

※整理欄	照会番号

※整理欄については記入不要です。

第４号様式

第４号様式　　別添２

自動車重量税還付申請書付表３

平成　　年　　月　　日

共同所有者に関する事項	住　所				
	氏名又は名称及び代表者氏名	㊞	㊞	㊞	㊞
	電話番号				
	受領割合（分数表記）	―	―	―	―
還付される税金の受取場所	預金口座に振込みを希望する場合 銀行名等	銀　行 金庫・組合 農協・漁協	銀　行 金庫・組合 農協・漁協	銀　行 金庫・組合 農協・漁協	銀　行 金庫・組合 農協・漁協
	預金口座に振込みを希望する場合 支店名等	本店・支店 本所・支所	本店・支店 本所・支所	本店・支店 本所・支所	本店・支店 本所・支所
	預金口座に振込みを希望する場合 預金の種類	預　金	預　金	預　金	預　金
	預金口座に振込みを希望する場合 口座番号				
	その他の場合 ゆうちょ銀行の貯金記号番号	－	－	－	－
	その他の場合 ゆうちょ銀行支店名又は郵便局名	支店・郵便局	支店・郵便局	支店・郵便局	支店・郵便局

注意　１　この付表は、共同所有している自動車に係る還付申請の場合に必要事項を記載の上、申請書と一緒に提出してください。
２　還付金の受領権限を委任する場合は、「共同所有者に関する事項」までを記載し、別途、還付金の受領権限を委任する旨の委任状を添付してください。
３　還付される税金の受取に当たって、銀行等の預金口座に振込みを希望する場合は、銀行等の名称、預金の種類及び口座番号を、ゆうちょ銀行の貯金の口座への振込みを希望する場合は、貯金口座の記号番号を、ゆうちょ銀行及び郵便局窓口での受け取りを希望する場合は受け取りに便利な支店名・郵便局名を記載してください。

※整理欄	照会番号

※整理欄については記入不要です。

第５号様式

第５号様式　　別添１

事　務　連　絡
令和　　年　　月　　日

○○国税局消費税課長（沖縄国税事務所間税課長）　殿

○○運輸支局○○自動車検査登録事務所
首席運輸企画専門官

使用済自動車に係る自動車重量税還付申請書付表の送付について

令和○年○月に提出のあった下表の自動車に係る自動車重量税還付申請書について、〔付表２・付表３〕の添付があったので、その複写を別添のとおり送付します。

自動車登録番号	付表２	付表３	申請書	付表１

注意事項

１．付表２についてはその申請書の複写を、付表３についてはその申請書の複写及び付表１の複写を必ず添付すること

２．表には、自動車登録番号ごとに、送付する書類の該当欄に○を記し整理すること。

３．毎月１～１５日の情報については、１６日から起算して第５業務日までに、毎月１６日～末日の情報については、翌月１日から起算して第５業務日までに、それぞれ国税局消費税課諸税係あて送付すること。

第５号様式

第５号様式　　別添１

事　務　連　絡
平成　　年　　月　　日

○○国税局消費税課長（沖縄国税事務所間税課長）　殿

○○運輸支局○○自動車検査登録事務所
首席運輸企画専門官

使用済自動車に係る自動車重量税還付申請書付表の送付について

平成○年○月に提出のあった下表の自動車に係る自動車重量税還付申請書について、〔付表２・付表３〕の添付があったので、その複写を別添のとおり送付します。

自動車登録番号	付表２	付表３	申請書	付表１

注意事項

１．付表２についてはその申請書の複写を、付表３についてはその申請書の複写及び付表１の複写を必ず添付すること

２．表には、自動車登録番号ごとに、送付する書類の該当欄に○を記し整理すること。

３．毎月１～１５日の情報については、１６日から起算して第５業務日までに、毎月１６日～末日の情報については、翌月１日から起算して第５業務日までに、それぞれ国税局消費税課諸税係あて送付すること。

別紙１

委　任　状

受任者　　氏 名

　　住 所

上記の者に下記自動車の
1. 永久抹消登録申請
2. 永久抹消登録申請及び自動車重量税還付申請
3. 解体の届出に伴う自動車重量税還付申請
に関する権限を委任する。

自動車登録番号	車 台 番 号

令和　年　月　日

委任者（使用済自動車の所有者）

（フリガナ）

氏名又は名称　　印

住　　所

御注意　解体の届出に伴う自動車重量税還付申請を行う場合にあっては、委任者（使用済自動車の所有者）は、押印することを要しない。

別紙１

別紙１

委　任　状

受任者　　氏 名

　　住 所

上記の者に下記自動車の
1. 永久抹消登録申請
2. 永久抹消登録申請及び自動車重量税還付申請
3. 解体の届出に伴う自動車重量税還付申請
に関する権限を委任する。

自動車登録番号	車 台 番 号

平成　年　月　日

委任者（使用済自動車の所有者）

（フリガナ）

氏名又は名称　　印

住　　所

別紙１

別紙２

委　任　状

受任者　　氏 名

　　住 所

上記の者に下記自動車に係る自動車重量税の還付金の受領権限を委任する。

自動車登録番号	車 台 番 号

令和　年　月　日

委任者（使用済自動車の所有者）

（フリガナ）

氏名又は名称

住　　所

御注意　委任状を提出された場合でも、委任者に未納の国税等があるときは、国税通則法第57条（充当）及び地方税法附則第9条の10（委託納付）の規定の適用により、当該未納の国税に充当及び委託納付されるため、委任状の受任者に還付されないことがあります。

別紙２

別紙２

委　任　状

受任者　　氏 名

　　住 所

上記の者に下記自動車に係る自動車重量税の還付金の受領権限を委任する。

自動車登録番号	車 台 番 号

平成　年　月　日

委任者（使用済自動車の所有者）

（フリガナ）

氏名又は名称　　印

住　　所

御注意　① 委任状は、**委任者が自署・押印してください。**
② 委任状を提出された場合でも、委任者に未納の国税等があるときは、国税通則法第57条（充当）及び地方税法附則第9条の10（委託納付）の規定の適用により、当該未納の国税に充当及び委託納付されるため、委任状の受任者に還付されないことがあります。

別紙２

別紙３

別紙 3

運輸支局等、国税局対応表

運輸局等	運輸支局・検査登録事務所等	住所	TEL	国税局	〒	住所	TEL
北海道運輸局	札幌運輸支局	札幌市東区北２８条東１丁目	011(731)7169	札幌国税局 消費税課 諸税係	060-0042	札幌市中央区大通西１０丁目札幌第二合同庁舎	011(231)5011
	函館運輸支局	函館市西桔梗町５５５−２４	0138(49)5700				
	室蘭運輸支局	室蘭市日の出町３丁目４−９	0143(44)4026				
	帯広運輸支局	帯広市西１９条北１丁目８−４	0155(33)3281				
	釧路運輸支局	釧路市鳥取大通６丁目２−１３	0154(51)2521				
	北見運輸支局	北見市東三輪３−２３−２	0157(24)7581				
	旭川運輸支局	旭川市春光町１０−１	0166(51)5362				
東北運輸局	宮城運輸支局	仙台市宮城野区扇町３丁目３−１５	022(235)2511	仙台国税局 消費税課 諸税係	980-8430	仙台市青葉区本町３丁目３番１号仙台合同庁舎Ａ棟	022(263)1111
	福島運輸支局	福島市吉倉字吉田５４	024(546)0341				
	福島運輸支局 いわき自動車検査登録事務所	いわき市内郷綴町舟場１−１３５	0246(27)6151				
	岩手運輸支局	紫波郡矢巾町流通センター南２丁目８−５	019(637)2911				
	青森運輸支局	青森市大字浜田字豊田１３９−１３	017(739)1503				
	青森運輸支局 八戸自動車検査登録事務所	八戸市桔梗野工業団地２−１２−１２	0178(20)3161				
	山形運輸支局	山形市大字漆山字行段１４２２−１	023(686)4713				
	山形運輸支局 庄内自動車検査登録事務所	東田川郡三川町大字押切新田字歌枕３	0235(66)4118				
	秋田運輸支局	秋田市泉字登木７４−３	018(863)5815				
関東運輸局	東京運輸支局	品川区東大井１丁目１２−１７	03(3458)9235	東京国税局 消費税課 諸税係	104-8449	中央区築地５丁目３番１号	03(3542)2111
	東京運輸支局 足立自動車検査登録事務所	足立区南花畑５丁目１２−１	03(3884)1511				
	東京運輸支局 練馬自動車検査登録事務所	練馬区北町２丁目８−６	03(3931)1178				
	東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所	国立市北３丁目３０−３	042(523)2455				
	東京運輸支局 八王子自動車検査登録事務所	八王子市滝山町１丁目２７０−２	0426(91)6361				
	神奈川運輸支局	横浜市都筑区池辺町３５４０	045(939)6804				
	神奈川運輸支局 相模自動車検査登録事務所	愛甲郡愛川町大字中津字桜台７１８１	046(285)0085				
	神奈川運輸支局 川崎自動車検査登録事務所	川崎市川崎区塩浜３丁目２４−１	044(287)7557				
	神奈川運輸支局 湘南自動車検査登録事務所	平塚市東豊田字道下３６９−１０	0463(54)8908				
	千葉運輸支局	千葉市美浜区新港１９８	043(242)7337				
	千葉運輸支局 習志野自動車検査登録事務所	船橋市習志野台８丁目５７−１	047(462)6501				
	千葉運輸支局 袖ヶ浦自動車検査登録事務所	袖ヶ浦市長浦字拓弐号５８０−７７	0438(63)5591				
	千葉運輸支局 野田自動車検査登録事務所	野田市上三ヶ尾２０７−２２	04(7121)0111				
	山梨運輸支局	笛吹市石和町唐柏１０００−９	055(261)0881				
	埼玉運輸支局	さいたま市西区大字中釘２１５４−２	048(624)1033	関東信越国税局 消費税課 諸税係	330-9719	さいたま市中央区新都心１番地１さいたま新都心合同庁舎一号館	048(600)3111
	埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所	熊谷市御稜威ヶ原字下林７０１−４	048(532)8121				
	埼玉運輸支局 春日部自動車検査登録事務所	春日部市大字増戸７２３−１	048(763)5511				
	埼玉運輸支局 所沢自動車検査登録事務所	所沢市大字牛沼字下原兀６８８−１	042(998)1600				
	群馬運輸支局	前橋市上泉町３９９−１	027(263)4412				
	茨城運輸支局	水戸市住吉町３５３	029(247)5118				
	茨城運輸支局 土浦自動車検査登録事務所	土浦市卸町２丁目１−３	029(842)8111				
	栃木運輸支局	宇都宮市八千代１丁目１４−８	028(658)7012				
	栃木運輸支局 佐野自動車検査登録事務所	佐野市下羽田町２００１−７	0283(21)3720				
北陸信越運輸局	新潟運輸支局	新潟市中央区東出来島１４−２６	025(285)3121	関東信越国税局 消費税課 諸税係	330-9719	さいたま市中央区新都心１番地１さいたま新都心合同庁舎一号館	048(600)3111
	新潟運輸支局 長岡自動車検査登録事務所	長岡市摂田屋町字外川２６４３−１	0258(22)1131				
	長野運輸支局	長野市西和田１−３５−４	026(243)5355				
	長野運輸支局 松本自動車検査登録事務所	松本市平田東２丁目５−１０	0263(58)3180				
	石川運輸支局	金沢市入江３丁目１５３	076(291)0531	金沢国税局 消費税課 諸税係	920-8586	金沢市広坂２丁目２番６０号金沢広坂合同庁舎	076(231)2131
	富山運輸支局	富山市新庄町馬場８２	076(423)6618				
中部運輸局	愛知運輸支局	名古屋市中川区北江町１丁目１−２	052(351)5316	名古屋国税局 消費税課 諸税係	460-8520	名古屋市中区三の丸３丁目３番２号名古屋国税総合庁舎	052(951)3511
	愛知運輸支局 西三河自動車検査登録事務所	豊田市若林西町西葉山４６	0565(52)2417				
	愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所	小牧市新小木３丁目３２	0568(73)4131				
	愛知運輸支局 豊橋自動車検査登録事務所	豊橋市神野新田町字京ノ割２０−３	0532(32)8821				
	静岡運輸支局	静岡市駿河区国吉田２丁目４−２５	054(261)1192				
	静岡運輸支局 沼津自動車検査登録事務所	沼津市原字吉田２４８０	055(967)1177				
	静岡運輸支局 浜松自動車検査登録事務所	浜松市東区流通元町１１−１	053(421)5051				
	岐阜運輸支局	岐阜市日置江２６４８−１	058(279)3711				
	岐阜運輸支局 飛騨自動車検査登録事務所	高山市新宮町８３０−５	0577(36)1221				
	三重運輸支局	津市雲出長常町六ノ割１１９０−９	059(234)8416				
	福井運輸支局	福井市西谷１丁目１４０２	0776(34)1600	金沢国税局 消費税課 諸税係	920-8586	金沢市広坂２丁目２番６０号金沢広坂合同庁舎	076(231)2131
近畿運輸局	大阪運輸支局	寝屋川市高宮栄町１２−１	072(822)3295	大阪国税局 消費税課 諸税係	540-8541	大阪市中央区大手前１丁目５番６３号大阪合同庁舎３号館	06(6941)5331
	大阪運輸支局 なにわ自動車検査登録事務所	大阪市住之江区南港東３丁目１−１４	06(6612)7201				
	大阪運輸支局 和泉自動車検査登録事務所	和泉市上代町官有地	0725(41)3930				
	京都運輸支局	京都市伏見区竹田向代町３７	075(681)9761				
	奈良運輸支局	大和郡山市額田部北町９８１−２	0742(61)6435				
	滋賀運輸支局	守山市木浜町２２９８−５	077(585)7251				
	和歌山運輸支局	和歌山市湊１１０６−４	073(422)2154				
神戸運輸監理部	神戸運輸監理部兵庫陸運部	神戸市東灘区魚崎浜町３４−２	078(453)1100	大阪国税局 消費税課 諸税係	540-8541	大阪市中央区大手前１丁目５番６３号大阪合同庁舎３号館	06(6941)5331
	神戸運輸監理部 姫路自動車検査登録事務所	姫路市飾磨区中島福路町３３２２	0792(31)4800				
中国運輸局	広島運輸支局	広島市西区観音新町４丁目１３番１３−２	082(233)9168	広島国税局 消費税課 諸税係	730-8521	広島市中区上八丁堀６番３０号広島合同庁舎１号館	082(221)9211
	広島運輸支局 福山自動車検査登録事務所	福山市南今津町４４	084(934)1333				
	鳥取運輸支局	鳥取市丸山町２２４	0857(22)4119				
	島根運輸支局	松江市馬潟町４３−３	0852(37)1319				
	岡山運輸支局	岡山市中区藤原２４−１	086(273)2111				
	山口運輸支局	山口市宝町１−８	083(922)5334				
四国運輸局	香川運輸支局	高松市鬼無町字佐藤２０−１	087(882)1356	高松国税局 消費税課 諸税係	760-0018	高松市天神前２番１０号高松国税総合庁舎	087(831)3111
	徳島運輸支局	徳島市応神町応神産業団地１−１	088(641)4812				
	愛媛運輸支局	松山市森松町１０７０	089(956)1562				
	高知運輸支局	高知市大津乙１８７９−１	088(866)7312				
九州運輸局	福岡運輸支局	福岡市東区千早３丁目１０−４０	092(673)1192	福岡国税局 消費税課 諸税係	812-8547	福岡市博多区博多駅東２丁目１１番１号福岡合同庁舎	092(411)0031
	福岡運輸支局 北九州自動車検査登録事務所	北九州市小倉南区新曽根４−１	093(473)0481				
	福岡運輸支局 久留米自動車検査登録事務所	久留米市上津町２２０３−２９０	0942(21)9291				
	福岡運輸支局 筑豊自動車検査登録事務所	飯塚市仁保２３−３９	0948(82)3380				
	佐賀運輸支局	佐賀市若楠２丁目７−８	0952(30)7273				
	長崎運輸支局	長崎市中里町１３６８	095(839)4748				
	長崎運輸支局 佐世保自動車検査登録事務所	佐世保市沖新町５−５	0956(31)8048				
	長崎運輸支局 厳原自動車検査登録事務所	対馬市厳原町久田６４５−８	0920(52)0829				
	熊本運輸支局	熊本市東町４丁目１４−３５	096(369)3189	熊本国税局 消費税課 諸税係	860-8603	熊本市西区春日２丁目１０番１号熊本地方合同庁舎Ｂ棟	096(354)6171
	大分運輸支局	大分市大州浜１丁目１−４５	097(558)2118				
	宮崎運輸支局	宮崎市本郷北方字鵜戸尾２７３５−３	0985(51)3825				
	鹿児島運輸支局	鹿児島市谷山港２丁目４−１	099(261)9193				
	鹿児島運輸支局 大島自動車検査登録事務所	奄美市名瀬和光町１２−１	0997(52)0757				
沖縄総合事務局	陸運事務所	浦添市字港川５１２−４	098(875)3388	沖縄国税事務所 間税課 消費税係	900-8554	那覇市旭町９番地沖縄国税総合庁舎	098(867)3601
	陸運事務所 宮古支所	宮古島市平良字下里１０３７−１	0980(72)4990				
	陸運事務所 八重山支所	石垣市字真栄里８６３−１５	0980(82)4772				

別紙３

別紙 3

運輸支局等、国税局対応表

運輸支局・検査登録事務所等	住所	TEL	国税局	〒	住所	TEL
札幌運輸支局	札幌市東区北２８条東１丁目	011(731)7169	札幌国税局 消費税課 諸税係	060-0042	札幌市中央区大通西１０丁目札幌第二合同庁舎	011(231)5011
函館運輸支局	函館市西桔梗町５５５−２４	0138(49)5700				
室蘭運輸支局	室蘭市日の出町３丁目４−９	0143(44)4026				
帯広運輸支局	帯広市西１９条北１丁目８−４	0155(33)3281				
釧路運輸支局	釧路市鳥取大通６丁目２−１３	0154(51)2521				
北見運輸支局	北見市東三輪３−２３−２	0157(24)7581				
旭川運輸支局	旭川市春光町１０−１	0166(51)5362				
宮城運輸支局	仙台市宮城野区扇町３丁目３−１５	022(235)2511	仙台国税局 消費税課 諸税係	980-8430	仙台市青葉区本町３丁目３番１号仙台合同庁舎	022(263)1111
福島運輸支局	福島市吉倉字吉田５４	024(546)0341				
福島運輸支局 いわき自動車検査登録事務所	いわき市内郷綴町舟場１−１３５	0246(27)6151				
岩手運輸支局	紫波郡矢巾町流通センター南２丁目８−５	019(637)2911				
青森運輸支局	青森市大字浜田字豊田１３９−１３	017(739)1503				
青森運輸支局 八戸自動車検査登録事務所	八戸市桔梗野工業団地２−１２−１２	0178(20)3161				
山形運輸支局	山形市大字漆山字行段１４２２−１	023(686)4713				
山形運輸支局 庄内自動車検査登録事務所	東田川郡三川町大字押切新田字歌枕３	0235(66)4118				
秋田運輸支局	秋田市泉字登木７４−３	018(863)5815				
東京運輸支局	品川区東大井１丁目１２−１７	03(3458)9235	東京国税局 消費税課 諸税第２係	100-8102	千代田区大手町１丁目３番３号大手町合同庁舎３号館	03(3216)6811
東京運輸支局 足立自動車検査登録事務所	足立区南花畑５丁目１２−１	03(3884)1511				
東京運輸支局 練馬自動車検査登録事務所	練馬区北町２丁目８−６	03(3931)1178				
東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所	国立市北３丁目３０−３	042(523)2455				
東京運輸支局 八王子自動車検査登録事務所	八王子市滝山町１丁目２７０−２	0426(91)6361				
神奈川運輸支局	横浜市都筑区池辺町３５４０	045(939)6804				
神奈川運輸支局 相模自動車検査登録事務所	愛甲郡愛川町大字中津字桜台７１８１	046(285)0085				
神奈川運輸支局 川崎自動車検査登録事務所	川崎市川崎区塩浜３丁目２４−１	044(287)7557				
神奈川運輸支局 湘南自動車検査登録事務所	平塚市東豊田字道下３６９−１０	0463(54)8908				
千葉運輸支局	千葉市美浜区新港１９８	043(242)7337				
千葉運輸支局 習志野自動車検査登録事務所	船橋市習志野台８丁目５７−１	047(462)6501				
千葉運輸支局 袖ヶ浦自動車検査登録事務所	袖ヶ浦市長浦字拓弐号５８０−７７	0438(63)5591				
千葉運輸支局 野田自動車検査登録事務所	野田市上三ヶ尾２０７−２２	04(7121)0111				
山梨運輸支局	笛吹市石和町唐柏１０００−９	055(261)0881				
埼玉運輸支局	さいたま市西区大字中釘２１５４−２	048(624)1033	関東信越国税局 消費税課 諸税係	330-9719	さいたま市中央区新都心１番地１さいたま新都心合同庁舎一号館	048(600)3111
埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所	熊谷市御稜威ヶ原字下林７０１−４	048(532)8121				
埼玉運輸支局 春日部自動車検査登録事務所	春日部市大字増戸７２３−１	048(763)5511				
埼玉運輸支局 所沢自動車検査登録事務所	所沢市大字牛沼字下原兀６８８−１	042(998)1600				
群馬運輸支局	前橋市上泉町３９９−１	027(263)4412				
茨城運輸支局	水戸市住吉町３５３	029(247)5118				
茨城運輸支局 土浦自動車検査登録事務所	土浦市卸町２丁目１−３	029(842)8111				
栃木運輸支局	宇都宮市八千代１丁目１４−８	028(658)7012				
栃木運輸支局 佐野自動車検査登録事務所	佐野市下羽田町２００１−７	0283(21)3720				
新潟運輸支局	新潟市中央区東出来島１４−２６	025(285)3121	関東信越国税局 消費税課 諸税係	330-9719	さいたま市中央区新都心１番地１さいたま新都心合同庁舎一号館	048(600)3111
新潟運輸支局 長岡自動車検査登録事務所	長岡市摂田屋町字外川２６４３−１	0258(22)1131				
長野運輸支局	長野市西和田１−３５−４	026(243)5355				
長野運輸支局 松本自動車検査登録事務所	松本市平田東２丁目５−１０	0263(58)3180				
石川運輸支局	金沢市入江３丁目１５３	076(291)0531	金沢国税局 消費税課 諸税係	920-8586	金沢市広坂２丁目２番６０号金沢広坂合同庁舎	076(231)2131
富山運輸支局	富山市新庄町馬場８２	076(423)6618				
愛知運輸支局	名古屋市中川区北江町１丁目１−２	052(351)5316	名古屋国税局 消費税課 諸税係	460-8520	名古屋市中区三の丸３丁目３番２号名古屋国税総合庁舎	052(951)3511
愛知運輸支局 西三河自動車検査登録事務所	豊田市若林西町西葉山４６	0565(52)2417				
愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所	小牧市新小木３丁目３２	0568(73)4131				
愛知運輸支局 豊橋自動車検査登録事務所	豊橋市神野新田町字京ノ割２０−３	0532(32)8821				
静岡運輸支局	静岡市駿河区国吉田２丁目４−２５	054(261)1192				
静岡運輸支局 沼津自動車検査登録事務所	沼津市原字吉田２４８０	055(967)1177				
静岡運輸支局 浜松自動車検査登録事務所	浜松市東区流通元町１１−１	053(421)5051				
岐阜運輸支局	岐阜市日置江２６４８−１	058(279)3711				
岐阜運輸支局 飛騨自動車検査登録事務所	高山市新宮町８３０−５	0577(36)1221				
三重運輸支局	津市雲出長常町六ノ割１１９０−９	059(234)8416				
福井運輸支局	福井市西谷１丁目１４０２	0776(34)1600	金沢国税局 消費税課 諸税係	920-8586	金沢市広坂２丁目２番６０号金沢広坂合同庁舎	076(231)2131
大阪運輸支局	寝屋川市高宮栄町１２−１	072(822)3295	大阪国税局 消費税課 諸税第２係	540-8541	大阪市中央区大手前１丁目５番６３号大阪合同庁舎３号館	06(6941)5331
大阪運輸支局 なにわ自動車検査登録事務所	大阪市住之江区南港東３丁目１−１４	06(6612)7201				
大阪運輸支局 和泉自動車検査登録事務所	和泉市上代町官有地	0725(41)3930				
京都運輸支局	京都市伏見区竹田向代町３７	075(681)9761				
奈良運輸支局	大和郡山市額田部北町９８１−２	0742(61)6435				
滋賀運輸支局	守山市木浜町２２９８−５	077(585)7251				
和歌山運輸支局	和歌山市湊１１０６−４	073(422)2154				
神戸運輸監理部兵庫陸運部	神戸市東灘区魚崎浜町３４−２	078(453)1100	大阪国税局 消費税課 諸税第２係	540-8541	大阪市中央区大手前１丁目５番６３号大阪合同庁舎３号館	06(6941)5331
神戸運輸監理部 姫路自動車検査登録事務所	姫路市飾磨区中島福路町３３２２	0792(31)4800				
広島運輸支局	広島市西区観音新町４丁目１３番１３−２	082(233)9168	広島国税局 消費税課 諸税係	730-8521	広島市中区上八丁堀６番３０号広島合同庁舎１号館	082(221)9211
広島運輸支局 福山自動車検査登録事務所	福山市南今津町４４	084(934)1333				
鳥取運輸支局	鳥取市丸山町２２４	0857(22)4119				
島根運輸支局	松江市馬潟町４３−３	0852(37)1319				
岡山運輸支局	岡山市中区藤原２４−１	086(273)2111				
山口運輸支局	山口市宝町１−８	083(922)5334				
香川運輸支局	高松市鬼無町字佐藤２０−１	087(882)1356	高松国税局 消費税課 諸税係	760-0018	高松市天神前２番１０号高松国税総合庁舎	087(831)3111
徳島運輸支局	徳島市応神町応神産業団地１−１	088(641)4812				
愛媛運輸支局	松山市森松町１０７０	089(956)1562				
高知運輸支局	高知市大津乙１８７９−１	088(866)7312				
福岡運輸支局	福岡市東区千早３丁目１０−４０	092(673)1192	福岡国税局 消費税課 諸税係	812-8547	福岡市博多区博多駅東２丁目１１番１号福岡合同庁舎	092(411)0031
福岡運輸支局 北九州自動車検査登録事務所	北九州市小倉南区新曽根４−１	093(473)0481				
福岡運輸支局 久留米自動車検査登録事務所	久留米市上津町２２０３−２９０	0942(21)9291				
福岡運輸支局 筑豊自動車検査登録事務所	飯塚市仁保２３−３９	0948(82)3380				
佐賀運輸支局	佐賀市若楠２丁目７−８	0952(30)7273				
長崎運輸支局	長崎市中里町１３６８	095(839)4748				
長崎運輸支局 佐世保自動車検査登録事務所	佐世保市沖新町５−５	0956(31)8048				
長崎運輸支局 厳原自動車検査登録事務所	対馬市厳原町久田６４５−８	0920(52)0829				
熊本運輸支局	熊本市東町４丁目１４−３５	096(369)3189	熊本国税局 消費税課 諸税係	860-8603	熊本市二の丸１番２号熊本合同庁舎１号館	096(354)6171
大分運輸支局	大分市大州浜１丁目１−４５	097(558)2118				
宮崎運輸支局	宮崎市本郷北方字鵜戸尾２７３５−３	0985(51)3825				
鹿児島運輸支局	鹿児島市谷山港２丁目４−１	099(261)9193				
鹿児島運輸支局 大島自動車検査登録事務所	奄美市名瀬和光町１２−１	0997(52)0757				
陸運事務所	浦添市字港川５１２−４	098(875)3388	沖縄国税事務所 間税課 消費税係	900-8554	那覇市旭町９番地沖縄国税総合庁舎	098(867)3601
陸運事務所 宮古支所	宮古島市平良字下里１０３７−１	0980(72)4990				
陸運事務所 八重山支所	石垣市字真栄里８６３−１５	0980(82)4772				

別紙４　（略）	別紙４　（略）

○自動車登録業務等実施要領の制定について（平成 18 年国自管第 166 号・国自技第 232 号）　　（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
Ⅰ．登録自動車 １．新規登録又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請 １－１．新車（初めて自動車検査証の交付を受ける自動車） （１）型式指定自動車の場合 （ア）提出書類 （ａ）～（ｅ）　（略） （ｆ）①～⑤　（略） ⑥申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付 （ｇ）　（略） （ｈ）使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要） （削除） （ｉ）～（ｎ）　（略） （イ）　（略）	Ⅰ．登録自動車 １．新規登録又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請 １－１．新車（初めて自動車検査証の交付を受ける自動車） （１）型式指定自動車の場合 （ア）提出書類 （ａ）～（ｅ）　（略） （ｆ）①～⑤　（略） ⑥申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付 （ｇ）　（略） （ｈ）使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要） ①　記名及び押印があるか、若しくは署名が必要 （ｉ）～（ｎ）　（略） （イ）　（略）

（２）型式指定自動車以外の場合

（ア）提出書類

（ａ）～（ｄ）　（略）

（ｅ）所有者の印鑑（登録）証明書

①～⑤　（略）

⑥申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付

（ｆ）　（略）

（ｇ）使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

（削除）

（ｈ）～（ｏ）　（略）

（イ）　（略）

１－２．中古車（初めて自動車検査証の交付を受けるものでない自動車）

（１）提出書類

（ア）～（オ）　（略）

（カ）所有者の印鑑（登録）証明書

（２）型式指定自動車以外の場合

（ア）提出書類

（ａ）～（ｄ）　（略）

（ｅ）所有者の印鑑（登録）証明書

①～⑤　（略）

⑥申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付

（ｆ）　（略）

（ｇ）使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

（ｈ）～（ｏ）　（略）

（イ）　（略）

１－２．中古車（初めて自動車検査証の交付を受けるものでない自動車）

（１）提出書類

（ア）～（オ）　（略）

（カ）所有者の印鑑（登録）証明書

①～⑤　（略）
⑥申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する
なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付

（キ）　（略）
（ク）使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

（削除）
（ケ）～（セ）　（略）
（２）　（略）

２．変更登録・自動車検査証記入の申請
２－１.構造等変更検査を伴わない場合
（１）提出書類
（ア）変更登録申請書
（自動車検査証記入申請書）
（削除）
①登録識別情報の通知を受けている所有者が、氏名又は名称若しくは住所の変更を行う場合に、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要
（イ）及び（ウ）　（略）
（エ）所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただ

①～⑤　（略）
⑥申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。
なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付。
（キ）　（略）
（ク）使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）
① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
（ケ）～（セ）　（略）
（２）　（略）

２．変更登録・自動車検査証記入の申請
２－１．構造等変更検査を伴わない場合
（１）提出書類
（ア）変更登録申請書
（自動車検査証記入申請書）
①所有者本人が直接申請する場合は押印
②登録識別情報の通知を受けている所有者が、氏名又は名称若しくは住所の変更を行う場合に、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要
（イ）及び（ウ）　（略）
（エ）所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただ

し使用者の住所の変更の原因が住居表示の変更の場合は不要）

（削除）

（オ）使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

（削除）

①旧使用者のものは不要

②登録識別情報の通知を受けている所有者の氏名又は名称若しくは住所の変更のみを行う場合であって、引き続き登録識別情報の通知を希望する場合は不要。

（カ）～（ケ）　（略）

（コ）その他

①～②　（略）

③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

２－２．構造等変更検査を伴う場合

（ア）変更登録申請書

（自動車検査証記入申請書）

（削除）

①登録識別情報の通知を受けている所有者が、氏名又は名称若しくは住所の変更を行う場合に、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要

（イ）及び（ウ）　（略）

（エ）所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）

（削除）

（オ）使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

し使用者の住所の変更の原因が住居表示の変更の場合は不要）

① 押印が必要

（オ）使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

②旧使用者のものは不要

③登録識別情報の通知を受けている所有者の氏名又は名称若しくは住所の変更のみを行う場合であって、引き続き登録識別情報の通知を希望する場合は不要。

（カ）～（ケ）　（略）

（コ）その他

①～②　（略）

③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

２－２．構造等変更検査を伴う場合

（ア）変更登録申請書

（自動車検査証記入申請書）

①所有者本人が直接申請する場合は押印

②登録識別情報の通知を受けている所有者が、氏名又は名称若しくは住所の変更を行う場合に、登録識別情報の提供を電子的にできないときは、登録識別情報の記入が必要

（イ）及び（ウ）　（略）

（エ）所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）

① 押印が必要

（オ）使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署

（削除）

（カ）及び（キ）　（略）

（ク）自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

３．移転登録・自動車検査証記入の申請

３－１．売買等によるもの

（１）提出書類

（ア）～（ウ）　（略）

（エ）①～⑦　（略）

⑧申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付。

⑨旧所有者が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書

名があれば不要）

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

（カ）及び（キ）　（略）

（ク）自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

３．移転登録・自動車検査証記入の申請

３－１．売買等によるもの

（１）提出書類

（ア）～（ウ）　（略）

（エ）①～⑦　（略）

⑧申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付。

⑨旧所有者が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書

面と日本における代表者のサイン証明書」を添付する。
　なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付。

（オ）　（略）
（カ）使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）
（削除）
①旧使用者のものは不要
②登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

（キ）～（シ）　（略）
（ス）その他の必要書類
①～②　（略）
③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

３－２．相続によるもの
３－２－１．単独相続（相続人のうち一人が相続する場合）
（ア）～（ウ）　（略）
（エ）戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書又は法定相続情報証明書〔（ウ）のうち①を添付した申請にあっては被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と相続人全員の関係が全て証明できるもの。②③④⑤を添付した申請にあっては被相続人の死亡が確認できるもの。⑥を添付した申請にあっては被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と申請人である相続人の関係が証明できるもの。〕

面と日本における代表者のサイン証明書」を添付する。
　なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付。
（オ）　（略）
（カ）使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）
①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
②旧使用者のものは不要
③登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要
（キ）～（シ）　（略）
（ス）その他の必要書類
①～②　（略）
③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

３－２．相続によるもの
３－２－１．単独相続（相続人のうち一人が相続する場合）
（ア）～（ウ）　（略）
（エ）戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書〔（ウ）のうち①を添付した申請にあっては被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と相続人全員の関係が全て証明できるもの。②③④⑤を添付した申請にあっては被相続人の死亡が確認できるもの。⑥を添付した申請にあっては被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と申請人である相続人の関係が証明できるもの。〕

（オ）及び（カ）　（略）
（キ）使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

（削除）
①旧使用者のものは不要
②登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要
（ク）～（サ）　（略）
（シ）自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

３－２－２．共同相続
（ア）～（イ）　（略）
（ウ）戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書又は法定相続情報証明書（被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と申請人の相続関係が全て証明できるもの）
（エ）及び（オ）　（略）
（カ）使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

（削除）
①旧使用者のものは不要
（キ）～（サ）　（略）
（シ）自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

（オ）及び（カ）　（略）
（キ）使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）
①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
②旧使用者のものは不要
③登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要
（ク）～（サ）　（略）
（シ）自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

３－２－２．共同相続
（ア）及び（イ）　（略）
（ウ）戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書（被相続人の死亡が確認でき、且つ被相続人と申請人の相続関係が全て証明できるもの）

（エ）及び（オ）　（略）
（カ）使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）
①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
②旧使用者のものは不要
（キ）～（サ）　（略）
（シ）自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

３－３．合併によるもの

（１）提出書類

（ア）～（オ）　（略）

（カ）使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

（削除）

①旧使用者のものは不要

②登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

（キ）～（シ）　（略）

（ス）その他の必要書類

①～②　（略）

③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

３－４．分割によるもの

（１）提出書類

（ア）～（オ）　（略）

（カ）使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

（削除）

①旧使用者のものは不要

②登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

（キ）～（シ）　（略）

（ス）その他の必要書類

３－３．合併によるもの

（１）提出書類

（ア）～（オ）　（略）

（カ）使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

②旧使用者のものは不要

③登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

（キ）～（シ）　（略）

（ス）その他の必要書類

①～②　（略）

③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

３－４．分割によるもの

（１）提出書類

（ア）～（オ）　（略）

（カ）使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

②旧使用者のものは不要

③登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

（キ）～（シ）　（略）

（ス）その他の必要書類

①～②　（略）
③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

３－５．判決によるもの（新所有者が判決文により移転登録申請する場合に限る）
（１）提出書類
（ア）～（ウ）　（略）
（エ）①～③　（略）
④申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。
　なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付。

（オ）　（略）
（カ）使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

（削除）
①旧使用者のものは不要
②登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

①～②　（略）
③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

３－５．判決によるもの（新所有者が判決文により移転登録申請する場合に限る）
（１）提出書類
（ア）～（ウ）　（略）
（エ）①～③　（略）
④申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。
　なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付。
（オ）　（略）
（カ）使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）
①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
②旧使用者のものは不要
③登録識別情報の通知を受けている所有者が変更となり、使用者に変更がない場合であって、新所有者が登録識別情報の通知を希望し、且つ使用者と同一でない場合は不要

（キ）～（サ）　（略）
（シ）その他の必要書類
①～②　（略）
③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

４．抹消登録の申請
４－１．永久抹消登録の申請
４－１－１．大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く登録自動車で自動車リサイクル法に基づき適正に解体された旨の上告記録がなされたもの
（１）提出書類
（ア）及び（イ）　（略）
（ウ）①～④　（略）
⑤申請人（所有者）が外国法人で国内に拠点がなく印鑑（登録）証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。
なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付。
（エ）～（ク）　（略）
（ケ）その他

（キ）～（サ）　（略）
（シ）その他の必要書類
①～②　（略）
③自動車登録番号が変更となる場合で、自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

４．抹消登録の申請
４－１．永久抹消登録の申請
４－１－１．大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く登録自動車で自動車リサイクル法に基づき適正に解体された旨の上告記録がなされたもの
（１）提出書類
（ア）及び（イ）　（略）
（ウ）①～④　（略）
⑤申請人（所有者）が外国法人で国内に拠点がなく印鑑（登録）証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。
なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付
（エ）～（ク）　（略）
（ケ）その他

（ａ）自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書

（ｂ）自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

（ｃ）～（ｄ）　（略）

（２）自動車重量税の還付申請に伴う場合の追加提出書類

（ア）自動車重量税還付申請書（永久抹消登録申請書と兼用）

①金融機関名、支店名、口座番号、口座種類等を記載

（イ）代理人申請の場合、所有者の記名のある委任状（永久抹消登録の委任状と併用することも可）

（ウ）自動車重量税還付金の受領権限を委任する場合は、所有者の記名のある委任状

４－１－２．登録自動車の滅失又は用途廃止、若しくは大型特殊自動車及び被けん引自動車の解体の場合

（１）提出書類

（ア）及び（イ）　（略）

（ウ）所有者の印鑑（登録）証明書

①～④　（略）

⑤申請人（所有者）が外国法人で国内に拠点がなく印鑑（登録）証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本に

（ａ）自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

（ｂ）自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

（ｃ）～（ｄ）　（略）

（２）自動車重量税の還付申請に伴う場合の追加提出書類

（ア）自動車重量税還付申請書（永久抹消登録申請書と兼用）

①金融機関名、支店名、口座番号、口座種類等を記載

（イ）代理人申請の場合、所有者が押印した委任状及び申請書への代理人の押印

（ウ）自動車重量税還付金の受領権限を委任する場合は、所有者が自署及び押印した委任状、又は記名及び実印を押印した委任状

４－１－２．登録自動車の滅失又は用途廃止、若しくは大型特殊自動車及び被けん引自動車の解体の場合

（１）提出書類

（ア）及び（イ）　（略）

（ウ）所有者の印鑑（登録）証明書

①～④　（略）

⑤申請人（所有者）が外国法人で国内に拠点がなく印鑑（登録）証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本に

おける代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。 なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付。 （エ）～（サ）　（略） （シ）その他 （ａ）自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書 （ｂ）自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書 （ｃ）～（ｄ）　（略）	おける代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。 なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付。 （エ）～（サ）　（略） （シ）その他 （ａ）自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書 （ｂ）自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書 （ｃ）～（ｄ）　（略）
４－２．輸出抹消仮登録の申請（大型特殊自動車・被けん引自動車・登録証書の交付を受けた自動車及び国土交通省令で定めた自動車を除く登録自動車を輸出する場合）（輸出の予定日から６ヶ月さかのぼった日から当該輸出をするときまでの間に申請）	４－２．輸出抹消仮登録の申請（大型特殊自動車・被けん引自動車・登録証書の交付を受けた自動車及び国土交通省令で定めた自動車を除く登録自動車を輸出する場合）（輸出の予定日から６ヶ月さかのぼった日から当該輸出をするときまでの間に申請）
（１）提出書類 （ア）及び（イ）　（略） （ウ）①～④　（略） ⑤申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者で	（１）提出書類 （ア）及び（イ）　（略） （ウ）①～④　（略） ⑤申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者で

ある旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添付。

（エ）～（キ）　（略）

（ク）その他

（ａ）自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書

（ｂ）自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

（ｃ）～（ｄ）　（略）

４－３．一時抹消登録の申請

（１）提出書類

（ア）及び（イ）　（略）

（ウ）①～④　（略）

⑤申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載した訳文を添

ある旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した訳文を添付。

（エ）～（キ）　（略）

（ク）その他

（ａ）自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

（ｂ）自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書

（ｃ）～（ｄ）　（略）

４－３．一時抹消登録の申請

（１）提出書類

（ア）及び（イ）　（略）

（ウ）①～④　（略）

⑤申請人(所有者)が外国法人で国内に拠点がなく印鑑(登録)証明書の発行を受けることができない場合は「本国法に準拠して成立し法人格を有していること、法人を代表する権限を有するもの及びその者のサインについて、当該外国の官憲が証明した書面」又は、「日本における領事等が当該商事会社は本国において法人格を有する旨及び日本における代表者である旨を認証した書面と日本における代表者のサイン証明書」を添付し、所在地は外国の住所で登録する。

なお、添付書類が、外国語により作成されている場合は、必要に応じて翻訳した者が氏名及び住所を記載し、押印した

付。
（エ）～（キ）　（略）
（ク）その他
（ａ）自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書
（ｂ）自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書
（ｃ）～（ｄ）　（略）

５．一時抹消登録後の届出
５－１．解体の届出（一時抹消登録した自動車（大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く）で自動車リサイクル法に基づき適正に解体された旨の報告記録がなされたもの）
（１）提出書類
（ア）解体届出書
（削除）

②解体に係る移動報告番号、解体報告記録がなされた日を記載
（イ）及び（ウ）　（略）
（エ）所有者の委任状（届出書に所有者の記名があれば不要）
（オ）その他
（ａ）　（略）
（ｂ）当該自動車の所有権を証するに足りる書面（所有者の変更があった場合に限り必要）
①変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書（譲渡人は実印を押印）、相続その他一般承継である場合はその事実を証す

訳文を添付。
（エ）～（キ）　（略）
（ク）その他
（ａ）自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書
（ｂ）自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書
（ｃ）～（ｄ）　（略）

５．一時抹消登録後の届出
５－１．解体の届出（一時抹消登録した自動車（大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く）で自動車リサイクル法に基づき適正に解体された旨の報告記録がなされたもの）
（１）提出書類
（ア）解体届出書
①所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が届出をする場合は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）
②解体に係る移動報告番号、解体報告記録がなされた日を記載
（イ）及び（ウ）　（略）
（新設）
（エ）その他
（ａ）　（略）
（ｂ）当該自動車の所有権を証するに足りる書面（所有者の変更があった場合に限り必要）
①変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書、相続その他一般承継である場合はその事実を証する戸籍謄本、商業登記簿

る戸籍謄本、商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書
②　（略）
（ｃ）登録識別情報等通知書（平成２０年１１月３日までに一時抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車にあっては一時抹消登録証明書）を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び所有者の記名のある理由書を添付
（２）自動車重量税の還付申請に伴う場合の追加提出書類
（ア）自動車重量税還付申請書（永久抹消登録申請書と兼用）
①金融機関名、支店名、口座番号、口座種類等を記載
（イ）代理人申請の場合、所有者の記名のある委任状

（ウ）自動車重量税還付金の受領権限を委任する場合は、所有者の記名のある委任状

５－２．滅失又は用途廃止の届出（一時抹消登録した自動車（大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く）の滅失又は用途廃止の場合）
（１）提出書類
（ア）解体届出書
（削除）

（イ）及び（ウ）　（略）
（エ）所有者の委任状（届出書に所有者の記名があれば不要）
（オ）～（カ）　（略）
（キ）その他
（ａ）　（略）
（ｂ）当該自動車の所有権を証するに足りる書面（所有者の変更

謄(抄)本又は登記事項証明書
②　（略）
（ｃ）登録識別情報等通知書（平成２０年１１月３日までに一時抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車にあっては一時抹消登録証明書）を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書を添付
（２）自動車重量税の還付申請に伴う場合の追加提出書類
（ア）自動車重量税還付申請書（永久抹消登録申請書と兼用）
①金融機関名、支店名、口座番号、口座種類等を記載
（イ）代理人申請の場合、所有者が押印した委任状及び申請書への代理人の押印
（ウ）自動車重量税還付金の受領権限を委任する場合は、所有者が自署及び押印した委任状、又は記名及び実印を押印した委任状

５－２．滅失又は用途廃止の届出（一時抹消登録した自動車（大型特殊自動車及び被けん引自動車を除く）の滅失又は用途廃止の場合）
（１）提出書類
（ア）解体届出書
①所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が届出をする場合は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）
（イ）及び（ウ）　（略）
（新設）
（エ）～（オ）　（略）
（カ）その他
（ａ）　（略）
（ｂ）当該自動車の所有権を証するに足りる書面（所有者の変更

があった場合に限り必要）
①変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書（譲渡人は実印を押印）、相続その他一般承継である場合はその事実を証する戸籍謄本、商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書
②　（略）
（ｃ）登録識別情報等通知書（平成２０年１１月３日までに一時抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車にあっては一時抹消登録証明書）を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び所有者の記名のある理由書を添付。

５－３．輸出に係る届出（一時抹消登録した自動車（大型特殊自動車・被けん引自動車・登録証書の交付を受けた自動車を除く）を輸出する場合）　（輸出の予定日から６ヶ月さかのぼった日から当該輸出をするときまでの間に申請）
（１）提出書類
（ア）輸出予定届出証明書交付申請書
（削除）

①輸出の予定日を記入
（イ）～（ウ）　（略）
（エ）所有者の委任状（申請書に所有者の記名があれば不要）
（オ）その他
（ａ）　（略）
（ｂ）当該自動車の所有権を証するに足りる書面（所有者の変更があった場合に限り必要）
①変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書（譲渡人は実印を押印）、相続その他一般承継である場合はその事実を証

があった場合に限り必要）
①変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書、相続その他一般承継である場合はその事実を証する戸籍謄本、商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書
②　（略）
（ｃ）登録識別情報等通知書（平成２０年１１月３日までに一時抹消登録を行い登録識別情報の通知を受けていない自動車にあっては一時抹消登録証明書）を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書を添付。

５－３．輸出に係る届出（一時抹消登録した自動車（大型特殊自動車・被けん引自動車・登録証書の交付を受けた自動車を除く）を輸出する場合）　（輸出の予定日から６ヶ月さかのぼった日から当該輸出をするときまでの間に申請）
（１）提出書類
（ア）輸出予定届出証明書交付申請書
①所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が届出をする場合は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）
②輸出の予定日を記入
（イ）～（ウ）　（略）
（新設）
（エ）その他
（ａ）　（略）
（ｂ）当該自動車の所有権を証するに足りる書面（所有者の変更があった場合に限り必要）
①変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書、相続その他一般承継である場合はその事実を証する戸籍謄(抄)本、登記

する戸籍謄(抄)本、登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書 ②及び③　（略）	簿謄(抄)本又は登記事項証明書 ②及び③　（略）
６．輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書の返納（自動車の輸出を取り止める場合） （１）提出書類 （ア）輸出抹消仮登録（輸出予定届出）証明書返納届出書 （削除） （イ）～（ウ）　（略） （エ）所有者の委任状（届出書に所有者の記名があれば不要）	６．輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書の返納（自動車の輸出を取り止める場合） （１）提出書類 （ア）輸出抹消仮登録（輸出予定届出）証明書返納届出書 ①所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が届出をする場合は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可） （イ）～（ウ）　（略） （新設）
７．所有者変更記録申請（一時抹消登録した自動車の所有者の変更を記録したい場合） （１）提出書類 （ア）所有者変更記録申請書 （削除） （イ）～（エ）　（略） （オ）所有者の委任状（申請書に所有者の記名があれば不要） （カ）当該自動車の所有権を証するに足りる書面 ①変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書（譲渡人は実印を押印）、相続その他一般承継である場合はその事実を証する戸籍謄(抄)本、商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書	７．所有者変更記録申請（一時抹消登録した自動車の所有者の変更を記録したい場合） （１）提出書類 （ア）所有者変更記録申請書 ①新所有者の記名及び押印が必要（代理人が届出をする場合は所有者の記名及び押印のある委任状でも可） （イ）～（エ）　（略） （新設） （オ）当該自動車の所有権を証するに足りる書面 ①変更の原因が譲渡の場合は譲渡証明書、相続その他一般承継である場合はその事実を証する戸籍謄(抄)本、商業登記簿謄(抄)本又は登記事項証明書
８．本邦に再輸入されることが見込まれる自動車 （１）提出書類 （ア）再輸入見込届出書 （削除）	８．本邦に再輸入されることが見込まれる自動車 （１）提出書類 （ア）再輸入見込届出書 ①所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理

（イ）　（略）
（ウ）所有者の委任状（申請書に所有者の記名があれば不要）
（２）　（略）

９．自動車検査証記入の申請
９－１．構造変更検査を伴わない場合
（１）提出書類
（ア）自動車検査証記入申請書
（削除）

（イ）及び（ウ）　（略）
（エ）使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

（削除）
（オ）　（略）

９－２．構造変更検査を伴う場合
（１）提出書類
（ア）構造等変更検査（自動車検査証記入申請書）
（削除）

①登録番号の変更を伴う場合は申請書に所有者の記名が必要（代理人が申請する場合は所有者の記名のある委任状でも可）

（イ）及び（ウ）　（略）
（エ）使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

人が届出をする場合は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）
（イ）　（略）
（新設）
（２）　（略）

９．自動車検査証記入の申請
９－１．構造変更検査を伴わない場合
（１）提出書類
（ア）自動車検査証記入申請書
①使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が申請する場合は記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）
（イ）及び（ウ）　（略）
（エ）使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）
①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
（オ）　（略）

９－２．構造変更検査を伴う場合
（１）提出書類
（ア）構造等変更検査（自動車検査証記入申請書）
①使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）
②登録番号の変更を伴う場合は申請書に所有者の記名及び押印が必要（代理人が申請する場合は所有者の押印のある委任状でも可）
（イ）及び（ウ）　（略）
（エ）使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは

（削除）
（オ）～（キ）　（略）
（２）　（略）

１０．自動車登録番号標の交付（番号変更）の申請
（１）提出書類
（ア）自動車登録番号標交付申請書
（削除）

①「交付を受ける理由」欄に記載が必要
（イ）　（略）
（ウ）所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）
（削除）
（エ）～（カ）　（略）
（キ）その他
（ａ）自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名のある理由書

（ｂ）　（略）

１１．自動車検査証の再交付の申請
（１）提出書類
（ア）自動車検査証再交付申請書
（削除）

①「再交付を受ける理由」欄に記載が必要、ただし理由書の添付があれば記載不要（発見した場合は返納する旨の記載を含

署名があれば不要）
①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
（オ）～（キ）　（略）
（２）　（略）

１０．自動車登録番号標の交付（番号変更）の申請
（１）提出書類
（ア）自動車登録番号標交付申請書
①所有者の押印が必要（代理人が申請をする場合は所有者の押印のある委任状でも可）
②「交付を受ける理由」欄に記載が必要
（イ）　（略）
（ウ）所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要）
①押印が必要
（エ）～（カ）　（略）
（キ）その他
（ａ）自動車登録番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに所有者又は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書
（ｂ）　（略）

１１．自動車検査証の再交付の申請
（１）提出書類
（ア）自動車検査証再交付申請書
①使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）
②「再交付を受ける理由」欄に記載が必要（発見した場合は返納する旨の記載を含む）

む）
（イ）　（略）
（ウ）使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

（削除）
（エ）　（略）
（削除）

（２）　（略）
１２．　（略）

Ⅱ．二輪の小型自動車
１．新規検査又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請
１－１．新車（初めて自動車検査証の交付を受ける二輪の小型自動車）
（１）型式指定自動車の場合
（ア）提出書類
（ａ）新規検査申請書（新規検査及び自動車検査証交付申請書）
又は（自動車検査証交付申請書）
（削除）

（ｂ）及び（ｃ）　（略）
（ｄ）譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）
（削除）
（ｅ）　（略）

（イ）　（略）
（ウ）使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）
①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
（エ）　（略）
（オ）その他
①代理人が申請する場合で委任状の提出がある場合において自動車検査証が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書が別途必要（発見した場合は返納する旨の記載を含む）
（２）　（略）
１２．　（略）

Ⅱ．二輪の小型自動車
１．新規検査又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請
１－１．新車（初めて自動車検査証の交付を受ける二輪の小型自動車）
（１）型式指定自動車の場合
（ア）提出書類
（ａ）新規検査申請書（新規検査及び自動車検査証交付申請書）
又は（自動車検査証交付申請書）
①所有者、使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が申請する場合は、所有者、使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）
（ｂ）及び（ｃ）　（略）
（ｄ）譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）
①　譲渡人は押印
（ｅ）　（略）

（ｆ）所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に所有者の記名があれば不要）

（削除）

（ｇ）使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

（削除）

（ｈ）～（ｊ）　（略）

（イ）　（略）

（２）型式指定自動車以外の場合

（ア）提出書類

（ａ）新規検査申請書（新規検査及び自動車検査証交付申請書）又は（自動車検査証交付申請書）

（削除）

（ｂ）及び（ｃ）　（略）

（ｄ）譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

（削除）

（ｅ）所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に所有者の記名があれば不要）

（削除）

（ｆ）使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

（削除）

（ｇ）～（ｋ）　（略）

（イ）　（略）

（ｆ）所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

（ｇ）使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

（ｈ）～（ｊ）　（略）

（イ）　（略）

（２）型式指定自動車以外の場合

（ア）提出書類

（ａ）新規検査申請書（新規検査及び自動車検査証交付申請書）又は（自動車検査証交付申請書）

①所有者、使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が申請する場合は、所有者、使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）

（ｂ）及び（ｃ）　（略）

（ｄ）譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

① 譲渡人は押印

（ｅ）所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

（ｆ）使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

（ｇ）～（ｋ）　（略）

（イ）　（略）

１－２．中古車（初めて自動車検査証の交付を受けるものでない二輪の小型自動車）

（１）提出書類

（ア）新規検査申請書（新規検査及び自動車検査証交付申請書）又は（自動車検査証交付申請書）

（削除）

（イ）及び（ウ）　（略）

（エ）譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

（削除）

（オ）　（略）

（カ）所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に所有者の記名があれば不要）

（削除）

（キ）使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

（削除）

（ク）～（サ）　（略）

（２）　（略）

２．自動車検査証記入の申請

２－１．構造等変更検査を伴わない場合

（１）提出書類

（ア）自動車検査証記入申請書

（削除）

１－２．中古車（初めて自動車検査証の交付を受けるものでない二輪の小型自動車）

（１）提出書類

（ア）新規検査申請書（新規検査及び自動車検査証交付申請書）又は（自動車検査証交付申請書）

①所有者、使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が申請する場合は、所有者、使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）

（イ）及び（ウ）　（略）

（エ）譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

① 譲渡人は押印

（オ）　（略）

（カ）所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

（キ）使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

（ク）～（サ）　（略）

（２）　（略）

２．自動車検査証記入の申請

２－１．構造等変更検査を伴わない場合

（１）提出書類

（ア）自動車検査証記入申請書

①所有者、使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が申請する場合は、所有者、使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）ただし、使用者の氏名又は名称、住所若しくは使用の本拠の位置の変更

（イ）　（略）
（ウ）事由が確認できる書面等
①～⑥　（略）
⑦ 所有者（名義）変更の場合
・譲渡証明書
（エ）所有者の委任状（代理人による申請の場合であって、使用者の氏名又は名称若しくは住所の変更の場合、あるいは申請書に所有者の記名があれば不要）
（削除）
①旧所有者のものは不要
（オ）使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

（削除）
①旧使用者のものは不要
（カ）　（略）
（キ）　自動車検査証
（ク）　事業用自動車連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）
（ケ）その他
①　（略）
②車両番号が変更となる場合で、車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名のある理由書（発見した場合は返納する旨の記載を含む）

２－２．構造等変更検査を伴う場合
（１）提出書類
（ア）構造等変更検査申請書（自動車検査証記入申請書）

の場合は、所有者のものは不要
（イ）　（略）
（ウ）事由が確認できる書面等
①～⑥　（略）
⑦ 所有者（名義）変更の場合
・譲渡証明書（譲渡人は押印）
（エ）所有者の委任状（代理人による申請の場合であって、使用者の氏名又は名称若しくは住所の変更の場合、あるいは申請書に所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）
①　記名及び押印があるか若しくは署名が必要
旧所有者のものは不要
（オ）使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）
① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
②旧使用者のものは不要
（カ）　（略）
（ク）　自動車検査証
（ケ）　事業用自動車連絡書（自動車運送事業等の用に供する自動車の場合に限り必要）
（コ）その他
①　（略）
②　車両番号が変更となる場合で、車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書（発見した場合は返納する旨の記載を含む）

２－２．構造等変更検査を伴う場合
（１）提出書類
（ア）構造等変更検査申請書（自動車検査証記入申請書）

（削除）

（イ）及び（ウ）　（略）
（エ）使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

（削除）
（オ）及び（カ）　（略）
（２）　（略）

２－３．二輪の番号変更の場合
（１）提出書類
（ア）自動車検査証記入申請書（二輪番号変更）
（削除）

①「交付を受ける理由」欄に記載が必要
（イ）　（略）
（ウ）使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

（削除）
（エ）～（カ）　（略）
（キ）その他
①車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名のある理由書（発見した場合は返納する旨の記載を含む）

３．自動車検査証返納証明書交付の申請

①使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）
（イ）及び（ウ）　（略）
（エ）使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）
① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
（オ）及び（カ）　（略）
（２）　（略）

２－３．二輪の番号変更の場合
（１）提出書類
（ア）自動車検査証記入申請書（二輪番号変更）
①使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）
②「交付を受ける理由」欄に記載が必要
（イ）　（略）
（ウ）使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）
① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
（エ）～（カ）　（略）
（キ）その他
①車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書（発見した場合は返納する旨の記載を含む）

３．自動車検査証返納証明書交付の申請

（１）提出書類

（ア）自動車検査証返納証明書交付申請書

（削除）

（イ）　（略）

（ウ）使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

（削除）

（エ）～（カ）　（略）

（キ）その他

（ａ）自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書を添付

（ｂ）車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名のある理由書（発見した場合は返納する旨の記載を含む）を添付

（ｃ）　（略）

４．所有者変更記録申請（自動車検査証返納証明書の交付を受けた二輪の小型自動車の所有者の変更を記録したい場合）

（１）提出書類

（ア）所有者変更記録申請書

（削除）

（イ）～（エ）　（略）

（オ）所有者の委任状（申請書に所有者の記名があれば不要）

（カ）　（略）

（１）提出書類

（ア）自動車検査証返納証明書交付申請書

①使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）

（イ）　（略）

（ウ）使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

①　記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

（エ）～（カ）　（略）

（キ）その他

（ａ）自動車検査証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書を添付

（ｂ）車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書（発見した場合は返納する旨の記載を含む）を添付

（ｃ）　（略）

４．所有者変更記録申請（自動車検査証返納証明書の交付を受けた二輪の小型自動車の所有者の変更を記録したい場合）

（１）提出書類

（ア）所有者変更記録申請書

①新所有者の記名及び押印が必要（代理人が届出をする場合は新所有者の記名及び押印のある委任状でも可）

（イ）～（エ）（略）

（新設）

（オ）　（略）

５．自動車検査証の再交付の申請
（１）提出書類
（ア）自動車検査証再交付申請書
（削除）

①「再交付を受ける理由」欄に記載が必要、ただし理由書の添付があれば記載不要（発見した場合は返納する旨の記載を含む）
（イ）　（略）
（ウ）使用者の委任状（申請書に使用者の記名があれば不要）

（削除）
（エ）　（略）
（削除）

（２）　（略）

６．検査記録事項等証明書の交付の申請
（１）提出書類
（ア）検査記録事項等証明書交付請求書
①代理人が請求する場合は所有者の記名のある委任状でも可

②　（略）
（イ）　（略）

５．自動車検査証の再交付の申請
（１）提出書類
（ア）自動車検査証再交付申請書
①使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）
②「再交付を受ける理由」欄に記載が必要（発見した場合は返納する旨の記載を含む）

（イ）　（略）
（ウ）使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）
① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
（エ）　（略）
（オ）その他
①代理人が申請する場合で委任状の提出がある場合において自動車検査証が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書が別途必要（発見した場合は返納する旨の記載を含む）
（２）　（略）

６．検査記録事項等証明書の交付の申請
（１）提出書類
（ア）検査記録事項等証明書交付請求書
①所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が請求する場合は所有者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）
②　（略）
（イ）　（略）

（ウ）所有者の委任状（申請書に所有者の記名があれば不要）

（削除）

（２）　（略）

Ⅲ．軽二輪

１．新規届出

１－１．新車（初めて軽自動車届出済証の交付を受ける場合）

（１）提出書類

（ア）新規届出書

①届出人欄：使用者の氏名又は名称及び住所を記入

②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい）

（イ）　（略）

（ウ）譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

（削除）

（エ）　（略）

（オ）使用者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に使用者の記名があれば不要）

（削除）

（カ）所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に所有者の記名があれば不要）

（削除）

（キ）～（コ）　（略）

（２）　（略）

１－２．中古車（初めて軽自動車届出済証の交付を受けるものでない

（ウ）　所有者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

（２）　（略）

Ⅲ．軽二輪

１．新規届出

１－１．新車（初めて軽自動車届出済証の交付を受ける場合）

（１）提出書類

（ア）新規届出書

①届出人欄：使用者の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）

②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい）、所有者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）

（イ）　（略）

（ウ）譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）

①譲渡人は押印

（エ）　（略）

（オ）使用者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

① 記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

（カ）所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

（キ）～（コ）　（略）

（２）　（略）

１－２．中古車（初めて軽自動車届出済証の交付を受けるものでない場

場合）
（１）提出書類
（ア）新規届出書
①届出人欄：使用者の氏名又は名称及び住所を記入

②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい）

（イ）譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）
（削除）
（ウ）　（略）
（エ）使用者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に使用者の記名があれば不要）
（削除）
（オ）所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に所有者の記名があれば不要）
（削除）
（カ）～（ク）　（略）
（２）（略）

２．記入申請
（１）提出書類
（ア）軽自動車届出済証記入申請書
①届出人欄：使用者の氏名又は名称及び住所を記入

②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（使用者の変更、所有者の変更及び所有者の氏名又は名称及び住所の変更の場合に限り必要。所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい）

合）
（１）提出書類
（ア）新規届出書
①届出人欄：使用者の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）
②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい）、所有者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）
（イ）譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）
①譲渡人は押印
（ウ）　（略）
（エ）使用者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）
①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
（オ）所有者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）
①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
（カ）～（ク）　（略）
（２）　（略）

２．記入申請
（１）提出書類
（ア）軽自動車届出済証記入申請書
①届出人欄：使用者の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）
②所有者欄：所有者の氏名又は名称及び住所を記入（使用者の変更、所有者の変更及び所有者の氏名又は名称及び住所の変更の場合に限り必要。所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい）、所

③　（略）
（イ）及び（ウ）　（略）
（エ）譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）
（削除）
（オ）　（略）
（カ）使用者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に使用者の記名があれば不要）
（削除）
①旧使用者のものは不要
（キ）所有者の委任状（代理人による申請の場合であって、使用者の変更、所有者の変更及び所有者の氏名又は名称及び住所の変更の場合に限り必要。ただし、申請書に所有者の記名があれば不要）

（削除）
①旧所有者のものは不要
（ク）及び（ケ）　（略）
（コ）その他
①車両番号の変更となる場合で、車両番号標が盗難又は遺失等により車両番号を変更する場合は、返納できない旨・届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名のある理由書
（２）　（略）

３．軽自動車届出済証返納届
（１）提出書類
（ア）軽自動車届出済証返納証明書交付申請書
①申請者（使用者）欄：使用者の氏名又は名称及び住所を記入

（イ）　（略）

有者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）
③　（略）
（イ）及び（ウ）　（略）
（エ）譲渡証明書（所有者の変更がある場合に限り必要）
①譲渡人は押印
（オ）（略）
（カ）使用者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）
①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
②旧使用者のものは不要
（キ）所有者の委任状（代理人による申請の場合であって、使用者の変更、所有者の変更及び所有者の氏名又は名称及び住所の変更の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）
①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要
②旧所有者のものは不要
（ク）及び（ケ）　（略）
（コ）その他
①車両番号の変更となる場合で、車両番号標が盗難又は遺失等により車両番号を変更する場合は、返納できない旨・届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の押印があるか、若しくは署名のある理由書
（２）　（略）

３．軽自動車届出済証返納届
（１）提出書類
（ア）軽自動車届出済証返納証明書交付申請書
①申請者（使用者）欄：使用者の氏名又は名称及び住所を記入、使用者印押印（記名押印に代えて署名でもよい）
（イ）　（略）

（ウ）使用者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に使用者の記名があれば不要）

（削除）

（エ）及び（オ）　（略）

（カ）その他

①軽自動車届出済証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名のある理由書を添付

②車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の記名のある理由書

４．軽自動車届出済証の再交付申請

（１）提出書類

（ア）軽自動車届出済証再交付申請書

①申請者欄：使用者の記名が必要（代理人が申請する場合は使用者の記名のある委任状でも可）

②申請の事由欄：申請の事由を記入、ただし理由書の添付があれば記載不要（発見した場合は返納する旨の記載を含む）

（イ）使用者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。申請書に使用者の記名があれば不要）

（削除）

（ウ）　（略）

（削除）

（ウ）使用者の委任状（代理人による申請の場合に限り必要。ただし、申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

（エ）及び（オ）　（略）

（カ）その他

①軽自動車届出済証を盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の押印があるか、若しくは署名のある理由書を添付

②車両番号標が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨及び届出警察署名・届出日・受理番号の記載、並びに使用者又は所有者の押印があるか、若しくは署名のある理由書

４．軽自動車届出済証の再交付申請

（１）提出書類

（ア）軽自動車届出済証再交付申請書

①申請者欄：使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）

②申請の事由欄：申請の事由を記入（発見した場合は返納する旨の記載を含む）

（イ）使用者の委任状（申請書に記名及び押印があるか、若しくは署名があれば不要）

①記名及び押印があるか、若しくは署名が必要

（ウ）　（略）

（エ）その他

①代理人が申請する場合で委任状の提出がある場合において軽自動車届出済証が盗難又は遺失等により返納できない場合は、返納できない旨の記載及び使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある理由書が別途必要（発見した場合は返

（２）　（略） ５．軽自動車届出済証返納証明書の再交付申請 （１）提出書類 （ア）軽自動車届出済証返納証明書再交付申請書 ①申請者（使用者）の記名が必要（代理人が申請する場合は使用者の記名のある委任状でも可）、②所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい。）、③使用の本拠の位置、④返納年月日、⑤車両番号、⑥車名、⑦型式、⑧車台番号、⑨原動機の型式、⑩遺失等に至るまでの経緯 （２）　（略）	納する旨の記載を含む） （２）　（略） ５．軽自動車届出済証返納証明書の再交付申請 （１）提出書類 （ア）軽自動車届出済証返納証明書再交付申請書 ①申請者（使用者）の記名及び押印があるか、若しくは署名が必要（代理人が申請する場合は使用者の記名及び押印があるか、若しくは署名のある委任状でも可）、②所有者の氏名又は名称及び住所を記入（所有者が使用者と同一の場合は「使用者に同じ」「使用者の住所に同じ」と記入してもよい。）、③使用の本拠の位置、④返納年月日、⑤車両番号、⑥車名、⑦型式、⑧車台番号、⑨原動機の型式、⑩遺失等に至るまでの経緯 （２）　（略）

○「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領について（依命通達）」（平成 19 年 1 月 31 日国自技第 200 号）　　（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第１～第11　（略） 注１～注６ 第１号様式（第５関係） 移動円滑化基準適用除外認定申請書 年　　月　　日 地方運輸局長　殿 申請者の氏名又は名称 住　　所 下記の自動車について、移動円滑化基準第　　条の規定に基づき、基準適用除外の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。 記 １　車名及び型式 ２　車台番号	第１～第11　（略） 注１～注６ 第１号様式（第５関係） 移動円滑化基準適用除外認定申請書 年　　月　　日 地方運輸局長　殿 申請者の氏名又は名称　　印 住　　所 下記の自動車について、移動円滑化基準第　　条の規定に基づき、基準適用除外の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。 記 １　車名及び型式 ２　車台番号

３　使用の本拠の位置
４　認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容
５　認定を必要とする理由
６　省略する添付資料

（日本産業規格Ａ列４番）

備考
(1)　（略）
（削除）
(2)～(6)　（略）

第２号様式（第５関係）

移動円滑化基準適用除外認定変更申請書

年　　月　　日

地方運輸局長　殿

申請者の氏名又は名称
住　　所

下記の自動車について、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

３　使用の本拠の位置
４　認定により適用を除外する移動円滑化基準の条項及び内容
５　認定を必要とする理由
６　省略する添付資料

（日本工業規格Ａ列４番）

備考
(1)　（略）
(2)　印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
(3)～(7)　（略）

第２号様式（第５関係）

移動円滑化基準適用除外認定変更申請書

年　　月　　日

地方運輸局長　殿

申請者の氏名又は名称　　印
住　　所

下記の自動車について、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

1　車名及び型式 2　車台番号 3　認定番号及び認定年月日 4　変更事項及び変更事由 5　変更年月日

（日本産業規格Ａ列４番）

備考

(1)　（略）

（削除）

(2)　（略）

第３号様式（第８関係）

移動円滑化基準適用除外認定書 番　　号 年　　月　　日 殿 地方運輸局長 年　　月　　日付で申請があった下記の自動車について、移動円滑化基準第　　条の規定に基づき、基準適用除外を認定する。 記

1　車名及び型式 2　車台番号 3　認定番号及び認定年月日 4　変更事項及び変更事由 5　変更年月日

（日本工業規格Ａ列４番）

備考

(1)　（略）

(2)　印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

(3)　（略）

第３号様式（第８関係）

移動円滑化基準適用除外認定書 番　　号 年　　月　　日 殿 地方運輸局長 年　　月　　日付で申請があった下記の自動車について、移動円滑化基準第　　条の規定に基づき、基準適用除外を認定する。 記

１　車名及び型式
２　車台番号又は製造番号
３　使用の本拠の位置
４　基準適用除外を認定する条項及び条件
５　基準適用除外の期限

（注意事項）

本認定の期限満了後も引き続き基準適用除外の認定を受けようとするときは、その期限が満了する２か月前までに基準適用除外の認定の申請を行う必要があります。

（日本産業規格Ａ列４番）

備考

(1)・(2)　（略）

参考（第８関係）

番　　号
年　　月　　日

運輸支局長　殿

地方運輸局長

基準適用除外認定の通知について

１　車名及び型式
２　車台番号又は製造番号
３　使用の本拠の位置
４　基準適用除外を認定する条項及び条件
５　基準適用除外の期限

（注意事項）

本認定の期限満了後も引き続き基準適用除外の認定を受けようとするときは、その期限が満了する２か月前までに基準適用除外の認定の申請を行う必要があります。

（日本工業規格Ａ列４番）

備考

(1)・(2)　（略）

参考（第８関係）

番　　号
年　　月　　日

運輸支局長　殿

地方運輸局長

基準適用除外認定の通知について

別紙基準適用除外認定書（写）のとおり基準適用除外の認定がなされたので、基準適用除外認定申請書（副）を添えて通知します。 （日本産業規格Ａ列４番） 別表　（略）	別紙基準適用除外認定書（写）のとおり基準適用除外の認定がなされたので、基準適用除外認定申請書（副）を添えて通知します。 （日本工業規格Ａ列４番） 別表　（略）

○自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施細目（依命通達）（平成 19 年国自環第 249 号）　　（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別　添 自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施細目 （略） 第 1 号様式（認定申請書）（第 1 関係） （略） 申請者の氏名 又は名称 （略） （日本産業規格 A 列 4 番） 備考 1　（略） 2　（略） 第 2 号様式（排出ガス耐久性証明書）（第 1 関係） （略） 申請者の氏名 又は名称 （略） （日本産業規格 A 列 4 番） 備考 1　（略）	別　添 自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施細目 （略） 第 1 号様式（認定申請書）（第 1 関係） （略） 申請者の氏名 又は名称　　印 （略） （日本工業規格A列4番） 備考 1　押印することに代えて、申請者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から申請等に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。 2　（略） 3　（略） 第 2 号様式（排出ガス耐久性証明書）（第 1 関係） （略） 申請者の氏名 又は名称　　印 （略） （日本工業規格 A 列 4 番） 備考 1　押印することに代えて、申請者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から申請等に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。 2　（略）

第３号様式（変更届出書）（第２関係） （略） 申請者の氏名 又は名称 （略） （日本産業規格A列4番）	第３号様式（変更届出書）（第２関係） （略） 申請者の氏名 又は名称　　印 （略） （日本工業規格A列4番） 備考 押印することに代えて、申請者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から申請等に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。
第４号様式（変更承認申請書）（第３関係） （略） 申請者の氏名 又は名称 （略） （日本産業規格Ａ列4番）	第４号様式（変更承認申請書）（第３関係） （略） 申請者の氏名 又は名称　　印 （略） （日本工業規格Ａ列4番） 備考 押印することに代えて、申請者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から申請等に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。
第５号様式（低減性能向上改造証明書）（第４関係） （略） 低減性能向上改造を行った者 （略） （日本産業規格Ａ列４番）	第５号様式（低減性能向上改造証明書）（第４関係） （略） 低減性能向上改造を行った者　　印 （略） （日本工業規格Ａ列4番）

○特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施細目について（平成 21 年国自環第 109 号）　　（傍線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>別添
特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施細目について

第１号様式（特定改造自動車エネルギー消費効率相当値算定申請書）
（第２関係）
（略）
申請者の氏名又は名称
（略）
（日本産業規格Ａ列４番）
（注）　（略）

第２号様式（算定燃費値取得済証）（第６関係）
（略）
（連絡先）
<table><tr><td>氏名又は名称
住　所
電話番号</td><td></td></tr><tr><td>交付年月日</td><td></td></tr></table>（略）
（日本産業規格Ａ列４番）
注（略）
（削る）</td><td>別添
特定改造自動車のエネルギー消費効率相当値の算定実施細目について

第１号様式（特定改造自動車エネルギー消費効率相当値算定申請書）
（第２関係）
（略）
申請者の氏名又は名称　　印
（略）
（日本工業規格Ａ列４番）
（注）　（略）

第２号様式（算定燃費値取得済証）（第６関係）
（略）
（連絡先）
<table><tr><td>氏名又は名称
住　所
電話番号</td><td>印</td></tr><tr><td>交付年月日</td><td></td></tr></table>（略）
（日本工業規格Ａ列４番）
注（１）（略）
（２）連絡先の氏名又は名称欄には、自動車製作者等から、この算定燃費値取得済証の交付の委託を受けた販売会社等の担当者印を押印すること。</td></tr>
</table>

第３号様式（算定燃費値取得済証）（第６関係）

（略）

（連絡先）

氏名又は名称 住　所 電話番号	
交付年月日	

（略）

（日本産業規格Ａ列４番）

注（略）

（削る）

第４号様式（算定燃費値取得済証）（第６関係）

（略）

（連絡先）

氏名又は名称 住　所 電話番号	
交付年月日	

（略）

（日本産業規格Ａ列４番）

注（略）

（削る）

第５号様式（算定燃費値取得済証）（第６関係）

第３号様式（算定燃費値取得済証）（第６関係）

（略）

（連絡先）

氏名又は名称 住　所 電話番号	印
交付年月日	

（略）

（日本工業規格Ａ列４番）

注（１）（略）

（２）連絡先の氏名又は名称欄には、自動車製作者等から、この算定燃費値取得済証の交付の委託を受けた販売会社等の担当者印を押印すること。

第４号様式（算定燃費値取得済証）（第６関係）

（略）

（連絡先）

氏名又は名称 住　所 電話番号	印
交付年月日	

（略）

（日本工業規格Ａ列４番）

注（１）（略）

（２）連絡先の氏名又は名称欄には、自動車製作者等から、この算定燃費値取得済証の交付の委託を受けた販売会社等の担当者印を押印すること。

第５号様式（算定燃費値取得済証）（第６関係）

（略）

（連絡先）

氏名又は名称 住　所 電話番号	
交付年月日	

（略）

（日本産業規格Ａ列４番）

注（略）

（削る）

（略）

（連絡先）

氏名又は名称 住　所 電話番号	印
交付年月日	

（略）

（日本工業規格Ａ列４番）

注（１）（略）

（２）連絡先の氏名又は名称欄には、自動車製作者等から、この算定燃費値取得済証の交付の委託を受けた販売会社等の担当者印を押印すること。

○超小型モビリティの認定要領について（依命通達）（平成 25 年国自技第 203 号）　　（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第１号様式（第５関係） 超小型モビリティの認定申請書 年　　月　　日 地方運輸局長　殿 申請者の氏名又は名称 住　　所 下記の超小型モビリティについて、道路運送車両の保安基準第55条第１項の規定に基づき、超小型モビリティ認定受けたいので、別添の書類を添えて申請します。 記 １　車名及び型式 ２　種別及び用途 ３　車体の形状 ４　車台番号（又は製造番号） ５　使用の本拠の位置 ６　運行地域 ７　認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容（別添２による。） ８　認定を必要とする理由	第１号様式（第５関係） 超小型モビリティの認定申請書 年　　月　　日 地方運輸局長　殿 申請者の氏名又は名称　　印 住　　所 下記の超小型モビリティについて、道路運送車両の保安基準第55条第１項の規定に基づき、超小型モビリティ認定受けたいので、別添の書類を添えて申請します。 記 １　車名及び型式 ２　種別及び用途 ３　車体の形状 ４　車台番号（又は製造番号） ５　使用の本拠の位置 ６　運行地域 ７　認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容（別添２による。） ８　認定を必要とする理由

9　省略する添付資料 （日本産業規格Ａ列４番） 備考 （削る） （１）～（５）　（略）	9　省略する添付資料 （日本工業規格Ａ列４番） 備考 （１）　印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。 （２）～（６）　（略）

第２号様式（第５関係）

超小型モビリティ認定変更申請書

年　　月　　日

地方運輸局長　殿

申請者の氏名又は名称

住　　所

下記の超小型モビリティについて、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

1　超小型モビリティ認定の番号及び認定年月日
2　車名及び型式
3　種別及び用途
4　車両番号及び車台番号
5　変更事項及び変更事由
6　変更年月日

第２号様式（第５関係）

超小型モビリティ認定変更申請書

年　　月　　日

地方運輸局長　殿

申請者の氏名又は名称　　印

住　　所

下記の超小型モビリティについて、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

1　超小型モビリティ認定の番号及び認定年月日
2　車名及び型式
3　種別及び用途
4　車両番号及び車台番号
5　変更事項及び変更事由
6　変更年月日

（日本産業規格Ａ列４番）

（削る）

第３号様式（第７関係）

超小型モビリティ認定書

番　　号
年　　月　　日

殿

地方運輸局長

年　月　日付で申請があった下記の超小型モビリティについては、道路運送車両の保安基準第55条第１項に基づき、超小型モビリティ認定する。

記

1　車名及び型式
2　種別及び用途
3　車体の形状
4　車台番号（又は製造番号）
5　使用の本拠の位置
6　運行地域
7　基準緩和する条項並びに条件及び制限

（注意事項）
認定に係る自動車の運行のために必要な保安上若しくは公害防止上の制限に違反した場合には、本認定を取り消すことがあ

（日本工業規格Ａ列４番）

備考
印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

第３号様式（第７関係）

超小型モビリティ認定書

番　　号
年　　月　　日

殿

地方運輸局長

平成　年　月　日付で申請があった下記の超小型モビリティについては、道路運送車両の保安基準第55条第１項に基づき、超小型モビリティ認定する。

記

1　車名及び型式
2　種別及び用途
3　車体の形状
4　車台番号（又は製造番号）
5　使用の本拠の位置
6　運行地域
7　基準緩和する条項並びに条件及び制限

（注意事項）
認定に係る自動車の運行のために必要な保安上若しくは公害防止上の制限に違反した場合には、本認定を取り消すことがあ

る。

（日本産業規格Ａ列４番）

第５号様式（第９関係）

超小型モビリティ認定取消し申請書

年　月　日

地方運輸局長　殿

申請者の氏名又は名称及び住所	
認定番号等	認定番号 認定年月日
車名及び型式	
車台番号	
種別及び用途	
取消しを受ける理由	
備考	

（日本産業規格Ａ列４番）

る。

（日本工業規格Ａ列４番）

第５号様式（第９関係）

超小型モビリティ認定取消し申請書

年　月　日

地方運輸局長　殿

申請者の氏名又は名称及び住所	印
認定番号等	認定番号 認定年月日
車名及び型式	
車台番号	
種別及び用途	
取消しを受ける理由	
備考	

（日本工業規格Ａ列４番）

第６号様式（第 11 関係）

超小型モビリティの予備認定申請書

年　月　日

地方運輸局長　殿

申請者の氏名又は名称
住　　所

下記の超小型モビリティについて、超小型モビリティの認定要領第11の規定に基づき、超小型モビリティの予備認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

1　車名及び型式
2　種別及び用途
3　車体の形状
4　車台番号（又は製造番号）
5　認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容（別添２による。）
6　認定を必要とする理由
7　省略する添付資料
8　予定運行実施体制書（第７号様式による）

（日本産業規格Ａ列４番）

備考
（削る）

第６号様式（第 11 関係）

超小型モビリティの予備認定申請書

年　月　日

地方運輸局長　殿

申請者の氏名又は名称　　印
住　　所

下記の超小型モビリティについて、超小型モビリティの認定要領第11の規定に基づき、超小型モビリティの予備認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

1　車名及び型式
2　種別及び用途
3　車体の形状
4　車台番号（又は製造番号）
5　認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容（別添２による。）
6　認定を必要とする理由
7　省略する添付資料
8　予定運行実施体制書（第７号様式による）

（日本工業規格Ａ列４番）

備考
（１）　印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

（１）・（２）　（略）

第７号様式（第 11 関係）

別添

予定運行実施体制書

予備認定の申請に係る超小型モビリティの運行の実施体制につきましては、下記のとおり予定しております。

記

１　運行上の条件及び制限（運行地域及び運行計画）
２　使用者及び運転者に対する安全対策（使用者の管理、運転者の教育）
３　その他運行上の安全対策
４　その他必要な事項

申請者の氏名又は名称
住　　所

（日本産業規格Ａ列４番）

（削る）

（２）・（３）　（略）

第７号様式（第 11 関係）

別添

予定運行実施体制書

予備認定の申請に係る超小型モビリティの運行の実施体制につきましては、下記のとおり予定しております。

記

１　運行上の条件及び制限（運行地域及び運行計画）
２　使用者及び運転者に対する安全対策（使用者の管理、運転者の教育）
３　その他運行上の安全対策
４　その他必要な事項

申請者の氏名又は名称　　印
住　　所

（日本工業規格Ａ列４番）

備考

第８号様式（第 11 関係）

超小型モビリティの予備認定書

番　　号
年　月　日

殿

地方運輸局長

年　月　日付で申請があった下記の超小型モビリティについては、超小型モビリティの認定要領第11の規定に基づき、予備認定する。

記

1　車名及び型式
2　種別及び用途
3　車体の形状
4　車台番号（又は製造番号）
5　基準緩和する条項並びに条件又は制限

（日本産業規格Ａ列４番）

第 10 号様式（第 12 関係）

超小型モビリティの一時的運行申請書

印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

第８号様式（第 11 関係）

超小型モビリティの予備認定書

番　　号
年　月　日

殿

地方運輸局長

平成　　年　月　日付で申請があった下記の超小型モビリティについては、超小型モビリティの認定要領第11の規定に基づき、予備認定する。

記

1　車名及び型式
2　種別及び用途
3　車体の形状
4　車台番号（又は製造番号）
5　基準緩和する条項並びに条件又は制限

（日本工業規格Ａ列４番）

第 10 号様式（第 12 関係）

超小型モビリティの一時的運行申請書

年　月　日

地方運輸局長　殿

申請者の氏名又は名称
住　　所

下記の超小型モビリティについて、超小型モビリティの認定要領第12の規定に基づき、超小型モビリティの一時的な運行の許可を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

1　車名及び型式
2　種別及び用途
3　車体の形状
4　車台番号
5　一時的な運行の目的
6　一時的な運行の期間
7　一時的な運行の運行経路
8　一時的な運行における超小型モビリティの使用者

（日本産業規格Ａ列４番）

備考
（削る）
型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

年　月　日

地方運輸局長　殿

申請者の氏名又は名称　　印
住　　所

下記の超小型モビリティについて、超小型モビリティの認定要領第12の規定に基づき、超小型モビリティの一時的な運行の許可を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

1　車名及び型式
2　種別及び用途
3　車体の形状
4　車台番号
5　一時的な運行の目的
6　一時的な運行の期間
7　一時的な運行の運行経路
8　一時的な運行における超小型モビリティの使用者

（日本工業規格Ａ列４番）

備考
（１）　印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
（２）　型式については、必要に応じて類別区分番号を記載する。

第 11 号様式（第 12 関係）

超小型モビリティの一時的運行許可証

番　　号
年　月　日

殿

地方運輸局長

年　月　日付で申請があった下記の超小型モビリティについて、一時的な運行を許可する。

記

1　車名及び型式
2　種別及び用途
3　車体の形状
4　車台番号
5　一時的な運行を許可する期間
6　一時的な運行の運行経路

（注意事項）
認定に係る自動車の運行のために必要な保安上若しくは公害防止上の制限に違反した場合には、本認定を取り消すことがある。

第 11 号様式（第 12 関係）

超小型モビリティの一時的運行許可証

番　　号
年　月　日

殿

地方運輸局長

平成　　年　月　日付で申請があった下記の超小型モビリティについて、一時的な運行を許可する。

記

1　車名及び型式
2　種別及び用途
3　車体の形状
4　車台番号
5　一時的な運行を許可する期間
6　一時的な運行の運行経路

（注意事項）
認定に係る自動車の運行のために必要な保安上若しくは公害防止上の制限に違反した場合には、本認定を取り消すことがある。

（日本産業規格Ａ列４番）

参考（第４別添１関係）

地方公共団体等了承証明書

年　月　日

地方運輸局長　殿

地方公共団体等の長の氏名　　印

当地方公共団体等が下記の超小型モビリティの運行に関し、関係行政機関、関係事業者その他の関係者が交通の安全と円滑を図るための措置を講ずることについて合意している場所において、超小型モビリティを運行の用に供することについて、了承したことを証明します。

記

1　申請者の氏名又は名称
2　車名及び型式
3　種別及び用途
4　車体の形状
5　合意している場所

（日本産業規格Ａ列４番）

備考　（略）

（日本工業規格Ａ列４番）

参考（第４別添１関係）

地方公共団体等了承証明書

年　月　日

地方運輸局長　殿

地方公共団体等の長の氏名　　印

当地方公共団体等が下記の超小型モビリティの運行に関し、関係行政機関、関係事業者その他の関係者が交通の安全と円滑を図るための措置を講ずることについて合意している場所において、超小型モビリティを運行の用に供することについて、了承したことを証明します。

記

1　申請者の氏名又は名称
2　車名及び型式
3　種別及び用途
4　車体の形状
5　合意している場所

（日本工業規格Ａ列４番）

備考　（略）

参考２（第５第２項関係）

使用者特定証明書

弊社が製作・販売する超小型モビリティについて、超小型モビリティの認定要領に基づき、下記のとおり使用者を特定したことを証明します。

記

1　特定した使用者
2　車名及び型式
3　種別及び用途
4　車体の形状
5　車台番号（又は製造番号）
6　使用者を特定した日
7　運行の地域
8　その他必要な事項

（申請者の）氏名又は名称
住　　所

（日本産業規格Ａ列４番）

備考
（１）　運行の際には携帯すること。
（２）　軽自動車検査協会の自動車検査証の交付時等において提示すること。

参考２（第５第２項関係）

使用者特定証明書

弊社が製作・販売する超小型モビリティについて、超小型モビリティの認定要領に基づき、下記のとおり使用者を特定したことを証明します。

記

1　特定した使用者
2　車名及び型式
3　種別及び用途
4　車体の形状
5　車台番号（又は製造番号）
6　使用者を特定した日
7　運行の地域
8　その他必要な事項

（申請者の）氏名又は名称　　印
住　　所

（日本工業規格Ａ列４番）

備考
印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
運行の際には携帯すること。
軽自動車検査協会の自動車検査証の交付時等において提示すること。

参考３（第５第４項関係）

年　月　日

地方運輸局長　殿

証明者の氏名又は名称
住　　所

超小型モビリティ証明書
（予備認定用）

弊社が製作・販売する車名　　、型式
　　の超小型モビリティについて、下記のとおり誓約します。

記

申請に係る超小型モビリティは、現に超小型モビリティの予備認定を受けている超小型モビリティ（予備認定番号
　）と同じ型式であって同一の構造及び性能を有する超小型モビリティです。

（日本産業規格Ａ列４番）

（削る）

参考３（第５第４項関係）

年　月　日

地方運輸局長　殿

証明者の氏名又は名称　　印
住　　所

超小型モビリティ証明書
（予備認定用）

弊社が製作・販売する車名　　、型式
　　の超小型モビリティについて、下記のとおり誓約します。

記

申請に係る超小型モビリティは、現に超小型モビリティの予備認定を受けている超小型モビリティ（予備認定番号
　）と同じ型式であって同一の構造及び性能を有する超小型モビリティです。

（日本工業規格Ａ列４番）

備考

参考４（第５第５項関係）

年　月　日

地方運輸局長　殿

証明者の氏名又は名称
住　　所

特定超小型モビリティ証明書

弊社が製作・販売する車名　　、型式　　の超小型モビリティについて、下記のとおり誓約します。

記

申請に係る超小型モビリティは、現に超小型モビリティ認定を受けている超小型モビリティ（認定番号　　）と同じ型式であって同一の構造及び性能を有する超小型モビリティです。

（日本産業規格Ａ列４番）

（削る）

印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

参考４（第５第５項関係）

年　月　日

地方運輸局長　殿

証明者の氏名又は名称　　印
住　　所

特定超小型モビリティ証明書

弊社が製作・販売する車名　　、型式　　の超小型モビリティについて、下記のとおり誓約します。

記

申請に係る超小型モビリティは、現に超小型モビリティ認定を受けている超小型モビリティ（認定番号　　）と同じ型式であって同一の構造及び性能を有する超小型モビリティです。

（日本工業規格Ａ列４番）

備考

印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

参考５（別添１関係）

年　月　日

地方運輸局長　殿

証明者の氏名又は名称
住　　所

誓　約　書

使用する車名　　、型式
、車台番号（又は製造番号）　　の超小型モビリティについて、道路運送車両の保安基準第55条第１項に基づく超小型モビリティの認定申請に際し、下記のとおり誓約します。

（申請者と使用者が同一の場合）
１　認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。
２　運行に当たっては、道路運送車両法、道路交通法、その他の関係法令を厳守します。
３　１に違反した場合は、超小型モビリティ認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。
４　事故時には、遅滞なく通報します。

（申請者と使用者が異なる場合）
当該超小型モビリティの使用者に対し、超小型モビリティ

参考５（別添１関係）

年　月　日

地方運輸局長　殿

証明者の氏名又は名称　　印
住　　所

誓　約　書

使用する車名　　、型式
、車台番号（又は製造番号）　　の超小型モビリティについて、道路運送車両の保安基準第55条第１項に基づく超小型モビリティの認定申請に際し、下記のとおり誓約します。

（申請者と使用者が同一の場合）
１　認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。
２　運行に当たっては、道路運送車両法、道路交通法、その他の関係法令を厳守します。
３　１に違反した場合は、超小型モビリティ認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。
４　事故時には、遅滞なく通報します。

（申請者と使用者が異なる場合）
当該超小型モビリティの使用者に対し、超小型モビリティ

認定の趣旨について周知します。 （認定要領第４第１項（2）の者） 使用者特定証明書を使用者に対して交付します。 （日本産業規格Ａ列４番） 備考 （１）　（略） （削る） （２）・（３）　（略）	認定の趣旨について周知します。 （認定要領第４第１項（2）の者） 使用者特定証明書を使用者に対して交付します。 （日本工業規格Ａ列４番） 備考 （１）　（略） （２）　印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。 （３）・（４）　（略）

○貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託について（平成 25 年国自安第 66 号、国自貨第 37 号、国自整第 78 号）

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別添１ 管理受委託許可申請書 令和　　年　　月　　日 ○ ○ ○ 第 ○ ○ ○ 号 運輸局長　殿 ＜委託者＞ 氏名又は名称 住所 代表者氏名 【委託営業所】 名称 所在地 ＜受託者＞ 氏名又は名称 住所 代表者氏名 【受託営業所】 名称 所在地 輸送の安全に関する業務の管理の受委託を行いたいので、貨	別添１ 管理受委託許可申請書 平成　　年　　月　　日 ○ ○ ○ 第 ○ ○ ○ 号 運輸局長　殿 ＜委託者＞ 氏名又は名称 住所 代表者氏名　　印 【委託営業所】 名称 所在地 ＜受託者＞ 氏名又は名称 住所 代表者氏名　　印 【受託営業所】 名称 所在地 輸送の安全に関する業務の管理の受委託を行いたいので、貨

物自動車運送事業法第２９条第１項の規定により申請します。

業務の種類	事業用自動車の運行の管理（点呼業務）
管理の範囲及び方法	（例）別添　管理の委託受託契約書の写し及び管理の実施方法の細目　のとおり。
開始の予定日及び期間	令和　　年　　月　　日から 令和　　年　　月　　日まで
委託及び受託を必要とする理由	（例）深夜・早朝等運行管理者が不在の際、確実な点呼を実施し、もって輸送の安全を確保するため。

別添２

受委託事項変更届出書

令和　　年　　月　　日
○○○第○○○号

運輸局長　殿

＜委託者＞
氏名又は名称
住所
代表者氏名

物自動車運送事業法第２９条第１項の規定により申請します。

業務の種類	事業用自動車の運行の管理（点呼業務）
管理の範囲及び方法	（例）別添　管理の委託受託契約書の写し及び管理の実施方法の細目　のとおり。
開始の予定日及び期間	平成　　年　　月　　日から 平成　　年　　月　　日まで
委託及び受託を必要とする理由	（例）深夜・早朝等運行管理者が不在の際、確実な点呼を実施し、もって輸送の安全を確保するため。

別添２

受委託事項変更届出書

平成　　年　　月　　日
○○○第○○○号

運輸局長　殿

＜委託者＞
氏名又は名称
住所
代表者氏名　　印

【委託営業所】
名称
所在地

＜受託者＞
氏名又は名称
住所
代表者氏名
【受託営業所】
名称
所在地

輸送の安全に関する業務の管理の受委託について、下記の事項を変更したので届出します。
（略）

別添３

管理受委託終了届出書

令和　　年　　月　　日
○ ○ ○ 第 ○ ○ ○ 号

運輸局長　殿

＜委託者＞
氏名又は名称
住所

【委託営業所】
名称
所在地

＜受託者＞
氏名又は名称
住所
代表者氏名　　印
【受託営業所】
名称
所在地

輸送の安全に関する業務の管理の受委託について、下記の事項を変更したので届出します。
（略）

別添３

管理受委託終了届出書

平成　　年　　月　　日
○ ○ ○ 第 ○ ○ ○ 号

運輸局長　殿

＜委託者＞
氏名又は名称
住所

代表者氏名
【委託営業所】
名称
所在地

＜受託者＞
氏名又は名称
住所
代表者氏名
【受託営業所】
名称
所在地

輸送の安全に関する業務の管理の受委託を終了したので届出します。

許　可　年　月　日	令和　　年　　月　　日
許　可　番　号	
受委託の終了日	令和　　年　　月　　日
受委託を終了する理由	（例）営業所廃止のため

代表者氏名　　印
【委託営業所】
名称
所在地

＜受託者＞
氏名又は名称
住所
代表者氏名　　印
【受託営業所】
名称
所在地

輸送の安全に関する業務の管理の受委託を終了したので届出します。

許　可　年　月　日	平成　　年　　月　　日
許　可　番　号	
受委託の終了日	平成　　年　　月　　日
受委託を終了する理由	（例）営業所廃止のため

別添４

○○○第　　号

許　　可　　書

委託者　○○　○○株式会社
代表取締役社長　○○　○○　殿
受託者　△△　△△株式会社
代表取締役社長　△△　△△　殿

令和○○年○月○○日付け○○○第○○号で申請のあった一般貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託については、下記のとおり許可する。

記

１　期間
令和○○年○月○○日から令和○○年○月○○日まで

２　営業所
(1)・(2)　（略）

３　条件
(1)～(3)　（略）

令和○○年○月○○日

国土交通省○○運輸局長　○○　○○

別添４

○○○第　　号

許　　可　　書

委託者　○○　○○株式会社
代表取締役社長　○○　○○　殿
受託者　△△　△△株式会社
代表取締役社長　△△　△△　殿

平成○○年○月○○日付け○○○第○○号で申請のあった一般貨物自動車運送事業に係る輸送の安全に関する業務の管理の受委託については、下記のとおり許可する。

記

１　期間
平成○○年○月○○日から平成○○年○月○○日まで

２　営業所
(1)・(2)　（略）

３　条件
(1)～(3)　（略）

平成○○年○月○○日

国土交通省○○運輸局長　○○　○○

○公道実証実験事業に用いる搭乗型移動支援ロボットの基準緩和認定要領について（平成 27 年国自技第 63 号）　　（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第１号様式（第４関係） 搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定申請書 年　　月　　日 ○○運輸局長 （又は沖縄総合事務局長）　殿 申請者の氏名又は名称 住　　所 下記の搭乗型移動支援ロボットについて、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条第１項（同令第67条の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。 記 １　車名及び型式 ２　種別及び用途 ３　車台番号又は製造番号 ４　使用の本拠の位置 ５　構造又は使用の態様の特殊性 ６　認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容 ７　認定を必要とする理由	第１号様式（第４関係） 搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定申請書 年　　月　　日 ○○運輸局長 （又は沖縄総合事務局長）　殿 申請者の氏名又は名称　　印 住　　所 下記の搭乗型移動支援ロボットについて、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条第１項（同令第67条の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。 記 １　車名及び型式 ２　種別及び用途 ３　車台番号又は製造番号 ４　使用の本拠の位置 ５　構造又は使用の態様の特殊性 ６　認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容 ７　認定を必要とする理由

８　特定搭乗型移動支援ロボットの場合には、その基準緩和認定番号
９　省略する添付資料

（日本産業規格Ａ列４番）

備考
(1)　（略）
（削る）
(2)～(5)　（略）

第２号様式（第５関係）

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定変更承認申請書

年　　月　　日

○○運輸局長
（又は沖縄総合事務局長）　殿

申請者の氏名又は名称
住　　所

下記の搭乗型移動支援ロボットについて、基準緩和認定の変更の承認を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

１　基準緩和認定番号
２　変更しようとする事項及びその理由

（日本産業規格Ａ列４番）

備考

８　特定搭乗型移動支援ロボットの場合には、その基準緩和認定番号
９　省略する添付資料

（日本工業規格Ａ列４番）

備考
(1)　（略）
(2)　印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
(3)～(6)　（略）

第２号様式（第５関係）

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定変更承認申請書

年　　月　　日

○○運輸局長
（又は沖縄総合事務局長）　殿

申請者の氏名又は名称　　印
住　　所

下記の搭乗型移動支援ロボットについて、基準緩和認定の変更の承認を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

１　基準緩和認定番号
２　変更しようとする事項及びその理由

（日本工業規格Ａ列４番）

備考

申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
（削る）

第３号様式（第５関係）

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定変更届出書

年　　月　　日

○○運輸局長
（又は沖縄総合事務局長）　殿

申請者の氏名又は名称
住　　所

下記の搭乗型移動支援ロボットについて、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

1　基準緩和認定番号
2　車名及び型式
3　種別及び用途
4　車台番号又は製造番号
5　変更事項及びその理由
6　変更年月日

（日本産業規格Ａ列４番）

備考
申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。

(1)　申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
(2)　印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

第３号様式（第５関係）

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定変更届出書

年　　月　　日

○○運輸局長
（又は沖縄総合事務局長）　殿

申請者の氏名又は名称　　印
住　　所

下記の搭乗型移動支援ロボットについて、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

1　基準緩和認定番号
2　車名及び型式
3　種別及び用途
4　車台番号又は製造番号
5　変更事項及びその理由
6　変更年月日

（日本工業規格Ａ列４番）

備考
(1)　申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。

（削る）

第４号様式（第８関係）

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定書

番　　号
年　　月　　日

○○　○○殿

○○運輸局長
（又は沖縄総合事務局長）

年　月　日付で申請があった下記の搭乗型移動支援ロボットについては、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条第１項（同令第67条の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、基準緩和を認定する。

記

１　車名及び型式
２　種別及び用途
３　車台番号又は製造番号
４　使用の本拠の位置
５　基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限
６　基準緩和の期限

（注意事項）
本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けようとするときは、その期限が満了する２か月前までに基準緩和

(2)　印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

第４号様式（第８関係）

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定書

番　　号
年　　月　　日

○○　○○殿

○○運輸局長
（又は沖縄総合事務局長）

平成　　年　月　日付で申請があった下記の搭乗型移動支援ロボットについては、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条第１項（同令第67条の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、基準緩和を認定する。

記

１　車名及び型式
２　種別及び用途
３　車台番号又は製造番号
４　使用の本拠の位置
５　基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限
６　基準緩和の期限

（注意事項）
本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けようとするときは、その期限が満了する２か月前までに基準緩和

の認定の申請を行う必要があります。

（日本産業規格Ａ列４番）

第５号様式（第８関係）

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定変更承認書

番　　号
年　　月　　日

○○　○○殿

○○運輸局長
（又は沖縄総合事務局長）

年　月　日付で申請があった下記の搭乗型移動支援ロボットの基準緩和認定の変更について、承認する。

記

1　基準緩和認定番号
2　車名及び型式
3　種別及び用途
4　車台番号又は製造番号
5　変更事項及びその理由
6　変更年月日

（日本産業規格Ａ列４番）

第６号様式（第９関係）

の認定の申請を行う必要があります。

（日本工業規格Ａ列４番）

第５号様式（第８関係）

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定変更承認書

番　　号
年　　月　　日

○○　○○殿

○○運輸局長
（又は沖縄総合事務局長）

平成　　年　月　日付で申請があった下記の搭乗型移動支援ロボットの基準緩和認定の変更について、承認する。

記

1　基準緩和認定番号
2　車名及び型式
3　種別及び用途
4　車台番号又は製造番号
5　変更事項及びその理由
6　変更年月日

（日本工業規格Ａ列４番）

第６号様式（第９関係）

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定申請書（継続）

年　　月　　日

○○運輸局長
（又は沖縄総合事務局長）　殿

申請者の氏名又は名称
住　　所

下記の搭乗型移動支援ロボットについて、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条第１項（同令第67条の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、引き続き基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

1　車名及び型式
2　種別及び用途
3　車台番号又は製造番号
4　使用の本拠の位置
5　初回の基準緩和認定
6　前回の基準緩和認定
7　構造又は使用の態様の特殊性
8　認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容
9　認定を必要とする理由
10　変更事項の有無

（日本産業規格Ａ列４番）

備考
(1)　（略）

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定申請書（継続）

年　　月　　日

○○運輸局長
（又は沖縄総合事務局長）　殿

申請者の氏名又は名称　　印
住　　所

下記の搭乗型移動支援ロボットについて、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条第１項（同令第67条の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、引き続き基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

1　車名及び型式
2　種別及び用途
3　車台番号又は製造番号
4　使用の本拠の位置
5　初回の基準緩和認定
6　前回の基準緩和認定
7　構造又は使用の態様の特殊性
8　認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容
9　認定を必要とする理由
10　変更事項の有無

（日本工業規格Ａ列４番）

備考
(1)　（略）

（削る）
(2)・(3)　（略）

第７号様式（第８関係）

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定書（継続）

番　　号
年　　月　　日

○○　○○殿

○○運輸局長
（又は沖縄総合事務局長）

年　　月　　日付で申請があった下記の搭乗型移動支援ロボットについては、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条第１項（同令第67条の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、基準緩和を認定する。

記

１　車名及び型式
２　種別及び用途
３　車台番号又は製造番号
４　使用の本拠の位置
５　基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限
６　基準緩和の期限

（注意事項）
本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けよう

(2)　印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
(3)・(4)　（略）

第７号様式（第８関係）

搭乗型移動支援ロボット基準緩和認定書（継続）

番　　号
年　　月　　日

○○　○○殿

○○運輸局長
（又は沖縄総合事務局長）

平成　　年　　月　　日付で申請があった下記の搭乗型移動支援ロボットについては、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条第１項（同令第67条の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、基準緩和を認定する。

記

１　車名及び型式
２　種別及び用途
３　車台番号又は製造番号
４　使用の本拠の位置
５　基準緩和を認定する条項並びに条件及び制限
６　基準緩和の期限

（注意事項）
本認定の期限満了後も引き続き基準緩和の認定を受けよう

とするときは、その期限が満了する２か月前までに基準緩和の認定の申請を行う必要があります。

（日本産業規格Ａ列４番）

参考１（第１第３号関係）

年　　月　　日

○○運輸局長
（又は沖縄総合事務局長）　殿

申請者の氏名又は名称
住　　所

特定搭乗型移動支援ロボット証明書

弊社が製作・販売する車名　　、型式　　の搭乗型移動支援ロボットについて、下記のとおり誓約します。

１　現に基準緩和認定を受けている搭乗型移動支援ロボット（基準緩和認定番号　　）と同じ型式であって同一の構造及び性能を有する搭乗型移動支援ロボットです。

２　申請に係る搭乗型移動支援ロボットの品質を保証し、故障や不具合が発生した場合には、弊社の責任の下、修理等を行う体制をとっております。

（日本産業規格Ａ列４番）

備考

申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。

（削る）

とするときは、その期限が満了する２か月前までに基準緩和の認定の申請を行う必要があります。

（日本工業規格Ａ列４番）

参考１（第１第３号関係）

年　　月　　日

○○運輸局長
（又は沖縄総合事務局長）　殿

申請者の氏名又は名称　　印
住　　所

特定搭乗型移動支援ロボット証明書

弊社が製作・販売する車名　　、型式　　の搭乗型移動支援ロボットについて、下記のとおり誓約します。

１　現に基準緩和認定を受けている搭乗型移動支援ロボット（基準緩和認定番号　　）と同じ型式であって同一の構造及び性能を有する搭乗型移動支援ロボットです。

２　申請に係る搭乗型移動支援ロボットの品質を保証し、故障や不具合が発生した場合には、弊社の責任の下、修理等を行う体制をとっております。

（日本工業規格Ａ列４番）

備考

(1)　申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。

(2)　印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

参考２（別添１関係）

（搭乗型移動支援ロボット）　　年　　月　　日

○○運輸局長
（又は沖縄総合事務局長）　殿

申請者の氏名又は名称
住　　所

誓　　約　　書

弊社が使用する車名　　、型式　　、車台番号（又は製造番号）　　の搭乗型移動支援ロボットについて、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条第１項（同令第67条の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記のとおり誓約します。

１　認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。
２　運行に当たっては、道路運送車両法、道路交通法、その他の関係法令を厳守します。
３　１に違反した場合は、基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。
４．事故時には、遅滞なく通報します。

（日本産業規格Ａ列４番）

備考
(1)　（略）

参考２（別添１関係）

（搭乗型移動支援ロボット）　　年　　月　　日

○○運輸局長
（又は沖縄総合事務局長）　殿

申請者の氏名又は名称　　印
住　　所

誓　　約　　書

弊社が使用する車名　　、型式　　、車台番号（又は製造番号）　　の搭乗型移動支援ロボットについて、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条第１項（同令第67条の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記のとおり誓約します。

１　認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。
２　運行に当たっては、道路運送車両法、道路交通法、その他の関係法令を厳守します。
３　１に違反した場合は、基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。
４．事故時には、遅滞なく通報します。

（日本工業規格Ａ列４番）

備考
(1)　（略）

（削る）
(2)・(3)　（略）

参考３（別添１関係）

地方公共団体承認証明書

年　　月　　日

○○運輸局長
（又は沖縄総合事務局長）　殿

地方公共団体の長の氏名　　印

当地方公共団体の設定する当地方公共団体内の道路であって専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所のうち、その使用に関し、協議会等を通じて関係行政機関、関係事業者その他の関係者が交通の安全と円滑を図るための措置を講ずることについて合意している場所において、搭乗型移動支援ロボットを運行の用に供することが適当であると認め、添付の実証実験計画書を承認したことを証明します。

（日本産業規格Ａ列４番）

備考
(1)・(2)（略）

(2)　印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。
(3)・(4)　（略）

参考３（別添１関係）

地方公共団体承認証明書

年　　月　　日

○○運輸局長
（又は沖縄総合事務局長）　殿

地方公共団体の長の氏名　　印

当地方公共団体の設定する当地方公共団体内の道路であって専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所のうち、その使用に関し、協議会等を通じて関係行政機関、関係事業者その他の関係者が交通の安全と円滑を図るための措置を講ずることについて合意している場所において、搭乗型移動支援ロボットを運行の用に供することが適当であると認め、添付の実証実験計画書を承認したことを証明します。

（日本工業規格Ａ列４番）

備考
(1)・(2)（略）

○「標準仕様ノンステップバス認定要領について」（平成 27 年６月２日国自技第 75 号）　　（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第１～第８　（略） 別表　（略） 別添　（略） 第１号様式 標準仕様ノンステップバス認定申請書 年　月　日 自動車局長　殿 申請者の氏名又は名称 住　所 下記のノンステップバスの仕様について、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づき、標準仕様を満たしている旨の認定を受けたいので、必要書類を添えて申請します。 記 １　車名及び型式 ２　自動車製作者等名及び住所 ３　製作工場名及び住所 （日本産業規格Ａ列４番） 備考 (1)　（略）	第１～第８　（略） 別表　（略） 別添　（略） 第１号様式 標準仕様ノンステップバス認定申請書 年　月　日 自動車局長　殿 申請者の氏名又は名称　印 住　所 下記のノンステップバスの仕様について、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づき、標準仕様を満たしている旨の認定を受けたいので、必要書類を添えて申請します。 記 １　車名及び型式 ２　自動車製作者等名及び住所 ３　製作工場名及び住所 （日本工業規格Ａ列４番） 備考 (1)　（略）

（削除）

(2)　（略）

第２号様式

標準仕様ノンステップバス認定書

番　　号

年　月　日

殿

自動車局長

年　月　日付けで申請のあった下記のノンステップバスの仕様について、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づき、標準仕様を満たしていることを認定する。

記

1　認定番号

2　車名及び型式

3　自動車製作者等名及び住所

(2)　印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

(3)　（略）

第２号様式

標準仕様ノンステップバス認定書

番　　号

年　月　日

殿

自動車局長

年　月　日付けで申請のあった下記のノンステップバスの仕様について、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づき、標準仕様を満たしていることを認定する。

記

1　認定番号

2　車名及び型式

3　自動車製作者等名及び住所

４　製作工場名及び住所

（日本産業規格Ａ列４番）

備考

第３号様式

番　　号
年　　月　　日

地方運輸局長　殿
沖縄総合事務局長　殿

自動車局長

標準仕様ノンステップバスの認定について（通知）

標準仕様ノンステップバス認定要領に基づき、　　年　　月　　日付けで申請のあったノンステップバスの仕様について、標準仕様を満たしている旨認定したので、認定書（写）及び申請書類（副）を添えて通知する。

（日本産業規格Ａ列４番）

別紙様式　（略）

４　製作工場名及び住所

（日本工業規格Ａ列４番）

備考

第３号様式

番　　号
年　　月　　日

地方運輸局長　殿
沖縄総合事務局長　殿

自動車局長

標準仕様ノンステップバスの認定について（通知）

標準仕様ノンステップバス認定要領に基づき、　　年　　月　　日付けで申請のあったノンステップバスの仕様について、標準仕様を満たしている旨認定したので、認定書（写）及び申請書類（副）を添えて通知する。

（日本工業規格Ａ列４番）

別紙様式　（略）

○共通構造部型式指定実施要領について（依命通達）（平成 28 年国自審第 534 号）　　（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別添　共通構造部型式指定実施要領 目次 　第１～第７　（略） 　第８　外国人等による届出等 　第９～第１４　（略） 第１～第７　（略） 第８　外国人等による届出等 （削る） 　外国人又は外国法人が型式指定の申請その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。 第９～第１４　（略） 別表　（略） 別紙１・別紙２　（略） 第１号様式～第２号様式の２　（略） 別記様式　（略） **附則１～附則６**　（略）	**別添　共通構造部型式指定実施要領** 目次　（略） 　第１～第７　（略） 　第８　申請書等に記入する署名等 　第９～第１４　（略） 第１～第７　（略） 第８　申請書等に記入する署名等 １　申請書、届出書又は報告書には、押印することに代えて、申請、届出又は報告をする者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から申請、届出又は報告に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。 ２　外国人又は外国法人が型式指定の申請その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。 第９～第１４　（略） 別表　（略） 別紙１・別紙２　（略） 第１号様式～第２号様式の２　（略） 別記様式　（略） **附則１～附則６**　（略）

○共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領について（依命通達）（平成 28 年国自審第 535 号）　　（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別添　共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領 目次 　第１～第９　（略） 　第 10　外国人等による届出等 　第 11～第 17　（略） 第１～第９　（略） 第 10　外国人等による届出等 （削る） 　外国人又は外国法人が型式指定の申請その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。 第 11～第 17　（略） 別表　（略） 別紙１～別紙３　（略） 第１号様式・第２号様式　（略） 第３号様式（特定共通構造部型式指定自動車出荷検査証）（第 12 関係）	**別添　共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領** 目次 　第１～第９　（略） 　第10　申請書等に記入する署名等 　第11～第17　（略） 第１～第９　（略） 第10　申請書等へ記入する署名等 １　申請書、届出書又は報告書には、押印することに代えて、申請、届出又は報告をする者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から申請、届出又は報告に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。 ２　外国人又は外国法人が型式指定の申請その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。 第11～第17　（略） 別表　（略） 別紙１～別紙３　（略） 第１号様式・第２号様式　（略） 第３号様式（特定共通構造部型式指定自動車出荷検査証）（第 12 関係）

特定共通構造部型式指定自動車出荷検査証

証　明　番　号

年　　月　　日

製作者等の氏名又は名称

住　　所

特定共通構造部の型式指定番号	
特定共通構造部の名称及び型式	
車名及び型式（※）	
多仕様自動車番号	
類別区分番号	
原動機の型式	
車台番号	
備　　考	

備考　（削る）

1．※印の欄には、諸元表の「車名及び型式」の欄の記載事項を転記すること。なお、当該「車名及び型式」とは、検査・登録時に使用する（自動車検査証に記載される）型式をいう。

2．特定共通構造部の型式指定番号欄において指定記号 自 の記載は省略することができる。

特定共通構造部型式指定自動車出荷検査証

証　明　番　号

年　　月　　日

製作者等の氏名又は名称　　印

住　　所

特定共通構造部の型式指定番号	
特定共通構造部の名称及び型式	
車名及び型式（※）	
多仕様自動車番号	
類別区分番号	
原動機の型式	
車台番号	
備　　考	

備考　1．印鑑に代えて署名を用いる場合には、印の箇所に署名すること。

2．※印の欄には、諸元表の「車名及び型式」の欄の記載事項を転記すること。なお、当該「車名及び型式」とは、検査・登録時に使用する（自動車検査証に記載される）型式をいう。

3．特定共通構造部の型式指定番号欄において指定記号 自 の記載は省略することができる。

別記様式　（略） **附則１～附則６**　（略）	別記様式　（略） **附則１～附則６**　（略）

○「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示」（平成 29 年国土交通省告示 1154 号）に係る取扱要領について（平成 29 年国自審第 1579 号、国自技第 171 号、国自整第 233 号、国自情第 177 号）　（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別添　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示に関する取扱要領 第１条・第２条　（略） （事業者による改善措置済証の交付） 第３条　未改修車両についてリコール届出に係る改修を実施した事業者（以下「リコール改修実施事業者」という。）は、前条第１項の規定により自動車製作者等が発行した改善措置済証の用紙（電磁的方法により発行された場合は、これを印刷したものをいう。以下同じ。）を当該自動車の使用者へ交付しなければならない。 ２　（略） 第４条　（略） （申請者による改善措置済証の提出） 第５条　（略） ２　国土交通大臣は、新規検査等の申請者から前項の規定による改善措置済証の提出がないときは、自動車検査証等の備考欄に「特例告示対象」である旨の記載と当該申請に係る自動車の審査結果通知（検査対象軽自動車にあっては、検査票通知。以下同じ。）がなされた日（以下「審査結果通知日」という。）を記載し、これを新規検査等の申請書及び添付書類とともに申請者に返却するものとする。なお、有効な改善措置済証を添付した上で再度自動車検査証等の提出が行われた場合にあっては、当該提出が行われた日が審査結果通知日から１５日以内であれば、既に回収している審査結果通知を有効なものとして処理して差し支えない。 ３　（略）	**別添　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の特例に関する告示に関する取扱要領** 第１条・第２条　（略） （事業者による改善措置済証の交付） 第３条　未改修車両についてリコール届出に係る改修を実施した事業者（以下「リコール改修実施事業者」という。）は、前条第１項の規定により自動車製作者等が発行した改善措置済証の用紙（電磁的方法により発行された場合は、これを印刷したものをいう。以下同じ。）に署名・押印をして、これを当該自動車の使用者へ交付しなければならない。 ２　（略） 第４条　（略） （申請者による改善措置済証の提出） 第５条　（略） ２　国土交通大臣は、新規検査等の申請者から前項の規定による改善措置済証の提出がないときは、自動車検査証等の備考欄に「特例告示対象」である旨の記載と当該申請に係る自動車の審査結果通知（検査対象軽自動車にあっては、検査票通知。以下同じ。）がなされた日（以下「審査結果通知日」という。）の日付印の押印を行い、これを新規検査等の申請書及び添付書類とともに申請者に返却するものとする。なお、有効な改善措置済証を添付した上で再度自動車検査証等の提出が行われた場合にあっては、当該提出が行われた日が審査結果通知日から１５日以内であれば、既に回収している審査結果通知を有効なものとして処理して差し支えない。 ３　（略）

第６条～第９条　（略）
様式（改善措置済証）（第２条第２項関係）

管理番号

改　善　措　置　済　証				
下記の車両は、下記のリコール届出番号について、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第６３条の３第１項の届出に係る改修を実施したことを証明する。				
１　リコール届出番号		２　車台番号	３　自動車登録番号／車両番号	
４　改修作業年月日	年月日	５　改修作業実施者	事業者名 住所、電話番号	
６　発行者			事業者名 住所	
７　備考				

車検を受ける際に提出が必要となりますので、必ず車検証と一緒に保管してください。
万一ご不明の点がございましたら、ご遠慮なく上記改修作業実施者の連絡先へお問い合わせください。

第６条～第９条　（略）
様式（改善措置済証）（第２条第２項関係）

管理番号

改　善　措　置　済　証				
下記の車両は、下記のリコール届出番号について、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第６３条の３第１項の届出に係る改修を実施したことを証明する。				
１　リコール届出番号		２　車台番号	３　自動車登録番号／車両番号	
４　改修作業年月日	年月日	５　改修作業実施者	事業者名 住所、電話番号	印
６　発行者			事業者名 住所	
７　備考				

車検を受ける際に提出が必要となりますので、必ず車検証と一緒に保管してください。
万一ご不明の点がございましたら、ご遠慮なく上記改修作業実施者の連絡先へお問い合わせください。

○遠隔型自動運転システム等を搭載した自動車の基準緩和認定要領（依命通達）（平成 30 年３月 30 日付国自技第 256 号）（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別添　遠隔型自動運転システム等を搭載した自動車の基準緩和認定要領 第１～第９（略） 別表第１～第２（略） 第１号様式（第５関係） 遠隔型自動運転システム等を搭載した自動車の基準緩和認定申請書 年　　月　　日 地方運輸局長 殿 申請者の氏名又は名称 住　　所 下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第５５条の規定に基づき、基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。 記 １　車名及び型式 ２　種別及び用途 ３　車体の形状 ４　自動車登録番号及び車台番号 ５　使用の本拠の位置 ６　構造又は使用の態様の特殊性 ７　認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容	別添　遠隔型自動運転システム等を搭載した自動車の基準緩和認定要領 第１～第９（略） 別表第１～第２（略） 第１号様式（第５関係） 遠隔型自動運転システム等を搭載した自動車の基準緩和認定申請書 年　　月　　日 地方運輸局長 殿 申請者の氏名又は名称　　印 住　　所 下記の自動車について、道路運送車両の保安基準第５５条の規定に基づき、基準緩和の認定を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。 記 １　車名及び型式 ２　種別及び用途 ３　車体の形状 ４　自動車登録番号及び車台番号 ５　使用の本拠の位置 ６　構造又は使用の態様の特殊性 ７　認定により適用を除外する保安基準の条項及び内容

8　認定を必要とする理由 9　省略する添付資料	8　認定を必要とする理由 9　省略する添付資料

（日本産業規格Ａ列４番）

備考

（１）　（略）

（削る）

（２）～（５）　（略）

第２号様式（第５関係）

遠隔型自動運転システム等を搭載した自動車の基準緩和認定変更申請書

年　　月　　日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称

住　　所

下記の自動車について、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

１　基準緩和認定番号及び認定年月日

２　車名及び型式

３　種別及び用途

（日本産業規格Ａ列４番）

備考

（１）　（略）

（２）　印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

（３）～（６）　（略）

第２号様式（第５関係）

遠隔型自動運転システム等を搭載した自動車の基準緩和認定変更申請書

年　　月　　日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称　　印

住　　所

下記の自動車について、記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

１　基準緩和認定番号及び認定年月日

２　車名及び型式

３　種別及び用途

4　自動車登録番号及び車台番号

5　変更事項及び変更事由

6　変更年月日

（日本産業規格Ａ列４番）

備考

（１）　（略）

（削る）

（２）　（略）

第３号様式（第８関係）・第４号様式（第８関係）　（略）

参考１（第５関係）

年　　月　　日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称

住　　所

誓　　約　　書

弊社が使用する車名　　、型式　　、車台番号　　の自動車について、道路運送車両の保安基準第５

4　自動車登録番号及び車台番号

5　変更事項及び変更事由

6　変更年月日

（日本産業規格Ａ列４番）

備考

（１）　（略）

（２）　印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。

（３）　（略）

第３号様式（第８関係）・第４号様式（第８関係）　（略）

参考１（第５関係）

年　　月　　日

地方運輸局長 殿

申請者の氏名又は名称　　印

住　　所

誓　　約　　書

弊社が使用する車名　　、型式　　、車台番号　　の自動車について、道路運送車両の保安基準第５

５条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記のとおり誓約します。 １　認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。 ２　運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。 ３　１に違反した場合は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。 ４　重大事故時には、遅滞なく通報します。 （日本産業規格Ａ列４番） 備考 （１）　（略） （削る） （２）～（６）　（略） 参考２（第５関係）～参考４（第５関係）　（略）	５条の規定に基づく基準緩和の認定申請に際し、下記のとおり誓約します。 １　認定に際し付された条件並びに保安上及び公害防止上の制限を遵守します。 ２　運行に当たっては、道路運送車両法、道路運送法、貨物自動車運送事業法、道路交通法、道路法その他の関係法令を厳守します。 ３　１に違反した場合は、保安基準緩和の認定の取消処分等を受けようとも異議申し立ては致しません。 ４　重大事故時には、遅滞なく通報します。 （日本産業規格Ａ列４番） 備考 （１）　（略） （２）　印鑑に代えて署名を用いる場合は、印の箇所に署名する。 （３）～（７）　（略） 参考２（第５関係）～参考４（第５関係）　（略）

○共通構造部（協定規則第０号）型式認証実施要領について（依命通達）（平成 31 年国自審第 2109 号）　（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
共通構造部（協定規則第０号）型式認証実施要領	**共通構造部（協定規則第０号）型式認証実施要領**
目次　（略）	目次　（略）
第１～第４　（略）	第１～第４　（略）
別添１　共通構造部（IWVTA）型式指定実施要領	**別添１　共通構造部（IWVTA）型式指定実施要領**
第１～第７　（略）	第１～第７　（略）
第８　外国人等による届出等	第８　申請書等に記入する署名等
（削る）	１　申請書、届出書又は報告書には、押印することに代えて、申請、届出又は報告をする者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から申請、届出又は報告に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。
外国人又は外国法人が型式指定の申請その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。	２　外国人又は外国法人が型式指定の申請その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。
第９～第１３　（略）	第９～第１３　（略）
別表　（略）	別表　（略）
別記様式　（略）	別記様式　（略）
別添２　共通構造部（IWVTA）型式証明実施要領	**別添２　共通構造部（IWVTA）型式証明実施要領**
第１～第１１　（略）	第１～第１１　（略）
第１２　外国人等による届出等	第１２　申請書等に記入する署名等
（削る）	１　申請書、届出書又は報告書には、押印することに代えて、申請、届出又は報告をする者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から申請、届出又は報告に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。
外国人又は外国法人が型式証明の申請その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併	２　外国人又は外国法人が型式証明の申請その他の申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併

記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第１３～第１７　（略）

別表　（略）

第一号様式（共通構造部（IWVTA）型式証明申請書）（第７関係）

受付番号（※）
受付年月日（※）

共通構造部（IWVTA）型式証明申請書

国土交通大臣　殿

年　　月　　日

特定共通構造部の名称及び型式

申請者の氏名又は名称及び住所

主たる製作工場の名称及び所在地

（日本産業規格Ａ列４番）

備考　※印の欄は、申請者が記載しないこと。

（削る）

（削る）

第二号様式（既証明共通構造部型式証明申請書）（第９関係）

記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

第１３～第１７　（略）

別表　（略）

第一号様式（共通構造部（IWVTA）型式証明申請書）（第７関係）

受付番号（※）
受付年月日（※）

共通構造部（IWVTA）型式証明申請書

国土交通大臣　殿

年　　月　　日

特定共通構造部の名称及び型式

申請者の氏名又は名称及び印並びに住所

主たる製作工場の名称及び所在地

（日本産業規格Ａ列４番）

備考

（1）※印の欄は、申請者が記載しないこと。

（2）氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第二号様式（既証明共通構造部型式証明申請書）（第９関係）

受付番号（※）
受付年月日（※）

既証明共通構造部（IWVTA）型式証明申請書

国土交通大臣　殿

年　　月　　日

証明特定共通構造部の名称及び型式

証明番号

証明を受けた特定共通構造部の範囲

証明製作者等の氏名又は名称及び住所

異なる事項及び異なる事由

備考

（日本産業規格A列４番）

備考　※印の欄は、申請者が記載しないこと。
（削る）
（削る）

第三号様式（証明特定共通構造部（IWVTA）製作等廃止届）（第１０関

受付番号（※）
受付年月日（※）

既証明共通構造部（IWVTA）型式証明申請書

国土交通大臣　殿

年　　月　　日

証明特定共通構造部の名称及び型式

証明番号

証明を受けた特定共通構造部の範囲

証明製作者等の氏名又は名称及び印並びに住所

異なる事項及び異なる事由

備考

（日本産業規格A列４番）

備考
（1）※印の欄は、申請者が記載しないこと。
（2）氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第三号様式（証明特定共通構造部（IWVTA）製作等廃止届）（第１０関

係） 証明特定共通構造部（IWVTA）製作等廃止届 国土交通大臣　殿 年　　月　　日 証明特定共通構造部の名称及び型式 証明番号 届出者の氏名又は名称及び住所 製作等廃止事由 備考 （日本産業規格Ａ列４番） （削る） 第三号様式・第四号様式　（略） 別記様式　（略） **附則１～附則６　（略）**	係） 証明特定共通構造部（IWVTA）製作等廃止届 国土交通大臣　殿 年　　月　　日 証明特定共通構造部の名称及び型式 証明番号 届出者の氏名又は名称及び印並びに住所 製作等廃止事由 備考 （日本産業規格Ａ列４番） 備考　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。 第三号様式・第四号様式　（略） 別記様式　（略） **附則１～附則６　（略）**

○自動車の特定改造等の許可実施要領について（依命通達）（令和２年国自審第738号）　（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
別添　自動車の特定改造等の許可実施要領 目次 　第１～第８　（略） 　第９　外国人等による届出等 　第10・第11　（略） 第１～第８　（略） 第９　外国人等による届出等 （削る） 　外国人又は外国法人が能力証明申請若しくは許可申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。 第10・第11　（略） **附則１～附則３**　（略）	**別添　自動車の特定改造等の許可実施要領** 目次 　第１～第８　（略） 　第９　申請書等に記入する署名等 　第10・第11　（略） 第１～第８　（略） 第９　申請書等に記入する署名等 １　申請書、届出書又は報告書には、押印することに代えて、申請、届出又は報告をする者（法人にあってはその代表者又はその法人の者であってその法人の代表者から申請、届出又は報告に関する権限の委任を受けた者）が署名することができる。 ２　外国人又は外国法人が能力証明申請若しくは許可申請、届出又は報告をする場合には、申請書、届出書又は報告書に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。 第10・第11　（略） **附則１～附則３**　（略）

附　則

本改正規定は、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令の施行の日（令和三年一月一日）から施行する。

技技
第 620 号
-2.12.23
北陸信越運輸局

技整
第 192 号
-2.12.23
北陸信越運輸局

国自整第２５１号
令和２年１２月２３日

各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長
あて（単名各通）

自動車局整備課長（公印省略）

「規制改革実施計画」等に基づく関係自動車局整備課長通達等の改正について

国土交通省自動車局においては、「規制改革実施計画（令和２年７月 17 日閣議決定）」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2020（令和２年７月 17 日閣議決定）」に基づき、申請書等（国民・民間事業者等から国・独立行政法人等への申請等に係る書面をいう。以下同じ。）に義務付けている押印の見直しを進めてきたところ、今般、自動車局関連の政省令については、「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係政令の一部を改正する政令（令和２年政令第 363 号）」及び「押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和２年国土交通省令第 98 号）」により改正し、国土交通省自動車局において定める通達（平成 23 年７月１日以前の自動車交通局長通達及び技術安全部長通達を含む。）においても、「「規制改革実施計画」等に基づく関係自動車局長通達等の改正について（令和２年 12 月 23 日国自総第 283 号）」により改正している。

国土交通省自動車局整備課において定めている通達並びに業務連絡及び事務連絡（現在の整備課の所掌に係るものであって技術企画課長等名において発出されているものを含む。以下「通達等」という。）においても、下記のとおり所要の措置を講じることとするので、令和３年１月１日以降はこれにより実施されるとともに、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件に関し、「別添」のとおり関係団体あて通知したので、申し添える。

記

１．以下の通達等について、別紙のとおり改正又は廃止する。

○連結車の連結状態における検討書について（昭和 44 年１月 31 日自車第 81 号）

○輸入自動車に係る予備検査の実施について（昭和 60 年 12 月４日地技第 404 号）

○自動車の継続検査等の申請書の押印について（平成８年３月 26 日自技第 48 号）

○自動車整備士養成施設の指定等の業務の細部取扱いについて（平成８年９月４日自整第 163 号）

○自動車整備士技能検定の受験資格に係る自動車等の整備作業に関する実務経験の確認について（平成 12 年３月 28 日自整第 46 号）

○車載式故障診断装置を活用した点検整備に係る情報の取扱指針の細部取扱について（平成 23 年３月 30 日国自整第 162 号）

○自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について（平成 31 年３月 29 日国自整第 326 号）

○自動車整備分野特定技能協議会運営規程（平成 31 年４月４日国自整第６号）

○自動車整備分野に係る特定技能外国人受入れのための事務処理について（依頼）（平成 31 年４月４日国自整第７号）

○電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の実施について（令和２年２月６日国自整第 274 号）

○新型コロナウイルス感染症の影響により減車（一時抹消登録）することとなった旅客自動車運送事業用自動車の新規検査時の取扱いについて（令和２年４月 16 日国自整第 11 号の２）

○新型コロナウイルス感染症の影響で二種養成施設における養成課程が延期又は中止になったことにより試験の全部免除が受けられなくなる者に対する自動車整備士技能検定の申請の取扱いについて（令和２年５月 13 日国自整第 34 号）

○整備主任者研修の細部取扱いについて（平成 10 年 11 月 24 日業務連絡第 98-65 号）

○電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の細部取扱について（令和２年２月６日事務連絡）

２．１．に掲げるもの以外の通達等による申請書等についても、署名又は押印（実印の押印及びこれに代えることのできる署名を除く。）を不要とする。

３．本通達による改正前の通達等に定める各様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

以上

○連結車の連結状態における検討書についての一部改正

連結車の連結状態における検討書について（昭和 44 年１月 31 日自車第 81 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
昭和４４年１月３１日付け自車第８０号「被けん引自動車をけん引することができるけん引自動車の車名及び型式の判定について」により、トレーラの自動車検査証にトラクタの車名及び型式を記入する場合の取扱いが明確にされたが、今般、日本トラック協会（現公益社団法人全日本トラック協会）から、トラクタの車名及び型式の記入を申請する場合には、その都度別紙様式の「トレーラ及びトラクタの連結仕様検討書」を申請書に添えて提出する旨申し出があったので、同通達にいう連結車が保安基準に適合しているかどうかの判定をする際の参考とされたい。 なお、令和３年１月１日以降の当該検討書であって押印がないもの又は押印欄がないものについて、別紙様式と同等のものとみなして差し支えない。	昭和４４年１月３１日付け自車第８０号「被けん引自動車をけん引することができるけん引自動車の車名及び型式の判定について」により、トレーラの自動車検査証にトラクタの車名及び型式を記入する場合の取扱いが明確にされたが、今般、日本トラック協会から、トラクタの車名及び型式の記入を申請する場合には、その都度別紙様式の「トレーラ及びトラクタの連結仕様検討書」を申請書に添えて提出する旨申し出があったので、同通達にいう連結車が保安基準に適合しているかどうかの判定をする際の参考とされたい。

○輸入自動車に係る予備検査の実施についての一部改正

輸入自動車に係る予備検査の実施について（昭和 60 年 12 月４日地技第 404 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
別添 輸入自動車に係る予備検査の取扱方法 １．適用範囲 「新型自動車等取扱要領について」（昭和45年６月12日、自車第	別添 輸入自動車に係る予備検査の取扱方法 １．適用範囲 「新型自動車等取扱要領について」（昭和45年６月12日、自車第

375号、自整第86号）による新型届出又は変更届出がなされている形式の輸入自動車及び「「輸入車特別取扱制度」の創設について」（昭和60年12月27日、地車第1161号、地技第433号）による届出がなされている型式の輸入自動車であって、当該届出者及び届出者と販売契約を締結している者（以下「申請者」という。）が申請する自動車（道路運送車両法（昭和26年、法律第185号）第16条の規定により一時抹消登録を受けた自動車を除く。）に限る。 ２．・３．（略） ４．実施事業場の届出等 予備検査の出張（以下「出張予備検査」という。）を希望する者は、予備検査を実施する事業場を管轄する運輸支局長又は自動車検査登録事務所長（以下「運輸支局長等」という。）に対し第１号様式による輸入自動車に係る出張予備検査受入施設の届出書を初回の出張予備検査に先だって提出するものとする。 また、届出書の記載内容に変更を生じた場合も同様とする。 ５．（略） ６．報告 日本自動車輸入組合は、本取扱方法による取り扱い状況について、国土交通省自動車局整備課長に対し、第３号様式による輸入自動車に係る出張予備検査受検状況報告書を翌月の２０日までに提出するものとする。 （削る）	375号、自整第86号）による新型届出又は変更届出がなされている形式の輸入自動車及び「「輸入車特別取扱制度」の創設について」（昭和60年12月27日、地車第1161号、地技第433号）による届出がなされている型式の輸入自動車であって、当該届出者及び届出者と販売契約を締結している者（以下「申請者」という。）が申請する自動車（道路運送車両法（昭和26年、法律第185号）第16条の規定によりまっ消登録を受けた自動車を除く。）に限る。 ２．・３．（略） ４．実施事業場の届出等 予備検査の出張（以下「出張予備検査」という。）を希望する者は、予備検査を実施する事業場を管轄する陸運支局長又は自動車検査登録事務所長（以下「陸運支局長等」という。）に対し第１号様式による輸入自動車に係る出張予備検査受入施設の届出書を初回の出張予備検査に先だって提出するものとする。 また、届出書の記載内容に変更を生じた場合も同様とする。 ５．（略） ６．報告 日本自動車輸入組合は、本取扱方法による取り扱い状況について、運輸省地域交通局陸上技術安全部技術企画課長に対し、第３号様式による輸入自動車に係る出張予備検査受検状況報告書を翌月の２０日までに提出するものとする。 ７．届出書等の署名 第１号様式の届出書及び第２号様式の申請書にあっては、氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。

第１号様式を次のように改める。

（第1号様式）

輸入自動車に係る出張予備検査
受入施設の届出書
変更届出書

運　輸　支　局　長
自動車検査登録事務所長　殿

年　　月　　日

申請者の氏名
又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住 所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

輸入自動車に係る出張予備検査の実施に伴う施設概要を下記のとおり届出します。
の下記事項を変更したので届出します。

記

1. 事業場の名称

2. 事業場の所在地

3. 事業場の資格

　　認証、指定、その他

4. 事業場管理責任者（職名、氏名）

5. 対象車種

6. 保有する検査用器具等

6. 保有する検査用器具等

名　　称	製作会社名	型式	備付け年月日	数	能　力
サイドスリップ・テスタ					軸重　　kg
ブレーキ・テスタ					軸重　　kg
前照灯試験機					カンデラ
音量計・騒音計					～デシベル
速度計試験機					軸重　　kg
一酸化炭素測定器					～　　%
炭化水素測定器					～　　ppm
オパシメータ					～　　m^{-1}
黒煙測定器					～　　%
ホイール・アライメント・テスタ					
重量計					kg～　　kg
定盤					m ×　　m
測定用具					
・巻尺					m
・重錘					
・三角定規(大型)					
・その他					

7．完成検査場見取図等（別添）

8．最寄駅からの略図（別添）

第２号様式を次のように改める。

（第2号様式）

輸入自動車に係る出張予備検査希望申請書

運　輸　支　局　長
自動車検査登録事務所長　殿

年　　月　　日

申請者の氏名

又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住 所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出張予備検査を下記のとおり希望します。

記

1. 出張を希望する事業場の名称、所在地（TEL）

2. 検査立合者、氏名、職名、連絡先

3. 出張予備検査を希望する車両の車名及び型式

車　　名	型　　式	車　　台　　番　　号

４．検査を希望する日
　第１希望　　月　　日
　第２希望　　月　　日

５．その他

第３号様式を次のように改める。

（第3号様式）

輸入自動車に係る出張予備検査受検状況報告書

国土交通省自動車局整備課長　殿

年　　月　　日

日本自動車輸入組合
理　　事　　長

（　　年　　月　分）

支局等の名称	車　名	型　　式	類　別	台　数	備　　考

○自動車の継続検査等の申請書の押印についての廃止

自動車の継続検査等の申請書の押印について（平成８年３月 26 日自技第 48 号）を廃止する。

○自動車整備士養成施設の指定等の業務の細部取扱いについての一部改正

自動車整備士養成施設の指定等の業務の細部取扱いについて（平成８年９月４日自整第 163 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
１．申請書等の進達について (1)　（略） （削る） (2)　（略） ２．（略） ３．養成施設報告書について 取扱通達第４項に基づく養成施設から報告を受けた自動車整備士養成施設報告書は、地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）管内の全養成施設について、前年度分を別紙様式２「自動車整備士養成施設現況一覧」に取りまとめ、毎年７月末日までに本省へ報告すること。	１．申請書等の進達について (1)　（略） (2)　申請書、変更届及び廃止届には、運輸支局等並びに地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）の受付印を押印すること。 (3)　（略） ２．（略） ３．養成施設報告書について 取扱通達第４項に基づく養成施設から報告を受けた自動車整備士養成施設報告書は、地方運輸局管内の全養成施設について、前年度分を別紙様式２「自動車整備士養成施設現況一覧」に取りまとめ、毎年７月末日までに本省へ報告すること。

○自動車整備士技能検定の受験資格に係る自動車等の整備作業に関する実務経験の確認についての一部改正

自動車整備士技能検定の受験資格に係る自動車等の整備作業に関する実務経験の確認について（平成 12 年３月 28 日自整第 46 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前

１．実務経験として認められる自動車等の整備作業 （略） (1)事業場又は業務 ア．道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号。以下「法」という。）第７８条の自動車特定整備事業の認証を受けた者の事業場 イ．～エ．　（略） オ.一般社団法人日本自動車連盟（ＪＡＦ）の路上故障自動車救援業務 カ．　（略） (2)　（略） ２．「受験資格を有することを証する書面」の提示 「受験資格を有することを証する書面」の提示の取扱いは、申請者の負担の軽減に配慮した必要最小限度の書面の提示を求めるものとする。当該書面の例としては、申請者が受けようとする技能検定の種類及び従事する作業場の形態に応じて、(1)又は(2)の各号に掲げる書面とする。 ただし、これら「受験資格を有することを証する書面」にあっては、申請者の負担軽減のため、(3)の取扱いを行えるものとする。 また、各書面の記載内容に疑義が生じた場合には、申請者等からヒアリング等を行い実態を確認するものとする。 (1)二級ガソリン自動車整備士等に係る受験資格を有することを証する書面の例 ア．上記１．(1)中のア．及びウ．に掲げる事業場において自動車の整備作業を行っている者又は行っていた者については次に掲げる書面 申請者が自動車の整備作業の実務に従事していること又は従事していたことについての事業主（整備作業部門の統括責	１．実務経験として認められる自動車等の整備作業 （略） (1)事業場又は業務 ア．道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号。以下「法」という。）第７８条の自動車分解整備事業の認証を受けた者の事業場 イ．～エ． オ.社団法人日本自動車連盟（ＪＡＦ）の路上故障自動車救援業務 カ．　（略） (2)　（略） ２．「受験資格を有することを証する書面」の提示 「受験資格を有することを証する書面」の提示の取扱いは、申請者の負担の軽減に配慮した必要最小限度の書面の提示を求めるものとする。当該書面の例としては、申請者が受けようとする技能検定の種類及び従事する作業場の形態に応じて、(1)又は(2)の各号に掲げる書面とする。 ただし、これら「受験資格を有することを証する書面」にあっては、申請書の負担軽減のため、(3)の取扱いを行えるものとする。 また、各書面の記職内容に疑義が生じた場合には、申請者からヒアリング等を行い実態を確認するものとする。 (1)二級ガソリン自動車整備士等に係る受験資格を有することを証する書面の例 ア．上記１．(1)中のア．及びウ．に掲げる事業場において自動車の整備作業を行っている者又は行っていた者については次に掲ける書面 申請書が自動車の整備作業の実務に従事していること又は従事していたことについての事業主（整備作業部門の統括責

任者を含む。以下同じ。）による証明書（事業場名、認証番号（特定給油所の場合にあっては承認番号。以下同じ。）、従事期間及び内容並びに証明者の役職及び連絡先（電話番号及び電子メールアドレス。以下同じ。）の記載を含むもの。）

イ．上記１．（1）中のオ．に掲げる路上故障自動車救援業務において自動車の整備作業を行っている者又は行っていた者については次に掲げる書面

申請者が路上故障自動車救援業務において自動車の整備作業を行っていること又は行っていたことについての一般社団法人日本自動車連盟（支部を含む。）による証明書（従事期間及び内容並びに証明者の役職及び連絡先の記載を含むもの。）

ウ．上記１．（1）中のイ．、エ．及びカ．に掲げる事業場又は業務において自動車の整備作業を行っている者又は行っていた者については次に掲げる書面

① 申請者が自動車の整備作業の実務に従事していること又は従事していたことについての事業主による証明書（事業場名、従事期間及び内容並びに証明者の役職及び連絡先の記載を含むもの。上記１．（1）中のイ．に掲げる事業場にあっては認定番号も記載すること。）

②・③ （略）

(2)自動車タイヤ整備士等に係る受験資格を有することを証する書面の例

ア．上記１．（1）中のイ．に掲げる事業場（申請者が受けようとする技能検定の種類に係る自動車の装置の整備作業を行う事業場に限る。）において自動車の装置の整備作業を行っている者又は行っていた者については次に掲げる書面

申請者が受けようとする技能検定の種類に係る自動車の装置の整備作業の実務に従事していること又は従事していたこ

任者を含む。以下同じ。）による証明書（事業場名及び認証番号又は承認番号（特定給油所の場合に限る。以下同じ。）並びに従事期間の記載を含むもの。）

イ．上記１．（1）中のオ．に掲げる路上故障自動車救援業務において自動車の整備作業を行っている者又は行っていた者については次に掲げる書面

申請者が路上故障自動車救援業務において自動車の整備作業を行っていること又は行っていたことについての社団法人日本自動車連盟（支部を含む。）による証明書（従事期間の記載を含むもの。）

ウ．上記１．（1）中のイ．、エ．及びカ．に掲げる事業場又は業務において自動車の整備作業を行っている者又は行っていた者については次に掲げる書面

① 申請者が自動車の整備作業の実務に従事していること又は従事していたことについての事業主による証明書（事業場名及び従事期間の記載を含むもの。上記１．（1）中のイ．に掲げる事業場にあっては認定番号も記載すること。）

②・③ （略）

(2)自動車タイヤ整備士等に係る受験資格を有することを証する書面の例

ア．上記１．（1）中のイ．に掲げる事業場（申請者が受けようとする技能検定の種類に係る自動車の装置の整備作業を行う事業場に限る。）において自動車の装置の整備作業を行っている者又は行っていた者については次に掲げる書面

申請者が受けようとする技能検定の種類に係る自動車の装置の整備作業の実務に従事していること又は従事していたこ

とについての事業主による証明書（事業場名、認定番号、従事期間及び内容並びに証明者の役職及び連絡先の記載を含むもの。）	とについての事業主による証明書（事業場名及び認定番号並びに従事期間の記載を含むもの。）
イ．上記１．（1）中のア．、イ．（申請者が受けようとする技能検定の種類に係る自動車の装置の整備作業を行う事業場以外の事業場に限る。）、ウ．、エ．及びカ．に掲げる事業場において自動車の装置の整備作業を行っている者又は行っていた者については次に掲げる書面	イ．上記１．（1）中のア．、イ．（申請者が受けようとする技能検定の種類に係る自動車の装置の整備作業を行う事業場以外の事業場に限る。）、ウ．、エ．及びカ．に掲げる事業場において自動車の装置の整備作業を行っている者又は行っていた者については次に掲げる書面
①　申請者が受けようとする技能検定の種類に係る自動車の装置の整備作業の実務に従事していること又は従事していたことについての事業主による証明書（事業場名、従事期間及び内容並びに証明者の役職及び連絡先の記載を含むもの。上記１．（1）中のア．、イ．及びウ．に掲げる事業場にあっては認証番号、認定番号も記載すること。）	①　申請者が受けようとする技能検定の種類に係る自動車の装置の整備作業の実務に従事していること又は従事していたことについての事業主による証明書（事業場名及び従事期間の記載を含むもの。上記１．（1）中のア．、イ．及びウ．に掲げる事業場にあっては認証番号、認定番号又は承認番号も記載すること。）
②　（略）	②　（略）
③　整備作業を行う作業場が保有している対象となる整備作業に係る設備、工具等の一覧表又は写真	③　事業場が保有している設備、工具等の一覧表又は写真
(3)申請者の負担軽減を図るための取扱い	(3)申請書の負担軽減を図るための取扱い
（削る）	ア．事業主又は社団法人日本自動車連盟による証明書については、自動車整備士技能検定申請書に当該証明書に記載すべき事項の記載及び当該申請書中の所属する事業場名及び所在地欄に事業主又は社団法人日本自動車連盟による押印があり、かつ、受験資格を有することが確認できる場合にあっては、その提出を省略することができる。
ア．「自動車整備技能者手帳について」（昭和３３年７月４日付自整第６１号）に基づく各自動車整備振興会が交付する自動車整備技能者手帳により、受験資格を有することが確認できる場合にあっては、事業主による証明書に代えて当該手帳の提示によることができる。	イ．「自動車整備技能者手帳について」（昭和３３年７月４日付自整第６１号）に基づく各自動車整備振興会が交付する自動車整備技能者手帳により、受験資格を有することが確認できる場合にあっては、事業主による証明書に代えて当該手帳の提示によることができる。
イ．一般社団法人日本自動車整備振興会連合会が行う自動車整	ウ．社団法人日本自動車整備振興会連合会が行う自動車整備技

備技能登録試験合格証書又は国土交通大臣が指定する二種養成施投の修了証書により受験資格を有することが確認できる場合にあっては、事業主による証明書等に代えて当該証書の提示によることができる。	能認定試験合格証書又は運輸大臣が指定する二種養成施投の修了証書により受験資格を有することが確認できる場合にあっては、事業主による証明書等に代えて当該証書の提示によることができる。

○車載式故障診断装置を活用した点検整備に係る情報の取扱指針の細部取扱についての一部改正

車載式故障診断装置を活用した点検整備に係る情報の取扱指針の細部取扱について（平成 23 年 3 月 30 日国自整第 162 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改　正　後	改　正　前
＜第３条関係＞ （略） （削る）	＜第３条関係＞ （略） ＜第４条関係＞ ⑴次に掲げる情報は、第４条第１項の点検整備情報等に含まれないものとする。 ①提供することにより、提供を行った自動車製作者等の権利、正当な利益を害するおそれのある情報 ②リコール、改善対策又はサービスキャンペーンとして国土交通大臣に届出のあった改善措置に係る情報 これは、第５条第１項の外部故障診断装置開発情報において同様とする。 ⑵第４条第１項の点検整備情報等の提供は、当該情報を提供する権利を有している自動車製作者等が行うこととし、当該権利を有していない自動車製作者等は、当該情報が提供されるよう環境の整備に努めるものとする。 これは、第５条第１項の外部故障診断装置開発情報において同様とする。 ⑶次の全てに該当するものは、第４条第１項の「当該整備要領

書等及び点検整備情報等を自動車の整備等を行う者が容易に入手することができる」ものの例とする。

①通称名、車両型式、VIN、キーワード等によりウェブサイト上で検索できること。

②入手困難なソフトウェア、ハードウェア、ビューア、ブラウザ等の使用が要求されていないこと。

③サーバの応答が不当に遅延しないよう十分な処理能力が確保されていること。

④日本語又は英語で表示されていること。

⑷第４条第１項第２号の「Ｊ－ＯＢＤⅠの構造及び作動条件に関する情報」は、次に掲げる情報とする。

①故障検知に関する情報

②警報動作に関する情報

⑸第４条第１項第３号の「Ｊ－ＯＢＤⅡの構造及び作動条件に関する情報」は、次に掲げる情報とする。

①作動原理に関する情報

②監視動作に関する情報

③監視動作を実行させるために設定される項目に関する情報

④車両走行中に実行される故障診断機能に係る個々の動作実行条件に関する情報

⑹第４条第１項第５号の「制御装置の調整」は、次に掲げる事項とする。

①一般的にコンフィグレーションと呼ばれている、自動車を構成する部品を交換した際の初期設定等を行うこと。

②一般的にキャリブレーションと呼ばれている、自動車を構成する部品における稼動範囲等の基準位置の学習等を行うこと。

⑺第４条第１項第６号の「自動車の装置を強制的に作動させる」は、次に掲げる事項とする。

①一般的にアクティブテストと呼ばれている、不具合箇所を

	特定するために自動車を構成する部品等に電気信号を与えることによる個別の動作確認等を行うこと。 ②一般的に整備サポートと呼ばれている、整備専用工具や構成装置への特殊な設定を行わず、外部故障診断装置の機能を用いて整備をより効率的に行うための補助機能の作動等を行うこと。 ⑻次に掲げる事項は、第４条第３項第２号の「自動車の装置の機能を損なう等のおそれがあるものとして特別の注意を必要とするもの」の例とする。 ①不適切な使用により、自動車を構成する部品や装置等に許容限度を超えた強制駆動を行うことで装置の作動等に支障が生じる又は作業員等が被害を受けるおそれのあるもの ②当該機能に係る点検整備情報が提供されることで、整備をする自動車に対して、当該自動車に定められた本来の設計、仕様とは異なる設定等を行うことが可能となるおそれのあるもの これは、第５条第２項第２号の外部故障診断装置開発情報及び第６条第１項第２号の専用外部故障診断装置において同様とする。
＜第４条関係＞ ⑴次に掲げる情報は、第４条第１項の外部故障診断装置開発情報に含まれないものとする。 ①提供することにより、提供を行った自動車製作者等の権利、正当な利益を害するおそれのある情報 ②リコール、改善対策又はサービスキャンペーンとして国土交通大臣に届出のあった改善措置に係る情報 ⑵外部故障診断装置開発情報の提供は、当該情報を提供する権利を有している自動車製作者等が行うこととし、当該権利を有していない自動車製作者等は、当該情報が提供されるよう環境の整備に努めるものとする。	＜第５条関係＞ （新設） （新設）

⑶第４条第１項の外部故障診断装置開発情報の提供は、外部故障診断装置の開発又は改良を行うために自動車製作者等と個別に契約を締結した者に対し行われるものとし、書面による提供のほか、電子データによる提供でもよいものとする。	⑴第５条第１項の外部故障診断装置開発情報の提供は、外部故障診断装置の開発又は改良を行うために自動車製作者等と個別に契約を締結した者に対し行われるものとし、書面による提供のほか、電子データによる提供でもよいものとする。
⑷第３条第１号の自動車にあっては、第５条第１項第１号ロ及びハの情報は第２条第９号及び第10号に定める情報に相当する情報とし、第５条第１項第１号ニの機能は第２条第11号に定める機能に相当する機能とする	⑵第３条第１号の自動車にあっては、第５条第１項第１号ロ及びハの情報は第２条第９号及び第10号に定める情報に相当する情報とし、第５条第１項第１号ニの機能は第２条第11号に定める機能に相当する機能とする。
⑸第４条第１項第３号の「制御装置の調整」は、次に掲げる事項とする（⑺⑤において同じ。）。 ①一般的にコンフィグレーションと呼ばれている、自動車を構成する部品を交換した際の初期設定等を行うこと。 ②一般的にキャリブレーションと呼ばれている、自動車を構成する部品における稼動範囲等の基準位置の学習等を行うこと。	（新設）
⑹第４条第１項第６号の「自動車の装置を強制的に作動させる」は、次に掲げる事項とする（⑺⑥において同じ。）。 ①一般的にアクティブテストと呼ばれている、不具合箇所を特定するために自動車を構成する部品等に電気信号を与えることによる個別の動作確認等を行うこと。 ②一般的に整備サポートと呼ばれている、整備専用工具や構成装置への特殊な設定を行わず、外部故障診断装置の機能を用いて整備をより効率的に行うための補助機能の作動等を行うこと。	（新設）
⑺第４条第１項第５号の「その他外部故障診断装置の開発又は改良に当たって必要となる情報」には、次に掲げる排気に係る装置の点検及び整備をするに当たって必要となる技術上の情報及び外部故障診断装置の機能等が整合性を保つための情報が含まれるものとする。 ①全ての故障コードに関する情報	⑶第５条第１項第５号の「その他外部故障診断装置の開発又は改良に当たって必要となる情報」には、点検整備情報等と外部故障診断装置の機能等が整合性を保つための情報が含まれるものとする。

②第３条第１号に掲げる自動車にあっては故障検知に関する情報及び警報動作に関する情報
③第３条第２号に掲げる自動車にあっては作動原理に関する情報、監視動作に関する情報、監視動作を実行させるために設定される項目に関する情報及び車両走行中に実行される故障診断機能に係る個々の動作実行条件に関する情報
④リプログラミングの実施に関する情報
⑤制御装置の調整に関する情報
⑥自動車の装置を強制的に作動させるための情報
⑦その他排気に係る装置の点検及び整備に必要となる情報

⑻次に掲げる事項は、第４条第２項第２号の「自動車の装置の機能を損なう等のおそれがあるものとして特別の注意を必要とするもの」の例とする。
①不適切な使用により、自動車を構成する部品や装置等に許容限度を超えた強制駆動を行うことで装置の作動等に支障が生じる又は作業員等が被害を受けるおそれのあるもの
②当該機能に係る点検整備情報が提供されることで、整備をする自動車に対して、当該自動車に定められた本来の設計、仕様とは異なる設定等を行うことが可能となるおそれのあるもの

⑼第４条第１項の外部故障診断装置開発情報が一年に一回以上の頻度で更新されている場合は、同条第３項の「適切に提供」に該当するものとみなす。ただし、更新する情報がないときなど更新の必要がない場合は、この限りではない。

（削る）

（新設）

⑷第５条第１項の外部故障診断装置開発情報が一年に一回以上の頻度で更新されている場合は、第５条第３項で準用する第４条第４項の「適切に提供」に該当するものとみなす。ただし、更新する情報がないときなど更新の必要がない場合は、この限りではない。

＜第６条関係＞

⑴第６条第１項の専用外部故障診断装置の提供は、自動車の点検及び整備を行うために自動車製作者等と個別に契約を締結した者に対して行われるものとし、販売による提供のほか、リース、レンタルによる提供でもよいものとする。

	⑵次に掲げる事項は、第６条第２項の「自動車の整備に関する技術的能力等」の例とする。 ①専用外部故障診断装置の使用に必要な設備、人員、体制等 ②自動車の整備に関する実績 ③専用外部故障診断装置を利用して、自動車を保安基準に適合しない状態にするおそれのないこと
＜第５条関係＞ ⑴第５条第２項の申請書は、第１号様式を用いるものとする。	＜第７条関係＞ ⑴第７条第２項の申請書は、第１号様式を用いるものとする。

第１号様式を次のように改める。

（第１号様式）

国土交通大臣確認申請書

国　土　交　通　大　臣　殿

令和　　年　　月　　日

氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

「車載式故障診断装置を活用した点検整備に係る情報の取扱指針」（平成 23 年国土交通省告示第 196 号）第５条に規定される国土交通大臣の確認を受けたいので、別紙にて申請します。

なお、別紙については、随時追加等を行います。

（別紙）

元号　　年　　月　　日

氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○車名、通称名、型式 ○販売、外部故障診断装置開発情報等の提供の開始の日 ○外部故障診断装置開発情報等の提供の方法及び問い合わせ先	別表のとおり

外部故障診断装置開発情報等の提供の状況は次のとおりです。
なお、提供は第４条第３項から第５項までの規定に従って行うこととしています。

○外部故障診断装置開発情報等の提供	提供の有無	第三条第一号に掲げる自動車	
		第三条第二号に掲げる自動車	

・故障コード、故障診断の履歴情報データ、故障時の自動車使用状況データ等、エンジン関連現在情報出力機能を表示させるために必要な情報
・リプログラミングの実施に関する情報
・制御装置の調整に関する情報
・自動車の装置を強制的に作動させるための情報
・その他外部故障診断装置の開発又は改良に当たって必要となる情報

○備考

※情報等が提供されているときは「提供の有無」欄に○印を付すこと。必要に応じて加除修正を行うこと。

＜別表１＞

申請を行った者の氏名又は名称

車名	通称名	車両型式（基本型式：注１）	当該車両の販売の開始の日（注2）	第4条関係（外部故障診断装置開発情報）		注意事項
				提供方法、問い合わせ先（注3）	提供の開始の日	

申請を行った者の氏名又は名称

車名	通称名	車両型式 （基本型式：注1）	当該車両の販売 の開始の日（注2）	第4条関係（外部故障診断装置開発情報）		注意事項
				提供方法、問い合わせ先（注3）	提供の開始の日	

注1　基本型式とは、自動車検査証の「型式」欄に記載されている文字等のうち、「－」（ハイフォン）の前の英字（自動車排出ガス規制の識別記号）の部分を除いたものを示します。（例：「DBA－ABCD」は、「ABCD」）（第3条第1号に掲げる自動車にあっては、自動車検査証の「型式」欄に記載されている排出ガス記号及び「－」（ハイフォン）の後の2桁で表し、3桁目以降は「＊」として省略します。（例：「DBA－ABCDEF」は、「DBA－AB＊」））

注2　車両の販売の日に（◎）のついている自動車は、平成23年3月31日（第3条第1号に掲げる自動車にあっては、平成25年12月31日）以前から販売されていたものです。

注3　提供方法及び問い合わせ先については、別表2に記載しています。
※　OEM等供給を受けている自動車については、供給元の自動車製作者等の情報を参照してください。

	第5条関係（外部故障診断装置開発情報）の提供方法及び問い合わせ先
1	
2	
3	
4	
5	

6	
7	
8	

○自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類についての一部改正

自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について（平成 31 年３月 29 日国自整第 326 号）の一部を次のように改正する。

第１号様式（認証）自動車特定整備事業の認証新規申請書、第２号様式（認証）自動車特定整備事業の変更（届出・申請）書、第５号様式（認証）役員の変更届出書、第１号様式（指定）指定自動車整備事業の指定新規申請書、第２号様式（指定）指定自動車整備事業の変更（届出・申請）書、第４号様式（指定）自動車検査員（選任・変更）届出書及び第１号様式（優良）優良自動車整備事業者認定申請書をそれぞれ次のように改める。

第１号様式（認証）

認　証　番　号	
認 証 年 月 日	年　　月　　日

(注)担当官記載欄

自動車特定整備事業の認証新規申請書

殿

年　　月　　日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え申請します。

また、同法第８０条第１項第２号に該当しないことを確認しました。

(注)該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）

(注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

（ふりがな） 申請者の氏名又は名称	
申請者の住所	
電話番号	
（ふりがな） 事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
認定番号	

１-①　自動車特定整備事業の種類

自動車特定整備事業の種類の別		普通自動車特定整備事業
		小型自動車特定整備事業
		軽自動車特定整備事業

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

１-②　対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類

対象自動車の種類の別	対象自動車の整備及び装置の種類の別										
	全て	分解整備								電子制御装置整備	
		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行（運行補助を含む）	運行補助
普通自動車(大型)											
普通自動車(中型)											
普通自動車(小型)											
普通自動車(乗用)											
大型特殊自動車											
小型四輪自動車											
小型三輪自動車											
小型二輪自動車											
軽自動車											

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

1-③　業務の範囲の限定

業務の範囲の限定の別		軽油を燃料とする原動機を除く
		ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く
		カタピラ付大型特殊自動車に限る
		その他（　　）

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

2　工員の構成

工員の構成	合計（工員数）	整備士数						整備士以外の工員数
		一級（二輪除く）	一級（二輪）	二級	三級	車体	電気	
	人	人	人	人	人	人	人	人

3　宣誓書

道路運送車両法第８０条第１項第２号に該当しないことを確認しました。　　チェック欄　□

役員氏名	役職名	役員氏名	役職名

(注)法人企業の場合は、同法第８０条第１項第２号に該当しない者の役職名についても記載すること。
(注)宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。

4　出身業態

出身業態の別		専業		ディーラー		自家
		自動車用品販売店		ガソリンスタンド		受検代行業
		その他（　　）				

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

5　屋内作業場等

作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	m	m	m^2	m	
部品整備作業場			m^2	m	
点検作業場	m	m	m^2	m	
車両置場	m	m	m^2		

６－①　電子制御装置点検整備作業場等（６－②、７に該当しない場合）

作業場の規模	間　口	奥　行	面　積	天井高さ	床面状況
電子制御装置点検整備作業場	m	m	㎡		
	（　　）m	（　　）m	（　　）㎡	（　　）m	
車両置場	m	m	㎡		

(注)電子制御装置点検整備作業場は、屋内部分を（　）内に記載すること。
(注)⑤の車両置場を有する場合には、車両置場の欄の記載を省略することができる。

６－②　電子制御装置点検整備作業場（施行規則第３条第８号ハに係る作業場の場合）

作業場の規模	間　口	奥　行
事業場所在地に有する作業場	m	m

(注)電子制御装置整備のみを行う事業場であって、事業場所在地に電子制御装置点検整備作業場を有していない場合は記載すること。

７　電子制御装置点検整備作業場（離れた作業場又は共同使用の作業場を有する場合）

離れた作業場又は共同使用の作業場の別			離れた電子制御装置点検整備作業場			
			共同使用の作業場			
当該作業場の所在地（※1）						
自動車による当該作業場までの所要時間			分			
作業場の規模		間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
電子制御装置点検整備作業場		m	m	㎡		
		（　　）m	（　　）m	（　　）㎡	（　　）m	
車両置場（※2）		m	m	㎡		
施行規則第３条第８号ハに係る作業場		m	m			
共同使用の作業場の管理者（※3）	氏名又は名称					
	認証番号					
管理責任者の氏名（※3）						

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。
(注)電子制御装置点検整備作業場は、屋内部分を（　）内に記載すること。
(注)離れた作業場又は共同使用の作業場を複数有する場合は、本表を追加し記載すること。
(注)「※1」は離れた電子制御装置整備作業場を有する場合に記載し、「※2」は「６－②」に該当する作業場を有する場合に記載し、「※3」は共同使用の場合に記載すること。

８　電子制御装置整備に必要な情報、エーミング作業に必要な機器を入手できる体制

電子制御装置整備に必要な情報	
エーミング作業に必要な機器	

9　作業機械等

	名　　称		型式・能力　等	数　量
作業機械	プレス			
	エア・コンプレッサ			
	チェーン・ブロック			
	ジャッキ			
	バイス			
	充電器			
作業計器	ノギス			
	トルク・レンチ			
	水準器			
点検計器 及び 点検装置	サーキット・テスタ			
	比重計			
	コンプレッション・ゲージ	(ｶﾞｿﾘﾝ用)		
		(ｼﾞｰｾﾞﾙ用)		
	ハンディ・バキューム・ポンプ			
	エンジン・タコ・テスタ			
	タイミング・ライト			
	シックネス・ゲージ			
	ダイヤル・ゲージ			
	トーイン・ゲージ			
	キャンバ・キャスタ・ゲージ			
	ターニング・ラジアス・ゲージ			
	タイヤ・ゲージ			
	検車装置			
	一酸化炭素測定器			
	炭化水素測定器			
	整備用スキャンツール			
工具	ホイール・プーラ			
	ベアリング・レース・プーラ			
	グリース・ガン又は シャシ・ルブリケータ			
	部品洗浄槽			

備考	

10 事業場平面図

事業場の名称	

（例：レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載）

第２号様式（認証）

自動車特定整備事業の変更（届出・申請）書

殿

年　　月　　日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え（届出・申請）します。

また、同法第８０条第１項第２号に該当しないことを確認しました。

(注)届出にあっては「届出」、申請にあっては「申請」の文字に○を記載すること。
(注)該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）
(注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

（ふりがな） 届出者 申請者 の氏名又は名称	
届出者 申請者 の住所	
電話番号	
（ふりがな） 事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
認証番号	
認定番号	
指定番号	

届出・申請の内容の別				変更年月日	年　　月　　日
	相続		事業場の所在地の変更		
	合併		役員の変更		
	分割		屋内作業場又は電子制御装置点検整備作業場の変更 （面積又は間口若しくは奥行の長さ）		
	譲受		自動車特定整備事業の種類の変更　【変更申請】		
	事業者名又は住所の変更		対象自動車の種類、整備又は装置の種類の変更【変更申請】		
	事業場の名称の変更		業務の範囲の変更　【変更申請】		

(注)役員の変更のみの届出の場合は、役員の変更届出書（第５号様式）を使用すること。
(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

１　宣誓書

道路運送車両法第８０条第１項第２号に該当しないことを確認しました。　　チェック欄　□

(注)宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。
(注)役員の辞任のみの場合は記載を省略できる。

２-①　自動車特定整備事業の種類の変更

自動車特定整備事業の種類の別		認証年月日
	普通自動車特定整備事業	年　　月　　日
	小型自動車特定整備事業	年　　月　　日
	軽自動車特定整備事業	年　　月　　日

(注)□枠内の該当するものに、追加するものは◎を、廃止するものは×及び認証年月日を、変更がないものは○及び認証年月日を記載すること。

２-②　対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類の変更

対象自動車の種類の別	対象自動車の整備及び装置の種類の別										
	全て	分解整備								電子制御装置整備	
		全て	原動機	動力伝達	走行	操縦	制動	緩衝	連結	自動運行(運行補助を含む)	運行補助
普通自動車(大型)											
普通自動車(中型)											
普通自動車(小型)											
普通自動車(乗用)											
大型特殊自動車											
小型四輪自動車											
小型三輪自動車											
小型二輪自動車											
軽自動車											

(注)□枠内の該当するものに、追加をするものは◎、廃止をするものは×、変更がないものは○を記載すること。

２－③　業務の範囲の変更

業務の範囲の限定の別		
		軽油を燃料とする原動機を除く
		ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く
		カタピラ付大型特殊自動車に限る
		その他（　　）

(注)□枠内の該当するものに、限定の申請をするものは◎、限定の解除をするものは×、変更がないものは○を記載すること。

３　旧事業者の氏名又は名称及び住所

(ふりがな) 旧事業者の氏名又は名称	
旧事業者の住所	

４　旧事業場の名称及び所在地

(ふりがな) 旧事業場の名称	
旧事業場の所在地	

５　工員の構成

工員の構成	合計(工員数)	整備士数						整備士以外の工員数
		一級(二輪除く)	一級(二輪)	二級	三級	車体	電気	
	人	人	人	人	人	人	人	人

6　屋内作業場等の変更(面積又は間口若しくは奥行の長さ)

作業場の規模	間　口	奥　行	面　積	天井高さ	床面状況
車両整備作業場	m	m	m²	m	
部品整備作業場			m²	m	
点検作業場	m	m	m²	m	
車両置場	m	m	m²		

7－①　電子制御装置点検整備作業場等（7－②、8に該当しない場合）

作業場の規模	間　口	奥　行	面　積	天井高さ	床面状況
電子制御装置点検整備作業場	m	m	㎡		
	(　　) m	(　　) m	(　　) ㎡	(　　) m	
車両置場	m	m	㎡		

(注)電子制御装置点検整備作業場は、屋内部分を（　）内に記載すること。

7－②　電子制御装置点検整備作業場（施行規則第3条第8号ハに係る作業場の場合）

作業場の規模	間　口	奥　行
事業場所在地に有する作業場	m	m

(注)電子制御装置整備のみを行う事業場であって、事業場所在地に電子制御装置点検整備作業場を有していない場合は記載すること。

8　電子制御装置点検整備作業場（離れた作業場又は共同使用の作業場を有する場合）

離れた作業場又は共同使用の作業場の別		離れた電子制御装置整備作業場			
		共同使用の作業場			
当該作業場の所在地（※1）					
自動車による当該作業場までの所要時間		分			
作業場の規模	間口	奥行	面積	天井高さ	床面状況
電子制御装置点検整備作業場	m	m	㎡		
	(　　) m	(　　) m	(　　) ㎡	(　　) m	
車両置場（※2）	m	m	㎡		
施行規則第3条第8号ハに係る作業場	m	m			
共同使用の作業場の管理者（※3） 氏名又は名称					
共同使用の作業場の管理者（※3） 認証番号					
管理責任者の氏名（※3）					

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。
(注)電子制御装置点検整備作業場は、屋内部分を（　）内に記載すること。
(注)離れた作業場又は共同使用の作業場を複数有する場合は、本表を追加し記載すること。
(注)「※1」は離れた電子制御装置整備作業場を有する場合に記載し、「※2」は「7－②」に該当する作業場を有する場合に記載し、「※3」は共同使用の場合に記載すること。

9　電子制御装置整備に必要な情報、エーミング作業に必要な機器を入手できる体制

電子制御装置整備に必要な情報	
エーミング作業に必要な機器	

10-①　役員の変更〔現在の役員及び辞任した役員〕

現在の役員及び就任年月日	
役員氏名	役職名　（　　年　　月　　日）
	（　　年　　月　　日）
	（　　年　　月　　日）
	（　　年　　月　　日）
	（　　年　　月　　日）
	（　　年　　月　　日）
	（　　年　　月　　日）

辞任した役員及び辞任年月日	
役員氏名	役職名　（　　年　　月　　日）
	（　　年　　月　　日）
	（　　年　　月　　日）
	（　　年　　月　　日）
	（　　年　　月　　日）
	（　　年　　月　　日）
	（　　年　　月　　日）

10-②　役員の変更に係る事業場

認証番号	事業場の名称	認証番号	事業場の名称

備考	

11 作業機械等

	名　　称		型式・能力　等	数　量
作業機械	プレス			
	エア・コンプレッサ			
	チェーン・ブロック			
	ジャッキ			
	バイス			
	充電器			
作業計器	ノギス			
	トルク・レンチ			
	水準器			
点検計器 及び 点検装置	サーキット・テスタ			
	比重計			
	コンプレッション・ゲージ	(ｶﾞｿﾘﾝ用)		
		(ｼﾞｰｾﾞﾙ用)		
	ハンディ・バキューム・ポンプ			
	エンジン・タコ・テスタ			
	タイミング・ライト			
	シックネス・ゲージ			
	ダイヤル・ゲージ			
	トーイン・ゲージ			
	キャンバ・キャスタ・ゲージ			
	ターニング・ラジアス・ゲージ			
	タイヤ・ゲージ			
	検車装置			
	一酸化炭素測定器			
	炭化水素測定器			
	整備用スキャンツール			
工具	ホイール・プーラ			
	ベアリング・レース・プーラ			
	グリース・ガン又は シャシ・ルブリケータ			
	部品洗浄槽			

備考	

12 事業場平面図

事業場の名称	

（例：レイアウト、寸法、縮尺、方位等を記載）

第５号様式（認証）

役員の変更届出書

殿

年　　月　　日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え届出します。

また、同法第８０条第１項第２号に該当しないことを確認しました。

(注)役員の変更のみの場合に本様式を使用すること。
(注)該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）
(注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

（ふりがな） 届出者の氏名又は名称	
届出者の住所	
電話番号	

１　役員の変更〔現在の役員及び辞任した役員〕

現在の役員及び就任年月日	
役員氏名	役職名　（　　年　月　日）
	（　　年　月　日）
	（　　年　月　日）
	（　　年　月　日）
	（　　年　月　日）
	（　　年　月　日）
	（　　年　月　日）
	（　　年　月　日）
	（　　年　月　日）
	（　　年　月　日）
	（　　年　月　日）

辞任した役員及び辞任年月日	
役員氏名	役職名　（　　年　月　日）
	（　　年　月　日）
	（　　年　月　日）
	（　　年　月　日）
	（　　年　月　日）
	（　　年　月　日）
	（　　年　月　日）
	（　　年　月　日）
	（　　年　月　日）

２　役員の変更に係る事業場

認証番号	事業場の名称	認証番号	事業場の名称

３　宣誓書

道路運送車両法第８０条第１項第２号に該当しないことを確認しました。　　チェック欄　□

(注)宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。
(注)役員の辞任のみの場合は記載を省略できる。

備考	

第１号様式（指定）

指　定　番　号	
指定年月日	年　　月　　日

(注)担当官記載欄

指定自動車整備事業の指定新規申請書

殿

年　　月　　日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え申請します。
また、同法第94条の2第2項において準用する同法第80条第1項第2号ロからニまでに該当しないことを確認しました。

(注)該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）
(注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

（ふりがな） 申請者の氏名又は名称	
申請者の住所	
電話番号	
（ふりがな） 事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	

１-①　対象とする自動車の種類及び業務の範囲の限定

対象自動車の種類の別		普通自動車（大型）		小型四輪自動車
		普通自動車（中型）		小型三輪自動車
		普通自動車（小型）		小型二輪自動車
		普通自動車（乗用）		軽自動車
		大型特殊自動車		
業務の範囲の限定の別		軽油を燃料とする自動車を除く		
		ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車を除く		
		カタピラ付大型特殊自動車に限る		
		その他（　　）		

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

１-②　宣誓書

道路運送車両法第94条の2第2項において準用する同法第80条第1項第2号ロからニまでに該当しないことを確認しました。	チェック欄　□

(注)宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。

1-③　自動車特定整備事業関係

認証番号				
自動車特定整備事業の種類の別		普通自動車特定整備事業	認証年月日	年　月　日
		小型自動車特定整備事業	認証年月日	年　月　日
		軽自動車特定整備事業	認証年月日	年　月　日
対象自動車の種類、整備及び装置の種類の別	普通(大型)	全て・分解整備［全 原 動 走 操 制 緩 連］・ 電子制御装置整備［自動運行 運行補助］		
	普通(中型)	全て・分解整備［全 原 動 走 操 制 緩 連］・ 電子制御装置整備［自動運行 運行補助］		
	普通(小型)	全て・分解整備［全 原 動 走 操 制 緩 連］・ 電子制御装置整備［自動運行 運行補助］		
	普通(乗用)	全て・分解整備［全 原 動 走 操 制 緩 連］・ 電子制御装置整備［自動運行 運行補助］		
	大型特殊	分解整備［全 原 動 走 操 制 緩 連］		
	小型四輪	全て・分解整備［全 原 動 走 操 制 緩 連］・ 電子制御装置整備［自動運行 運行補助］		
	小型三輪	全て・分解整備［全 原 動 走 操 制 緩 連］・ 電子制御装置整備［自動運行 運行補助］		
	小型二輪	分解整備［全 原 動 走 操 制 緩 連］		
	軽	全て・分解整備［全 原 動 走 操 制 緩 連］・ 電子制御装置整備［自動運行 運行補助］		
業務の範囲の限定の別		軽油を燃料とする原動機を除く		
		ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする原動機を除く		
		カタピラ付大型特殊自動車に限る		
		その他（　　）		

(注)自動車特定整備事業の種類及び業務の範囲の限定は、□枠内の該当するものに○を記載すること。
(注)対象とする自動車の種類、整備及び装置の種類は、該当するものを○で囲むこと。
(注)「自動運行」（自動運行装置）には、「運行補助」（運行補助装置）を含む。

1-④　優良自動車整備事業者の認定関係

認定番号							
認定の種類の別			一種整備工場		二種整備工場		
	特殊整備工場		車体一種		車体二種		原動機
			電気装置		タイヤ		

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

1-⑤　実施している整備作業の範囲

実施している整備作業の範囲	

2-①　事業場管理責任者及び主任技術者の氏名及び略歴

事業場管理責任者	氏名	整備実務年数	実務年数	職制
		年	年	
主任技術者	氏名	整備実務年数	実務年数	職制
		年	年	

(注)実務年数は、それぞれ事業場管理者及び主任技術者としての実務年数を記載すること。

2-②　工員の構成

工員等の作業の別	合計（工員数）	整備士数（特殊整備士を除く）			整備士以外の工員及び特殊整備士数
		一　級	二　級	三　級	
自動車工（検査）	人	人	人	人	人
自動車工（整備）	人	人	人	人	人
その他(板金工等)	人				

(注)その他（板金工等）は、電子制御装置整備に従事する板金工及び電装工等を記載すること。

3　屋内作業場等の面積

屋内現車作業場	m^2	その他の作業場	m^2
電子制御装置点検整備作業場	m^2	車両置場	m^2
		完成検査場	m^2

４-①　機械・工具及び計器類

項　目	数	能　力
オイル・バケットポンプ		
ホイール・バランサ		
フリー・ローラ		
ラジエータ・キャップ・テスタ		
電子計測機器		
検車装置		

４-②　自動車検査機械設備

検査機器の名称		数	型　式	能　力	備付年月日
	ホイール・アライメント・テスタ				年　月　日
	サイドスリップ･テスタ				年　月　日
ブレーキ・テスタ					年　月　日
前照灯試験機					年　月　日
	音量計				年　月　日
	騒音計				年　月　日
速度計試験機					年　月　日
一酸化炭素測定器					年　月　日
炭化水素測定器					年　月　日
	黒煙測定器				年　月　日
	オパシメータ				年　月　日

(注)検査機器の名称欄は、□枠内の該当するものに○を記載すること。

４-③　車検実績　[　　年　月　日 ～　　年　月　日]

車検実施年月	車検持込台数	合格台数	再検査台数	備考
年　月	台	台	台	
年　月	台	台	台	
年　月	台	台	台	
年　月	台	台	台	
年　月	台	台	台	
年　月	台	台	台	
年　月	台	台	台	
計	台	台	台	

４-④　最近３ヶ月間における月平均の車種別整備実績

[　　年　月　日 ～　　年　月　日]

車種別	車検整備	定期点検整備	その他の整備	車種別	車検整備	定期点検整備	その他の整備
普通(大型)	台	台	台	小型四輪	台	台	台
普通(中型)	台	台	台	小型三輪	台	台	台
普通(小型)	台	台	台	小型二輪	台	台	台
普通(乗用)	台	台	台	軽	台	台	台
大型特殊	台	台	台	計	台	台	台

５-①　検査施設の共同使用

共用設備事業場	事業場の名称	
	所在地	
	管理責任者の氏名	
当該共用設備までの自動車による所要時間		分

５-②　共用設備事業場の最近３ヶ月間における月平均の車種別整備実績

［　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日］

車種別	車検整備	定期点検整備	その他の整備	車種別	車検整備	定期点検整備	その他の整備
普通(大型)	台	台	台	小型四輪	台	台	台
普通(中型)	台	台	台	小型三輪	台	台	台
普通(小型)	台	台	台	小型二輪	台	台	台
普通(乗用)	台	台	台	軽	台	台	台
大型特殊	台	台	台	計	台	台	台

５-③　共同使用の自動車検査用機械器具設備

検査機器の名称		数	型　式	能　力	備付年月日
	ホイール・アライメント・テスタ				年　月　日
	サイドスリップ･テスタ				年　月　日
ブレーキ・テスタ					年　月　日
前照灯試験機					年　月　日
	音量計				年　月　日
	騒音計				年　月　日
速度計試験機					年　月　日
一酸化炭素測定器					年　月　日
炭化水素測定器					年　月　日
	黒煙測定器				年　月　日
	オパシメータ				年　月　日

(注)検査機器の名称欄は、□枠内の該当するものに○を記載すること。

備考	

第２号様式（指定）

指定自動車整備事業の変更（届出・申請）書

殿

年　　月　　日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添え（届出・申請）します。

(注)届出にあっては「届出」、申請にあっては「申請」の文字に○を記載すること。
(注)該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）
(注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

（ふりがな） 届出者 申請者 の氏名又は名称	
届出者 申請者 の住所	
電話番号	
（ふりがな） 事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
指定番号	

届出・申請の変更内容		変更年月日	年　　月　　日
	屋内作業場の位置又は面積		対象とする自動車の種類　【変更申請】
	自動車検査用機械器具設備		業務の範囲の限定　【変更申請】
	自動車検査用機械器具設備(共用設備)		

(注)□枠内の該当するものに○を記載すること。

１-①　対象とする自動車の種類の変更

対象自動車の種類の別		普通自動車（大型）		小型四輪自動車
		普通自動車（中型）		小型三輪自動車
		普通自動車（小型）		小型二輪自動車
		普通自動車（乗用）		軽自動車
		大型特殊自動車		

(注)□枠内の該当するものに、追加をするものは◎を、廃止をするものは×を、変更がないものは○を記載すること。

１-②　業務の範囲の限定（指定）の変更

業務の範囲の限定の別		軽油を燃料とする自動車を除く
		ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車を除く
		カタピラ付大型特殊自動車に限る
		その他（　　）

(注)□枠内の該当するものに、限定の申請をするものは◎を、限定の解除をするものは×を、変更がないものは○を記載すること。

2　工員の構成

工員等の作業の別	合計（工員数）	整備士数（特殊整備士を除く）			整備士以外の工員及び特殊整備士数
		一　級	二　級	三　級	
自動車工（検査）	人	人	人	人	人
自動車工（整備）	人	人	人	人	人
その他(板金工等)	人				

(注)その他（板金工等）は、電子制御装置整備に従事する板金工及び電装工等を記載する。

3　屋内作業場の面積の変更

屋内現車作業場	m^2	その他の作業場	m^2
電子制御装置点検整備作業場	m^2	車両置場	m^2
		完成検査場	m^2

(注)対象とする自動車の種類を拡大する場合にも記載すること。

4　自動車検査用機械器具設備の変更

検査機器の名称		数	型　式	能　力	備付年月日
	ホイール・アライメント・テスタ				年　月　日
	サイドスリップ･テスタ				年　月　日
ブレーキ・テスタ					年　月　日
前照灯試験機					年　月　日
	音量計				年　月　日
	騒音計				年　月　日
速度計試験機					年　月　日
一酸化炭素測定器					年　月　日
炭化水素測定器					年　月　日
	黒煙測定器				年　月　日
	オパシメータ				年　月　日

(注)検査機器の名称欄は、□枠内の該当するものに○を記載すること。

5-①　検査施設の共同使用

共用設備事業場	事業場の名称	
	所在地	
	管理責任者の氏名	
当該共用設備までの自動車による所要時間		分

5-②　共用設備事業場の最近３ヶ月間における月平均の車種別整備実績

［　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日］

車種別	車検整備	定期点検整備	その他の整備	車種別	車検整備	定期点検整備	その他の整備
普通(大型)	台	台	台	小型四輪	台	台	台
普通(中型)	台	台	台	小型三輪	台	台	台
普通(小型)	台	台	台	小型二輪	台	台	台
普通(乗用)	台	台	台	軽	台	台	台
大型特殊	台	台	台	計	台	台	台

5-③　共用設備事業場の自動車検査用機械器具設備

検査機器の名称		数	型　式	能　力	備付年月日
	ホイール・アライメント・テスタ				年　月　日
	サイドスリップ･テスタ				年　月　日
ブレーキ・テスタ					年　月　日
前照灯試験機					年　月　日
	音量計				年　月　日
	騒音計				年　月　日
速度計試験機					年　月　日
一酸化炭素測定器					年　月　日
炭化水素測定器					年　月　日
	黒煙測定器				年　月　日
	オパシメータ				年　月　日

(注)検査機器の名称欄は、□枠内の該当するものに○を記載すること。

備考	

第４号様式（指定）

自動車検査員（選任・変更）届出書

殿

年　　月　　日

道路運送車両法等の規定により別紙書面を添えて（選任・変更）します。

道路運送車両法第94条の4第5項に該当せず、且つ、自動車検査員に選任することに同意したことを確認しました。

(注) 自動車検査員の選任にあっては「選任」、変更にあっては「変更」の文字に○を記載すること。
(注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

（ふりがな） 届出者の氏名又は名称	
届出者の住所	
電話番号	
（ふりがな） 事業場の名称	
事業場の所在地	
電話番号	
指定番号	

（ふりがな） 氏名			
生年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
教習実施運輸局			
教習修了年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
教習修了証書番号			
再教習実施運輸局			
再教習修了年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
再教習修了証書番号			
選任年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
兼任の有無	有　・　無	有　・　無	有　・　無
道路運送車両法第94条の4第5項に該当せず、且つ、自動車検査員に選任することに同意したことを確認しました。 チェック欄　□		(氏名) (氏名) (氏名)	

(注)宣誓書を別に提出する場合は記載を省略することができる。

2　自動車検査員の辞任等

氏名	生年月日	辞任等年月日
	年　月　日	年　月　日
	年　月　日	年　月　日
	年　月　日	年　月　日
	年　月　日	年　月　日
	年　月　日	年　月　日

3　既に選任されている自動車検査員

氏名	生年月日	兼任の有無
	年　月　日	有　・　無
	年　月　日	有　・　無
	年　月　日	有　・　無
	年　月　日	有　・　無
	年　月　日	有　・　無
	年　月　日	有　・　無
	年　月　日	有　・　無
	年　月　日	有　・　無

4-①　自動車検査員の兼任

氏名			
兼任事業場	指定番号		
	名称		
	所在地		
	兼任に係る事業場との間の道路交通の状況	所要時間　　分	所要時間　　分

(注)既に当該事業場に選任済み又は今回選任する自動車検査員に対して兼任事業場の追加を行う場合に記載すること。

4-②　兼任事業場の最近３ヶ月間における月平均の車種別整備実績

［　　年　月　日 ～　　年　月　日］

車種別	車検整備	定期点検整備	その他の整備	車種別	車検整備	定期点検整備	その他の整備
普通(大型)	台	台	台	小型四輪	台	台	台
普通(中型)	台	台	台	小型三輪	台	台	台
普通(小型)	台	台	台	小型二輪	台	台	台
普通(乗用)	台	台	台	軽	台	台	台
大型特殊	台	台	台	計	台	台	台

備考	

第１号様式（優良）

優良自動車整備事業者認定申請書

殿

年　　月　　日

申請者の氏名又は名称

住　　所

道路運送車両法の規定により別紙書面を添え優良自動車整備事業者の認定を申請します。

事業場	名　　称								所　在　地					
認定の種類														
実施している整備作業の範囲														
事業場管理責任者	氏　名		最終卒業又は修業学校名						実務年数		担当業務名		摘要	
主任技術者	氏　名		最終卒業又は修業学校名						実務年数		担当業務名		摘要	
工員の構成及び技能程度	作業別	合計	整　備　士　数							整備士以外の工員数				摘要
			一級	二級	三級	タイヤ	電気装置	車体	小計	経験３年以上の者	経験１年以上３年未満の者	経験１年未満の者	小　計	
	合計													
認定を受けようとする作業区分														

1　屋内作業場等の面積

屋内現車作業場	m^2	電子制御装置点検整備作業場	m^2
車両置場	m^2	その他の作業場	m^2
完成検査場	m^2	洗車場	m^2
屋内電気装置整備作業場	m^2	原動機分解組立作業場	m^2
原動機部品整備作業場	m^2	受注品置場	m^2
洗浄場	m^2	屋内タイヤ整備作業場	m^2

(注)申請する認定の種類に必要な屋内作業場等の面積を記載すること。
(注)該当しない項目は記載を省略することができる。（全ての項目に共通）
(注)必要に応じて、記載枠を追加・拡大または削除・縮小することができる。（全ての項目に共通）

2　車検実績（一種整備工場及び二種整備工場の記載項目）

［　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日］

年　　月	車検持込台数	合格台数	再検査台数
年　　月	台	台	台
年　　月	台	台	台
年　　月	台	台	台
年　　月	台	台	台
年　　月	台	台	台
年　　月	台	台	台
年　　月	台	台	台
計	台	台	台

3　最近３ヶ月間における月平均の車種別整備実績

［　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日］

車種別	車検整備	定期点検整備	その他の整備	車種別	車検整備	定期点検整備	その他の整備
普通(大型)	台	台	台	小型四輪	台	台	台
普通(中型)	台	台	台	小型三輪	台	台	台
普通(小型)	台	台	台	小型二輪	台	台	台
普通(乗用)	台	台	台	軽	台	台	台
大型特殊	台	台	台	計	台	台	台

備考	

4-①Ⅰ　整備用・検査用機械器具設備（一種整備工場の記載項目）

項　目	数	能　力
卓上ボール盤		
オイル・バケットポンプ		
ホイール・バランサ		
フリー・ローラ		
バルブ・シート・グラインダ		
バルブ・リフェーサ		
バルブ・リフタ		
シリンダ・ゲージ		
コンロッド・アライナ		
スプリング・テスタ		
ラジエータ・キャップ・テスタ		
マイクロ・メータ		
メガー		
電子計測機器		
溶接器		
検車装置		

検査機器の名称		数	型　式	能　力
	ホイール・アライメント・テスタ			
	サイドスリップ･テスタ			
ブレーキ・テスタ				
前照灯試験機				
音量計				
速度計試験機				
	黒煙測定器			
	オパシメータ			

(注)検査機器の名称欄の□枠内の該当するものに○を記載すること。

4-①Ⅱ　整備用・検査用機械器具設備（二種整備工場の記載項目）

項　目	数	能　力
オイル・バケットポンプ		
ホイール・バランサ		
フリー・ローラ		
ラジエータ・キャップ・テスタ		
電子計測機器		
検車装置		

備考	
電話番号	

4-②Ⅰ　整備用・検査用機械器具設備（車体整備作業[一種]の記載項目）

項　目	数	能　力
洗車機器		
アーク溶接器		
点溶接器		
ガス溶接器		
車枠矯正装置		
板金用油圧機器		
板金定盤		
板金工具一式		
スコヤ		
ボール盤		
ポータブル・グラインダ		
サンダ		
ポリシャ		
塗装機器		
塗装乾燥装置		

検査機器の名称	数	型　式	能　力
ヘッドライト・テスタ			
ホイール・アライメント・テスタ			

4-②Ⅱ　整備用・検査用機械器具設備（車体整備作業[二種]の記載項目）

項　目	数	能　力
アーク溶接器		
点溶接器		
ガス溶接器		
車体修正機		
板金用油圧機器		
板金定盤		
板金工具一式		
ポータブル・グラインダ		
サンダ		
ポリシャ		
塗装機器		
塗装乾燥装置		
フレーム・センターリング・ゲージ		
トラム・トラッキング・ゲージ		

検査機器の名称	数	型　式	能　力
ヘッドライト・テスタ			

備考	
電話番号	

４-③　整備用・検査用機械器具設備（原動機整備作業の記載項目）

項　目	数	能　力
シリンダ・ボーリング・マシン		
シリンダ・ホーニング・マシン		
サーフェース・グラインダ		
クランクシャフト・グラインダ		
ライン・ボーリング・マシン		
コンロッド・グラインダ		
ピンホール・ホーニング・マシン		
バルブ・シート・グラインダ		
バルブ・リフェーサ		
旋盤		
ボール盤		
プレス		
バイス		
チェーン・ブロック		
作業台		
部品洗浄槽		
エア・コンプレッサ		
洗浄機器		
運搬機器		
シリンダ・ゲージ		
マイクロ・メータ		
ダイヤル・ゲージ		
ノギス		
シックネス・ゲージ		
フィーラ・ゲージ		
直定規		
定盤		
表面アラサ測定機		
コンロッド・アライナ		
コンプレッション・ゲージ		
エンジン・タコ・テスタ		
バキューム・ゲージ		
タイミング・ライト		
バルブ・スプリング・テスタ		
温度計		
燃料消費計		
バルブシート・カッタ		
トルク・レンチ		
作業用工具		
バルブ・リフタ		
ベアリング・レース・プーラ		
ギヤ・プーラ		
水圧検査装置		
噴射ポンプ・テスタ		
原動機試験装置		

備考	
電話番号	

４-④　整備用・検査用機械器具設備（電気装置整備作業の記載項目）

項　目	数	能　力
オルタネータ・テスタ		
スタータ・テスタ		
オルタネータ・オシロスコープ		
グローラ・テスタ		
バッテリ・テスタ		
半導体試験器		
回路試験器		
ボルト・メータ		
アンペア・メータ		
メガー		
プレス		
バイス		
電気ドリル		
マイクロ・メータ		
ダイヤル・ゲージ		
ガレージ・ジャッキ		
エア・コンプレッサ		
充電器		
溶接器		
部品洗浄槽		
乾燥装置		

備考	
電話番号	

４-⑤　整備用・検査用機械器具設備（タイヤ整備作業の記載項目）

項　目	数	能　力
エア・コンプレッサ		
エア・減圧弁		
リフト		
インパクト・レンチ		
タイヤ・フレータ		
タイヤ・チェンジャ		
ビード・ブレーカ		
タイヤ・スプレッダ		
タイヤ修理機		
チューブ焼付機		
グラインダ		
チューブ・テストタンク		
チューブ・ハンガ		
作業台		
作業用工具		
タイヤ収納棚		
ホイール・バランサ		
タイヤ・ゲージ		
デプス・ゲージ		
トルク・レンチ		
巻尺		

備考	
電話番号	

○自動車整備分野特定技能協議会運営規程の一部改正

自動車整備分野特定技能協議会運営規程（平成31年４月４日国自整第６号）の一部を次のように改正する。

第１号様式から第６号様式まで及び別表第１をそれぞれ次のように改める。

協議会第１号様式

自動車整備分野特定技能協議会入会届出書　兼　構成員資格証明書（特定技能所属機関）

自動車整備分野特定技能協議会　事務局　殿

令和　　年　　月　　日

自動車整備分野特定技能協議会に入会したいので、以下の通り届出いたします。

１．届出事項

特定技能所属機関（受入企業）名称			
代表者名			
所在地			
受入工場名		認証番号（指定番号）	
適合１号特定技能支援計画の全部の実施を委託する場合、委託予定の登録支援機関名称			
受け入れる外国人の入国予定日（技能実習からの移行の場合にあっては、特定技能としての雇用開始日）			
国籍及び人数			
担当者氏名		電話	
担当者電子メール			
証明書の交付方法	郵送（返送に必要な切手と返信用封筒を添付のこと）　・　受け取りのため来訪 *希望の方法に、○をつけてください*		

協議会事務局確認欄

以下について、確認後、レ点を付すこと。

☐　認証を受けている事業場であり、現時点で認証の取消し処分の予定がない。

☐　協議会別表第１の遵守事項について、提出されている。

☐　（支援計画の全部実施を委託する場合）委託先の登録支援機関は協議会の構成員又は入会届出済みである。

上記届出を受理し、受け入れる外国人が上陸した日（技能実習からの移行の場合にあっては、特定技能としての雇用開始日）から、自動車整備分野特定技能協議会の構成員となることを認めます。

受付印

協議会第２号様式

自動車整備分野特定技能協議会入会届出書　兼　構成員資格証明書（登録支援機関）

自動車整備分野特定技能協議会　事務局　殿

令和　　年　　月　　日

自動車整備分野特定技能協議会に入会したいので、以下の通り届出いたします。

１．届出事項

登録支援機関名称			
代表者名			
所在地			
適合１号特定技能支援計画の全部の実施の委託元となる特定技能所属機関名称			
支援を行おうとする外国人の入国予定日（技能実習からの移行の場合にあっては、特定技能としての雇用開始日）			
担当者氏名		電話	
担当者電子メール			
証明書の交付方法	郵送（返送に必要な切手と返信用封筒を添付のこと）　・　受け取りのため来訪 *希望の方法に、○をつけてください*		

協議会事務局確認欄

以下について、確認後、レ点を付すこと。

☐　協議会別表第１の遵守事項について、提出されている。

☐　委託元の特定技能所属機関は協議会の構成員又は入会届出済みである。

上記届出を受理し、支援を行おうとする外国人が上陸した日（技能実習からの移行の場合にあっては、特定技能としての雇用開始日）から、自動車整備分野特定技能協議会の構成員となることを認めます。

受付印

協議会第３号様式

自動車整備分野特定技能協議会構成員資格証明書発行申請書（特定技能所属機関）

自動車整備分野特定技能協議会　事務局　殿

令和　　年　　月　　日

自動車整備分野特定技能協議会の構成員である旨の証明を受けたいので、以下の通り申請いたします。

１．届出事項

特定技能所属機関（受入企業）名称			
代表者名			
所在地			
受入工場名		認証番号（指定番号）	
担当者氏名		電話	
担当者電子メール			
証明書の交付方法	郵送（返送に必要な切手と返信用封筒を添付のこと）　・　受け取りのため来訪 *希望の方法に、○をつけてください*		

注）届出事項の変更を行いたい場合は、協議会第５号様式により届出を行ってください。

協議会事務局確認欄

以下について、確認後、レ点を付すこと。

□　協議会別表第１の台帳と照合を確認している。

□　認証を受けている事業場であり、現時点で認証の取消し処分の予定がない。

自動車整備分野特定技能協議会の構成員であることを証明します。

受付印

協議会第４号様式

自動車整備分野特定技能協議会構成員資格証明書発行申請書（登録支援機関）

自動車整備分野特定技能協議会　事務局　殿

令和　　年　　月　　日

自動車整備分野特定技能協議会の構成員である旨の証明を受けたいので、以下の通り申請いたします。

１．届出事項

登録支援機関名称			
代表者名			
所在地			
担当者氏名		電話	
担当者電子メール			
証明書の交付方法	郵送（返送に必要な切手と返信用封筒を添付のこと）　・　受け取りのため来訪 *希望の方法に、○をつけてください*		

注）届出事項の変更を行いたい場合は、協議会第５号様式により届出を行ってください。

協議会事務局確認欄

以下について、確認後、レ点を付すこと。

□　協議会別表第１の台帳と照合を確認している。

自動車整備分野特定技能協議会の構成員であることを証明します。

受付印

協議会第５号様式

自動車整備分野特定技能協議会構成員　変更届出書（共通）

自動車整備分野特定技能協議会　事務局　殿

令和　　年　　月　　日

自動車整備分野特定技能協議会の構成員としての情報を変更したいので、以下の通り届出いたします。

１．届出事項

	特定技能所属機関（受入企業）又は登録支援機関名称	
	代表者名	
	所在地	
	担当者氏名	
	担当者連絡先（電話）	
	担当者連絡先（電子メール）	

↑　今回変更しようとする事項について、チェック（レ）を入れてください。

２．届出事項（受入企業用）

国籍及び人数（変更前）	
国籍及び人数（変更後）	

協議会第６号様式

自動車整備分野特定技能協議会構成員　退会届出書（共通）

自動車整備分野特定技能協議会　事務局　殿

令和　　年　　月　　日

自動車整備分野特定技能協議会を退会いたしたいので、以下の通り届出いたします。

１．届出事項

特定技能所属機関（受入企業）又は登録支援機関名称	
代表者名	
所在地	
担当者氏名	
担当者連絡先（電子メール）	
担当者連絡先（電話）	

退会の事由

☐　自動車整備分野に係る特定技能外国人を雇用しなくなったため

☐　自動車整備分野に係る特定技能外国人の支援を行わなくなったため

☐　その他（　　）

↑　当てはまる事由について、チェック（レ）を入れてください。

自動車整備分野特定技能協議会　遵守事項

特定技能外国人の個人に係る情報その他適切に保護することが望ましい情報の保護を適切に行うこと。

自動車整備分野特定技能協議会（以下「協議会」という。）においては、優良事例の紹介、不適切な受入れの改善のため、特定技能外国人や特定技能所属機関等に係る機微な内容を扱うことがあります。そのため、協議会において内部限りとしている情報等について、保護を適切に行ってください。

特定技能所属機関等においては、入管法その他法令を順守すること。

法務省において作成されている運用要領等を熟読の上、制度の適切な運用に努めてください。
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00201.html

他の機関に雇用されている特定技能外国人又は技能実習生に対する引き抜き又はその幇助をしないこと。

特定技能外国人の雇用は、入国前の支援や雇用契約の締結等、受入を行う特定技能所属機関の多大な負担の上成り立っています。外国人の円滑な受入れを行うために、特定技能所属機関におかれては、外国人に対する引き抜き、登録支援機関においてはその幇助等を行わないようにしてください。

協議会の受入れ自粛要請に従うこと。

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）においては、人材が不足している地域の状況に配慮し、特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置を講じるよう努めるものとされています。協議会において自粛要請が決議された場合、これに従うこととしてください。これが遵守されていないと認められる場合、協議会の決議により、協議会から退会させられることとなり、ひいては特定技能外国人の受入れができなくなりますので、ご承知おきください。

外国人自動車整備技能実習評価試験（専門級）に合格をしていない等、技能について疑義のある特定技能外国人を雇用しないこと。

自動車整備作業は、自動車の安全に直結する作業であり、また、適切な技能・知識がない状態で外国人を受け入れた場合、外国人自身の安全にも危険が及びます。技能について疑義のある特定技能外国人を雇用しないでください。

協議会の定める届出の適切な実施等の協議会規約遵守及び協議会の行う調査等に対する必要な協力をすること。

協議会の円滑な運営のため、規約等に定められた手続き、協議会の行う調査等について、協力をお願いいたします。

これら事項が遵守されていないと認められる場合、協議会の決議により、協議会から退会させられることとなり、ひいては特定技能外国人の受入れができなくなりますので、ご承知おきください。

遵守事項について、同意いたします。

特定技能所属機関（受入企業）又は

登録支援機関名称：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日付：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○自動車整備分野に係る特定技能外国人受入れのための事務処理について（依頼）の一部改正

自動車整備分野に係る特定技能外国人受入れのための事務処理について（依頼）（平成 31 年４月４日国自整第７号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>別紙２

自動車整備分野に係る特定技能外国人受入れのための事務処理要領

制定：平成31年４月４日
一部改正：令和２年12月　日

2.　協議会事務
（略）
2.1. 協議会の入会に係る手続き
（１）受入企業
（略）
①提出書類及び提出方法
受入企業は、協議会第１号様式及び遵守事項誓約書について、受入工場を管轄する地方運輸局等に郵送又は持ち込みにより提出することとしている。なお、受入企業が郵送による返付を希望する場合、返信用封筒の同封を求めることとしている。
②記載事項の確認
<table><tr><th>記載事項</th><th>確認方法</th></tr><tr><td>認証番号
（指定番号）</td><td>・自動車検査・整備情報システムを参照し、有効な認証番号であるか否かの確認（指定工場にあたっては、指定番号の確認も含む。）を行う。</td></tr></table></td><td>別紙２

自動車整備分野に係る特定技能外国人受入れのための事務処理要領

制定：平成31年４月４日

2.　協議会事務
（略）
2.1. 協議会の入会に係る手続き
（１）受入企業
（略）
①提出書類及び提出方法
受入企業は、法人代表者名の押印をした第１号様式及び遵守事項誓約書について、受入工場を管轄する地方運輸局等に郵送又は持ち込みにより提出することとしている。なお、受入企業が郵送による返付を希望する場合、返信用封筒の同封を求めることとしている。
②記載事項の確認
<table><tr><th>記載事項</th><th>確認方法</th></tr><tr><td>認証番号
（指定番号）</td><td>・自動車分解整備認定システム（令和２年４月以降においては、「自動車検査・整備情報システム」）を参照し、有効な認証番号であるか否かの確認（指定工場にあたって</td></tr></table></td></tr>
</table>

	・認証の効力停止または取り消し処分を現に受けていないこと又は受ける予定がないことの確認を行う。認証の取り消し処分を受けることが決定している場合は、届出を受理しないものとする。
外国人の受入れ予定	・受け入れる外国人の入国予定日（技能実習からの移行等により既に入国している場合にあっては、雇用開始日。月単位で構わない。）を確認する。なお、協議会への届出時においては出入国在留管理庁への在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請の前であることから、具体の日付が特定されている必要はないものとする。
登録支援機関への委託	（略）
その他記載事項	（略）

③遵守事項の確認

遵守事項について、適切に記載されているか否か（漏れ、判読不能な項目がないか）の確認を行う。

④（略）

（２）登録支援機関

協議会規約第８条第１項及び協議会運営規程第２条の規定により、協議会の構成員になろうとする登録支援機関は、①の通り事務局宛に届け出ることとしている。地方運輸局等においては、②及び③の通り確認を行った上で、協議会第２号様式に押印の上、この写しを登録支援機関に返付する。

①提出書類及び提出方法

登録支援機関は、協議会第２号様式及び遵守事項について、支援を行う受入工場を管轄する地方運輸局等に郵送又は持ち込みにより

	は、指定番号の確認も含む。）を行う。 ・認証の効力停止または取り消し処分を現に受けていないこと又は受ける予定がないことの確認を行う。認証の取り消し処分を受けることが決定している場合は、届出を受理しないものとする。
外国人の受入れ予定	・受け入れる外国人の入国予定日（技能実習の場合にあっては、雇用開始日。月単位で構わない。）を確認する。なお、協議会への届出時においては出入国在留管理庁への在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請の前であることから、具体の日付が特定されている必要はないものとする。
登録支援機関への委託	（略）
その他記載事項	（略）

③協議会第１号様式及び遵守事項への押印の確認

協議会第１号様式及び遵守事項について、受入企業の代表者印があることを確認する。なお、必ずしも法人印の押印を求めない。

④（略）

（２）登録支援機関

協議会規約第８条第１項及び協議会運営規程第２条の規定により、協議会の構成員になろうとする登録支援機関は、①の通り事務局宛に届け出ることとしている。地方運輸局等においては、②及び③の通り確認を行った上で、第２号様式に押印の上、この写しを登録支援機関に返付する。

①提出書類及び提出方法

登録支援機関は、法人代表者名の押印をした第２号様式及び遵守事項誓約書について、支援を行う受入工場を管轄する地方運輸局等

提出することとしている。なお、登録支援機関が郵送による返付を希望する場合、返信用封筒の同封を求めることとしている。

②　（略）
③遵守事項の確認
　遵守事項について、適切に記載がされているか否か（漏れ、判読不明な項目がないか）の確認を行う。

④　（略）
2.2. 協議会の構成員であることの証明
（１）受入企業
　協議会規約第８条第４項及び協議会運営規程第４条の規定により、協議会の構成員であることの証明を受ける受入企業は、①の通り事務局に申請することとしている。地方運輸局等においては、②の通り確認を行った上で、協議会第３号様式に押印の上、この写しを受入企業に返付する。
①提出書類及び提出方法
　受入企業は、協議会第３号様式について、受入工場を所管する地方運輸局等（複数ある場合は、いずれかを所管する地方運輸局等）に郵送又は持ち込みにより提出することとしている。なお、受入企業が郵送による返付を希望する場合、返信用封筒の同封を求めることとしている。
②　（略）
（削る）

③構成員資格証明書の発行
　②の事項について要件を満たしていると認められる場合には、協議会第３号様式の「協議会事務局確認欄」に必要事項を記載の上、地方運輸局等の受付印を押印した写しを受入企業に返付する。確認

に郵送又は持ち込みにより提出することとしている。なお、登録支援機関が郵送による返付を希望する場合、返信用封筒の同封を求めることとしている。
②　（略）
③協議会第２号様式及び遵守事項への押印の確認
　協議会第２号様式及び別表第２の遵守事項誓約書について、登録支援機関の代表者印があることを確認する。なお、必ずしも法人印の押印を求めない。
④　（略）
2.2. 協議会の構成員であることの証明
（１）受入企業
　協議会規約第８条第４項及び協議会運営規程第４条の規定により、協議会の構成員であることの証明を受ける受入企業は、①の通り事務局に申請することとしている。地方運輸局等においては、②及び③の通り確認を行った上で、第３号様式に押印の上、この写しを受入企業に返付する。
①提出書類及び提出方法
　受入企業は、法人代表者名の押印をした第３号様式について、受入工場を所管する地方運輸局等（複数ある場合は、いずれかを所管する地方運輸局等）に郵送又は持ち込みより提出することとしている。なお、受入企業が郵送による返付を希望する場合、返信用封筒の同封を求めることとしている。
②　（略）
③協議会第３号様式への押印の確認
　協議会第３号様式について、受入企業の代表者印があることを確認する。なお、必ずしも法人印の押印を求めない。
④構成員資格証明書の発行
　②、③のすべての事項について要件を満たしていると認められる場合には、協議会第３号様式の「協議会事務局確認欄」に必要事項を記載の上、地方運輸局等の受付印を押印した写しを受入企業に返

において慎重を要すると認める事項がある場合においては、自動車局整備課に相談の上、対応を協議するものとする。 なお、本事務に関する標準処理期間は、様式の提出を受けた５開庁日以内とし、これを超える場合は、受入企業に対して理由を付して連絡を行うものとする。 （２）登録支援機関 協議会規約第８条第４項及び協議会運営規程第４条の規定により、協議会の構成員であることの証明を受ける登録支援機関は、事務局の①の通り申請することとしている。地方運輸局等においては、②の通り確認を行った上で、協議会第４号様式に押印の上、この写しを登録支援機関に返付する。 ①提出書類及び提出方法 登録支援機関は、協議会第４号様式について、2.1（２）②の届出を行った地方運輸局等に郵送又は持ち込みにより提出することとしている。なお、登録支援機関が郵送による返付を希望する場合、返信用封筒の同封を求めることとしている。 ②　（略） （削る）	付する。確認において慎重を要すると認める事項がある場合においては、自動車局整備課に相談の上、対応を協議するものとする。 なお、本事務に関する標準処理期間は、様式の提出を受けた５開庁日以内とし、これを超える場合は、受入企業に対して理由を付して連絡を行うものとする。 （２）登録支援機関 協議会規約第８条第４項及び協議会運営規程第４条の規定により、協議会の構成員であることの証明を受ける登録支援機関は、事務局の①の通り申請することとしている。地方運輸局等においては、②及び③の通り確認を行った上で、第４号様式に押印の上、この写しを登録支援機関に返付する。 ①提出書類及び提出方法 登録支援機関は、法人代表者名の押印をした第４号様式について、2.1（２）②の届出を行った地方運輸局等に郵送又は持ち込みにより提出することとしている。なお、登録支援機関が郵送による返付を希望する場合、返信用封筒の同封を求めることとしている。 ②　（略） ③協議会第４号様式への押印の確認 協議会第４号様式について、登録支援機関の代表者印があることを確認する。なお、必ずしも法人印の押印を求めない。
③構成員資格証明書の発行 ②の事項について要件を満たしていると認められる場合には、協議会第４号様式の「協議会事務局確認欄」に必要事項を記載の上、地方運輸局等の受付印を押印した写しを登録支援機関に返付する。確認において慎重を要すると認める事項がある場合においては、自動車局整備課に相談の上、対応を協議するものとする。 本事務に関する標準処理期間は、様式の提出を受けた５開庁日以内とし、これを超える場合は、登録支援機関に対して理由を付して連絡を行うものとする。	④構成員資格証明書の発行 ②、③のすべての事項について要件を満たしていると認められる場合には、協議会第４号様式の「協議会事務局確認欄」に必要事項を記載の上、地方運輸局等の受付印を押印した写しを登録支援機関に返付する。確認において慎重を要すると認める事項がある場合においては、自動車局整備課に相談の上、対応を協議するものとする。 本事務に関する標準処理期間は、様式の提出を受けた５開庁日以内とし、これを超える場合は、登録支援機関に対して理由を付して連絡を行うものとする。

2.3.　（略） 2.4.　退会手続 　協議会規約第８条第５項及び協議会運営規程第５条の規定により、協議会を退会する受入企業又は登録支援機関は、2.1.の届出を行った地方運輸局等まで協議会第６号様式により届け出ることとしている。地方運輸局等においては、届出を受けた場合にあっては、速やかに台帳を修正するものとする（上記届出を行っていないこと等により、協議会において退会の決議がなされた場合についても同様とする。）。 　なお、退会届出について受理をした旨の書面発行は行わないものとする。 2.5.　（略） 2.6.　その他 2.6.1.　（略） 2.6.2.　不適切事案の報告 　地方運輸局等は、受入企業又は登録支援機関より、受け入れている特定技能外国人の失踪又は入管法の規定の違反等に係る報告を受けた場合、速やかに自動車局整備課に報告を行うものとする。 2.6.3.　（略） 3.　（略）	2.3.　（略） 2.4.　退会手続 　協議会規約第８条第５項及び協議会運営規程第５条の規定により、協議会を退会する受入企業及び登録支援機関は、2.1.の届出を行った地方運輸局等まで協議会第６号様式により届け出ることとしている。地方運輸局等においては、届出を受けた場合にあっては、速やかに台帳を修正するものとする（上記届出を行っていないこと等により、協議会において退会の決議がなされた場合についても同様とする。）。 なお、退会届出について受理をした旨の書面発行は行わないものとする。 2.5.　（略） 2.6.　その他 2.6.1.　（略） 2.6.2.　不適切事案の報告 　地方運輸局等は、受入企業又は登録支援機関より、受け入れている特定技能外国人の失踪及び入管法の規定の違反等に係る報告を受けた場合、速やかに自動車局整備課に報告を行うものとする。 2.6.3.　（略） 3.　（略）

○電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の実施についての一部改正

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の実施について（令和２年２月６日国自整第 274 号）の一部を次のように改正する。

様式第５号を次のように改める。

様式第５号

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習　修了証明願

長　殿

道路運送車両法施行規則第 57 条第 7 号及び第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 7 号の規定に基づく講習を修了した旨の証明をお願いします。

提出年月日（和暦）　　年　　月　　日

願出人氏名		電話番号	ー　　ー
住所	〒　　ー		

修了者氏名	
生年月日 （和暦）	年　　月　　日生
受講番号	第　　号
修了年月日 （和暦）	年　　月　　日
自動車整備士資格 種類及び合格番号	
現に整備主任者に 選任されている 事業場の認証番号	

―――――――――― 以降は、記載しないこと ――――――――――

第　　号

上記の通り相違ないことを証明します

年　　月　　日

〇〇長㊞

○新型コロナウイルス感染症の影響により減車（一時抹消登録）することとなった旅客自動車運送事業用自動車の新規検査時の取扱いについての一部改正

新型コロナウイルス感染症の影響により減車（一時抹消登録）することとなった旅客自動車運送事業用自動車の新規検査時の取扱いについて（令和２年４月 16 日国自整第 11 号、11 号の２、11 号の３）の一部を次のように改正する。

別紙旅客自動車運送事業用自動車の一時抹消登録からの再登録依頼書を次のように改める。

別紙

<table>
<tr><td colspan="7">旅客自動車運送事業用自動車の一時抹消登録からの再登録依頼書</td></tr>
<tr><td colspan="7">当社の保有する次の旅客自動車運送事業用自動車について、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、利用者が減少していたことから、自動車の維持管理に関する負担を軽減するため、一時抹消登録しておりましたが、今般、事態が改善されたことから、再び新規検査・登録することとしました。
なお、当該自動車の構造・装置については、登録識別情報等通知書に記載された状態から変更していないことを宣誓いたします。</td></tr>
<tr><td>車名</td><td></td><td>型式</td><td></td><td>車台番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="5" rowspan="2">所有者:
住　所:
連絡先:</td><td colspan="2">受　付　印</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="5">使用者:
住　所:
連絡先:</td></tr>
</table>

注１）令和２年２月２６日以降に一時抹消登録を受けたものであって、一時抹消登録の申請を行った所有者と新規登録を申請する所有者が同一であり、かつ、一時抹消登録された際の使用者と新規検査を申請する使用者が同一の旅客自動車運送事業者である必要があります。

注２）今回の新規検査で提示のあった自動車の構造・装置が、登録識別情報等通知書に記載された状態と外観上明らかに相違する場合にあっては、当該依頼書は無効となります。

○新型コロナウイルス感染症の影響で二種養成施設における養成課程が延期又は中止になったことにより試験の全部免除が受けられなくなる者に対する自動車整備士技能検定の申請の取扱いについての一部改正

新型コロナウイルス感染症の影響で二種養成施設における養成課程が延期又は中止になったことにより試験の全部免除が受けられなくなる者に対する自動車整備士技能検定の申請の取扱いについて（令和２年５月 13 日国自整第 34 号）の一部を次のように改正する。

別添別紙を次のように改める。

（別紙）

令和　年　月　日

自動車整備士二種養成施設における講習受講意思表明書

氏　　名　：

生年月日　：

私は、新型コロナウイルス感染症の影響により延期又は中止となった以下の二種養成施設における講習を受講する意思があったことを表明するとともに、再開後に開催される直近の同一種類の二種養成施設における講習を受講することを約束いたします。

受講を予定していた講習の種類	
受講を予定していた講習名	
延期又は中止前の講習修了予定日	
再開後の講習受講予定地	
登録学科試験合格日	
FAX 番号 ※FAX による申請の場合に記載すること	

○整備主任者研修の細部取扱いについての一部改正

整備主任者研修の細部取扱いについて（平成 10 年 11 月 24 日業務連絡第 98-65 号）の一部を次のように改正する。

様式例別添 1 を次のように改める。

（様式例）別添１

整備主任者技術研修の機関認定申請書

年　　月　　日

運輸局　　運輸支局長殿

名　称

所在地

代表者

「整備主任者の研修について（平成10年11月24日付け、自整第187号）」の整備主任者研修実施要領に基づき、整備主任者技術研修の実施機関として認定を受けたく申請いたします。

１．研修担当責任部署

２．研修実施場所

３．研修対象事業場

４．研修項目及び研修時間

５．使用教材等

１．研修対象整備主任者の概数　　約　　名

申請の件については認定する。　　受

令和　　年　　月　　日　　運輸局　　運輸支局長　　付

印

（日本産業規格Ａ列４番）

備考　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別紙

研修対象事業場一覧

運輸支局管轄

認証番号	事　業　場　名	整備主任者の概数	備　考
		名	
		名	
		名	
		名	
		名	
		名	
		名	
		名	
		名	
		名	
		名	
		名	
		名	
		名	
		名	
		名	
		名	
		名	
合　計	工場	名	

（日本産業規格Ａ列４番）

様式例別添２を次のように改める。

（様式例）別添２

年度整備主任者技術研修対象事業場名簿

年　　月　　日

運輸局　　運輸支局長殿

名　　称
所 在 地
代表者名

標記について、当社(組合)で研修を予定している事業場等について次のとおり報告します。

認証番号	事　業　場　名	整備主任者の概数	備　考
		名	
		名	
		名	
		名	
		名	
		名	
合計	工場	名	

（日本産業規格Ａ列４番）

様式例別添３を次のように改める。

（様式例）別添３

年度整備主任者技術研修修了者名簿

年　　月　　日

運輸局　　運輸支局長殿

名　　称
所 在 地
代表者名

標記について、当社(組合)で研修を行った事業場等について次のとおり報告します。

認証番号	事　業　場　名	整備主任者名	備　考
合計	工場	名	

（日本産業規格Ａ列４番）

○電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の細部取扱についての一部改正

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の細部取扱について（令和２年２月６日事務連絡）の一部を次のように改正する。

様式第１号を次のように改める。

様式第１号

電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習　受講申請書
【学科　・　試問　・　再試問】

〇〇運輸支局長（←陸運監査部長・沖縄総合事務局陸運事務所長）　殿

提出年月日（和暦）　　年　　月　　日

再提出年月日（和暦）　　年　　月　　日

道路運送車両法施行規則第 57 条第 7 号及び第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 7 号に掲げる講習（電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習）の受講を申請します。

<table>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td><td>電話番号</td><td colspan="3">－　　－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">住所</td><td colspan="4" rowspan="2">〒</td><td colspan="2">生年月日（和暦）</td></tr>
<tr><td colspan="2">.　　.</td></tr>
<tr><td rowspan="2">整備士の種類</td><td colspan="2">種類</td><td colspan="2">合格年月日（和暦）</td><td colspan="2">合格番号</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">年　月　日</td><td colspan="2">第　　号</td></tr>
<tr><td>受講内容
該当に〇</td><td colspan="2">1．学科</td><td colspan="2">2．試問</td><td colspan="2">3．再試問</td></tr>
<tr><td rowspan="2">受講希望
日時（和暦）</td><td>第1
希望</td><td>年　月　日
第　回</td><td>第1
希望</td><td>年　月　日
第　回</td><td>第1
希望</td><td>年　月　日
第　回</td></tr>
<tr><td>第2
希望</td><td>年　月　日
第　回</td><td>第2
希望</td><td>年　月　日
第　回</td><td>第2
希望</td><td>年　月　日
第　回</td></tr>
<tr><td>学科受講状況
該当に〇</td><td colspan="2">1．未受講
2．受講済み</td><td>実習受講状況
該当に〇</td><td colspan="3">1．未受講
2．受講済み</td></tr>
</table>

【注意事項】

① 受付期間内に申請すること。なお、記載内容に虚偽があった場合には、受講を取り消します。

② 記載内容を修正する場合には、修正印を押印の上、記載すること。

③ 自動車整備士資格の取得を証明する書面の写しを添付すること。

④ 学科又は実習の講習が修了している場合、証明する書面の写しを添付すること。

⑤ 受講希望日時は、申請先の運輸支局等が公表した実施日を記載すること。

点線内は、記載しないこと

受講番号	第　　号

証明写真欄	【証明写真について】
受講票と同じ写真を貼付すること	○ 最近１年以内の上半身脱帽（宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く）のもの ○ 印刷写真の場合は、大きさは縦 4cm×横 3cm とし、裏面に「氏名」を記載し、のりをつけて貼付すること ○ デジタル写真の場合は、解像度は 600×450 pixel 以上とする

受付印

様式第４号を次のように改める。

様式第４号

電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習の機関認定申請書

年　　月　　日

運輸局　　運輸支局長殿

名　称
所在地
代表者

「電子制御装置整備の整備主任者に係る運輸支局長等が行う講習について（令和２年２月６日付け、国自整第 265 号）」の電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習実施要領に基づき、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習の実習実施機関として認定を受けたく申請いたします。

１．実習担当責任部署
２．実習実施場所
３．実習の名称
４．実習の内容

５．使用教材等

６．実習実施要領

申請の件については認定する。

年　　月　　日　　運輸局　　運輸支局長　　受付印

（日本産業規格Ａ列４番）

附　則

本改正規定は令和３年１月１日から施行する。